特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	地方税法等による地方税の賦課徴収又は地方税に関する 調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 全項目評 価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、地方税法等による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査 (犯則事件の調査を含む。)に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の 権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその 他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個 人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税法等による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。なお、本評価書は令和5年1月1日以降の事務内容について宣言する。

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和6年3月26日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I	基本情報
(別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
w	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	地方税法等による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	
②事務の内容 ※	地方税の業務は、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税及び都市計画税(以下「市税」という。)の公平かつ適正な賦課並びに徴収にあたって、次の事務に分けられる。 1 個人住民税関係事務 賦課期日(1月1日)現在で、本市に居住する者及び本市内に事業所や家屋敷を有する者に対して個人住民税申告書等の課税資料から賦課決定を行い、通知するもの 2 固定資産税関係(都市計画税を含む)事務 賦課期日(1月1日)現在で、本市に土地、家屋及び償却資産(これらを総称して「固定資産」という。)を所有している者に対して、その固定資産の価格に応じて賦課決定を行い、通知するもの 3 軽自動車税関係事務 賦課期日(4月1日)現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)のまたる定置場を、本市内に有する所有者に対して賦課決定を行い、通知するもの 4 諸税(市たばこ税、入湯税及び事業所税)関係事務 市たばご税・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下「卸売販売業者等」という。)の申告により徴収する(手持品課税実施には、小売販売業者も申告納付義務者となる。)もの・入湯税・鉱泉浴場の経営者の申告により、鉱泉浴場に入湯する入湯客からの入湯税を徴収するもの・事業所税・市内の事業所等で事業を行う者の申告により徴収するもの・事業所のを置、納税者への還付金の支払い、納期限内に納付がない者への滞納整理等を行うもの 6 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務) ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)	
③対象人数	〈選択肢〉(選択肢〉(30万人以上 30万人以上 30万人以上 30万人以上1万人未満 30万人以上10万人未満 400万人以上30万人未満 500万人以上	
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	宛名システム	
②システムの機能	1 住民基本台帳に登録している者、住民基本台帳に登録していない者その他市税の賦課徴収に係る 関連者の情報を管理する。 2 納税者の申請により口座振替納付の対象となる口座情報を管理する。 3 各種証明書の作成を行う。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O] 税務システム []その他 ())	

システム2		
①システムの名称	個人住民税システム	
②システムの機能	1 宛名管理システムの情報をもとに、賦課決定の年度・対象者を特定する。 2 本市に居住する者、本市内に事業所や家屋敷を有する者などから提出される個人住民税申告書や 給与支払報告書等の課税資料を登録する。 3 課税資料の名寄せを行い、課税標準額や徴収方法を決定し、賦課決定を行う。 4 自主決定等により税額の変更を行う。 5 納税通知書や納付書の作成を行う。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム []その他 ()	
システム3		
①システムの名称	国税連携支援システム	
②システムの機能	1 国税連携システムから取得した確定申告書データ(e-Taxの国税連携データ)を取込み、個人住民税システム用にデータ変換を行う。 2 資料番号を採番する。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [〇]税務システム []その他 ())	
システム4		
①システムの名称	固定資産税システム	
②システムの機能	1 法務局(登記所)の登記異動通知等や宛名システムの情報をもとに、賦課決定の年度・対象者(共有者を含む。)を特定する。 2 調査した項目を評価情報に登録する。 3 評価情報をもとに、土地、家屋、償却資産の評価計算を行い、各資産・課税客体の課税標準額や軽減税額を決定し、賦課決定を行う。 4 減免等により税額の変更を行う。 5 納税通知書や納付書の作成を行う。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (家屋評価システム)	

システム5		
①システムの名称	家屋評価システム	
②システムの機能	1 建築確認申請情報及び固定資産税システムから連携した登記異動通知情報等を基に調査対象家屋を特定する。 2 調査対象家屋所有者に送付する実地調査依頼書の作成を行う。 3 実地調査、建築図面等を基に家屋の図面描画、評価計算を行う。 4 算出した再建築費標点数等評価情報の固定資産税システムへの連携データを作成する。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [〇]税務システム []その他 ())	
システム6		
①システムの名称	軽自動車税システム	
②システムの機能	1 宛名システムの情報をもとに、賦課決定の年度・対象者を特定する。 2 本市に主たる定置場を有する軽自動車等の所有者などから提出される軽自動車税申告書により、新規登録、修正、廃車の登録を行う。 3 課税資料の名寄せを行い、税額を決定し、賦課決定を行う。 4 減免等により税額の変更を行う。 5 納税通知書や納付書の作成を行う。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [〇]税務システム []その他 ())	
システム7		
①システムの名称	事業所税システム	
②システムの機能	1 本市内の事業所等で事業を行う者及び市内の事業所用家屋を貸し付けている者などから提出される 事業所税申告書等をもとに、宛名管理システムの登録・修正・確認や課税資料内容(納付額等)を登録 する。 2 更正等により税額の変更を行う。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [〇]税務システム []その他 ()	

システム8		
①システムの名称	収納システム	
②システムの機能	1 市民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、事業所税システム及びその他諸税(紙 媒体)の賦課情報を受け取り、収納管理情報(納税情報)に登録する。 2 金融機関等により受け取った納税情報の登録・更新を行う。 3 過誤納等の処理のため還付及び充当や不納欠損処理を行う。 4 納付書の作成を行う。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [〇]税務システム []その他 ())	
システム9		
①システムの名称	eLTAX審査システム	
②システムの機能	1 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(当時)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 2 このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 3 地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。 4 審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。・審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等・税務システム(eLTAX)から税務システムへの連携:特別徴収税額通知データ等 5 審査システム(eLTAX)には、・個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与下の場合と、では、といの年金等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、電却資産申告書を、償却資産の所有者に送付する。・事業所税:事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム []その他 ()	

システム10		
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)	
②システムの機能	1 国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(当時)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 2 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 3 国税連携システム(eLTAX)には、・国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。・他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。等の機能がある。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))	
システム11		
①システムの名称	システム連携基盤	
②システムの機能	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 4 情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバーと接続し、システム間での情報連携を行う。 6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム [O]その他 (中間サーバー、各業務システム)	

システム12		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、特別等のにの情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理する機能 セキュリティ管理でる機能 セキュリティ管理機能 ・ヤコリティ管理機能 ・オンリティを管理する機能・特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、移動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [□] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [□] 税務システム [○] その他 ()	
システム13		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	1 本人確認情報の照会・検索 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)の組合せをキーとして、本市統合端末により本人確認情報の検索 を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構への本人確認情報照会 全国のサーバに対して、住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要 求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()	

システム14			
①システムの名称	市たばこ税システム		
②システムの機能	1 製造たばこの卸売販売業者等から提出されるたばこ税申告書及び小売販売業者等から提出されるたばこ税の手持品課税申告書等をもとに、宛名管理システムの登録・修正・確認や課税資料内容(納付額等)を登録する。 2 更正等により税額の変更を行う。		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	」住民基本合帳イットソークシステム 」既存住民基本合帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム		
	[] その他 ()		
システム15			
①システムの名称	入湯税システム		
②システムの機能	1 本市内の鉱泉浴場の特別徴収義務者から提出される入湯税納入申告書等をもとに、宛名管理システムの登録・修正・確認や課税資料内容(納付額等)を登録する。 2 更正等により税額の変更を行う。		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム		
	[]その他 ()		

3. 特定個人情報ファイル名

(1) 市民税データファイル、(2) 固定資産税データファイル、(3) 軽自動車税データファイル、(4) 事業所税データファイル、(5) その他諸税データファイル、(6) 収納管理データファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

1 市民税データファイル

課税資料と課税対象者との確実な名寄せができる。適正かつ公平な賦課事務や調査ができる。 2 固定資産税データファイル

課税資料と課税対象者との確実な名寄せができる。適正かつ公平な賦課事務や調査ができる。

3 軽自動車税データファイル

課税資料と課税対象者との確実な名寄せができる。適正かつ公平な賦課事務や調査ができる。 4 事業所税データファイル

課税資料と課税対象者との確実な名寄せができる。適正かつ公平な賦課事務や調査ができる。 5 その他諸税データファイル

課税資料と課税対象者との確実な名寄せができる。適正かつ公平な賦課事務や調査ができる。 6 収納管理データファイル

効率的かつ正確な収納管理ができる。

②実現が期待されるメリット

①事務実施上の必要性

1 確定申告書や個人住民税申告書の情報、給与支払報告書等の課税資料情報や、市町村の有する 住民情報等について、個人番号をキーとして名寄せでき、納税者の地方税関係情報をより的確かつ効 率的に把握することができる。

2 現在は添付書類などの紙媒体での照会により確認している地方税関係情報等について、番号制度の導入により、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となるため、事務負担の削減やより適正かつ公平な賦課徴収事務や調査ができる。

3 番号制度の導入により、情報提供ネットワークシステムを通じて地方税当局から社会保障担当部局 等へ地方税関係情報が提供されることになり、社会保障分野の手続きで求めている所得証明書等の添 付書類の提出を省略することができる。

5. 個人番号の利用 ※

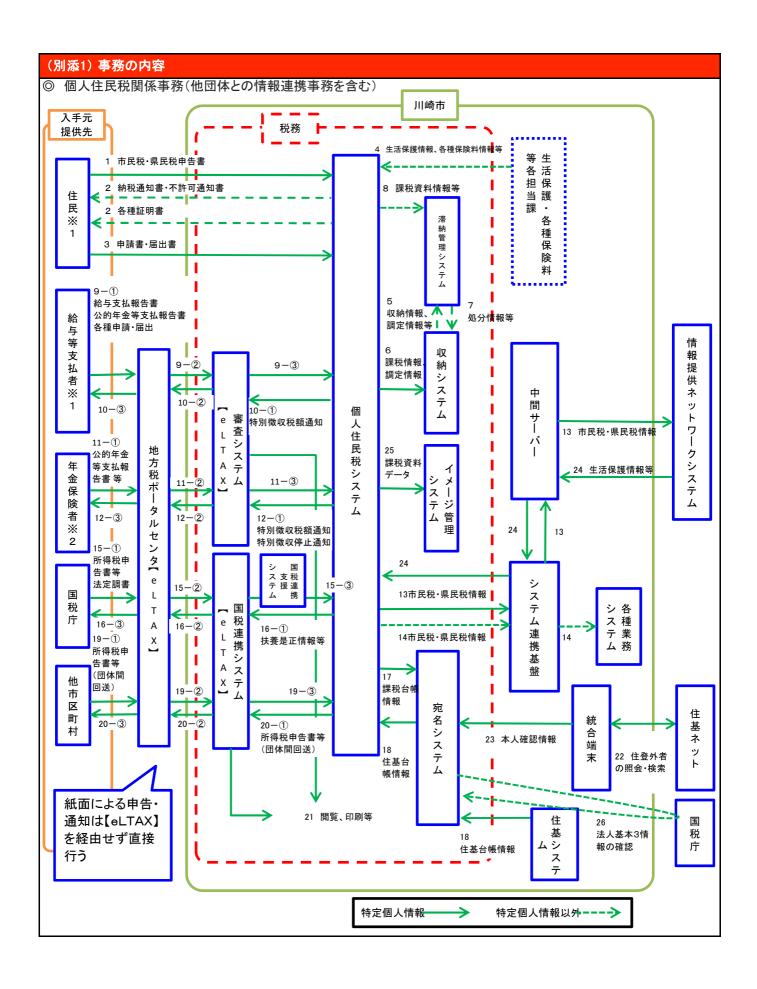
法令上の根拠

・番号法第9条第1項 別表第一の16の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務)

・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条

6. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携 ※
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報照会 番号法第19条第8号 別表第二の27の項(主務省令を定める命令第20条) ・情報提供 番号法第19条第8号 別表第二の1の項(主務省令を定める命令第1条)、2の項(主務省令を定める命令第2条)、3の項(主務省令を定める命令第3条)、4の項(主務省令を定める命令第4条)、6の項 (主務省令を定める命令第6条)、8の項(主務省令を定める命令第7条)、9の項(主務省令を定める命令第12条)、11の項(主務省令を定める命令第10条)、16の項(主務省令を定める命令第12条)、18の項(主務省令を定める命令第12条)、18の項(主務省令を定める命令第13条)、20の項(主務省令を定める命令第14条)、23の項(主務省令を定める命令第13条)、20の項(主務省令を定める命令第14条)、23の項(主務省令を定める命令第22条)、34の項(主務省令を定める命令第22条)、31の項(主務省令を定める命令第22条)、34の項(主務省令を定める命令第22条)、34の項(主務省令を定める命令第22条)、35の項(主務省令を定める命令第22条の4)、37の項(主務省令を定める命令第22条の4)、37の項(主務省令を定める命令第24条の2)、40の項(主務省令を定める命令第24条の3)、42の項(主務省令を定める命令第25条)、48の項(主務省令を定める命令第26条の3)、53の項(主務省令を定める命令第27条)、54の項(主務省令を定める命令第31条の2)、59の項(主務省令を定める命令第31条の3)、61の項(主務省令を定める命令第37条の4条)、64の項(主務省令を定める命令第31条の2)、59の項(主務省令を定める命令第31条の6)、66の項(主務省令を定める命令第34条)、67の項(主務省令を定める命令第34条)、67の項(主務省令を定める命令第34条)、10項項(主務省令を定める命令第44条の3)、85の項(主務省令を定める命令第44条の3)、92の項(主務省令を定める命令第45条)、94の項(主務省令を定める命令第44条の3)、97の項(主務省令を定める命令第45条)、94の項(主務省令を定める命令第44条の3)、92の項(主務省令を定める命令第45条)、101の項(主務省令を定める命令第53条)、111の項(主務省令を定める命令第58条)、111の項(主務省令を定める命令第58条)、111の項(主務省令を定める命令第59条の20)、112の項(主務省令を定める命令第59条の20)、112の項(主務省令を定める命令第59条の20)、112の項(主務省令を定める命令第59条の20)、117の項(主務省令を定める命令第59条の20)、1120の項(主務省令を定める命令第59条の20)、1120の項(主務省令を定める命令第59条の20)、1120の項(主務省令を定める命令第59条の20)、1120の項(主務省令を定める命令第59条の20)、1120の項(主務省令を定める命令第59条の20)、1120の項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省6令を定める命令第59条の20)、11200項(主務省6令を定める命令第59条の20)。1200項(主務省6令を定める命令第59条の20)。1200項(主務省6令を定める命令第59条の20
7. 評価実施機関における	担当部署 ————————————————————————————————————
①部署	財政局税務部税制課
②所属長の役職名	税制課長
8. 他の評価実施機関	

_



- ※1 納税者の代理人(税理士等)、給与支払者、公的年金等支払者(ただし、※2を除く。)を含む。
- ※2 公的年金等支払者のうち、厚生労働大臣(日本年金機構)、厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
- |※なお、公的年金等支払報告書は、厚生労働大臣(日本年金機構)及び地方公務員共済組合連合会を経由せずに提出される。
- 1 本人確認措置を行い、市民税・県民税申告書を受付、申告内容を個人住民税システムに入力する。
- 2 課税者には納税通知書を送付する。申請により証明書を交付する。
- 3 本人確認措置を行い、申請書や届出書の受付を行う。
- 4 賦課徴収事務に係る福祉情報等(生活保護情報や各種保険料)を電子媒体により取得する。
- 5 収納情報等により滞納者を特定し、管理する。
- 6 各納期の収納情報を管理する。
- 7 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。
- 8 課税資料情報を、特定個人情報を含まない形で滞納システムへ提供する。

【審査システム(eLTAX)】

- 9 納税者等からの申告書等データ、給与支払報告書データ、公的年金等支払報告書データ、各種申請・届出データの受領
- 9-① 納税者等が作成した申告書等データ等が地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 9-② 審査システム(eLTAX)は、申告書等データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得する。
- 9-③ 審査システム(eLTAX)から、申告書等データ等を取得し、税務システムに格納する。
- 10 納税者等への特別徴収税額通知データ、プレ申告データの送信【実施団体のみ】
- 10-① 特別徴収税額通知データ等を作成し、審査システム(eLTAX)に格納する。
- 10-2 審査システム(eLTAX)は、特別徴収税額通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。
- 10-③ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、特別徴収税額通知データ等を納税者等のメッセージボックスに格納する。また、格納した旨のメールを納税者等に送信する。(納税者等は、メッセージボックスで当該データを確認し、ダウンロードや印刷を行う。)
- ※納税者等には、納税者の代理人(税理士等)、給与支払者、公的年金等支払者(ただし、以下※2の年金保険者を除く。)を含む。
- 11 年金保険者からの公的年金等支払報告書データ、特別徴収対象者情報の通知データ、特別徴収税額通知の処理結果通知データ、特別徴収結果通知データ、特別徴収停止通知の処理結果通知データの受領
- 11一① 年金保険者が公的年金等支払報告書データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に格納する。
- 11-② 審査システム(eLTAX)は、公的年金等支払報告書データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得する。
- 11-③ 審査システム(eLTAX)から、公的年金等支払報告書データ等を取得し、税務システムに格納する。
- 12 年金保険者への特別徴収税額通知データ、特別徴収停止通知データの送信
- 12-① 特別徴収税額通知データ等を作成し、審査システム(eLTAX)に格納する。
- 12-② 審査システム(eLTAX)は、特別徴収税額通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。
- 12-③ 年金保険者は、特別徴収税額通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得する。
 - ※2における年金保険者は、公的年金等支払者のうち、
 - •厚生労働大臣(日本年金機構)
 - ・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団
- ・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会である。

【外部連携システム】

- 13、24 情報提供ネットワークシステムによる市民税・県民税情報や生活保護情報等の流れ
- 14 庁内の市民税・県民税情報の流れ

【国税連携システム(eLTAX)】

- 15 国税庁からの所得税申告書等データ、法定調書データの受領
- 15-① 国税庁から、所得税申告書等データ等が地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 15-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データ等を国税連携システム(eLTAX)に送信する。
- 15-③ 国税連携システム(eLTAX)から所得税申告書等データ等を取得し、国税連携支援システムにより資料番号を付番した上で税務システムに格納する。
- 16 国税庁への扶養是正情報等データの送信
- 16-① 扶養是正情報等データを作成し、国税連携システム(eLTAX)に格納する。
- 16-② 国税連携システム(eLTAX)は、扶養是正情報等データを地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。
- 16-③ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、扶養是正情報等データを国税庁に送信する。

【宛名システム】

- 17 住民登録のない課税対象者等の宛名情報を管理する。
- 18 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。

【国税連携システム(eLTAX)】

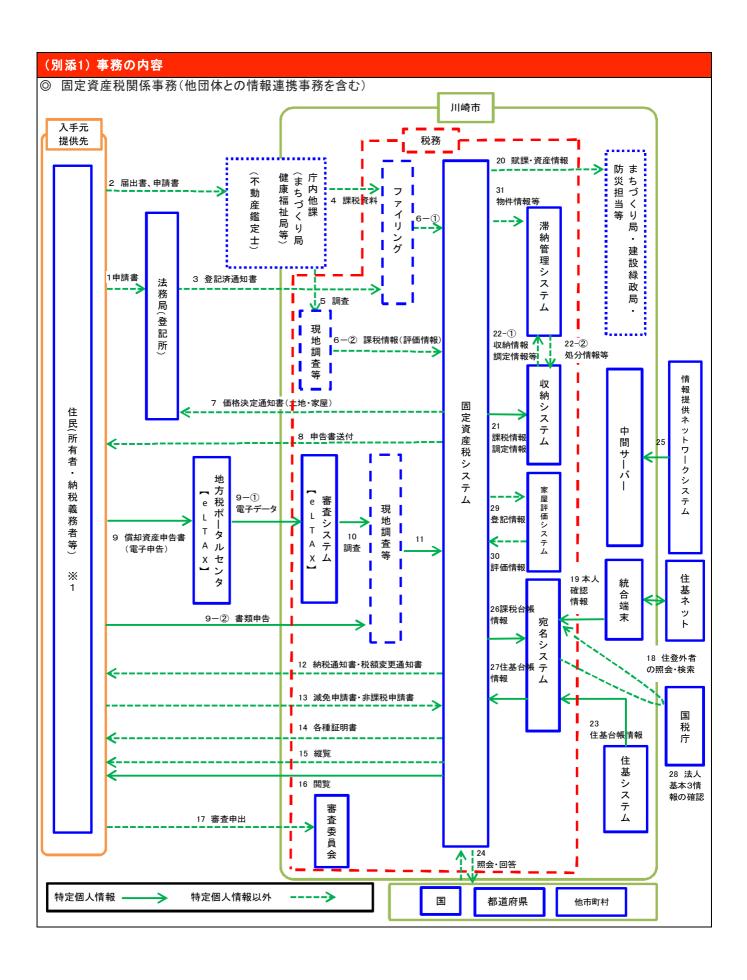
- 19 他市区町村からの所得税申告書等データの受領(団体間回送)
- 19一① 他市区町村から、所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 19-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)に送信する。
- 19-③ 国税連携システム(eLTAX)から、所得税申告書等データを取得し、税務システムに格納する。
- 20 他区市町村への所得税申告書等データの送信(団体間回送)
- 20-① 他市区町村に係る所得税申告書等データを、国税連携システム(eLTAX)に格納する。
- 20-② 国税連携システム(eLTAX)は、所得税申告書等データを地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。
- 20-③ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データを他市区町村に送信する。

【その他】

- 21 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)に格納されているデータの閲覧、印刷等をする。
- 22 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 23 番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。
- 26 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。

【イメージ管理システム】

25 電子データで提出された課税資料の疑似イメージ、紙媒体で提出された課税資料のスキャンデータの閲覧等をする。



|※ 代表相続人、納税管理人、代理人(税理士等)を含む。

【土地·家屋】

- 1 土地・家屋の所有者等は法務局へ登記申請を行う。
- 2 土地・家屋の所有者等は建築確認申請等を行う。
- 3 法務局は登記済通知書(紙・データ)を送付する。
- 4 庁内他課等が保有する課税資料(建築確認・生活保護・路線価等)を収集をする。(償却資産も有)
- 5 登記済通知書や課税資料を基に現地調査を実施する。
- 6 固定資産税システム入力
- 6-① 登記情報等を入力する。
- 6-② 評価情報を入力する。
- 7 価格決定通知書を法務局へ送付する。(データ)

【償却資産(eLTAX)】

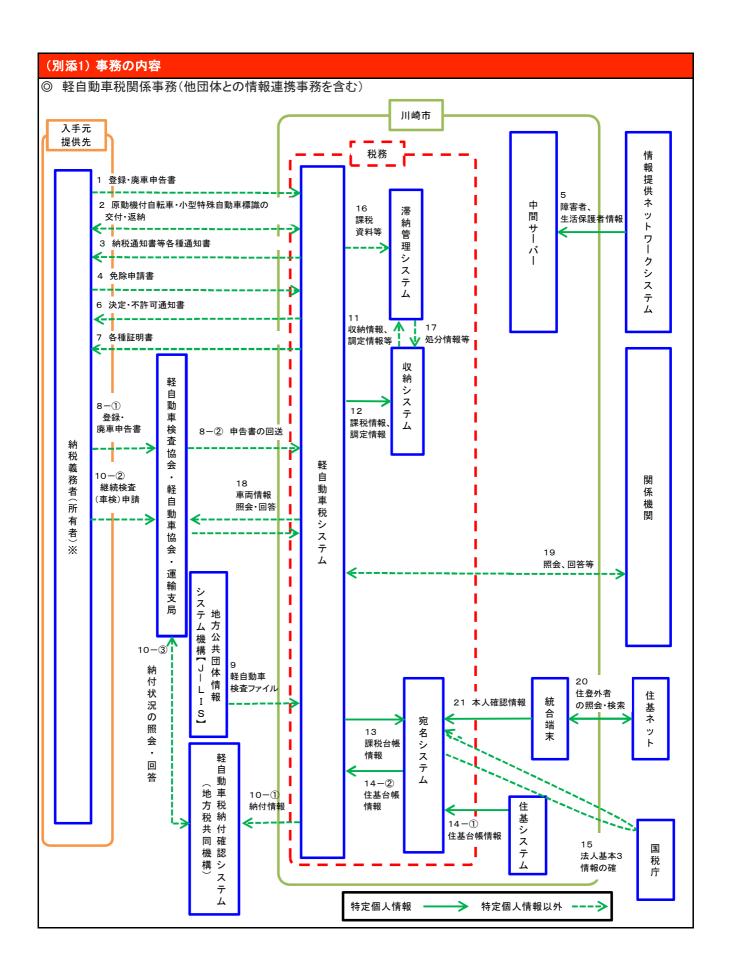
- 8 償却資産申告書等を送付する。
- |9 償却資産申告書を提出する。
- 9-① 電子申告者は地方税ポータルセンタ(eLTAX)に申告書データ等を送信する。
- 9-② 書類申告者は郵送又は持参により申告書等を提出する。
- 10 提出された申告書を現地調査等で精査する。
- 11 審査済の申告書を手入力又は電子データで固定資産税システムに入力する。

【共通】

- 12 納税者に納税通知書等を送付する。
- 13 減免申請書・非課税申請書等を提出する。
- 14 各種証明書等を交付する。
- 15 縦覧帳簿を公開する。
- 16 閲覧台帳を交付する。
- 17 固定資産税価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行う。
- 18 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 19 番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。

【市税システム】

- 20 賦課・資産情報の照会があった場合は、庁内他課へ提供する。
- 21 各納期の収納情報を管理する。
- |22-① 収納情報等により滞納者を特定し、管理する。
- 22-② 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。
- 23 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 24 国・都道府県・他市町村からの照会や各種統計資料の提出を行う。
- 25 情報提供ネットワークシステムによる生活保護情報等の流れ。
- 26 住民登録のない課税対象者等の宛名情報を管理する。
- 27 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 28 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。
- 29 登記異動通知情報等を家屋評価システムに取り込み、実地調査依頼書の作成を行う。
- 30 家屋の図面描画、評価計算を行い、算出した再建築費標点数等評価情報を連携する。
- |31 物件情報等を、特定個人情報を含まない形で滞納システムへ提供する。



- ※ 納税義務者の代理人、代行業者を含む。
- 1 本人確認措置を行い、原動機付自転車・小型特殊自動車申告書を受付し、申告内容を軽自動車税システムに入力する。
- 2 納税義務者(所有者)に、取得時には標識交付証明書及び標識を交付し、廃車時には廃車申告受付書を交付し標識を回収する。
- 3 納税義務者(所有者)に、納税通知書を送付する。
- 4 本人確認措置を行い、免除申請書の受付を行う。
- 5 生活保護情報等を情報提供ネットワークシステムに照会する。
- 6 免除申請を行った納税義務者(所有者)に、免除決定通知書又は免除不許可通知書を送付する。
- 7 本人確認措置を行い、証明書を発行する。
- 8 軽自動車税申告書の受領(※)
- 8-① 本人確認措置を行い、軽自動車検査協会、軽自動車協会、運輸支局で軽自動車税申告書を受付する。
- 8-② 軽自動車検査協会等から回送された申告書の内容を軽自動車税システムに入力する。
- 9 軽自動車検査ファイルを地方公共団体情報システム機構(JーLIS)より、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じてダウンロードし、 軽自動車税システムの車両情報と突合する。
- 10 軽自動車検査協会からの納付状況照会に対し、納付情報を基に回答する。
- ※1及び8については、総務省の技術的助言等により、当分の間、個人番号を記載しないこととする。

【市税システム】

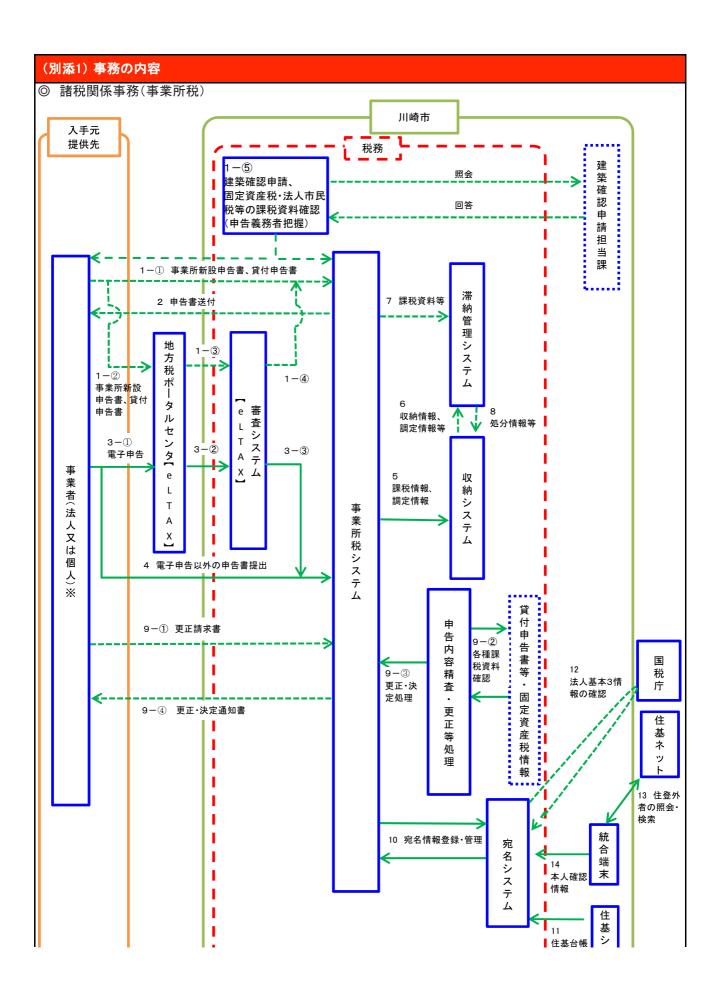
- 11 収納情報等により滞納者を特定し、管理し、納期限経過後、未納がある者に対して督促状を送付する。
- 12 各納期の収納情報を管理する。
- 13 住民登録のない課税対象者等の宛名情報を管理する。
- 14 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 15 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。
- 16 課税資料等を特定個人情報を含まない形で課税システムから滞納システムへ取り込む。
- 17 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。

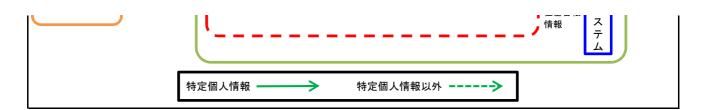
【照会·回答】

- 18 軽自動車検査協会、軽自動車協会、運輸支局が管轄する車両情報について、照会する。
- 19 関係機関と相互に照会、回答等を行う。

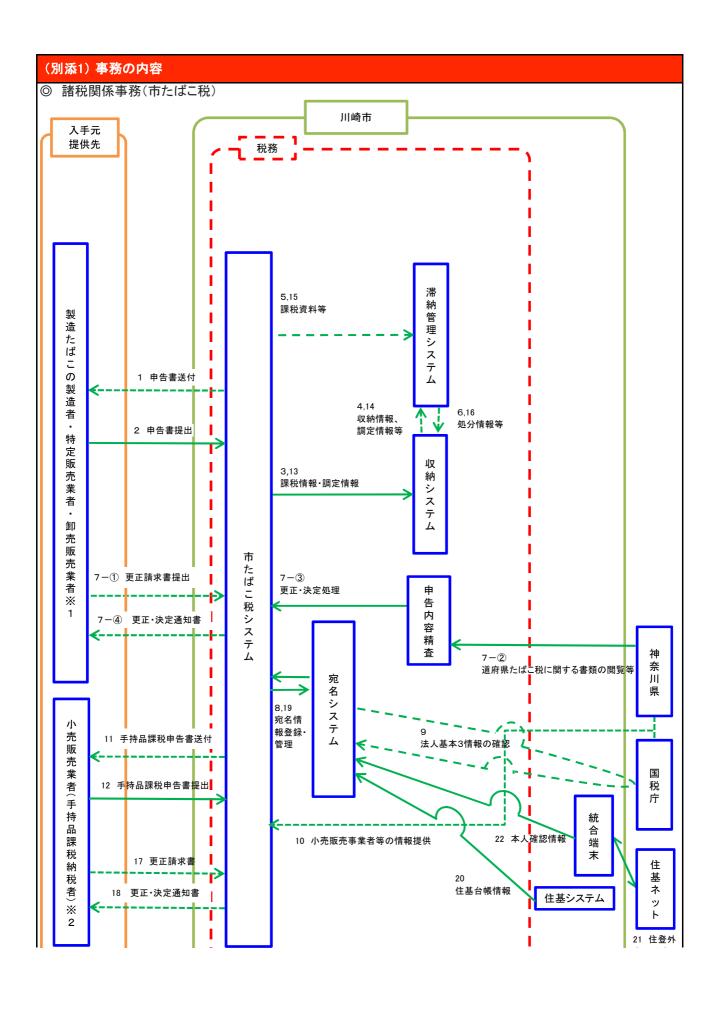
【共通】

- 20 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 21 番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。





- 1-① 事業所新設申告書、貸付申告書を受付、事業所税申告書の申告義務者となるものの情報を事業所税システムに入力し 原簿を登録する。
- 1-② 納税者等が作成した事業所新設申告書、貸付申告書のデータが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 1-③ 審査システム(eLTAX)は、申告書データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得する。
- 1-④ 審査システム(eLTAX)から、申告書等データを取得し、紙出力を行い、事業所税システムに入力し原簿を登録する。
- 1-⑤ 事業所税に係る事業所(家屋)情報等を紙や電子媒体より取得し、申告義務者を把握する。
- 事業所税システムから対象となる納税者等を抽出後、申告書・納付書を電算作成のうえ、納税者宛て送付する。 2
- 3-① 納税者等が作成した申告書データは地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 3-② 審査システム(eLTAX)から当該データを取得する。
- 3-③ 審査システム(eLTAX)から取得した申告書等データを紙出力する。
- 4 事業所税申告書を受付。申告内容を事業所税システムに入力する。
- 5 各調定の収納情報を管理する。
- 6 収納情報等により滞納者を特定し、管理する。
- 7 課税資料等の情報を特定個人情報を含まない形で滞納システムへ取り込む。
- 8 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。
- 9-① 更正請求書を受付。請求内容を事業所税システムに入力する。
- 9-② 各種課税資料を確認する。
- 9-③ 事業所税システムに更正・決定処理入力を行う。
- 9-④ 納税者に更正・決定通知書を送付する。
- 10 申告義務者の宛名情報を登録・管理する。
- 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。 11
- 12 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。
- 13 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。 14





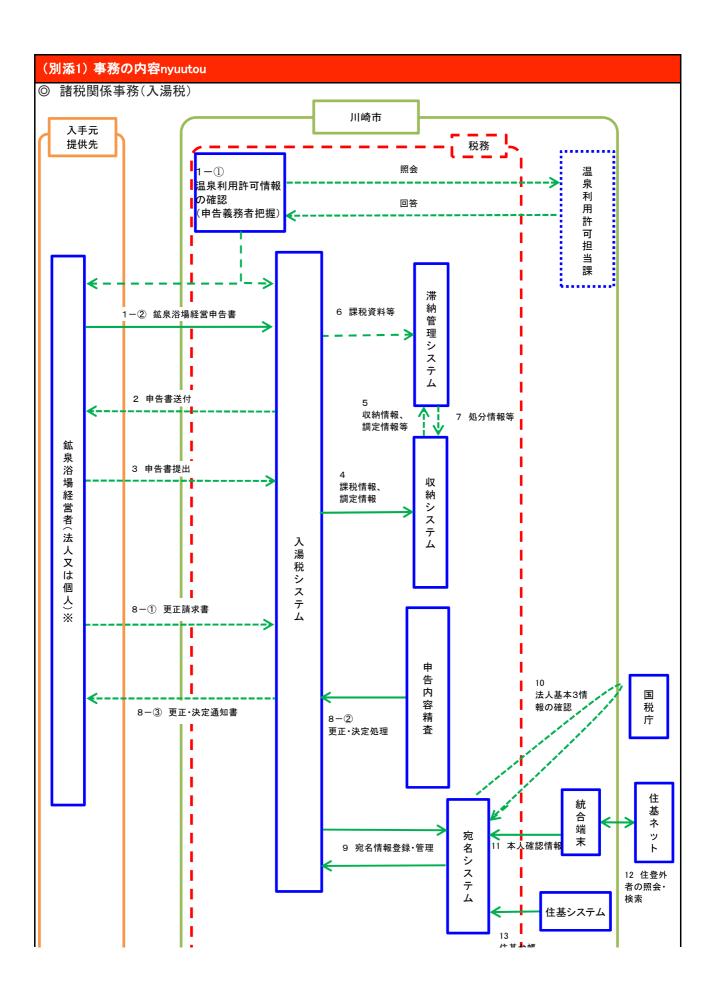
- ※2 手持品課税に係る納税者の代理人(税理士等)を含む。但し、更正・決定通知書の送付については納税者のみ。

【通常課税】

- 市たばこ税システムから対象となる納税者等を抽出後、申告書等を納税者宛て送付する。
- 2 市たばこ税申告書を受付。市たばこ税システムに入力する。
- 3 各調定の収納情報を管理する。
- 収納情報等により滞納者を特定し、管理する。 4
- 5 課税資料等の情報を特定個人情報を含まない形で滞納システムへ取り込む。
- 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。 6
- 7-① 更正請求書を受付する。
- 7-② 申告内容精査に伴い、必要に応じて道府県たばこ税に関する書類の閲覧をする。
- 7-③ 市たばこ税システムに更正・決定処理入力を行う。
- 7-④ 納税者に更正・決定通知書を送付する。
- 8 納税者の宛名情報を管理する。
- 9 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。

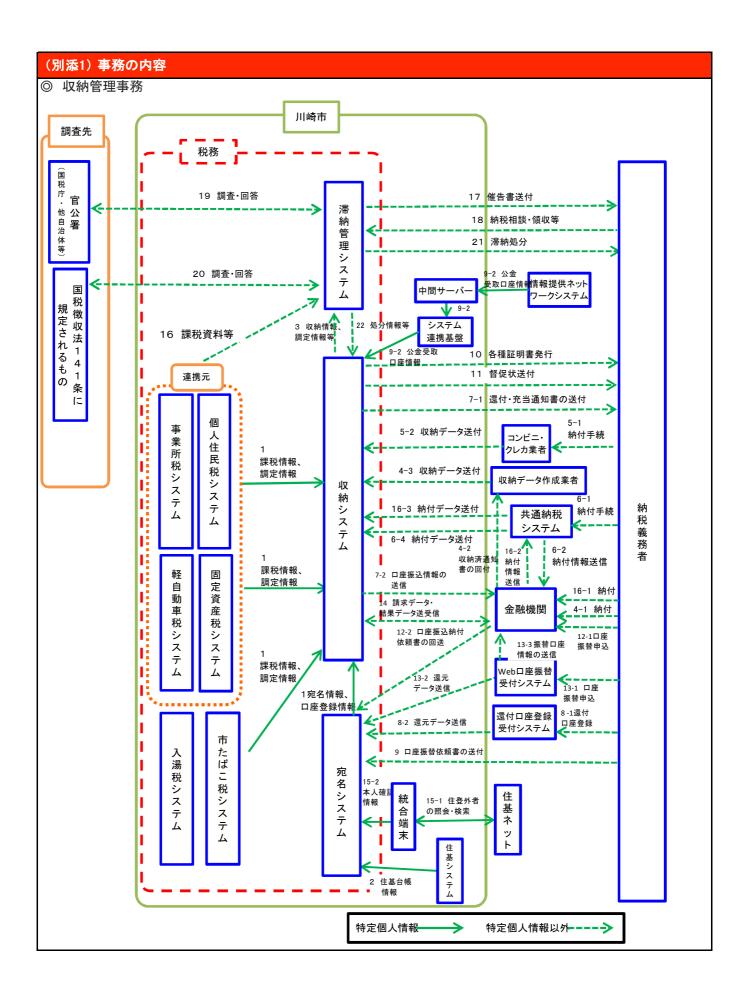
【税制改正に伴う手持品課税】

- 神奈川県及び国税庁からの小売販売事業者の情報提供により、小売販売事業者等の情報を市たばこ税システムに 入力する。
- 11 市たばこ税システムから手持品課税対象者を抽出後、申告書を送付する。(三税共同送付)
- 12 手持品課税申告書を受付。市たばこ税システムに入力する。
 - (手持品課税申告書は基本的には税務署へ提出され、本市分が回送される。)
- 13 各調定の収納情報を管理する。
- 14 収納情報等により滞納者を特定し、管理する。
- 課税資料等の情報を特定個人情報を含まない形で滞納システムへ取り込む。 15
- 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。 16
- 17 手持品課税に係る更正請求書を受付。市たばこ税システムに入力する。
- 納税者に更正・決定通知書を送付する。 18
- 19 納税者の宛名情報を管理する。
- 20 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 21 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 22 番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。





- 1-① 温泉利用許可情報を確認し、申告義務者を把握する。
- 1-② 鉱泉浴場経営申告書を受付。入湯税システムに入力し、原簿を登録する。
- 入湯税システムから対象となる納税者等を抽出後、申告書等を納税者宛て送付する。 2
- 入湯税申告書を受付。申告内容を入湯税システムに入力する。 3
- 各調定の収納データを管理する。 4
- 5 収納情報等により滞納者を特定し、管理する。
- 課税資料等の情報を特定個人情報を含まない形で滞納システムへ取り込む。 6
- 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。
- 8-① 更正請求書を受付する。
- 8-2 更正・決定に関する書類の作成を行う。
- 8-③納税者に更正・決定通知書を送付する。
- 9 申告義務者の宛名情報を登録・管理する。
- 10 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。
- 11 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 12 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。 13



【収納システム・宛名システム】

- 1 課税システムから課税情報及び調定情報を、宛名システムから宛名情報、振替口座・還付口座の登録情報を受領する。
- 2 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 3 収納システムから滞納システムへ調定情報・収納情報等を送信する。
- |4 金融機関でQRコード非対応納付書を使用して納付した納税者の収納情報を収納データ作成業務委託業者から受領しシステムへ |取込、

消込処理を行う。

- 5 コンビニエンスストア・クレジットカード納付サイトで納付手続が行われた債権の収納データを受信し、消込処理を行う。
- 6 共通納税システムを利用して納付手続があった場合の収納データを受信し、消込処理を行う。
- 7 過誤納金が発生した場合に還付・充当処理を行い、納税者に対して、還付・充当通知書を送付する。 還付処理を行う場合、指定金融機関に対して口座振込情報を送信する。
- 8 納税者が還付口座登録システムを利用して登録した還付口座情報を宛名システムに取り込む。
- 9 納税者から受領した口座振込依頼書に記入された還付口座情報を宛名システムに登録する。
- 9-2 納税者が登録した公金受取口座情報を情報提供ネットワークシステムで照会し、口座情報を収納システムに入力する。
- 10 各種証明書を発行・交付する。
- 11 収納情報等により滞納者を特定・管理し、納期限経過後、未納がある者に対して督促状を送付する。
- 12 納税者が金融機関で申し込んだ口座振替納付依頼書の回付を受け、宛名システムに振替口座を登録する。
- 13 納税者がWeb口座振替申込サービスを利用して申し込んだ口座情報を受信し、宛名システムに振替口座を登録する。
- 14 金融機関へ口座振替の請求データを送信し、金融機関から口座振替の結果データを受信する。結果データを収納システムへ取込、消込処理を行う。
- 15 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 16 金融機関でQRコード対応納付書を利用して納付した納税者の収納情報を共通納税システムから収納データを受信し、消込処 理を行う。

【滞納管理システム】

- 16 課税資料等を特定個人情報を含まない形で課税システムから滞納システムへ取り込む。
- 17 督促状を発付しても自主納付がない者に対して納税催告書を送付する。
- 18 本人確認措置を行ったうえで、納税者からの納税相談を受け、納税課窓口で市税を領収する。 また、相談内容に応じて特定個人情報を含まない納税誓約書及び徴収猶予申請書等を受領する。
- 19 税務署及び他自治体等との間で滞納者の実態調査を行う。
- 20 滞納者の財産に対して各種調査を行い、回答を得る。
- 21 督促状発付から10日を経過してもなお滞納があるものに、各種滞納処分を行う。
- 22 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)市民税データファイル

(17世段代) タンディル			
2. 基本	2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		く選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者	
	その必要性	個人住民税の適正かつ公平な賦課事務を正確に行うため	
④記録さ	れる項目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上	
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号	
	その妥当性	○識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・個人番号対応符号:情報提供ネットワークシステムを利用するために必要 ・その他識別情報:本市における宛名管理番号である住民コード、納税者コードが本人確認措置を行うために必要 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先:本人確認措置を適正に行うため、賦課期日住所や送付先住所、氏名の管理のために必要 ・その他住民票関係情報:納税者の配偶者・扶養親族を特定するために必要 ○業務関係情報 ・国税関係情報:賦課処分の課税資料の名寄せや調査を適正に行うため必要 ・地方税関係情報:賦課処分の課税資料の名寄せや調査を適正に行うため必要 ・地方税関係情報:賦課処分を適切に行うため必要 ・生活保護・社会福祉関係情報:賦課処分を適じに行うため必要 ・生活保護・社会福祉関係情報:賦課処分を適正に行うため必要	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日		平成27年10月5日	
⑥事務担当部署		財政局税務部税制課	

3. 特定	個人情	報の入手・	使用
			[〇]本人又は本人の代理人
①入手元 ※			[〇]評価実施機関内の他部署 (市民文化局、健康福祉局)
			[O]行政機関·独立行政法人等 (国税庁)
①人于刀	t :X:		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村)
			[O]民間事業者 (給与支払者)
			[〇] その他 (給与支払報告書提出義務者、公的年金等支払報告書提出義務者)
			[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方	- 注		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
	J /A		[〇]情報提供ネットワークシステム
			[O] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)
③入手の時期・頻度		度	〇当初賦課事務における入手 ・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税申告書などの課税資料は随時 〇当初賦課事務以外における入手 ・国税情報は毎月1回 ・地方税情報、生活保護情報及び障害者情報は、賦課事務の各種調査時 ※審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。
④入手に係る妥当性		当性	1月1日現在に市内に住所のある者は、前年中の所得を市町村に申告しなければならない。(地方税法 第317条の2、地方税法第317条の6)
⑤本人^	への明示		地方税法第317条の2、地方税法第317条の6、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号
⑥使用目的 ※			扶養控除の所得調査、障害者控除の障害等級の確認、減免事務その他個人住民税の賦課徴収業務を 適正かつ公平に行うため
変更の妥当性		妥当性	-
⑦使用の主体		使用部署 ※	財政局税務部税制課、市民税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税課 財政局こすぎ市税分室市民税担当、管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課
		使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※			・申告書等の情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報を基に、個人住民税の賦課及び徴収を行う。
情報の突合 ※		突合 ※	住民票情報と申告情報を突合し、賦課決定対象者や未申告者を正確に把握する。 生活保護情報と申告情報を突合し、課税内容や減免対象者を把握する。 障害者関係情報と申告情報を突合し、課税内容や減免対象者を把握する。 年金給付情報と申告情報を突合し、課税内容を把握する。 国税情報と申告情報を突合し、課税内容を把握する。 地方税情報と申告情報を突合し、課税内容を把握する。
	情報の ※	統計分析	特定の個人を判別しうるような情報の統計は行わない。
		益に影響を る決定 <mark>※</mark>	地方税の賦課決定及び滞納整理

平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (8) 件		
委託事項1		市民税・県民税(普通徴収)納税通知書印字・製本・封入及び封緘業務		
①委託内容		市民税・県民税(普通徴収)納税通知書印字・製本・封入及び封緘作業の他、チラシを区分ごとに同封し 内容の検品、郵送区分等による仕分けを行い、郵送する。		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの一部] 2) 特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	個人住民税を普通徴収の方法によって徴収する者		
	その妥当性	短期間で大量の納税通知書の印字やチラシ等を封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。		
③委託先における取扱者数		<選択肢>		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [O] 紙 [] その他 ()		
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能		
⑥委託先名		株式会社 アイネス 首都圏営業第二部		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない		
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。		
	9再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。		

委託事項2		市民税・県民税(特別徴収)税額決定通知書及び納入書印字・製本・封入及び封緘業務
①委託内容		市民税・県民税(特別徴収)税額決定通知書及び納入書印字・製本・封入及び封緘作業の他、チラシを区分ごとに同封し内容の検品を行い、郵送する。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの一部] 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	個人住民税を特別徴収の方法によって徴収する者
	その妥当性	短期間で大量の税額決定通知書の印字やチラシ等の封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は 困難であるため、委託が必要となる。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 「10人以上50人未満 10人以上50人未満 200人以上50人未満 200人以上50人未満 300人以上100人未満 400人以上500人未満 500人以上1,000人未満 601,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		株式会社 TLP 横浜営業所
重	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。

委託事項3		市民税・県民税申告書封入封緘業務
①委託内容		市民税・県民税申告書(電算印字用の連続用紙・本市で宛名等を印字済み)、チラシを区分ごとに同封し 内容の検品、郵送区分等による仕分けを行い、各市税事務所及び市税分室に納品する。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 「特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	前年度に個人住民税申告書を提出した者及び当該申告書発送を依頼した者
	その妥当性	短期間で大量の申告書やチラシ等を封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、 委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ [O] 紙 [] []その他 ()
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		NPP 株式会社
五	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	9再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。

委託事項4		市民税・県民税(普通徴収)データ入力業務
①委託内容		市民税・県民税申告書、確定申告書、年金支払報告書、その他課税資料を市税システムに登録するための入力データを作成する。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	提出された課税資料の該当者
	その妥当性	短期間で大量の課税資料をデータ入力する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [O] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		株式会社 アプリコット
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	データ入力業務の一部を再委託

委託	事項5	市民税・県民税(給報・年報)データ入力業務
①委請	托内容	給与支払報告書・年金支払報告書、その他課税資料を市税システムに登録するための入力データを作成する。
	吸いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの一部] 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	提出された課税資料の該当者
	その妥当性	短期間で大量の課税資料をデータ入力する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。
③委言	託先における取扱者数	<選択肢>
	託先への特定個人情報 ルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()
5委	託先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委 詞	托先名	シティコンピュータ 株式会社
五	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	8再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	9再委託事項	データ入力業務の一部を再委託

委託	事項6	市民税・県民税(国税連携)データ入力業務
①委言		確定申告書(国税連携データ送信されない箇所)その他課税資料を市税システムに登録するための入力データを作成する。
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	提出された確定申告書の該当者
	その妥当性	確定申告書(国税連携データ)に係る資料を効率的かつ正確にシステム登録するため
③委請		 <選択肢> 10人以上50人未満 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
	€先への特定個人情報 ルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O J U] 紙 [] その他 ()
⑤委詢	毛先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委 言	毛先名	株式会社 ワイシーシーデータサービス
五	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	データ入力業務の一部を再委託

委託	事項7	市税システム再構築・運用保守業務
①委詰	千内容	市税システムの再構築及び運用保守に係る業務
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	本市の税の賦課徴収に関連する者
	その妥当性	市税システムの円滑な再構築作業及び安定的な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者であるから
③委詞	モ先における取扱者数	 <選択肢> 100人以上500人未満 100人以上500人未満 300人以上100人未満 400人以上500人未満 500人以上1,000人未満 601,000人以上
	€先への特定個人情報 ルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (運用・保守専用のシステム環境)
⑤委詞	モ先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委 言	モ先名	富士通Japan 株式会社
重	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託

委託	事項8	審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)運用支援業務
①委詰	托内容	審査システム(eLTAX)及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部]
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて提出された課税資料の該当者及び公的年金等受給者並びに 国税連携システム(eLTAX)を通じて送受信した課税資料の該当者
	その妥当性	地方税共同機構において、登録委託先事業者として認められた民間業者であり、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者であるから
③委i	毛先における取扱者数	 <選択肢> 50人以上100人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
	モ先への特定個人情報 ルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] J [] 紙 [O] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑤委詞	托先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委 詞	托先名	株式会社 TKC
五	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	9再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (64)件 [O]移転を行っている (42)件
(英) (19年407年 年	[]行っていない
提供先1	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与所得に係る特別徴収税額を給与の支払をする際に、特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少提供 力法	[] フラッシュメモリ [〇] 紙
	[O] その他 (LGWAN、インターネット回線)
⑦時期·頻度	当初賦課決定(年1回:5月)、更正・修正時(月1回)
提供先2	 ・厚生労働大臣(日本年金機構) ・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金所得に係る特別徴収税額を年金給付の支払をする際に、特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
炒提供 力法 	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[O]その他 (LGWAN)
⑦時期·頻度	·年金特徵停止通知 年11回 ·年金特徵変更通知 年9回 ·特別徵収税額通知 年1回(7月)

提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	所得税額の修正・更正
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住民税 を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市で自主決定した者
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] [] [] [] () [] ()
⑦時期·頻度	該当者が判明した場合、随時
提供先4	市町村長
提供先4 ①法令上の根拠	市町村長番号法第19条第10号
①法令上の根拠	番号法第19条第10号 市民税・県民税の賦課決定 本市で賦課しない者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税申告書等データ、所得金額、地方税法第294条第3項の規定に基づく通知
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第10号 市民税・県民税の賦課決定 本市で賦課しない者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税申告書等データ、所得金額、地方税法第294条第3項の規定に基づく通知 <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	番号法第19条第10号 市民税・県民税の賦課決定 本市で賦課しない者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税申告書等データ、所得金額、地方税法第294条第3項の規定に基づく通知 <選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第10号 市民税・県民税の賦課決定 本市で賦課しない者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税申告書等データ、所得金額、地方税法第294条第3項の規定に基づく通知 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

提供先5	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第1項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先6	全国健康保険協会
提供先6 ①法令上の根拠	全国健康保険協会 番号法第19条第8号 別表第二第2項
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第2項
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二第2項 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第2項 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二第2項 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本

提供先7	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第3項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© JEIN/J/A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先8	厚生労働大臣
提供先8 ①法令上の根拠	厚生労働大臣 番号法第19条第8号 別表第二第4項
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第4項 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二第4項 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって 主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基 礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第4項 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二第4項 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第4項 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二第4項 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第4項 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム

提供先9	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第6項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒供万 本	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先10	都道府県知事
提供先10 ①法令上の根拠	都道府県知事 番号法第19条第8号 別表第二第8項
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第8項 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額 障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基 礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二第8項 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二第8項 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第8項 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第8項 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二第8項 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第8項 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム

提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第9項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少挺	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先12	市町村長
IER/CI2	IDMITIK
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第11項
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第11項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二第11項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第11項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二第11項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第11項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二第11項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第11項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子メール

提供先13	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第16項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先14	市町村長
提供先14 ①法令上の根拠	市町村長 番号法第19条第8号 別表第二第18項
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第18項
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二第18項 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第18項 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二第18項 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上

提供先15	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第23項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先16	都道府県知事等
提供先16 ①法令上の根拠	都道府県知事等 番号法第19条第8号 別表第二第26項
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第26項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二第26項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第26項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二第26項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

提供先17	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第27項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先18	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第28項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第29項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒快 刀法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先20	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第31項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 () 照会を受けた都度

提供先21	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第34項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎ 提展 冯 / A	[]] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先22	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第35項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
· 受徒快力法	[]] ブラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先23	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第37項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁 に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒挟力法	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先24	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第39項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
◎ ·□ # ★ : +	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()

提供先25	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第40項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である 給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[]] 刮紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先26	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第42項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
◎担#士注	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先27	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第48項
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料 その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© KENOJIA	[]知
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先28	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第54項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
SIE IN /I /A	[]] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先29	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第57項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[]] 到紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先30	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第58項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
· 受徒快力法	[]] 到紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先31	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第59項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金 である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎旋跌刀法	[]] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先32	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第61項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒供力法	[]] ブラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先33	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第62項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IRE IN 75 1/A	[]] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先34	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第63項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数	
④提供する情報の対象とな	の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢>
④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等
④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの < <u>選択肢></u> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [O]情報提供ネットワークシステム []専用線
④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの < <u>選択肢></u> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [○]情報提供ネットワークシステム [□]専用線 [□]電子メール [□]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先35	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第64項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦に ついての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒挟力法	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先36	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第65項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
②提供先における用途 ③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定
③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]情報提供ネットワークシステム

提供先37	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第66項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少提供 刀法	[]] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先38	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第67項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先39	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第70項
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© DE NOTA	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先40	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第71項
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による 職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[]] 紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先41	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第74項
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© DE NOTA	[]] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先42	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第80項
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二第80項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの
	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1)1万人よ満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]情報提供ネットワークシステム

提供先43	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第84項
②提供先における用途	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[]カラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先44	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第87項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© ЖЕ ЖУЛ Д	[]] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先45	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第91項
②提供先における用途	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先46	平成8年法律第82号附則第32条第二項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条 第1項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第92項
②提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	 <選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
ジルス ガガ	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先47	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第94項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[]カラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第97項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
SIEIK/J/A	[]] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第101項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎ 徒 供 刀 冮	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先50	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第102項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
STEW/JA	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先51	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第103項
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
◎相# ★ : +	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先52	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第106項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少证供力 法	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先53	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第107項
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© JEIN / J / A	[]知
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先54	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第108項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
SIE IN /I /A	[]] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第113項
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒供力法	[]] ブラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先56	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第114項
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
◎相# +::+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[]] フラッシュメモリ []紙
	ı
	[]その他 ()

提供先57	平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第115項
②提供先における用途	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒挟力法	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先58	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第116項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少证供力 法	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先59	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第120項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑤矩 庆	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先60	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第38項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定める もの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
SIE IN /I /A	[]] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先61	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理 を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第85の2項
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務 省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
◎坦# ★#	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先62	市町村長
提供先62 ①法令上の根拠	市町村長 番号法第19条第8号 別表第二第20項
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第20項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二第20項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第20項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号 別表第二第20項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第20項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの () () () () () () () () () () () () ()
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号 別表第二第20項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第20項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 (00万人以上 (0

提供先63	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第53項
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎徒屄刀¼	[]] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先64	厚生労働大臣
提供先64 ①法令上の根拠	厚生労働大臣 番号法第19条第8号 別表第二第117項
	番号法第19条第8号 別表第二第117項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第117項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二第117項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号 別表第二第117項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1)2万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号 別表第二第117項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1)2万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第117項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1)2万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号 別表第二第117項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1)2万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二第117項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1)2万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇] 情報提供ネットワークシステム

移転先1	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第8項に規定される事務(児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
移転先2	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第9項に規定される事務(児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	必要に応じて都度

移転先3	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第11項に規定される事務(児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
@19+A7J7A	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
移転先4	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
15 14350	三 577.76万里不足入饭 在17万水上
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第16項に規定される事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用
①法令上の根拠 ②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第16項に規定される事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第16項に規定される事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第16項に規定される事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第16項に規定される事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項 番号法第19条第8号別表第二第16項に規定される事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第16項に規定される事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]庁内連携システム []専用線 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先5	健康福祉局保険医療政策部
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第18項に規定される事務(予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基 礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)
移転先6	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第23項に規定される事務(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	必要に応じて都度

移転先7	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第26項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
	[〇]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)
移転先8	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
移転先8 ①法令上の根拠	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第31項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第31項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第31項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第31項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第31項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第31項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]庁内連携システム []専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第31項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]庁内連携システム []専用線 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先9	総務企画局人事部共済課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第35項に規定される事務(厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基 礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
移転先10	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第42項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)又は国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)

移転先11	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第48項に規定される事務(国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	 おおむね毎月(1年間に12回程度)
移転先12	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第54項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	必要に応じて都度

移転先13	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第57項に規定される事務(児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)
移転先14	総務企画局人事部共済課
移転先14 ①法令上の根拠	総務企画局人事部共済課 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第58項に規定される事務(地方公務員等共済組合法による短期給付の
①法令上の根拠 ②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第58項に規定される事務(地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第58項に規定される事務(地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第58項に規定される事務(地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本

移転先15	総務企画局人事部共済課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第59項に規定される事務(地方公務員等共済組合法又は地方公務員等 共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙] その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
移転先16	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
移転先16 ①法令上の根拠	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

移転先17	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
プ時期・頻度	必要に応じて都度
移転先18	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第63項に規定される事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	必要に応じて都度

移転先19	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第64項に規定される事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基 礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
©194A/J/A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
移転先20	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第65項に規定される事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
②移転先における用途 ③移転する情報	の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基
③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数	の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇] 庁内連携システム [] 専用線
③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]庁内連携システム []専用線 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先21	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又 は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第65項に規定される事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上1,000万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O]庁内連携システム []専用線 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
移転先22	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第66項に規定される事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上1,000万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度

移転先23	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第67項に規定される事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O]庁内連携システム []専用線 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
移転先24	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第70項に規定される事務(母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[〇]電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[]]]
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度

移転先25	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第74項に規定される事務(児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O]庁内連携システム []専用線 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期·頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)
移転先26	健康福祉局地域包括ケア推進室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第87項に規定される事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上1,000万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O]庁内連携システム []専用線 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度

移転先27	健康福祉局長寿社会部介護保険課、健康福祉局地域包括ケア推進室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第94項に規定される事務(介護保険法による保険給付の支給、地域 支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O]庁内連携システム []専用線 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())
⑦時期·頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)
移転先28	健康福祉局保険医療政策部
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第97項に規定される事務(感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるも の)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O]庁内連携システム []専用線 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度

移転先29	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又 は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第107項に規定される事務(特定障害者に対する特別障害給付金の 支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[]電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	│ []フラッシュメモリ
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
移転先30	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課、健康福祉局総合リハビリテーション推進センター、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第108項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[〇]電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[]] ブラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 おおむね毎月(1年間に12回程度) その他 必要に応じて都度

移転先31	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又 は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第116項に規定される事務(子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等 本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O]庁内連携システム []専用線 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
移転先32	健康福祉局医療保険部医療保険課
移転先32 ①法令上の根拠	健康福祉局医療保険部医療保険課 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第117項に規定される事務(年金生活者支援給付金の支給に関する
①法令上の根拠 ②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第117項に規定される事務(年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第117項に規定される事務(年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢) 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号法第19条第8号別表第二第117項に規定される事務(年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上

移転先33	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第85の2項に規定される事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[O]庁内連携システム []専用線
6 6 8 8 5 5 5 5 6	[]電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
@19+A7J7A	[]] 到紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
10 ±= # 0.4	
移転先34	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
移転先34 ①法令上の根拠	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又 は第3項
	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]庁内連携システム []専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]庁内連携システム

移転先35	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又 は第3項
②移転先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O]庁内連携システム []専用線 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
移転先36	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又 は第3項
②移転先における用途	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるも の
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O]庁内連携システム []専用線 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度

移転先37	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又 は第3項
②移転先における用途	川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]庁内連携システム []専用線
○	[〇]電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
移転先38	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収 に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等 本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]庁内連携システム []専用線
6 6 8 8 5 5 5 5 5 6	[]電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
WISTANIA	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度

移転先39	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又 は第3項
②移転先における用途	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるも の
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等 本市の賦課徴収に関連する者
	[〇]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[〇]電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
②惨転力法	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
移転先40	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
the state of the s	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
①法令上の根拠 ②移転先における用途	
	は第3項 川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報
②移転先における用途	は第3項 川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	は第3項 川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満
②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	は第3項 川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等
②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	は第3項 川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報 (選択肢> 1)1万人よ満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	は第3項 川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 4)100万人以上1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]庁内連携システム []専用線
②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	は第3項 川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 [〇]庁内連携システム []専用線 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先41	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第20項に規定される事務(身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O]庁内連携システム []専用線 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())
⑦時期·頻度	必要に応じて都度
移転先42	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二第120項に規定される事務(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[O]庁内連携システム []専用線 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期·頻度	必要に応じて都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		1 市税システム(税務システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。 2 審査システム(eLTAX)のサーバ及び国税連携システム(eLTAX)のサーバにおける措置・有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠したラック内に保管する。・また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 3 システム連携基盤における措置・システム連携基盤における措置・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 4 中間サーバー・プラットフォームにおける措置・中間サーバー・プラットフォームにおける措置・中間サーバー・プラットフォームにおける措置・中間サーバー・プラットフォームにおける措置・中間サーバー・プラットフォームにおける措置・中間サーバー・プラットフォームにおける措置・中間サーバー・プラットフォームにおける措置・中間サーバー・プラットフォームにおける措置・・中間サーバー・プラットフォームにおける措置・・中間サーバー・プラットフォームにおける情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当性	地方税法の更正、決定の期間制限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく期間
③消去方法		1 市税システム(税務システム)における措置 ・市税システムのデータは各サブシステム(税目等)毎に定められた所定の保管期間を超過したデータを、年次のパッチ処理により自動的に削除している。 2 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)のデータは、税務システムへの連携(又は印刷)が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに手作業でデータを消去する。情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。3 システム連携基盤における措置 ・システム連携基盤における措置 ・システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期を取って、データペースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者等が特定個人情報を消去することは無い。 4 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2)固定資産税データファイル

2. 基本	2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		<選択肢>	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	本市に土地、家屋又は償却資産を有する者、その他相続人等本市の賦課徴収に関連する者	
	その必要性	固定資産税の適正かつ公平な賦課事務を正確に行うため	
④記録さ	れる項目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上	
	主な記録項目 ※	・識別情報	
	その妥当性	○識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・個人番号対応符号:情報提供ネットワークシステムを利用するために必要 ・その他識別情報:本市における宛名管理番号である住民コード、納税者コードが本人確認措置を行うために必要 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先:本人確認措置を適正に行うため、賦課期日住所や送付先住所、氏名の管理のために必要 ・その他住民票関係情報:納税者の相続人や納税管理人を特定するために必要 ・その他住民票関係情報:納税者の相続人や納税管理人を特定するために必要 ・選税関係情報 ・国税関係情報:賦課処分や調査を適正に行うため必要 ・地方税関係情報:賦課処分や調査を適正に行うため必要 ・生活保護・社会福祉関係情報:賦課処分を適正に行うため必要	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開	始日	平成27年10月5日	
⑥事務担	当部署	財政局税務部税制課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		[〇] 本人又は本人の代理人	
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (健康福祉局	
		[]行政機関・独立行政法人等 ()	
		[O] 地方公共団体·地方独立行政法人 (他市町村	
		[]民間事業者 ()	
		[]その他()	
		[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
②入手方	注	[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム	
(2)八十刀	<i></i>	[〇] 情報提供ネットワークシステム	
		[O] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))	
③入手の	時期•頻度	○当初賦課事務における入手 ・償却資産申告書受付 (毎年1月) ○当初賦課事務以外における入手 ・国税情報、地方税情報及び生活保護情報は、賦課事務の各種調査時	
④入手に	係る妥当性	固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、地方税法上価格の決定に必要な事項を市町村に 申告しなければならない。(地方税法第383条)	
⑤本人へ	の明示	地方税法第382条、地方税法第383条、地方税法第387条、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号	
⑥使用目	的 ※	減免事務その他固定資産税の賦課徴収業務を適正かつ公平に行うため	
	変更の妥当性	_	
⑦使用の	使用部署※	財政局税務部税制課、資産税管理課 財政局かわさき市税事務所法人課税課、市民税課、資産税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、資産税課、納税課 財政局こすぎ市税分室管理担当、資産税担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、資産税課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課	
	使用者数	<選択肢>	
⑧使用方法 ※		・申告書等の情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報を基に、固定資産税の賦課及び徴収を行う。	
情報の突合 ※		生活保護情報と課税情報を突合し、減免対象者を把握する。 国税情報と申告情報を突合し、課税内容を精査する。 地方税情報と申告情報を突合し、課税内容を精査する。	
情報の統計分析 ※		特定の個人を判別しうるような情報の統計は行わない。	
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	地方税の賦課決定及び滞納整理	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特	定個人情報ファイルの	
委託の)有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託	事項1	固定資産税納税通知書印字・製本・封入封緘業務
①委託	E内容	固定資産税納税通知書の印字・製本・封入及び封緘作業の他、チラシを区分ごとに同封し内容の検品、 郵送区分等による仕分けを行い、各市税事務所及び市税分室に納品する。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	固定資産税の課税対象者
	その妥当性	短期間で大量の納税通知書やチラシ等を印字・封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。
③委託先における取扱者数		 <選択肢> 10人以上50人未満 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
	£先への特定個人情報 レの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [J] 紙 [] その他 ()
⑤委託	任先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委 訂	E 先名	株式会社 アイネス 首都圏営業第一部
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	委託事業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。

委託	事項2	固定資産税(償却資産)データ入力業務
①委詰	千内容	償却資産申告書、その他課税資料を市税システムに登録するための入力データを作成する。
	及いを委託する特定個 プファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	提出された課税資料の該当者
	その妥当性	短期間で大量の課税資料をデータ入力する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ [O]紙 []その他 ())
⑤委詞	毛先名の確認方法	事務担当課への問い合わせによる
⑥委 詞	·····································	株式会社 アプリコット
E	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託事業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
⑨再委託事項		現在の委託先においては、再委託を行っていない。

委託	事項3	市税システム再構築・運用保守業務
①委詞	千内容	市税システムの再構築及び運用保守に係る業務
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	本市の税の賦課徴収に関連するもの
	その妥当性	市税システムの円滑な再構築作業及び安定的な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者であるから
③委請	そ先における取扱者数	<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (運用・保守専用のシステム環境)
⑤委詞	そ先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委 詞	毛先名	富士通Japan 株式会社
田	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託事業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託

委託	事項4	審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)運用支援業務
①委詰	千内容	審査システム(eLTAX)及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援
	及いを委託する特定個 プファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて提出された課税資料の該当者
その妥当性		地方税共同機構において、登録委託先事業者として認められた民間業者であり、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者であるから
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)))
⑤委 詞	モ先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委 詞	毛先名	株式会社 TKC
⑦再委託の有無 ※		<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件 [〇]移転を行っている (2)件
3000 13 13 10 13 111	[] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
· 沙淀供기法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先1	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号(別表第二の第26の項)に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施 又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に土地、家屋又は償却資産を有する者、その他相続人等本市の賦課徴収に関連する者
	[]庁内連携システム []専用線
。 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⊕ IZ TAZZIA	[] フラッシュメモリ [〇] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

移転先2		健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	<u>ı</u>	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途		番号法第19条第8号(別表第二の第48の項)に規定される事務(国民年金法による年金である給付若し くは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの)
③移転する情報		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲		本市に土地、家屋又は償却資産を有する者、その他相続人等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [O] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度		照会を受けた都度
6. 特定個人情	報の保管・	消去
①保管場所 ※		セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当性	地方税法の更正、決定の期間制限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく期間
③消去方法		所定の保管期間を超過したデータを、年次のバッチ処理により自動的に削除している。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(3)軽自動車税データファイル

(3/柱日勤単仇) ブンパイル	
2. 基本情報	Vis H1 No.
①ファイルの種類 ※	<選択肢>
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市に定置場がある軽自動車等を所有する者、その他相続人等本市の賦課徴収に関連する者
その必要性	軽自動車税(種別割)の適正かつ公平な賦課事務を正確に行うため
④記録される項目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号
その妥当性	○識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・個人番号対応符号:情報提供ネットワークシステムを利用するために必要 ・その他識別情報:本市における宛名管理番号である住民コードが本人確認措置を行うために必要 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先:本人確認措置を適正に行うため、賦課期日住所や送付先住所、氏名の管理のために必要 ・その他住民票関係情報:納税者の相続人や納税管理人を特定するために必要 ○業務関係情報 ・地方税関係情報:賦課処分や調査を適正に行うため必要 ・障害者福祉関係情報:賦課処分を適正に行うため必要 ・生活保護・社会福祉関係情報:賦課処分を適正に行うため必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財政局税務部税制課

3. 特定個	固人情報の入手・	使用
		[〇] 本人又は本人の代理人
		[〇]評価実施機関内の他部署 (健康福祉局)
①入手元	*	[O] 行政機関・独立行政法人等 (神奈川県軽自動車協会、運輸支局、地方公共団体情) 報システム機構
©71.72		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市町村)
		[]民間事業者 ()
		[]その他()
②入手方法		[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
②八十八五	Д	[〇]情報提供ネットワークシステム
		[O] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)
③入手の問	寺期·頻度	車両の新規登録、廃車及び名義変更等の異動が発生した際に、その都度、申告書等を受付。 申告書等を入手する都度、個人番号を取得する。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号の記載を求めない。
④入手に係る妥当性		種別割の納税義務者は、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を提出しなければならない。(地方税法第463条の19)
⑤本人への明示		地方税法463条の19、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号
⑥使用目的 ※		減免事務その他軽自動車税(種別割)の賦課徴収業務を適正かつ公平に行うため
:	変更の妥当性	
使用部署 ※ ②使用の主体		財政局税務部税制課、市民税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税課 財政局こすぎ市税分室管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課
	使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※		・申告書等の情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報を基に、軽自動車税(種別割)の賦課及び徴収を行う。
[情報の突合 ※	生活保護情報、障害者情報と課税情報を突合し、減免対象者を把握する。 地方税情報と申告情報を突合し、課税内容を精査する。
and the second s	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別しうるような情報の統計は行わない。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	地方税の賦課決定及び滞納整理
⑨使用開始		平成28年1月1日

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの委託
委託の)有無 ※	[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (3)件
委託	事項1	軽自動車税(種別割)納税通知書印字·製本·封入封緘業務
①委託	E内容	軽自動車税(種別割)納税通知書印字・製本・封入及び封緘作業の他、チラシを区分ごとに同封し内容 の検品を行い、市税事務所に納品する。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの一部] 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	軽自動車税(種別割)の課税対象者
	その妥当性	短期間で大量の納税通知書の印字やチラシ等を封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
	£先への特定個人情報 レの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [O] 紙 [] その他 ()
⑤委託	E先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委計	任先名	NPP 株式会社
五	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。

委託	事項2	市税システム再構築・運用保守業務
①委詞	千内容	市税システムの再構築及び運用保守に係る業務
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの全体] 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	本市の税の賦課徴収に関連する者
	その妥当性	市税システムの円滑な再構築作業及び安定的な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者であるから
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O] その他 (運用・保守専用のシステム環境)
5委記	そ先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委 語	毛先名	富士通Japan 株式会社
五	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託

委託	事項3	軽自動車税(種別割)申告書の受付事務
①委詞	千内容	軽目動車税(種別割)甲告書の受理及ひ内容の点検、保管、引渡し並びに届出事項の照会回答に関する事務
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税(種別割)の申告書を届出する者
	その妥当性	納税義務者の便宜を考慮して、道路運送車両法に基づく申請又は届出と合わせて、当該申告書を提出できるよう窓口を一元化するため(地方税法第463条の19) ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は申告書に個人番号は記載されない。
③委託先における取扱者数		 <選択肢> 50人以上100人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O]その他 (本人又は代理人から直接申告書を受け付けるため、本市から特定個人情) 報ファイルの提供は行わない
⑤委詞	そ先名の確認方法	神奈川県都市税務協議会及び神奈川県町村税務協議会の事務委託契約書にて確認可能
⑥委 詞		一般社団法人 全国軽自動車協会連合会神奈川事務所
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件 [〇]移転を行っている (2)件
(を)	[] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⊕ IAE IV/J /IA	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先1	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
①法令上の根拠 ②移転先における用途	第3項
	第3項 番号法第19条第8号(別表第二の第26の項)に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施 又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
②移転先における用途	第3項 番号法第19条第8号(別表第二の第26の項)に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満
②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	第3項 番号法第19条第8号(別表第二の第26の項)に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	第3項 番号法第19条第8号(別表第二の第26の項)に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	第3項 番号法第19条第8号(別表第二の第26の項)に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	第3項 番号法第19条第8号(別表第二の第26の項)に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 1,00
②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	第3項 番号法第19条第8号(別表第二の第26の項)に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本市に定置場がある軽自動車等を所有する者 []庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子メール

移転先2		健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠		川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途		番号法第19条第8号(別表第二の第48の項)に規定される事務(国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲		本市に定置場がある軽自動車等を所有する者、その他相続人等本市の賦課徴収に関連する者
		[]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法		[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎移料/// 本		[] フラッシュメモリ [〇] 紙
		[]その他 ()
⑦時期·頻度		照会を受けた都度
6. 特定個人情	青報の保管・	消去
①保管場所 ※		セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当性	地方税法の更正、決定の期間制限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく期間
③消去方法		所定の保管期間を超過したデータを、年次のバッチ処理により自動的に削除している。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(4)事業所税データファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<選択肢>
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市内の事業所等で事業を行う者、市内の事業所用家屋を貸し付けている者、その他相続人等本市の賦課徴収に関連する者
その必要性	事業所税の賦課徴収業務を適正かつ公平に行うため
④記録される項目	<選択肢> [100項目以上 100項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 *・業務関係情報 [○]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [□]健康・医療関係情報 [□]医療保険関係情報 [□]児童福祉・子育で関係情報 [□]障害者福祉関係情報 [□]生活保護・社会福祉関係情報 [□]介護・高齢者福祉関係情報 [□]雇用・労働関係情報 [□]年金関係情報 [□]学校・教育関係情報 [□]ジ書関係情報 [□]での他 (□)
その妥当性	〇識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・その他識別情報:本市における宛名管理番号である住民コードや債権番号が本人確認措置を行うために必要 〇連絡先等情報 ・4情報、連絡先:本人確認措置を適正に行うため、送付先住所や氏名の管理のために必要 ・その他住民票関係情報:納税者の相続人や納税管理人を特定するために必要 〇業務関係情報 ・国税関係情報:賦課処分や調査を適正に行うため必要 ・地方税関係情報:賦課処分や調査を適正に行うため必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財政局税務部税制課

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用				
			[〇]本人又は本人の代理人		
			[]評価実施機関内の他部署 ()		
①入手元	. <u>w</u>		[O]行政機関·独立行政法人等 (国税庁)		
(一)人子儿	· *		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()		
			[]民間事業者 ()		
			[]その他()		
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ		
②入手方	法		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム		
	1/4		[]情報提供ネットワークシステム		
			[O] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)		
③入手の	時期∙₺	頻度	事業者が税額を算出し、提出する事業所税申告書の受付。 申告書等を入手する都度、個人番号を取得する。		
④入手に	係る妥	·当性	事業所税の納税義務者は、事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を申告し、納付しなければならない。(地方税法第701条の46、地方税法第701条の47)		
⑤本人への明示		\	地方税法第701条の46、地方税法第701条の47、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号		
⑥使用目的 ※			事業所税の適正かつ公平な賦課、徴収業務を効率的に行うため		
	変更の	の妥当性	-		
使用部署 ※ で使用の主体			財政局税務部税制課、市民税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税課 財政局こすぎ市税分室管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課		
		使用者数	<選択肢>		
⑧使用方法 ※			・申告書等の情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報を基に、事業所税の賦課及び徴収を行う。		
情報の突合 ※		の突合 ※	国税情報と申告情報を突合し、課税内容を精査する。 地方税情報と申告情報を突合し、課税内容を精査する。		
情報の統計分析 ※		の統計分析	特定の個人を判別しうるような情報の統計は行わない。		
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※		地方税の賦課決定及び滞納整理		
9使用開始日			平成28年1月1日		

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		(委託する 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件			
委託	事項1	市税システム再構築・運用保守業務			
①委託内容		市税システムの再構築及び運用保守に係る業務			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	本市の税の賦課徴収に関連する者			
	その妥当性	市税システムの円滑な再構築作業及び安定的な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発元でもある 民間業者であるから			
③委託先における取扱者数		<選択肢>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (運用・保守専用のシステム環境			
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能			
⑥委託先名		富士通Japan 株式会社			
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する			
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託			

委託事項2		審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)運用支援業務			
①委託内容		審査システム(eLTAX)及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて提出された課税資料の該当者			
	その妥当性	地方税共同機構において、登録委託先事業者として認められた民間業者であり、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者であるから			
③委託先における取扱者数		 <選択肢> 50人以上100人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] J [] 紙 [O] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))			
⑤委託	氏先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能			
⑥委 言	E先名	株式会社 TKC			
重	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
計	8再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する			
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。			
5. 特	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無		[] 提供を行っている ()件 [] 移転を行っている ()件 [O] 行っていない			

提供先1		
①法令上の根拠	<u>l</u>	
②提供先におけ	る用途	
③提供する情報		
④提供する情報 本人の数	の対象となる	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報 本人の範囲	の対象となる	
		[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法		[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒供力法		[] フラッシュメモリ [] 紙
		[]その他 ()
⑦時期•頻度		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲		
		[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法		[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎19 +47774		[] フラッシュメモリ [] 紙
		[] その他 ()
⑦時期・頻度		
6. 特定個人情報の保管・		消去
①保管場所 ※		セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある 者のみ登録)を必要とする場所に設置している。
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当性	地方税法の更正、決定の期間制限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく期間
③消去方法		所定の保管期間を超過したデータを、年次のバッチ処理により自動的に削除している。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(5)その他諸税データファイル

(ひ)での心間が、	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
2. 基本情報		
①ファイルの種類	類 ※	<選択肢>
②対象となる本人の数		 <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本	人の範囲 ※	本市の小売販売業者に売り渡す卸売販売業者等、鉱泉浴場の経営者、その他相続人等本市の賦課徴 収に関連する者
その』	必要性	市たばこ税及び入湯税の適正かつ公平な賦課事務を正確に行うため
④記録される項	目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
主な言	记録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 助方税関係情報 [○] 地方税関係情報 []健康・医療関係情報 [] 国税関係情報 [] 児童福祉・子育で関係情報 [] 障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 []学校・教育関係情報 []炎害関係情報 []ぞの他 ())
₹の}	妥当性	〇識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・その他識別情報:本市における宛名管理番号である住民コード、納税者コードが本人確認措置を行うために必要 〇連絡先等情報 ・4情報、連絡先:本人確認措置を適正に行うため、送付先住所や氏名の管理のために必要 ・その他住民票関係情報:納税者の相続人や納税管理人を特定するために必要 〇業務関係情報 ・地方税関係情報:賦課処分や調査を適正に行うため必要
全ての	の記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		財政局税務部税制課

3. 特定	個人情	青報の入手・	使用	
①入手元 ※			[〇]本人又は本人の代理人	
			[]評価実施機関内の他部署 (
			[O]行政機関·独立行政法人等 (国税庁)	
①八子九	• ×		[]地方公共団体・地方独立行政法人 ()	
			[]民間事業者 ()	
			[]その他()	
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	J
②入手方	法		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム	
	, ,,,		[]情報提供ネットワークシステム	
			[]その他 ()	
③入手の時期・頻度		頻度	・卸売販売業者等が本市内の小売販売業者に売り渡す製造たばこの本数をもとに、税額を算出し、元市で申告書等を受付。税率改正に伴う手持品課税の実施により、小売販売業者又は卸売販売業者が所持する製造たばこの本数をもとに、税額を算出し、本市で申告書を受付。申告書等を入手する者度、個人番号を取得する。 ・鉱泉浴場の経営者は、鉱泉浴場に入湯する入湯客から入湯税を徴収するに当たり、経営開始の日前日までに、その氏名又は名称及び住所等の事項を記載した申告書を本市へ提出。申告書等を入事する都度、個人番号を取得する。	等部の
④入手に係る妥当性		当性	市たばこ税の納税義務者は、市たばこ税の課税標準数量及び税額その他必要な事項を申告し、納付なければならない。(地方税法第473条) 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した規則で気める申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書に記載した事項に異態を生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。 (1) 鉱泉浴場を経営しようとする者の住所及び氏名又は名称 (2) 鉱泉浴場の所在地 (3) その他市長が必要と認める事項 (川崎市市税条例第93条の7の9)	Ē
⑤本人へ	の明示	ŧ	地方税法第473条、川崎市市税条例第93条の7の9、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第 号	有10
⑥使用目	的 ※		市たばこ税及び入湯税の賦課徴収業務を適正かつ公平に行うため	
	変更0	の妥当性	_	
⑦使用の主体		使用部署 <mark>※</mark>	財政局税務部税制課、市民税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税課 財政局こすぎ市税分室管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課	
		使用者数	 <選択肢> 10人以上50人未満 10人以上50人未満 30,50人以上100人未満 40,100人以上500人未満 50,500人以上1,000人未満 60,1,000人以上 	
⑧使用方法 ※			・申告書等の情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報を基に、市たばこ税及び入湯税の賦課及び徴収を行う。	
	情報の	の突合 ※	国税情報と申告情報を突合し、課税内容を精査する。 地方税情報と申告情報を突合し、課税内容を精査する。	
	情報(<u>※</u>	の統計分析	特定の個人を判別しうるような情報の統計は行わない。	
		刊益に影響を よる決定 ※	地方税の賦課決定及び滞納整理	
⑨使用開始日			平成28年1月1日	

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		(委託する (1) 委託する 2) 委託しない (1) 件			
委託	事項1	市税システム再構築・運用保守業務			
①委託内容		市税システムの再構築及び運用保守に係る業務			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>(選択肢>1)特定個人情報ファイルの全体2)特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢>			
	対象となる本人の 範囲 ※	本市の税の賦課徴収に関連する者			
	その妥当性	市税システムの円滑な再構築作業及び安定的な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発元でもある 民間業者であるから			
③委託先における取扱者数		 〈選択肢〉 100人以上500人未満 300人以上100人未満 400人以上500人未満 500人以上100人未満 601,000人以上 			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [〇]その他 (運用・保守専用のシステム環境)			
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能			
⑥委託先名		富士通Japan 株式会社			
再	⑦再委託の有無 ※	〈選択肢〉 [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する			
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託			

5. 特定個人作	青報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[]提供を行っている ([O] 行っていない)件 []移軸	を行っている ()件
提供先1					
①法令上の根拠	<u>r</u>				
②提供先におけ	る用途				
③提供する情報					
④提供する情報の対象となる 本人の数		[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未 3) 10万人以上100万人 4) 100万人以上1,0007 5) 1,000万人以上	未満	
⑤提供する情報 本人の範囲	の対象となる				
		[]情報提供ネットワークシステ	ム []専用線		
⑥提供方法		[]電子メール	[]電子記	録媒体(フラッシュメモリを	·除く。)
9 徒铁力法		[] フラッシュメモリ	[]紙		
		[]その他 ()
⑦時期·頻度					
移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報			<u> </u>		
④移転する情報の対象となる 本人の数		[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未 3) 10万人以上10万人未 4) 100万人以上1,0007 5) 1,000万人以上	、未満	
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる				
		[]庁内連携システム	[] 専用線		
⑥移転方法		[]電子メール	[]電子記	録媒体(フラッシュメモリを	除く。)
のは多事なノブム		[] フラッシュメモリ	[]紙		
		[]その他 ()
⑦時期·頻度					
6. 特定個人情	青報の保管・	消去			
①保管場所 ※		セキュリティシステムにて入退館管理 者のみ登録)を必要とする場所に設置	きしている庁舎エリア内の、 置している。	さらに静脈認証(アクセス	く権限のある
②保管期間	期間	1) [10年以上20年未満] 4) 7)	選択肢> 1年未満 2)14 3年 5)44 6年以上10年未満 8)10)) 定められていない	6)5年	_
	その妥当性	地方税法の更正、決定の期間制限及	なび市税に係る返還金の支持	ム要綱に基づく期間	
③消去方法		所定の保管期間を超過したデータを	、年次のバッチ処理により自	動的に削除している。	
7. 備考					

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

⑥事務担当部署

財政局税務部税制課

1. 特定個人情報ファイル名 (6)収納管理データファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ①ファイルの種類 ※ Γ システム用ファイル <選択肢> (2007年) 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] ③対象となる本人の範囲 ※ 納税義務者 その必要性 市税の適正かつ公平な収納管理事務のため <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 100項目以上] [3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ·識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇] 連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 •業務関係情報 主な記録項目 ※] 国税関係情報 [〇]地方税関係情報 []健康·医療関係情報 []児童福祉・子育て関係情報] 医療保険関係情報 [] 障害者福祉関係情報]生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []雇用•労働関係情報 []年金関係情報 []学校·教育関係情報 〕災害関係情報 Γ] その他 ([) 〇識別情報 ・個人番号: 収入管理を適正に行うために必要 ・その他識別情報:収入管理を適正に行うために必要 その妥当性 〇連絡先等情報 ・4情報、連絡先:収入管理を適正に行うため、送付先住所、氏名の管理のために必要 ・その他住民票関係情報:納税者の相続人や納税管理人を特定するために必要 全ての記録項目 別添2を参照。 ⑤保有開始日 平成27年10月5日

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用				
			[〇]本人又は本人の代理人		
			[]評価実施機関内の他部署 ()		
			[〇]行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁)		
①入手元	₹ *		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()		
			[]民間事業者 ()		
			[O]その他 (市民税・県民税データファイル、固定資産税データファイル、軽自動車税デー) タファイル、事業所税データファイル、その他諸税データファイル		
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ		
@1 ± +	-:+		[]電子メール []専用線 [〇] 庁内連携システム		
②入手方	一法		[〇] 情報提供ネットワークシステム		
			[]その他 ()		
③入手の)時期•頻	頁度	各税目の課税情報により個人番号を取得する。		
④入手に	係る妥	当性	地方税法に基づく各税目の納税義務		
⑤本人への明示			地方税法第319条の2、地方税法第321条の5、地方税法第321条の7の6、地方税法第364条、地方税法第463条の18、地方税法第473条、地方税法第701条の4、地方税法第701条の47、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号		
⑥使用目	的 ※		市税の収納管理業務を適正に行うため		
変更の妥当性)妥当性	-		
⑦使用の		使用部署 <mark>※</mark>	財政局税務部税制課、市民税管理課、資産税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課税課、資産税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、資産税課、納税課 財政局こすぎ市税分室市民税担当、管理担当、資産税担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、資産税課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課		
		使用者数	<選択肢>		
⑧使用方法 ※			・収納情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報を基に、市税の収納管理事務を行う。 ・市税システムに登録された口座情報を基に、市税の還付事務を行う。		
情報の突合 ※)突合 ※	収納情報における他の情報の突合は行わない。 口座情報における他の情報の突合は行わない。		
	情報の統計分析 ※		特定の個人を判別しうるような情報の統計は行わない。		
		川益に影響を る決定 ※	地方税の賦課決定及び滞納整理		
9使用開始日			平成28年1月1日		

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件			
委託事項1		市税システム再構築・運用保守業務			
①委託内容		市税システムの再構築及び運用保守に係る業務			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> (選択肢> (事実個人情報ファイルの全体 3 1) 特定個人情報ファイルの全体 3 2) 特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	本市の税の賦課徴収に関連する者			
	その妥当性	市税システムの円滑な再構築作業及び安定的な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発元でもある 民間業者であるから			
③委託先における取扱者数		<選択肢>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (運用・保守専用のシステム環境			
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能			
⑥委託先名		富士通Japan 株式会社			
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	8再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する			
	9再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託			

5. 特定個人情	「報の提供・ラ	移転(委託)	に伴うものを除く	.)					
In market a dealer	_	[]提	供を行っている	()件	[] 移転を行ってい	る ()件
提供・移転の有無		[〇]行	っていない						
①法令上の根拠									
②提供先における用途									
③提供する情報									
④提供する情報の対象となる 本人の数		[]	3) 10万人	未満 以上10 、以上 人以上	0万人未満 100万人未満 -1,000万人未満 -上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲									
⑥提供方法		[]電 ·	報提供ネットワーク 子メール ラッシュメモリ の他 (ウシステム	[]	専用線 電子記録媒体(フラ 紙	ッシュメモリを除	余く。))
⑦時期·頻度									
移転先1									
①法令上の根拠									
②移転先における用途									
③移転する情報									
④移転する情報の対象となる 本人の数		[]	3)10万人	未満 以上10	0万人未満 100万人未満 -1,000万人未満 上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲									
⑥移転方法		[]電·	内連携システム 子メール ラッシュメモリ の他 ([]	専用線 電子記録媒体(フラ 紙	ッシュメモリを除	余く。))
⑦時期・頻度									
6. 特定個人情	報の保管・	消去							
①保管場所 ※		セキュリティ	′システムにて入退 を必要とする場所!			・エリア	7内の、さらに静脈詞	忍証(アクセス権	限のある者
②保管期間	期間	[10年」	以上20年未満]	1)1年 4)3年 7)6年	R肢> E未満 E 以上10年 Eめられてし	未満 ハない	2)1年 5)4年 8)10年以上20年	3)2年 6)5年 未満 9)20年	以上
	その妥当性	地方税法の更正、決定の期間制限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく期間							
③消去方法		所定の保管期間を超過したデータを、年次のバッチ処理により自動的に削除している。							
7. 備考									

【市・県民税】データ項目数:1367

116歳未満扶養者数、2 16歳未満扶養者数RON属性、3 16歳未満扶養親族、4 16歳未満扶養親族RON属性、5 1月1日住所、 6 1月1日住所地方自治体コード、7 CSVファイル名、8 DVフラグ、9 FAX番号、10 XMLファイル名、11 エラーメッセージID1、12 エラーメッセージID10、13 エラーメッセージID2、14 エラーメッセージID3、15 エラーメッセージID4、16 エラーメッセージID5、17 エ ラーメッセージID6、18 エラーメッセージID7、19 エラーメッセージID8、20 エラーメッセージID9、21 オンバッチ区分、22 カナ支店名、23 カナ氏名、24 カナ住所、25 カナ世帯主名、26 カナ通称名、27 カナ名、28 クレジット区分、29 その他障害、30 その他扶 養、31 タイムスタンプ時刻、32 タイムスタンプ日付、33 データセットレコードのキー、34 データセット識別項目コード、35 バッチ締め フラグ、36 フラグ予備10、37 フラグ予備7、38 フラグ予備8、39 フラグ予備9、40 宛先識別番号、41 宛名グループ番号、42 宛名 異動日、43 宛名異動理由コード、44 宛名採番区分、45 宛名消除事由コード、46 宛名消除事由コードー判定用、47 宛名消除日、 48 宛名番号、49 宛名付設コード、50 宛名履歴番号、51 依頼書発行済フラグ、52 異動メモ内容、53 異動レコード区分、54 異動区 分、55 異動事由、56 異動事由コード、57 異動事由コードー判定用、58 異動時刻、59 異動受付フラグ、60 異動情報、61 異動届 課税年度、62 異動日、63 異動年月日、64 異動戻り先履歴番号、65 異動理由コード、66 移行前履歴番号、67 移行不整合フラグ、 68 医療費控除額、69 医療費控除額RON属性、70 医療費特例控除区分、71 一時所得額総合、72 一時所得額総合RON属性、73 一般、74 一般RON属性、75 営業等所得額、76 営業等所得額RON属性、77 乙欄区分、78 寡フ区分、79 課税区分、80 課税所 得額課税標準額、81 課税所得額課税標準額RON属性、82 課税年度、83 課税年度RON属性、84 介護納付額一合計、85 介護納 付額一特徵、86 介護納付額一普徵、87 解除日、88 回数割額01、89 回数割額02、90 回数割額03、91 回数割額04、92 回数 割額05、93 回数割額06、94 回数割額07、95 回数割額08、96 回数割額09、97 回数割額1、98 回数割額10、99 回数割額1 1、100 回数割額12、101 回数割額2、102 回数割額3、103 回数割額4、104 回数割額5、105 回数割額6、106 回数割実績フラ グ01、107 回数割実績フラグ02、108 回数割実績フラグ03、109 回数割実績フラグ04、110 回数割実績フラグ05、111 回数割実 績フラグ06、112 回数割実績フラグ07、113 回数割実績フラグ08、114 回数割実績フラグ09、115 回数割実績フラグ10、116 回 数割実績フラグ11、117 回数割実績フラグ12、118 開始期、119 開始月期、120 開始日、121 外国人区分、122 外国税額控除適 用フラグ、123 外字フラグ、124 確申青白区分、125 確定フラグ、126 確定時点、127 確認区分、128 株式等譲渡所得額分離、129 株式等譲渡所得額分離RON属性、130 漢字支店名、131 漢字氏名、132 漢字住所、133 漢字世帯主名、134 漢字通称名、135 漢 字名、136 還付口座有無フラグ、137 関連フラグ1、138 関連フラグ10、139 関連フラグ11、140 関連フラグ12、141 関連フラグ1 3、142 関連フラグ14、143 関連フラグ15、144 関連フラグ2、145 関連フラグ3、146 関連フラグ4、147 関連フラグ5、148 関連フ ラグ6、149 関連フラグ7、150 関連フラグ8、151 関連フラグ9、152 関連宛名有無フラグ、153 関連指定番号、154 関連事由コー ド、155 関連相手先宛名番号、156 基幹系登録区分、157 基礎年金番号、158 基礎年金番号付設レベル、159 期割額O1、160 期 割額02、161 期割額03、162 期割額04、163 期割額05、164 期割額06、165 期割額07、166 期割額08、167 期割額09、168 期割額10、169 期割額11、170 期割額12、171 期割実績フラグO1、172 期割実績フラグO2、173 期割実績フラグO3、174 期割 実績フラグ04、175 期割実績フラグ05、176 期割実績フラグ06、177 期割実績フラグ07、178 期割実績フラグ08、179 期割実績 フラグ09、180 期割実績フラグ10、181 期割実績フラグ11、182 期割実績フラグ12、183 期割充当額01、184 期割充当額02、 185 期割充当額03、186 期割充当額04、187 期割充当額05、188 期割充当額06、189 期割充当額07、190 期割充当額08、 191 期割充当額09、192 期割充当額10、193 期割充当額11、194 期割充当額12、195 給報種別コード、196 給与支払額、197 給与支払者番号、198 給与収入額、199 給与収入額RON属性、200 給与所得額、201 給与所得額RON属性、202 給与専従者収 入額、203 給与専従者収入額RON属性、204 旧宛名番号、205 居財譲渡損失繰控額、206 居財譲渡損失繰控額RON属性、207 居住開始年月日、208 居住開始年月日1、209 居住開始年月日2、210 居住用損失額、211 居住用損失額RON属性、212 共有構 成員有無フラグ、213 共有者数、214 共有有無フラグ、215 業務コード、216 業務手続ー業務区分、217 業務手続ー作成区分、218 業務手続ー受付行政機関名称、219業務手続ー所属コード、220業務手続ー税務事務所コード、221業務手続ー税目区分、222業 務手続-税目情報格納日時、223 業務手続-利用者ID、224 勤続年数、225 勤労学生区分、226 均等割区分、227 金融機関コー ド、228 繰越控除額、229 繰越控除額RON属性、230 警告メッセージID1、231 警告メッセージID10、232 警告メッセージID2、233 警告メッセージID3、234 警告メッセージID4、235 警告メッセージID5、236 警告メッセージID6、237 警告メッセージID7、238 警告 メッセージID8、239 警告メッセージID9、240 月割額01、241 月割額02、242 月割額03、243 月割額04、244 月割額05、245 月 割額06、246 月割額07、247 月割額08、248 月割額09、249 月割額10、250 月割額10月、251 月割額11、252 月割額11月、 253 月割額12、254 月割額12月、255 月割額1月、256 月割額2月、257 月割額3月、258 月割額4月、259 月割額5月、260 月 割額6月、261 月割額7月、262 月割額8月、263 月割額9月、264 月別人数10月、265 月別人数11月、266 月別人数12月、267 月別人数1月、268 月別人数2月、269 月別人数3月、270 月別人数4月、271 月別人数5月、272 月別人数6月、273 月別人数7 月、274 月別人数8月、275 月別人数9月、276 検索カナ氏名、277 検索漢字氏名、278 元老非該当フラグ、279 減免割合、280 減 免区分、281 減免税額、282 減免税額RON属性、283 減免理由コード、284 個人基本寡フ区分、285 個人基本勤学区分、286 個 人基本種別コード、287 個人基本廃止理由コード、288 個人基本履歴番号、289 個人送達履歴コード、290 個人番号、291 個人法 人区分、292 個人法人詳細区分、293 後期高齢納付額-合計、294 後期高齢納付額-特徴、295 後期高齢納付額-普徴、296 公 開開始日、297 公開終了日、298 公的年金等収入額、299 公的年金等収入額RON属性、300 公的年金等所得額、301 公的年金等 所得額RON属性、302 公年以外総合課税、303 公年以外総合課税RON属性、304 口座種別、305 口座振替済通知有無フラグ、 306 口座申込日、307 口座通知済フラグ、308 口座番号、309 口振種別、310 控除対象寡フ、311 控除対象寡フRON属性、312 控 除対象勤労学生、313 控除対象勤労学生RON属性、314 控除対象障害者、315 控除対象障害者RON属性、316 控除対象配偶 者、317 控除対象配偶者RON属性、318 控除対象配偶者宛名番号、319 控除対象配偶者個人番号、320 控除対象配偶者個人番 号確認区分、321 控除対象配偶者国外区分、322 控除対象配偶者障害区分、323 控除対象配偶者続柄、324 控除対象配偶者入力 カナ氏名、325 控除対象配偶者入力氏名、326 控除対象配偶者入力西暦生年月日、327 控除対象配偶者年調区分、

328 控除対象配偶者別居区分、329 控除対象配偶者予備領域、330 控配区分、331 更新アクセスコード、332 更新プログラムID、 333 更新時刻、334 更新所属コード、335 更新所属自治体コード、336 更新職員番号、337 更新端末ID、338 更新年月日、339 更 正事由コード、340 更正事由強制メッセージ、341 更正補足コード1、342 更正補足コード2、343 構成ー構成管理情報版番号、344 構成-手続ID、345 構成-手続名称、346 構成-受付行政機関ID、347 行政区コード、348 合計所得金額、349 合計所得金額RO N属性、350 国籍コード、351 国保納付額ー合計、352 国保納付額ー特徴、353 国保納付額ー普徴、354 催告通知書通知日、355 最終宛名番号、356 最終個人番号、357 最終催告通知書通知日、358 最終通知書番号、359 最新宛名番号、360 済月期、361 災 害者区分、362 在籍個人番号O1、363 在籍個人番号O2、364 在籍個人番号O3、365 在籍個人番号O4、366 在籍個人番号O5、 367 在籍個人番号06、368 在籍個人番号07、369 在籍個人番号08、370 在籍個人番号09、371 在籍個人番号10、372 在籍個 人番号11、373 在籍個人番号12、374 在籍指定番号O1、375 在籍指定番号O2、376 在籍指定番号O3、377 在籍指定番号O4、 378 在籍指定番号05、379 在籍指定番号06、380 在籍指定番号07、381 在籍指定番号08、382 在籍指定番号09、383 在籍指 定番号10、384 在籍指定番号11、385 在籍指定番号12、386 在留の資格コード、387 在留期間開始日、388 在留期間終了日、 389 作成所属コード、390 作成所属自治体コード、391 削除フラグ、392 雑所得額総合、393 雑所得額総合RON属性、394 雑損控 除額、395 雜損控除額RON属性、396 雜損失繰越控除額、397 雜損失繰越控除額RON属性、398 山林所得額、399 山林所得額 RON属性、400 産業分類コード、401 使用禁止フラグ、402 使用禁止異動日、403 使用目的区分、404 市外住所コード、405 市寄 附金控除額移讓前、406 市寄附金控除額移讓前RON属性、407 市住借金特控額移讓前、408 市住借金特控額移讓前RON属性、 409 市所得割額移讓前、410 市所得割額移讓前RON属性、411 市税額控除前所得割額、412 市税額控除前所得割額RON属性、 413 市町村外国税控除額、414 市町村外国税控除額RON属性、415 市町村寄付金控除、416 市町村寄付金控除RON属性、417 市町村均等割額、418 市町村均等割額RON属性、419 市町村均等割額減免前、420 市町村均等割額減免前RON属性、421 市町 村住借金等特控額、422 市町村住借金等特控額RON属性、423 市町村所得割額、424 市町村所得割額RON属性、425 市町村所 得割額減免前、426 市町村所得割額減免前RON属性、427 市町村配当控除額、428 市町村配当控除額RON属性、429 市調整 額、430 市調整額RON属性、431 市調整控除額、432 市調整控除額RON属性、433 市内市外区分、434 市配当割譲渡割控除額、 435 市配当割譲渡割控除額RON属性、436 指定番号、437 指定番号変更年月、438 支所コード、439 支店コード、440 死亡退職区 分、441 氏名、442 氏名カナ、443 氏名異動フラグ、444 氏名外字フラグ、445 資料種別、446 資料種別コード、447 資料収入種別コード、448 資料廃止理由コード、449 資料番号、450 資料併合済フラグ、451 資料履歴番号、452 資料連絡箋出力対象フラグ、 453 資料連絡箋出力理由コード1、454 資料連絡箋出力理由コード2、455 資料連絡箋出力理由コード3、456 資料連絡箋出力理由 コード4、457 資料連絡箋出力理由コード5、458 資料連絡箋出力理由コード6、459 事業所グループ番号異動フラグ、460 事業所家 屋敷課税区分、461 事業所家屋敷区分、462 事業所課税履歴番号、463 事業所基本履歴番号、464 事業所区分、465 事業所送達 履歴コード、466 事業所得額、467 事業所得額RON属性、468 事業所廃止理由、469 事業所履歴番号、470 事業税開廃業区分、 471 事業税開廃業年月日、472 自治体コード、473 自治体識別コード、474 自動生成フラグ、475 社会保険料額、476 社会保険料控 除額、477 社会保険料控除額RON属性、478 車両コード、479 受給者番号、480 受取方法、481 受付ー国内所在地、482 受付ー 商号名称、483 受付番号、484 受付一法人番号、485 収納指定番号、486 収納指定番号変更年月、487 就職退職区分、488 就職 退職年月日、489 修正日時、490 終了期、491 終了日、492 住所、493 住所異動フラグ、494 住所枝番3コード、495 住所枝番コ-ド、496 住所自治体コード、497 住所小枝番コード、498 住所町名コード、499 住所番地コード、500 住所番地編集区分、501 住所 方書、502 住宅借入金等特定取得区分、503 住宅借入金等特別控除区分、504 住定届出日、505 住定日、506 住登外者課税地自 治体、507 住登外者課税地自治体RON属性、508 住登地市外住所コード、509 住登地住所、510 住登地登録フラグ、511 住登地方 書、512 住民税申告書通知日、513 住民税申告書提出有無、514 住民税申告書提出有無RON属性、515 住民登録外課税有無、 516 住民登録外課税有無RON属性、517 住民届出日、518 住民日、519 住民番号、520 住民票コード、521 充当該当フラグ、522 従業員宛名番号、523 従業員状態区分、524 出力履歴、525 純損失繰越控除額、526 純損失繰越控除額RON属性、527 処理停止 メッセージ、528 処理停止期限、529 処理停止状態区分、530 処理停止職員番号、531 処理停止端末名、532 処理停止日、533 処 理停止理由区分、534 所属コード、535 所得割調整フラグ、536 所得割非課税措置フラグ、537 所得金額調整宛名番号、538 所得金額調整確認区分、539 所得金額調整個人番号、540 所得金額調整個人番号確認区分、541 所得金額調整控除額、542 所得金額 調整控除額RON属性、543 所得金額調整控除適用フラグ、544 所得金額調整障害区分、545 所得金額調整続柄、546 所得金額調 整入力カナ氏名、547 所得金額調整入力氏名、548 所得金額調整入力西暦生年月日、549 所得金額調整別居区分、550 所得金額 調整予備領域、551 所得控除コード1、552 所得控除コード10、553 所得控除コード11、554 所得控除コード12、555 所得控除 コード13、556 所得控除コード14、557 所得控除コード15、558 所得控除コード16、559 所得控除コード17、560 所得控除コード1 8、561 所得控除コード19、562 所得控除コード2、563 所得控除コード20、564 所得控除コード21、565 所得控除コード22、566 所得控除コード23、567 所得控除コード24、568 所得控除コード25、569 所得控除コード26、570 所得控除コード27、571 所得控 除コード28、572 所得控除コード29、573 所得控除コード3、574 所得控除コード30、575 所得控除コード31、576 所得控除コード 32、577 所得控除コード33、578 所得控除コード34、579 所得控除コード35、580 所得控除コード36、581 所得控除コード37、 582 所得控除コード38、583 所得控除コード39、584 所得控除コード4、585 所得控除コード40、586 所得控除コード41、587 所得 控除コード42、588 所得控除コード43、589 所得控除コード44、590 所得控除コード45、591 所得控除コード46、592 所得控除 コード47、593 所得控除コード48、594 所得控除コード49、595 所得控除コード5、596 所得控除コード50、597 所得控除コード6、 598 所得控除コード7、599 所得控除コード8、600 所得控除コード9、601 所得控除額1、602 所得控除額10、603 所得控除額11、 604 所得控除額12、605 所得控除額13、606 所得控除額14、607 所得控除額15、608 所得控除額16、609 所得控除額17、 610 所得控除額18、611 所得控除額19、612 所得控除額2、613 所得控除額20、614 所得控除額21、615 所得控除額22、616 所得控除額23、617 所得控除額24、618 所得控除額25、619 所得控除額26、620 所得控除額27、621 所得控除額28、

622 所得控除額29、623 所得控除額3、624 所得控除額3O、625 所得控除額31、626 所得控除額32、627 所得控除額33、628 所得控除額34、629 所得控除額35、630 所得控除額36、631 所得控除額37、632 所得控除額38、633 所得控除額39、634 所 得控除額4、635 所得控除額40、636 所得控除額41、637 所得控除額42、638 所得控除額43、639 所得控除額44、640 所得控 除額45、641 所得控除額46、642 所得控除額47、643 所得控除額48、644 所得控除額49、645 所得控除額5、646 所得控除額 50、647 所得控除額6、648 所得控除額7、649 所得控除額8、650 所得控除額9、651 所得控除件数、652 所得控除合計額、 653 所得控除合計額RON属性、654 所得税確申提出有無、655 所得税確申提出有無RON属性、656 小学校区コード、657 小規模 共済等掛金控除、658 小規模共済等掛金控除RON属性、659 消除事由コード、660 消除事由コードー判定用、661 消除届出日、 662 消除日、663 証明書区分、664 証明書番号、665 証明年度、666 障害者控除、667 障害者控除RON属性、668 上株等譲渡損 失繰控額、669 上株等譲渡損失繰控額RON属性、670 上場株式等譲渡所得、671 上場株式等譲渡所得RON属性、672 上場株式 等配当等分離、673 上場株式等配当等分離RON属性、674 情報提供者ユーザID、675 情報提供者部署コード、676 条約適用配当 等の額、677 条約適用配当等の額RON属性、678 条約適用利子等の額、679 条約適用利子等の額RON属性、680 状態区分、681 譲渡所得額総合、682 譲渡所得額総合RON属性、683 譲渡所得額分離、684 譲渡所得額分離RON属性、685 職員番号、686 信 頼性フラグ、687 審査更新ー最終更新日、688 振替口座有無フラグ、689 新年度受取方法、690 新年度通知先アドレス、691 新年 度通知先アドレス更新日、692 新年度媒体区分、693 新年度用宛名番号、694 申告書属性-申告書様式ID、695 申告書属性-申 告書様式名称、696 申告書提出フラグ、697 申告特例状態区分、698 申告不要区分、699 申込日、700 親データセットレコードの キー、701 人的非課税区分一軽自、702 人的非課税区分一固定、703 人的非課税区分事由コードー軽自、704 人的非課税区分事 由コードー固定、705 世帯区分、706 世帯識別番号、707 世帯番号、708 世帯有無フラグ、709 性別、710 性別コード、711 生活扶助開始日、712 生活扶助区分、713 生活扶助廃止日、714 生年月日、715 生命保険料控除額、716 生命保険料控除額RON属性、 717 税額通知区分、718 税額変更等依頼区分1、719 税額変更等依頼区分2、720 税額変更等依頼区分3、721 税額変更等依頼区 分4、722 税額変更等依頼区分5、723 税額変更等依頼結果受入処理日1、724 税額変更等依頼結果受入処理日2、725 税額変更 等依頼結果受入処理日3、726 税額変更等依頼結果受入処理日4、727 税額変更等依頼結果受入処理日5、728 税額変更等依頼 処理結果区分1、729 税額変更等依頼処理結果区分2、730 税額変更等依頼処理結果区分3、731 税額変更等依頼処理結果区分 4、732 税額変更等依頼処理結果区分5、733 税額変更等依頼処理日1、734 税額変更等依頼処理日2、735 税額変更等依頼処理 日3、736 税額変更等依頼処理日4、737 税額変更等依頼処理日5、738 税務署番号、739 税務署名、740 税目コード、741 設置届 出日、742 設置日、743 設定日、744 先物決済損失繰越控除額、745 先物決済損失繰控額RON属性、746 先物取引雜所得分離、 747 先物取引雑所得分離RON属性、748 専従その他、749 専従者1予備領域、750 専従者2予備領域、751 専従者3予備領域、 752 専従者4予備領域、753 専従者5予備領域、754 専従者宛名番号1、755 専従者宛名番号2、756 専従者宛名番号3、757 専従 者宛名番号4、758 専従者宛名番号5、759 専従者給与額、760 専従者給与額1、761 専従者給与額2、762 専従者給与額3、763 専従者給与額4、764 専従者給与額5、765 専従者個人番号1、766 専従者個人番号2、767 専従者個人番号3、768 専従者個人 番号4、769 専従者個人番号5、770 専従者個人番号確認区分1、771 専従者個人番号確認区分2、772 専従者個人番号確認区分 3、773 専従者個人番号確認区分4、774 専従者個人番号確認区分5、775 専従者控除額、776 専従者控除額1、777 専従者控除 額2、778 専従者控除額3、779 専従者控除額4、780 専従者控除額5、781 専従者控除額RON属性、782 専従者氏名1、783 専 従者氏名2、784 専従者氏名3、785 専従者氏名4、786 専従者氏名5、787 専従者生年月日1、788 専従者生年月日2、789 専従 者生年月日3、790 専従者生年月日4、791 専従者生年月日5、792 専従者入力カナ氏名1、793 専従者入力カナ氏名2、794 専従 者入力カナ氏名3、795 専従者入力カナ氏名4、796 専従者入力カナ氏名5、797 専従者入力氏名1、798 専従者入力氏名2、799 專従者入力氏名3、800 專従者入力氏名4、801 專従者入力氏名5、802 專従者入力西曆生年月日1、803 專従者入力西曆生年月 日2、804 専従者入力西暦生年月日3、805 専従者入力西暦生年月日4、806 専従者入力西暦生年月日5、807 専従配偶有無フラ グ、808 選挙区コード、809 前回更新アクセスコード、810 前回更新プログラムID、811 前回更新時刻、812 前回更新職員番号、 813 前回更新端末ID、814 前回更新年月日、815 前市外住所コード、816 前市内市外区分、817 前住所、818 前住所枝番3コード 819 前住所枝番コード、820 前住所自治体コード、821 前住所小枝番コード、822 前住所町名コード、823 前住所番地コード、824 前 住所番地編集区分、825 前住所方書、826 前年12月31日年齢、827 前年死亡フラグ、828 租税条約区分、829 総括表区分、830 総括表資料番号1、831 総括表資料番号2、832 総括表資料番号3、833 総合短期譲渡特控額、834 総合短期譲渡特控額RON属 性、835 総合短期譲渡特控前、836 総合短期譲渡特控前RON属性、837 総合長期譲渡特控額、838 総合長期譲渡特控額RON属 性、839 総合長期譲渡特控前、840 総合長期譲渡特控前RON属性、841 総所得金額、842 総所得金額RON属性、843 総所得金 額等、844 総所得金額等RON属性、845 送付先開始理由コード、846 送付先区分、847 送付先終了理由コード、848 送付先有無フ ラグ、849 送付通知書区分、850 続柄1、851 続柄2、852 続柄3、853 続柄4、854 続柄コード、855 対象者通知区分、856 対象者 通知受入処理日、857 退職金額、858 退職所得額総合、859 退職所得額総合RON属性、860 代表者宛名番号、861 代表者宛名番 号異動フラグ、862 代表者個人法人区分、863 端末ID、864 団体内統合宛名番号、865 地震保険料控除額、866 地震保険料控除 額RON属性、867 中学校区コード、868 徴収希望コード、869 徴収区分、870 調定年度、871 通称名外字フラグ、872 通称名区分、 |873 通称名優先区分、874 通知書採番区分、875 通知書番号、876 通知書番号等、877 通知書番号付加番号、878 通知先アドレ ス、879 通知先アドレス更新日、880 通知日、881 停止依頼区分、882 停止依頼結果受入処理日、883 停止依頼月、884 停止依頼 処理結果区分、885 停止依頼処理日、886 停止年月、887 摘要欄1、888 摘要欄2、889 摘要欄3、890 点字フラグ、891 電子申告 利用届出異動事由、892 電話番号、893 電話番号区分、894 電話番号内線、895 登録区コード、896 登録元コード、897 登録自治 体コード、898 登録生年月日、899 登録税目コード、900 登録日、901 登録年度、902 都道府県均等割額、903 都道府県均等割額 RON属性、904 都道府県所得割額、905 都道府県所得割額RON属性、906 統合宛名番号、907 同居特障控配フラグ、908 同居特 別障害、909 同特、910 同特RON属性、911 同老、912 同老RON属性、913 特宛人宛名番号、914 特株等譲渡損失繰控額、

915 特株等譲渡損失繰控額RON属性、916 特記コード1、917 特記コード2、918 特記コード3、919 特記コード4、920 特記コード 5、921 特記コード6、922 特記コード7、923 特記コード8、924 特記コード9、925 特記重要度区分、926 特記情報、927 特記情報 有無フラグ、928 特記連番、929 特居財譲渡損失繰控額、930 特居財譲渡損失繰控額RON属性、931 特障、932 特障RON属性、 |933 特徵依頼処理結果区分、934 特徵依頼処理結果受入処理日、935 特徵依頼処理日、936 特徴処理結果区分1、937 特徴処理 結果区分2、938 特徵処理結果区分3、939 特徵処理結果区分4、940 特徵処理結果区分5、941 特徵処理結果区分6、942 特徵 税額通知書出力区分、943 特徴締めフラグ、944 特徴優先資料番号、945 特定、946 特定RON属性、947 特定居住損区分、948 特定個人情報名コード、949 特定支出の額、950 特定支出の額RON属性、951 特定扶養、952 特普区分、953 特別障害、954 特 例適用条文コード、955 特例適用配当等の額、956 特例適用配当等の額RON属性、957 特例適用利子等の額、958 特例適用利子 等の額RON属性、959 特例肉用牛所得額、960 特例肉用牛所得額RON属性、961 届出日、962 内同居老親、963 入力力ナ氏名、 964 入力性別コード、965 入力生年月日、966 入力西暦生年月日、967 年金コード、968 年金額、969 年金特徴管理異動事由、970 年金特徴管理更新フラグ、971 年金特徴済月、972 年金特徴対象フラグ、973 年金特徴中止区分、974 年金保険者番号、975 年金 保険者用整理番号2、976 年調未済区分、977 年度、978 年度間減額措置フラグ、979 納期特例開始年月、980 納期特例区分、 981 納期特例終了年月、982 納税者ID、983 納税者宛名番号、984 納税者個人番号、985 納税者個人番号確認区分、986 納税者 住基CS問い合わせ区分、987 納税者入力カナ氏名、988 納税者入力氏名、989 納税者入力西暦生年月日、990 納税者番号、991 納税者予備領域、992 納税組合番号、993 納税地所在地、994 納税地地方自治体コード、995 納組開始日、996 納組終了日、997 納組有無フラグ、998 納入書区分、999 納付額総合計、1000 納付種別、1001 農業所得額、1002 農業所得額RON属性、1003 廃 止届出日、1004 廃止日、1005 廃止年月日、1006 排他フラグ、1007 配偶者控除等、1008 配偶者控除等RON属性、1009 配偶者 氏名、1010 配偶者生年月日、1011 配偶者特別控除額、1012 配偶者特別控除額RON属性、1013 配当所得額総合、1014 配当所 得額総合RON属性、1015 媒体区分、1016 発行禁止解除理由コード、1017 発行禁止設定理由コード、1018 発行禁止有無フラグ、 1019 発行自治体コード、1020 発行制限条件コード、1021 版番号、1022 番号体系、1023 否認理由コード、1024 被特宛人有無フラ グ、1025 非課税コード、1026 筆頭者名、1027 表示フラグ、1028 不動産所得額、1029 不動産所得額RON属性、1030 夫あり区 分、1031 扶養関連者宛名番号、1032 扶養関連者異動事由コード、1033 扶養関連者解除フラグ、1034 扶養関連者区分、1035 扶 養関連者資料種別コード、1036 扶養関連者資料番号、1037 扶養関連者資料履歴番号、1038 扶養関連者自治体コード、1039 扶養 関連者種別コード、1040 扶養関連者状態区分、1041 扶養関連者賦課履歴番号、1042 扶養控除、1043 扶養控除RON属性、1044 扶養控除対象、1045 扶養控除対象RON属性、1046 扶養障害一他、1047 扶養障害一同居特障、1048 扶養障害一特別、1049 扶 養親族1、1050 扶養親族10、1051 扶養親族10予備領域、1052 扶養親族16区分1、1053 扶養親族16区分10、1054 扶養親族 16区分2、1055 扶養親族16区分3、1056 扶養親族16区分4、1057 扶養親族16区分5、1058 扶養親族16区分6、1059 扶養親 族16区分7、1060 扶養親族16区分8、1061 扶養親族16区分9、1062 扶養親族1予備領域、1063 扶養親族2、1064 扶養親族2 予備領域、1065 扶養親族3、1066 扶養親族3予備領域、1067 扶養親族4、1068 扶養親族4予備領域、1069 扶養親族5、1070 扶 養親族5予備領域、1071 扶養親族6、1072 扶養親族6予備領域、1073 扶養親族7、1074 扶養親族7予備領域、1075 扶養親族8、 1076 扶養親族8予備領域、1077 扶養親族9、1078 扶養親族9予備領域、1079 扶養親族宛名番号1、1080 扶養親族宛名番号10、 1081 扶養親族宛名番号2、1082 扶養親族宛名番号3、1083 扶養親族宛名番号4、1084 扶養親族宛名番号5、1085 扶養親族宛名 番号6、1086 扶養親族宛名番号7、1087 扶養親族宛名番号8、1088 扶養親族宛名番号9、1089 扶養親族個人番号1、1090 扶養 親族個人番号10、1091 扶養親族個人番号2、1092 扶養親族個人番号3、1093 扶養親族個人番号4、1094 扶養親族個人番号5、 1095 扶養親族個人番号6、1096 扶養親族個人番号7、1097 扶養親族個人番号8、1098 扶養親族個人番号9、1099 扶養親族個人 番号確認区分1、1100 扶養親族個人番号確認区分10、1101 扶養親族個人番号確認区分2、1102 扶養親族個人番号確認区分3、 1103 扶養親族個人番号確認区分4、1104 扶養親族個人番号確認区分5、1105 扶養親族個人番号確認区分6、1106 扶養親族個人 番号確認区分7、1107 扶養親族個人番号確認区分8、1108 扶養親族個人番号確認区分9、1109 扶養親族控除額1、1110 扶養親 族控除額10、1111 扶養親族控除額2、1112 扶養親族控除額3、1113 扶養親族控除額4、1114 扶養親族控除額5、1115 扶養親 族控除額6、1116 扶養親族控除額7、1117 扶養親族控除額8、1118 扶養親族控除額9、1119 扶養親族国外区分1、1120 扶養親 族国外区分10、1121 扶養親族国外区分2、1122 扶養親族国外区分3、1123 扶養親族国外区分4、1124 扶養親族国外区分5、 1125 扶養親族国外区分6、1126 扶養親族国外区分7、1127 扶養親族国外区分8、1128 扶養親族国外区分9、1129 扶養親族障害 区分1、1130 扶養親族障害区分10、1131 扶養親族障害区分2、1132 扶養親族障害区分3、1133 扶養親族障害区分4、1134 扶 養親族障害区分5、1135 扶養親族障害区分6、1136 扶養親族障害区分7、1137 扶養親族障害区分8、1138 扶養親族障害区分9、 1139 扶養親族生年月日1、1140 扶養親族生年月日10、1141 扶養親族生年月日2、1142 扶養親族生年月日3、1143 扶養親族生 年月日4、1144 扶養親族生年月日5、1145 扶養親族生年月日6、1146 扶養親族生年月日7、1147 扶養親族生年月日8、1148 扶 養親族生年月日9、1149 扶養親族続柄1、1150 扶養親族続柄10、1151 扶養親族続柄2、1152 扶養親族続柄3、1153 扶養親族 続柄4、1154 扶養親族続柄5、1155 扶養親族続柄6、1156 扶養親族続柄7、1157 扶養親族続柄8、1158 扶養親族続柄9、1159 扶養親族ー他、1160 扶養親族ー同居老親、1161 扶養親族ー特定、1162 扶養親族入力カナ氏名1、1163 扶養親族入力カナ氏名1 O、1164 扶養親族入力カナ氏名2、1165 扶養親族入力カナ氏名3、1166 扶養親族入力カナ氏名4、1167 扶養親族入力カナ氏名 5、1168 扶養親族入力カナ氏名6、1169 扶養親族入力カナ氏名7、1170 扶養親族入力カナ氏名8、1171 扶養親族入力カナ氏名 9、1172 扶養親族入力氏名1、1173 扶養親族入力氏名10、1174 扶養親族入力氏名2、1175 扶養親族入力氏名3、1176 扶養親 族入力氏名4、1177 扶養親族入力氏名5、1178 扶養親族入力氏名6、1179 扶養親族入力氏名7、1180 扶養親族入力氏名8、 1181 扶養親族入力氏名9、1182 扶養親族入力西暦生年月日1、1183 扶養親族入力西暦生年月日10、1184 扶養親族入力西暦生 年月日2、1185 扶養親族入力西曆生年月日3、1186 扶養親族入力西曆生年月日4、1187 扶養親族入力西曆生年月日5、1188 扶 養親族入力西曆生年月日6、1189 扶養親族入力西曆生年月日7、1190 扶養親族入力西曆生年月日8、

1191 扶養親族入力西曆生年月日9、1192 扶養親族年調区分1、1193 扶養親族年調区分10、1194 扶養親族年調区分2、1195 扶 養親族年調区分3、1196 扶養親族年調区分4、1197 扶養親族年調区分5、1198 扶養親族年調区分6、1199 扶養親族年調区分7、 1200 扶養親族年調区分8、1201 扶養親族年調区分9、1202 扶養親族別居区分1、1203 扶養親族別居区分10、1204 扶養親族別 居区分2、1205 扶養親族別居区分3、1206 扶養親族別居区分4、1207 扶養親族別居区分5、1208 扶養親族別居区分6、1209 扶 養親族別居区分7、1210 扶養親族別居区分8、1211 扶養親族別居区分9、1212 扶養親族-老人、1213 普障、1214 普障RON属 性、1215 普徴事業所区分、1216 普徴締めフラグ、1217 賦課履歴番号、1218 副本データ送信状態区分、1219 複数帳票フラグ、 1220 分離短期一般特控額、1221 分離短期一般特控額RON属性、1222 分離短期一般特控前、1223 分離短期一般特控前RON属 性、1224 分離短期軽減特控額、1225 分離短期軽減特控額RON属性、1226 分離短期軽減特控前、1227 分離短期軽減特控前RO N属性、1228 分離短期讓渡特控額、1229 分離短期譲渡特控額RON属性、1230 分離短期譲渡特控前、1231 分離短期譲渡特控前 RON属性、1232 分離長期一般特控額、1233 分離長期一般特控額RON属性、1234 分離長期一般特控前、1235 分離長期一般特 控前RON属性、1236 分離長期軽課特控額、1237 分離長期軽課特控額RON属性、1238 分離長期軽課特控前、1239 分離長期軽 課特控前RON属性、1240 分離長期譲渡特控額、1241 分離長期譲渡特控額RON属性、1242 分離長期譲渡特控前、1243 分離長 期讓渡特控前RON属性、1244 分離長期特定所得額、1245 分離長期特定所得額RON属性、1246 併合結果徴収区分、1247 平均 課税適用フラグ、1248 別居の控配扶養親族フラグ、1249 変更区分、1250 方書、1251 方書外字フラグ、1252 法人種別コード、 1253 法人種別位置区分、1254 法人番号、1255 本支店区分、1256 本人区分、1257 本人障害区分、1258 本人専従区分、1259 本 籍地、1260 本年1月1日年齡、1261 未公開株式等譲渡所得、1262 未公開株式等譲渡所得RON属性、1263 未成年者区分、1264 無申告調査コード、1265 無申告調査結果コード、1266 無申告調査結果内容、1267 名義人カナ氏名、1268 名義人漢字氏名、1269 優先資料種別コード、1270 優先資料番号、1271 郵便番号、1272 予備領域、1273 予備領域1、1274 予備領域2、1275 余白、 1276 様式ービルマンション名など、1277 様式ー氏名法人名称カナ、1278 様式ー氏名法人名称漢字、1279 様式ー事業所電話番 号、1280 様式-事業所名、1281 様式-事業所名カナ、1282 様式-自宅電話番号、1283 様式-住所コード、1284 様式-住所所 在地、1285 様式一照会番号、1286 様式一申告先税目一県市区分、1287 様式一申告先税目一事業所住所、1288 様式一申告先税 目一事業所所在地、1289 様式一申告先税目一事業所名、1290 様式一申告先税目一受付日時、1291 様式一申告先税目一受付番 号、1292 様式-申告先税目-税事務所、1293 様式-申告先税目-税目区分、1294 様式-申告先税目-税目有効区分、1295 様 式ー申告先税目ー地方公共団体、1296 様式ー申告先税目ー入力区分、1297 様式ー前後区分、1298 様式ー送付先ービル名など、 1299 様式-送付先-氏名、1300 様式-送付先-住所、1301 様式-送付先-住所コード、1302 様式-送付先-所属役職など、 1303 様式-送付先-郵便番号、1304 様式-他有、1305 様式-代表者-ビル名など、1306 様式-代表者-氏名、1307 様式-代 表者-氏名カナ、1308 様式-代表者-住所、1309 様式-代表者-住所コード、1310 様式-代表者-電話番号、1311 様式-代 表者-郵便番号、1312 様式-代理人属性、1313 様式-電子証明-認証局区分、1314 様式-法人格、1315 様式-法人格名、 1316 様式-法人個人区分、1317 様式-本支店区分、1318 様式-郵便番号、1319 様式-利用届出受付日時、1320 様式-利用 届出受付番号、1321 翌年申告書発送区分、1322 翌年廃止理由コード、1323 利子所得額総合、1324 利子所得額総合RON属性、 1325 利用者ID、1326 利用者-氏名名称、1327 利用者-氏名名称カナ、1328 利用者-事業所名、1329 利用者-事業所名カナ、 1330 利用者識別番号、1331 利用者代表者一代表者住所、1332 利用者代表者一代表者電話番号、1333 利用者代表者一代表者 名、1334 利用者代表者-代表者名カナ、1335 利用者代表者-代表者郵便番号、1336 利用者-代理人属性、1337 利用者-届出 受付番号、1338 利用者一本支店区分、1339 利用者本店一所在地、1340 利用者本店一電話番号1、1341 利用者本店一電話番号 2、1342 利用者本店一郵便番号、1343 利用者一利用者ID、1344 履歴修正区分、1345 履歴修正項目、1346 履歴番号、1347 連 携対象区分、1348 連動エラーフラグ、1349 連動ファイルID、1350 連動済フラグ、1351 連動処理時刻、1352 連動処理端末名、 1353 連動処理日、1354 連動連番、1355 連番、1356 連絡先開始理由コード、1357 連絡先区分、1358 連絡先最優先区分、1359 連絡先終了理由コード、1360 連絡先名称、1361 連絡先有無フラグ、1362 連絡先連番、1363 老人、1364 老人RON属性、1365 老 人扶養、1366 老年者区分、1367 和暦生年月日

【固定資産税】データ項目数:1877

1 DVフラグ、2 FAX番号、3 S38農地単価、4 S63農地単価、5 カナ支店名、6 カナ氏名、7 カナ世帯主名、8 カナ通称名、9 カナ 名、10 クレジット区分、11 その他の補正率、12 その他補正コード、13 プレハブ区分、14 プレ申告作成年月日、15 プレ申告送信有 無フラグ、16 宛名グループ番号、17 宛名採番区分、18 宛名消除事由コード、19 宛名消除事由コードー判定用、20 宛名消除日、 21 宛名番号、22 宛名履歴番号、23 按分元家屋物件番号、24 按分元号番、25 按分元室番、26 按分固定家屋課税標準額差額、 27 按分固定家屋課標增減件数、28 按分固定家屋軽減税額差額、29 按分固定家屋軽減税額增減件数、30 按分固定家屋減免税額 差額、31 按分固定家屋減免税額増減件数、32 按分固定家屋税額差額、33 按分固定家屋税額増減件数、34 按分固定軽減税額差 額、35 按分固定軽減税額增減件数、36 按分固定減免税額差額、37 按分固定減免税額增減件数、38 按分固定合計課税標準額差 額、39 按分固定合計課標增減件数、40 按分固定資産税額差額、41 按分固定資産税額増減件数、42 按分固定土地課税標準額差 額、43 按分固定土地課標增減件数、44 按分固定土地軽減税額差額、45 按分固定土地軽減税額増減件数、46 按分固定土地減免 税額差額、47 按分固定土地減免税額增減件数、48 按分固定土地税額差額、49 按分固定土地税額增減件数、50 按分都計家屋課 税標準額差額、51 按分都計家屋課標増減件数、52 按分都計家屋軽減税額差額、53 按分都計家屋軽減税額増減件数、54 按分都 計家屋減免税額差額、55 按分都計家屋減免税額増減件数、56 按分都計家屋税額差額、57 按分都計家屋税額増減件数、58 按分 都計軽減税額差額、59 按分都計軽減税額増減件数、60 按分都計減免税額差額、61 按分都計減免税額増減件数、62 按分都計合 計課税標準額差額、63 按分都計合計課標増減件数、64 按分都計土地課税標準額差額、65 按分都計土地課標増減件数、66 按分 都計土地軽減税額差額、67 按分都計土地軽減税額増減件数、68 按分都計土地減免税額差額、69 按分都計土地減免税額増減件 数、70 按分都計土地税額差額、71 按分都計土地税額增減件数、72 按分都市計画税額差額、73 按分都市計画税額增減件数、74 依頼書発行済フラグ、75 異動レコード区分、76 異動区分、77 異動事由コード、78 異動事由コードー判定用、79 異動時刻、80 異動受付フラグ、81 異動情報、82 異動日、83 異動年月日、84 異動理由コード、85 一点単価、86 一点単価簡易非木造、87 一点単 価簡易木造、88 一点単価非木造、89 一点単価木造、90 一般分専有床面積合計、91 一筆造成費□一ド、92 一筆造成費深さ、93 一筆平米当り評点数、94 一筆補正コード1、95 一筆補正コード10、96 一筆補正コード2、97 一筆補正コード3、98 一筆補正コード4、99 一筆補正コード5、100 一筆補正コード6、101 一筆補正コード7、102 一筆補正コード8、103 一筆補正コード9、104 一筆補 正コード枝番1、105 一筆補正コード枝番10、106 一筆補正コード枝番2、107 一筆補正コード枝番3、108 一筆補正コード枝番4、 109 一筆補正コード枝番5、110 一筆補正コード枝番6、111 一筆補正コード枝番7、112 一筆補正コード枝番8、113 一筆補正コード 枝番9、114 一筆補正開始年1、115 一筆補正開始年10、116 一筆補正開始年2、117 一筆補正開始年3、118 一筆補正開始年 4、119 一筆補正開始年5、120 一筆補正開始年6、121 一筆補正開始年7、122 一筆補正開始年8、123 一筆補正開始年9、124 -筆補正終了年1、125 一筆補正終了年10、126 一筆補正終了年2、127 一筆補正終了年3、128 一筆補正終了年4、129 一筆補 正終了年5、130 一筆補正終了年6、131 一筆補正終了年7、132 一筆補正終了年8、133 一筆補正終了年9、134 一筆補正率1、 135 一筆補正率10、136 一筆補正率2、137 一筆補正率3、138 一筆補正率4、139 一筆補正率5、140 一筆補正率6、141 一筆 補正率7、142 一筆補正率8、143 一筆補正率9、144 沿線地フラグ、145 屋号、146 仮換地番号、147 価格単位区分、148 加算帳 簿価額、149 加算評価額、150 家屋一棟更正事由コード、151 家屋一棟更正中フラグ、152 家屋一棟更正年月日、153 家屋一棟未 登記区分、154 家屋一棟予備フラグ1、155 家屋一棟予備フラグ2、156 家屋一棟予備フラグ3、157 家屋一棟予備フラグ4、158 家 屋一棟予備フラグ5、159家屋一棟予備数字1、160家屋一棟予備数字2、161家屋一棟予備数字3、162家屋一棟予備文字1、 163 家屋一棟予備文字2、164 家屋一棟予備文字3、165 家屋一棟予備領域、166 家屋軽減コード、167 家屋軽減コード2、168 家 屋軽減開始年度、169 家屋軽減開始年度2、170 家屋軽減終了年度、171 家屋軽減終了年度2、172 家屋軽減住宅戸数、173 家屋 軽減住宅戸数2、174 家屋軽減床面積、175 家屋軽減床面積2、176 家屋軽減切れフラグ、177 家屋軽減切れフラグ2、178 家屋軽 減適用区分、179 家屋軽減適用区分2、180 家屋軽減率分子、181 家屋軽減率分子2、182 家屋軽減率分母、183 家屋軽減率分母 2、184 家屋権利の目的コード、185 家屋権利原因コード、186 家屋権利原因年月日、187 家屋権利受付年月日、188 家屋権利受 付番号、189 家屋権利変更区分、190 家屋減免コード1、191 家屋減免コード2、192 家屋減免開始期1、193 家屋減免開始期2、 194 家屋減免開始年度1、195 家屋減免開始年度2、196 家屋減免終了期1、197 家屋減免終了期2、198 家屋減免終了年度1、 199 家屋減免終了年度2、200 家屋減免床面積1、201 家屋減免床面積2、202 家屋減免適用区分1、203 家屋減免適用区分2、 204 家屋減免率分子1、205 家屋減免率分子2、206 家屋減免率分母1、207 家屋減免率分母2、208 家屋更正事由コード、209 家 屋更正中フラグ、210 家屋更正年月日、211 家屋合計床面積、212 家屋所在地外筆、213 家屋所在地漢字、214 家屋所在地枝番 1、215 家屋所在地枝番2、216 家屋所在地枝番3、217 家屋所在地枝番4、218 家屋所在地字コード、219 家屋所在地町丁コード、 220 家屋所在地編集コード、221 家屋所在地本番、222 家屋除外分区分、223 家屋徴収猶予税額、224 家屋特例コード、225 家屋 特例開始年度、226 家屋特例終了年度、227 家屋特例床面積、228 家屋特例適用区分、229 家屋特例率分子、230 家屋特例率分 母、231 家屋番号漢字、232 家屋番号枝番1、233 家屋番号枝番2、234 家屋番号枝番3、235 家屋番号枝番4、236 家屋番号字 コード、237 家屋番号町丁コード、238 家屋番号編集コード、239 家屋番号本番、240 家屋非課税コード、241 家屋非課税開始年 度、242 家屋非課税終了年度、243 家屋非課税床面積、244 家屋非課税適用区分、245 家屋表示の目的コード、246 家屋表示原 因コード、247 家屋表示原因年月日、248 家屋表示受付年月日、249 家屋表示受付番号、250 家屋表示変更区分、251 家屋物件 数、252 家屋物件番号、253 家屋明細更正事由コード、254 家屋明細更正中フラグ、255 家屋明細更正年月日、256 家屋明細未登 記区分、257 家屋明細予備フラグ1、258 家屋明細予備フラグ2、259 家屋明細予備フラグ3、260 家屋明細予備フラグ4、261 家屋 明細予備フラグ5、262 家屋明細予備数字1、263 家屋明細予備数字2、264 家屋明細予備数字3、265 家屋明細予備文字1、266 家屋明細予備文字2、267 家屋明細予備文字3、268 家屋明細予備領域、269 家屋免税点判定区分、270 課税家屋物件数、271 課 税地積、272 課税地積又は床面積、273 課税地目コード、274 課税土地物件数、275 課税特例資産有無フラグ、276 課税年度、 277 課税標準額1、278 課税標準額2、279 課税標準額3、280 課税標準額4、281 課税標準額5、282 課税標準額6、283 課税標 準額7、284 課税標準額合計、285 課税標準帳簿価額、286 課税標準評価額、287 課税保留区分、288 課非区分、

289 課非区分、290 過年度随時税額1、291 過年度随時税額1差額、292 過年度随時税額1増減件数、293 過年度随時税額2、294 過年度随時稅額2差額、295 過年度随時稅額2增減件数、296 過年度納期限1、297 過年度納期限2、298 画地住宅戸数、299 画 地住宅用地割合、300 画地住非区分、301 画地判定区分、302 画地番号、303 画地番号区分、304 解除日、305 開始期、306 開 始日、307 開始年度、308 階数、309 外筆管理番号、310 外筆区分、311 該当階、312 確定税額1期、313 確定税額2期、314 確 定税額3期、315 確定税額4期、316 確定税額過随1、317 確定税額過随2、318 確定税額随1、319 確定税額随2、320 漢字支店 名、321 漢字氏名、322 漢字世帯主名、323 漢字通称名、324 漢字名、325 還付口座有無フラグ、326 関連フラグ1、327 関連フラ グ10、328 関連フラグ11、329 関連フラグ12、330 関連フラグ13、331 関連フラグ14、332 関連フラグ15、333 関連フラグ2、 334 関連フラグ3、335 関連フラグ4、336 関連フラグ5、337 関連フラグ6、338 関連フラグ7、339 関連フラグ8、340 関連フラグ9、 341 関連宛名有無フラグ、342 関連事由コード、343 関連相手先宛名番号、344 基準年度、345 既課税額、346 期別税額10期、 347 期別税額11期、348 期別税額12期、349 期別税額1期、350 期別税額2期、351 期別税額3期、352 期別税額4期、353 期別 税額5期、354 期別稅額6期、355 期別稅額7期、356 期別稅額8期、357 期別稅額9期、358 期別稅額随1、359 期別稅額随1差 額、360 期別税額随1増減件数、361 期別税額随2、362 期別税額随2差額、363 期別税額随2増減件数、364 規約按分区分、365 規約共用区分、366 規約共用分専有床面積、367 規約共用分専有床面積合計、368 規約分専有床面積合計、369 義務者宛名番 号、370 義務者持分番号、371 旧宛名番号、372 共有区分、373 共有構成員宛名番号、374 共有構成員氏名、375 共有構成員住 所、376 共有構成員有無フラグ、377 共有構成員連番、378 共有持分分子、379 共有持分分母、380 共有者宛名番号、381 共有者 告知区分、382 共有者持分番号、383 共有者数、384 共有人数、385 共有代表者区分、386 共有有無フラグ、387 共有理由コー ド、388 共用区分、389 共用部住宅床面積、390 共用部非住宅床面積、391 強制修正年月日、392 強制入カフラグ、393 業種種目 コード、394 業務コード、395 業務手続ー業務区分、396 業務手続ー作成区分、397 業務手続ー受付行政機関名称、398 業務手続 - 所属コード、399 業務手続-税務事務所コード、400 業務手続-税目区分、401 業務手続-税目情報格納日時、402 業務手続-利用者ID、403 金融機関コード、404 区画整理区分、405 区分所有宛名番号、406 区分所有権利原因コード、407 区分所有権利原 因年月日、408 区分所有減免コード、409 区分所有減免開始期、410 区分所有減免開始年度、411 区分所有減免終了期、412 区 分所有减免終了年度、413 区分所有減免適用区分、414 区分所有減免率分子、415 区分所有減免率分母、416 区分所有固定共用 税額、417 区分所有固定共用補正率、418 区分所有更正事由コード、419 区分所有更正年月日、420 区分所有持分分子、421 区 分所有持分分母、422 区分所有所有者判定区分、423 区分所有都計共用税額、424 区分所有都計共用補正率、425 区分所有非課 税コード、426 区分所有非課税開始年度、427 区分所有非課税終了年度、428 区分所有非課税適用区分、429 区分所有名義人氏 名、430 区分所有免税点区分、431 経過年数、432 経年減点補正率、433 計算不整合フラグ、434 軽減コード、435 軽減切れフラ グ、436 決算期、437 決定価格1、438 決定価格2、439 決定価格3、440 決定価格4、441 決定価格5、442 決定価格6、443 決 定価格7、444 決定価格区分、445 決定価格合計、446 決定税額、447 建築事由コード、448 建築年次、449 建築年次2、450 建 物名称、451 検索力ナ氏名、452 検索漢字氏名、453 元先義務者宛名番号、454 減価処置年度、455 減少区分、456 減少事由コ-ド、457 減少取得価額、458 減少年月、459 減免コード1、460 減免コード2、461 減免資産有無フラグ、462 減免税額1、463 減免 税額2、464 減免税額3、465 減免税額4、466 減免税額5、467 減免税額6、468 減免税額7、469 減免税額合計、470 減免税額 帳簿、471 減免税額帳簿1、472 減免税額帳簿2、473 減免税額帳簿3、474 減免税額帳簿4、475 減免税額帳簿5、476 減免税額 帳簿6、477 減免税額帳簿7、478 減免税額帳簿合計、479 減免税額評価、480 減免税額評価1、481 減免税額評価2、482 減免 税額評価3、483 減免税額評価4、484 減免税額評価5、485 減免税額評価6、486 減免税額評価7、487 減免税額評価合計、488 減免相当帳簿価額、489 減免相当帳簿価額1、490 減免相当帳簿価額2、491 減免相当帳簿価額3、492 減免相当帳簿価額4. 493 減免相当帳簿価額5、494 減免相当帳簿価額6、495 減免相当帳簿価額7、496 減免相当帳簿価額合計、497 減免相当評価 額、498 減免相当評価額1、499 減免相当評価額2、500 減免相当評価額3、501 減免相当評価額4、502 減免相当評価額5、503 減免相当評価額6、504 減免相当評価額7、505 減免相当評価額合計、506 減免対象課標1、507 減免対象課標2、508 減免対象 課標3、509 減免対象課標4、510 減免対象課標5、511 減免対象課標6、512 減免対象課標7、513 減免対象課標合計、514 現況 原因事由コード、515 現況地積、516 個人番号、517 個人分持分合計分子、518 個人分持分合計分母、519 個人法人区分、520 個 人法人詳細区分、521 固定その他減免税額、522 固定その他減免税額差額、523 固定その他減免税額増減件数、524 固定家屋按 分課税標準額、525 固定家屋按分軽減税額、526 固定家屋按分軽減対象課標額、527 固定家屋按分減免税額、528 固定家屋按分 減免対象課標額、529 固定家屋按分税額、530 固定家屋課税標準額、531 固定家屋課税標準額差額、532 固定家屋課標増減件 数、533 固定家屋確定税額差額、534 固定家屋確定税額増減件数、535 固定家屋軽減税額、536 固定家屋軽減税額差額、537 固 定家屋軽減税額増減件数、538 固定家屋軽減対象課標額、539 固定家屋減免税額、540 固定家屋減免税額差額、541 固定家屋減 免税額增減件数、542 固定家屋減免対象課標額、543 固定家屋税額、544 固定家屋税額差額、545 固定家屋税額増減件数、546 固定家屋年税額差額、547 固定家屋年税額増減件数、548 固定課税標準額、549 固定課税標準額合計前年度、550 固定課税標準 額合計評価額、551 固定課稅標準額合計本則、552 固定課稅標準額合計本年度、553 固定課稅標準額合計本年度特例前、554 固 定課税標準額前年度、555 固定課税標準額本年度、556 固定確定税額差額、557 固定確定税額増減件数、558 固定区分土地課税 標準額、559 固定区分土地課税標準額差額、560 固定区分土地課標增減件数、561 固定区分土地軽減税額、562 固定区分土地軽 減税額差額、563 固定区分土地軽減税額増減件数、564 固定区分土地軽減対象課標額、565 固定区分土地減免税額、566 固定区 分土地減免税額差額、567 固定区分土地減免税額増減件数、568 固定区分土地減免対象課標額、569 固定区分土地税額、570 固 定区分土地税額差額、571 固定区分土地税額増減件数、572 固定軽減課税標準額、573 固定軽減課税標準額2、574 固定軽減課 標額、575 固定軽減税額、576 固定軽減税額2、577 固定軽減税額差額、578 固定軽減税額増減件数、579 固定減税額、580 固 定減免課税標準額1、581 固定減免課税標準額2、582 固定減免課標1、583 固定減免課標2、584 固定減免課標額1、585 固定 減免課標額2、586 固定減免税額1、587 固定減免税額2、588 固定減免税額差額、589 固定減免税額増減件数、

590 固定合計課税標準額差額、591 固定合計課標、592 固定合計課標增減件数、593 固定差引後税額、594 固定算出税額、595 固定 資産税額、596 固定資産税額差額、597 固定資産税額増減件数、598 固定小規外課標額前年度、599 固定小規外課標額評価額、600 固定小規外課標額負担水準、601 固定小規外課標額負担調整率、602 固定小規外課標額本則、603 固定小規外課標額本年度、604 固 定小規外課標額本年度特例前、605 固定小規外負担調整区分、606 固定小規外本則区分、607 固定小規外類似土地比準割合、608 固 定小規模課標額前年度、609 固定小規模課標額評価額、610 固定小規模課標額負担水準、611 固定小規模課標額負担調整率、612 固 定小規模課標額本則、613 固定小規模課標額本年度、614 固定小規模課標額本年度特例前、615 固定小規模負担調整区分、616 固定 小規模本則区分、617 固定小規模類似土地比準割合、618 固定条例減税額、619 固定相当算出税額、620 固定徴収猶予税額、621 固 定徴収猶予税額差額、622 固定徴収猶予税額増減件数、623 固定土地按分課税標準額、624 固定土地按分軽減税額、625 固定土地按 分軽減対象課標額、626 固定土地按分減免税額、627 固定土地按分減免対象課標額、628 固定土地按分税額、629 固定土地家屋税 額、630 固定土地課税標準額、631 固定土地課税標準額差額、632 固定土地課標増減件数、633 固定土地確定税額差額、634 固定土 地確定税額増減件数、635 固定土地軽減税額、636 固定土地軽減税額差額、637 固定土地軽減税額増減件数、638 固定土地軽減対象 課標額、639 固定土地減免税額、640 固定土地減免税額差額、641 固定土地減免稅額増減件数、642 固定土地減免対象課標額、643 固定土地税額、644 固定土地税額差額、645 固定土地税額增減件数、646 固定土地年税額差額、647 固定土地年税額增減件数、648 固定土地免除税額、649 固定特例課税標準額、650 固定特例課標額、651 固定年税額差額、652 固定年税額増減件数、653 固定非住 宅課標額条例前年度、654 固定非住宅課標額条例本年度、655 固定非住宅課標額条例本年度特例、656 固定非住宅課標額前年度、 657 固定非住宅課標額評価額、658 固定非住宅課標額負担水準、659 固定非住宅課標額負担調整率、660 固定非住宅課標額本則、 661 固定非住宅課標額本年度、662 固定非住宅課標額本年度特例前、663 固定非住宅条例類似土地比準割合、664 固定非住宅負担調 整区分、665 固定非住宅本則区分、666 固定非住宅類似土地比準割合、667 固定免除税額、668 固定免除税額差額、669 固定免除税 額増減件数、670 固定猶予税額、671 口座種別、672 口座振替済通知有無フラグ、673 口座振替有無フラグ、674 口座申込日、675 ロ 座通知済フラグ、676 口座番号、677 口振種別、678 控除帳簿価額、679 控除評価額、680 更新アクセスコード、681 更新プログラムID、 682 更新後一棟情報、683 更新後課税一棟集計情報、684 更新後賦課情報、685 更新後明細情報、686 更新時刻、687 更新所属□─ ド、688 更新所属自治体コード、689 更新職員番号、690 更新前一棟情報、691 更新前課税一棟集計情報、692 更新前賦課情報、693 更新前明細情報、694 更新端末ID、695 更新年月日、696 更正期別コード、697 更正決定年月日、698 更正後家屋番号漢字、699 更正 後家屋番号枝番1、700 更正後家屋番号枝番2、701 更正後家屋番号枝番3、702 更正後家屋番号枝番4、703 更正後家屋番号字コ− |ド、704 更正後家屋番号町丁コード、705 更正後家屋番号編集コード、706 更正後家屋番号本番、707 更正後課税地積又は床面積、708 更正後課税地目コード、709 更正後課税標準額1、710 更正後課税標準額2、711 更正後課税標準額3、712 更正後課税標準額4、713 更正後課税標準額5、714 更正後課税標準額6、715 更正後課税標準額7、716 更正後課税標準額合計、717 更正後区分所有持分分 子、718 更正後区分所有持分分母、719 更正後軽減コード、720 更正後決定価格1、721 更正後決定価格2、722 更正後決定価格3、 723 更正後決定価格4、724 更正後決定価格5、725 更正後決定価格6、726 更正後決定価格7、727 更正後決定価格合計、728 更正後 減免コード1、729 更正後減免コード2、730 更正後減免対象課標、731 更正後減免地積1、732 更正後減免地積2、733 更正後固定課 税標準額、734 更正後固定軽減税額、735 更正後固定減免課標額1、736 更正後固定減免課標額2、737 更正後固定減免税額1、738 更正後固定減免税額2、739 更正後固定相当算出税額、740 更正後固定徵収猶予税額、741 更正後固定免除税額、742 更正後号番、 743 更正後市街化区分、744 更正後室番、745 更正後償却資産税額、746 更正後調査番号、747 更正後登記屋根コード1、748 更正後 登記屋根コード2、749 更正後登記屋根コード3、750 更正後登記階層地下、751 更正後登記階層地上、752 更正後登記構造コード1、 |753 更正後登記構造コード2、754 更正後登記構造コード3、755 更正後登記種類コード1、756 更正後登記種類コード2、757 更正後登 記種類コード3、758 更正後登記地積又は床面積、759 更正後登記地目コード、760 更正後都計課税標準額、761 更正後都計軽減税 額、762 更正後都計減免課標額1、763 更正後都計減免課標額2、764 更正後都計減免税額1、765 更正後都計減免税額2、766 更正 後都計相当算出稅額、767 更正後都計徵収猶予稅額、768 更正後都計免除稅額、769 更正後都市計画区分、770 更正後棟番、771 更 正後特例減少課標、772 更正後評価額、773 更正後物件所在地外筆、774 更正後物件所在地漢字、775 更正後物件所在地枝番1、776 更正後物件所在地枝番2、777 更正後物件所在地枝番3、778 更正後物件所在地枝番4、779 更正後物件所在地字コード、780 更正後 物件所在地町丁コード、781 更正後物件所在地分離、782 更正後物件所在地編集コード、783 更正後物件所在地本番、784 更正後明細 屋根コード1、785 更正後明細屋根コード2、786 更正後明細屋根コード3、787 更正後明細階層地下、788 更正後明細階層地上、789 更 正後明細構造コード、790 更正後明細種類コード1、791 更正後明細種類コード2、792 更正後明細種類コード3、793 更正後明細用途 コード、794 更正後免税点判定区分、795 更正後猶予免除コード、796 更正事由コード、797 更正事由コード 、798 更正前家屋番号漢 字、799 更正前家屋番号枝番1、800 更正前家屋番号枝番2、801 更正前家屋番号枝番3、802 更正前家屋番号枝番4、803 更正前家 屋番号字コード、804 更正前家屋番号町丁コード、805 更正前家屋番号編集コード、806 更正前家屋番号本番、807 更正前課税地積又 は床面積、808 更正前課税地目コード、809 更正前課税標準額1、810 更正前課税標準額2、811 更正前課税標準額3、812 更正前課税 標準額4、813 更正前課税標準額5、814 更正前課税標準額6、815 更正前課税標準額7、816 更正前課税標準額合計、817 更正前区 分所有持分分子、818 更正前区分所有持分分母、819 更正前軽減コード、820 更正前決定価格1、821 更正前決定価格2、822 更正前 决定価格3、823 更正前決定価格4、824 更正前決定価格5、825 更正前決定価格6、826 更正前決定価格7、827 更正前決定価格合 |計、828 更正前減免コード1、829 更正前減免コード2、830 更正前減免対象課標、831 更正前減免地積1、832 更正前減免地積2、833 更正前固定課税標準額、834 更正前固定軽減税額、835 更正前固定減免課標額1、836 更正前固定減免課標額2、837 更正前固定減 免税額1、838 更正前固定減免税額2、839 更正前固定相当算出税額、840 更正前固定徴収猶予税額、841 更正前固定免除税額、842 更正前号番、843 更正前市街化区分、844 更正前室番、845 更正前償却資産税額、846 更正前調査番号、847 更正前登記屋根コード 1、848 更正前登記屋根コード2、849 更正前登記屋根コード3、850 更正前登記階層地下、851 更正前登記階層地上、852 更正前登記 構造コード1、853 更正前登記構造コード2、854 更正前登記構造コード3、855 更正前登記種類コード1、856 更正前登記種類コード2、

857 更正前登記種類コード3、858 更正前登記地積又は床面積、859 更正前登記地目コード、860 更正前都計課税標準額、861 更 正前都計軽減税額、862 更正前都計減免課標額1、863 更正前都計減免課標額2、864 更正前都計減免税額1、865 更正前都計減 免税額2、866 更正前都計相当算出税額、867 更正前都計徵収猶予稅額、868 更正前都計免除稅額、869 更正前都市計画区分、 870 更正前棟番、871 更正前特例減少課標、872 更正前評価額、873 更正前物件所在地外筆、874 更正前物件所在地漢字、875 更正前物件所在地枝番1、876 更正前物件所在地枝番2、877 更正前物件所在地枝番3、878 更正前物件所在地枝番4、879 更正 前物件所在地字コード、880 更正前物件所在地町丁コード、881 更正前物件所在地分離、882 更正前物件所在地編集コード、883 更正前物件所在地本番、884 更正前明細屋根コード1、885 更正前明細屋根コード2、886 更正前明細屋根コード3、887 更正前明 細階層地下、888 更正前明細階層地上、889 更正前明細構造コード、890 更正前明細種類コード1、891 更正前明細種類コード2、 892 更正前明細種類コード3、893 更正前明細用途コード、894 更正前免税点判定区分、895 更正前猶予免除コード、896 更正年月 日、897 更正年度、898 更正予定年月日、899 構成員宛名番号、900 構成員持分番号、901 構成一構成管理情報版番号、902 構 成一手続ID、903 構成一手続名称、904 構成一受付行政機関ID、905 行政区コード、906 号番、907 合算区分、908 国籍コード、 909 催告状況、910 再建築費評点数、911 最終宛名番号、912 最終通知書番号、913 最新宛名番号、914 災害コード、915 在留の 資格コード、916 在留期間開始日、917 在留期間終了日、918 作成所属コード、919 作成所属自治体コード、920 削除フラグ、921 産業分類コード、922 残存率帳簿、923 残存率評価、924 使用禁止フラグ、925 使用禁止異動日、926 市外住所コード、927 市街化 区分、928 市街化適用年度、929 市内市外区分、930 支所コード、931 支店コード、932 氏名異動フラグ、933 氏名外字フラグ、934 氏名漢字、935 資産コード、936 資産の所在地1漢字、937 資産の所在地1市外住所コード、938 資産の所在地1市内市外区分、 939 資産の所在地1住所枝番3コード、940 資産の所在地1住所枝番コード、941 資産の所在地1住所自治体コード、942 資産の所在 地1住所小枝番コード、943 資産の所在地1住所町名コード、944 資産の所在地1住所番地コード、945 資産の所在地1住所番地編 集区分、946 資産の所在地2漢字、947 資産の所在地2市外住所コード、948 資産の所在地2市内市外区分、949 資産の所在地2 住所枝番3コード、950 資産の所在地2住所枝番コード、951 資産の所在地2住所自治体コード、952 資産の所在地2住所小枝番コ· ド、953 資産の所在地2住所町名コード、954 資産の所在地2住所番地コード、955 資産の所在地2住所番地編集区分、956 資産の 所在地3漢字、957 資産の所在地3市外住所コード、958 資産の所在地3市内市外区分、959 資産の所在地3住所枝番3コード、960 資産の所在地3住所枝番コード、961 資産の所在地3住所自治体コード、962 資産の所在地3住所小枝番コード、963 資産の所在地 3住所町名コード、964 資産の所在地3住所番地コード、965 資産の所在地3住所番地編集区分、966 資産名称、967 資本金、968 事業開始年月日、969 事業所グループ番号異動フラグ、970 事業所区分、971 事業所用家屋の所有区分1、972 事業所用家屋の所 有区分2、973 事業所用家屋の所有区分3、974 自治体コード、975 自治体識別コード、976 室番、977 実地調査対象区分、978 車 両コード、979 借用資産有無フラグ、980 主たる明細区分、981 取得価額、982 取得価額1、983 取得価額2、984 取得価額3、985 取得価額4、986 取得価額5、987 取得価額6、988 取得価額7、989 取得価額合計、990 取得特例日区分、991 取得年月、992 種 類コード1、993 種類コード2、994 種類コード3、995 種類区分、996 受付-国内所在地、997 受付-商号名称、998 受付番号、 999 受付ー法人番号、1000 需給補正率、1001 収納異動連番、1002 収納連携禁止フラグ、1003 終了期、1004 終了日、1005 住 所、1006 住所異動フラグ、1007 住所枝番3コード、1008 住所枝番コード、1009 住所自治体コード、1010 住所小枝番コード、1011 住所町名コード、1012 住所番地コード、1013 住所番地編集区分、1014 住所方書、1015 住宅割合、1016 住宅戸数、1017 住宅部 分床面積、1018 住定届出日、1019 住定日、1020 住非区分、1021 住民届出日、1022 住民日、1023 住民番号、1024 住民票コ· ド、1025 処理停止メッセージ、1026 処理停止期限、1027 処理停止状態区分、1028 処理停止職員番号、1029 処理停止端末名、 1030 処理停止日、1031 処理停止理由区分、1032 所属コード、1033 所有者判定区分、1034 償却グループ番号、1035 償却課標異 動後、1036 償却課標異動前、1037 償却強制修正区分、1038 償却減免コード、1039 償却減免開始期、1040 償却減免開始年度、 1041 償却減免終了期、1042 償却減免終了年度、1043 償却減免率分子、1044 償却減免率分母、1045 償却更正事由コード、1046 償却更正中フラグ、1047 償却更正年月日、1048 償却資産課税標準額、1049 償却資産課税標準額差額、1050 償却資産課標増減 件数、1051 償却資産確定税額差額、1052 償却資産確定税額增減件数、1053 償却資産減免税額、1054 償却資産減免税額差額、 1055 償却資産減免税額増減件数、1056 償却資産減免対象課標額、1057 償却資産税額、1058 償却資産税額差額、1059 償却資 産税額増減件数、1060 償却資産年税額差額、1061 償却資産年税額増減件数、1062 償却資産有無フラグ、1063 償却調査年月 日、1064 償却特例コード、1065 償却特例開始年度、1066 償却特例終了年度、1067 償却特例率分子、1068 償却特例率分母、 1069 償却非課税コード、1070 償却方法、1071 償却明細異動後、1072 償却明細異動前、1073 償却免税点判定区分、1074 小学校 区コード、1075 小規外住宅用地割合、1076 小規外地積、1077 小規模住宅用地割合、1078 小規模地積、1079 床面積、1080 消除 事由コード、1081 消除事由コードー判定用、1082 消除届出日、1083 消除日、1084 証明発行禁止フラグ、1085 上昇率、1086 上昇 · 率構造区分、1087 上昇率用途区分、1088 職員番号、1089 信頼性フラグ、1090 審査更新一最終更新日、1091 振替口座有無フラ グ、1092 新築軽減切れフラグ、1093 申告区分、1094 申告受付日、1095 申告書受付年月日、1096 申告書属性-申告書様式ID、 1097 申告書属性-申告書様式名称、1098 申告書発送区分、1099 申告書発送年月日、1100 申告書発送番号、1101 申告状況区 分、1102 申告年度、1103 申告連番、1104 申込日、1105 人数、1106 人的非課税区分一軽自、1107 人的非課税区分一固定、 1108 人的非課税区分事由コードー軽自、1109 人的非課税区分事由コードー固定、1110 図面番号、1111 数量、1112 世帯区分、 1113 世帯識別番号、1114 世帯番号、1115 世帯有無フラグ、1116 性別、1117 生年月日、1118 青色申告有無フラグ、1119 税目 コード、1120 税理士コード、1121 税理士宛名番号、1122 税理士氏名、1123 税理士住所、1124 税理士電話番号、1125 税理士変 更年月日、1126 積寒補正率非木造、1127 積寒補正率木造、1128 積雪補正率、1129 設置届出日、1130 設置日、1131 設定日、 1132 専有床面積、1133 選挙区コード、1134 前回更新アクセスコード、1135 前回更新プログラムID、1136 前回更新時刻、1137 前 回更新職員番号、1138 前回更新端末ID、1139 前回更新年月日、1140 前基準年経年減点補正率、1141 前基準年再建築費評点 数、1142 前基準年上昇率、1143 前基準年評価額、1144 前基準年平米当再建築費評点数、1145 前基準年理論評価額、

1146 前市外住所コード、1147 前市内市外区分、1148 前住所、1149 前住所枝番3コード、1150 前住所枝番コード、1151 前住所自 治体コード、1152 前住所小枝番コード、1153 前住所町名コード、1154 前住所番地コード、1155 前住所番地編集区分、1156 前住 所方書、1157 前年前取得価額1、1158 前年前取得価額2、1159 前年前取得価額3、1160 前年前取得価額4、1161 前年前取得価 額5、1162 前年前取得価額6、1163 前年前取得価額7、1164 前年前取得価額合計、1165 前年地目コード、1166 前年中減少価額 1、1167 前年中減少価額2、1168 前年中減少価額3、1169 前年中減少価額4、1170 前年中減少価額5、1171 前年中減少価額6、 1172 前年中減少価額7、1173 前年中減少価額合計、1174 前年中取得価額1、1175 前年中取得価額2、1176 前年中取得価額3、 1177 前年中取得価額4、1178 前年中取得価額5、1179 前年中取得価額6、1180 前年中取得価額7、1181 前年中取得価額合計、 1182 前年度価格、1183 前年度帳簿価額、1184 前年度帳簿価額1、1185 前年度帳簿価額2、1186 前年度帳簿価額3、1187 前年 度帳簿価額4、1188 前年度帳簿価額5、1189 前年度帳簿価額6、1190 前年度帳簿価額7、1191 前年度帳簿価額合計、1192 前年 度評価額、1193 前年度評価額1、1194 前年度評価額2、1195 前年度評価額3、1196 前年度評価額4、1197 前年度評価額5、 1198 前年度評価額6、1199 前年度評価額7、1200 前年度評価額合計、1201 送付先開始理由コード、1202 送付先区分、1203 送付先終了理由コード、1204 送付先有無フラグ、1205 増加事由コード、1206 増加償却月1、1207 増加償却月2、1208 増加償却資 産有無フラグ、1209 増加償却率1、1210 増加償却率2、1211 増減調定額、1212 続柄1、1213 続柄2、1214 続柄3、1215 続柄 4、1216 損耗補正率、1217 耐用年数、1218 耐用年数変更1耐年、1219 耐用年数変更1年度、1220 耐用年数変更2耐年、1221 耐用年数変更2年度、1222 代表者宛名番号、1223 代表者宛名番号異動フラグ、1224 代表者個人法人区分、1225 第10期税額差 額、1226 第10期税額増減件数、1227 第11期税額差額、1228 第11期税額増減件数、1229 第12期税額差額、1230 第12期税額 增減件数、1231 第1期税額差額、1232 第1期税額增減件数、1233 第2期税額差額、1234 第2期税額增減件数、1235 第3期税額 差額、1236 第3期税額增減件数、1237 第4期税額差額、1238 第4期税額增減件数、1239 第5期税額差額、1240 第5期税額增減 件数、1241 第6期税額差額、1242 第6期税額増減件数、1243 第7期税額差額、1244 第7期税額増減件数、1245 第8期税額差 額、1246 第8期税額増減件数、1247 第9期税額差額、1248 第9期税額増減件数、1249 宅地比準区分、1250 担当者氏名、1251 担当者電話番号、1252 短縮年数資産有無フラグ、1253 端末ID、1254 団体内統合宛名番号、1255 地区コード、1256 地上地下フラ グ、1257 地積強制入力フラグ、1258 中学校区コード、1259 帳簿価額1、1260 帳簿価額2、1261 帳簿価額3、1262 帳簿価額4、 1263 帳簿価額5、1264 帳簿価額6、1265 帳簿価額7、1266 帳簿価額限度額フラグ、1267 帳簿価額合計、1268 徴収猶予取消額1 期、1269 徵収猶予取消額2期、1270 徵収猶予取消額3期、1271 徵収猶予取消額4期、1272 徵収猶予取消額過随1、1273 徵収猶 予取消額過随2、1274 徴収猶予取消額随1、1275 徴収猶予取消額随2、1276 徴収猶予税額1期、1277 徴収猶予税額2期、1278 徵収猶予税額3期、1279 徵収猶予税額4期、1280 徵収猶予税額過随1、1281 徵収猶予税額過随2、1282 徵収猶予税額随1、 1283 徴収猶予税額随2、1284 徴収猶予対象フラグ、1285 調査場所区分、1286 調査内容、1287 調査年月日、1288 調査番号 1289 調定区分、1290 調定増減区分、1291 調定内訳分類コード、1292 調定年月、1293 調定年月日、1294 調定年度、1295 陳腐 化耐用年数、1296 陳腐化年度、1297 追加一筆補正率有無フラグ、1298 通称名外字フラグ、1299 通称名区分、1300 通称名優先 区分、1301 通知書採番区分、1302 通知書発行禁止フラグ、1303 通知書番号、1304 通知書番号付加番号、1305 通知年月日、 1306 訂正書整理番号、1307 適用開始年度、1308 点字フラグ、1309 電子申告利用届出異動事由、1310 電話番号、1311 電話番 号区分、1312 電話番号内線、1313 登記延床面積、1314 登記屋根コード1、1315 登記屋根コード2、1316 登記屋根コード3、1317 登記階層地下、1318 登記階層地上、1319 登記建築日、1320 登記構造コード1、1321 登記構造コード2、1322 登記構造コード3、 1323 登記種類コード1、1324 登記種類コード2、1325 登記種類コード3、1326 登記所在地外筆、1327 登記所在地漢字、1328 登記 所在地枝番1、1329 登記所在地枝番2、1330 登記所在地枝番3、1331 登記所在地枝番4、1332 登記所在地字コード、1333 登記 所在地町丁コード、1334 登記所在地編集コード、1335 登記所在地本番、1336 登記床面積一階、1337 登記床面積地下、1338 登 記床面積二階以上、1339 登記地積、1340 登記地積又は床面積、1341 登記地目コード、1342 登録元コード、1343 登録自治体コー ド、1344 登録生年月日、1345 登録税目コード、1346 登録日、1347 都計その他減免税額、1348 都計その他減免税額差額、1349 都計その他減免税額増減件数、1350 都計家屋按分課税標準額、1351 都計家屋按分軽減税額、1352 都計家屋按分軽減対象課標 額、1353 都計家屋按分減免税額、1354 都計家屋按分減免対象課標額、1355 都計家屋按分税額、1356 都計家屋課税標準額、 1357 都計家屋課税標準額差額、1358 都計家屋課標增減件数、1359 都計家屋確定税額差額、1360 都計家屋確定税額増減件数、 1361 都計家屋軽減税額、1362 都計家屋軽減税額差額、1363 都計家屋軽減税額増減件数、1364 都計家屋軽減対象課標額、1365 都計家屋減免税額、1366 都計家屋減免税額差額、1367 都計家屋減免税額増減件数、1368 都計家屋減免対象課標額、1369 都計 家屋税額、1370 都計家屋税額差額、1371 都計家屋税額増減件数、1372 都計家屋年税額差額、1373 都計家屋年税額増減件数、 1374 都計課税標準額、1375 都計課税標準額合計前年度、1376 都計課税標準額合計評価額、1377 都計課税標準額合計本則、 1378 都計課税標準額合計本年度、1379 都計課税標準額合計本年度特例前、1380 都計課税標準額前年度、1381 都計課税標準額 本年度、1382 都計確定税額差額、1383 都計確定税額增減件数、1384 都計区分土地課税標準額、1385 都計区分土地課税標準額 差額、1386 都計区分土地課標增減件数、1387 都計区分土地軽減税額、1388 都計区分土地軽減税額差額、1389 都計区分土地軽 減税額増減件数、1390 都計区分土地軽減対象課標額、1391 都計区分土地減免税額、1392 都計区分土地減免税額差額、1393 都 計区分土地減免税額增減件数、1394都計区分土地減免対象課標額、1395都計区分土地税額、1396都計区分土地税額差額、 1397 都計区分土地税額增減件数、1398 都計軽減課税標準額、1399 都計軽減課税標準額2、1400 都計軽減課標額、1401 都計軽 減税額、1402 都計軽減税額2、1403 都計軽減税額差額、1404 都計軽減税額增減件数、1405 都計減稅額、1406 都計減免課稅標 準額1、1407 都計減免課税標準額2、1408 都計減免課標1、1409 都計減免課標2、1410 都計減免課標額1、1411 都計減免課標 額2、1412 都計減免税額1、1413 都計減免税額2、1414 都計減免税額差額、1415 都計減免税額増減件数、1416 都計合計課税 標準額差額、1417 都計合計課標、1418 都計合計課標增減件数、1419 都計差引後税額、1420 都計算出税額、1421 都計小規外 課標額前年度、1422 都計小規外課標額評価額、1423 都計小規外課標額負担水準、1424 都計小規外課標額負担調整率、

1425 都計小規外課標額本則、1426 都計小規外課標額本年度、1427 都計小規外課標額本年度特例前、1428 都計小規外負担調整 区分、1429 都計小規外本則区分、1430 都計小規外類似土地比準割合、1431 都計小規模課標額前年度、1432 都計小規模課標額 評価額、1433 都計小規模課標額負担水準、1434 都計小規模課標額負担調整率、1435 都計小規模課標額本則、1436 都計小規模 課標額本年度、1437 都計小規模課標額本年度特例前、1438 都計小規模負担調整区分、1439 都計小規模本則区分、1440 都計小 規模類似土地比準割合、1441 都計条例減税額、1442 都計相当算出税額、1443 都計徴収猶予税額、1444 都計徴収猶予税額差 額、1445 都計徵収猶予税額增減件数、1446 都計土地按分課税標準額、1447 都計土地按分軽減税額、1448 都計土地按分軽減対 象課標額、1449 都計土地按分減免税額、1450 都計土地按分減免対象課標額、1451 都計土地按分税額、1452 都計土地課税標準 額、1453 都計土地課税標準額差額、1454 都計土地課標增減件数、1455 都計土地確定税額差額、1456 都計土地確定税額増減件 数、1457 都計土地軽減税額、1458 都計土地軽減税額差額、1459 都計土地軽減税額増減件数、1460 都計土地軽減対象課標額、 1461 都計土地減免税額、1462 都計土地減免税額差額、1463 都計土地減免税額増減件数、1464 都計土地減免対象課標額、1465 都計土地税額、1466 都計土地税額差額、1467 都計土地税額増減件数、1468 都計土地年税額差額、1469 都計土地年税額増減件 数、1470 都計土地免除税額、1471 都計特例課税標準額、1472 都計特例課標額、1473 都計年税額差額、1474 都計年税額増減 件数、1475 都計非住宅課標額条例前年度、1476 都計非住宅課標額条例本年度、1477 都計非住宅課標額条例本年度特例、1478 都計非住宅課標額前年度、1479 都計非住宅課標額評価額、1480 都計非住宅課標額負担水準、1481 都計非住宅課標額負担調整 率、1482 都計非住宅課標額本則、1483 都計非住宅課標額本年度、1484 都計非住宅課標額本年度特例前、1485 都計非住宅条例 類似土地比準割合、1486 都計非住宅負担調整区分、1487 都計非住宅本則区分、1488 都計非住宅類似土地比準割合、1489 都計 免除税額、1490 都計免除税額差額、1491 都計免除税額増減件数、1492 都計猶予税額、1493 都市計画区分、1494 都市計画税 額、1495都市計画税額差額、1496都市計画税額增減件数、1497土地家屋区分、1498土地区分免税点判定区分、1499土地軽 減コード、1500 土地軽減開始年度、1501 土地軽減終了年度、1502 土地軽減地積、1503 土地軽減適用区分、1504 土地軽減率分 子、1505 土地軽減率分母、1506 土地権利の目的コード、1507 土地権利原因コード、1508 土地権利原因年月日、1509 土地権利 受付年月日、1510 土地権利受付番号、1511 土地権利変更区分、1512 土地減免コード1、1513 土地減免コード2、1514 土地減免 開始期1、1515 土地減免開始期2、1516 土地減免開始年度1、1517 土地減免開始年度2、1518 土地減免終了期1、1519 土地減 免終了期2、1520 土地減免終了年度1、1521 土地減免終了年度2、1522 土地減免地積1、1523 土地減免地積2、1524 土地減免 適用区分1、1525 土地減免適用区分2、1526 土地減免率分子1、1527 土地減免率分子2、1528 土地減免率分母1、1529 土地減 免率分母2、1530 土地更正事由コード、1531 土地更正中フラグ、1532 土地更正年月日、1533 土地合計地積、1534 土地徴収猶予 税額、1535 土地調査年月日、1536 土地特例コード、1537 土地特例開始年度、1538 土地特例終了年度、1539 土地特例地積、 1540 土地特例適用区分、1541 土地特例率分子、1542 土地特例率分母、1543 土地非課税コード、1544 土地非課税開始年度、 1545 土地非課税終了年度、1546 土地非課税地積、1547 土地非課税適用区分、1548 土地表示の目的コード、1549 土地表示原因 コード、1550 土地表示原因年月日、1551 土地表示受付年月日、1552 土地表示受付番号、1553 土地表示変更区分、1554 土地物 件数、1555 土地物件番号、1556 土地免税点判定区分、1557 棟数、1558 棟番、1559 当初平米当再建築費評点数、1560 特宛人 宛名番号、1561 特記重要度区分、1562 特記情報、1563 特記情報有無フラグ、1564 特記連番、1565 特別償却圧縮記帳有無フラ - 1566 特例コード、1567 特例減少課標1、1568 特例減少課標2、1569 特例減少課標3、1570 特例減少課標4、1571 特例減少 課標5、1572 特例減少課標6、1573 特例減少課標7、1574 特例減少課標合計、1575 特例減少帳簿価額、1576 特例減少帳簿価 額1、1577 特例減少帳簿価額2、1578 特例減少帳簿価額3、1579 特例減少帳簿価額4、1580 特例減少帳簿価額5、1581 特例減 少帳簿価額6、1582 特例減少帳簿価額7、1583 特例減少帳簿価額合計、1584 特例減少評価額、1585 特例減少評価額1、1586 特例減少評価額2、1587 特例減少評価額3、1588 特例減少評価額4、1589 特例減少評価額5、1590 特例減少評価額6、1591 特 例減少評価額7、1592 特例減少評価額合計、1593 特例減免対象区分、1594 届出日、1595 年税額、1596 年税額過年度合計、 1597 年税額差額、1598 年税額増減件数、1599 年度、1600 納期限10期、1601 納期限11期、1602 納期限12期、1603 納期限1 期、1604 納期限2期、1605 納期限3期、1606 納期限4期、1607 納期限5期、1608 納期限6期、1609 納期限7期、1610 納期限8 期、1611 納期限9期、1612 納期限随1、1613 納期限随2、1614 納税者ID、1615 納税組合番号、1616 納組開始日、1617 納組終 了日、1618 納組有無フラグ、1619 納付種別、1620 農業用施設用地区分、1621 農地区分、1622 農地転用期限、1623 農地転用 区分、1624 農地転用条項区分、1625 農地転用年月日、1626 農地転用目的コード、1627 廃止届出日、1628 廃止日、1629 排他フ ラグ、1630 発見取得価格、1631 発行禁止解除理由コード、1632 発行禁止設定理由コード、1633 発行禁止有無フラグ、1634 発行 制限条件コード、1635 比準割合、1636 比準地目コード、1637 比準土地物件番号、1638 被特宛人有無フラグ、1639 非課税コード、 1640 非課税資産有無フラグ、1641 非住宅割合、1642 非住宅地積、1643 非住宅部分床面積、1644 筆数、1645 筆頭者名、1646 標準地区分、1647 標準地番号、1648 表NO、1649 表示フラグ、1650 表示名称、1651 評価額、1652 評価額1、1653 評価額2、 1654 評価額3、1655 評価額4、1656 評価額5、1657 評価額6、1658 評価額7、1659 評価額強制入力フラグ、1660 評価額限度額 フラグ、1661 評価額合計、1662 評価区分、1663 評価戸数、1664 評価方法区分、1665 評点数、1666 評点数構成区、1667 不均 衡、1668 敷地権コード、1669 敷地権持分分子、1670 敷地権持分分母、1671 敷地権判定区分、1672 賦課オンライン決裁処理フラ グ、1673 賦課減免コード、1674 賦課減免開始期コード、1675 賦課減免率分子、1676 賦課減免率分母、1677 賦課更正事由コー ド、1678 賦課修正理由コード、1679 複合利用用地合算区分、1680 物件所在地外筆、1681 物件所在地漢字、1682 物件所在地枝 番1、1683 物件所在地枝番2、1684 物件所在地枝番3、1685 物件所在地枝番4、1686 物件所在地字コード、1687 物件所在地町 丁コード、1688 物件所在地分離、1689 物件所在地編集コード、1690 物件所在地本番、1691 物件番号、1692 分割課税開始年度、 1693 分割課税有無フラグ、1694 分合筆元先区分、1695 分合筆受付年月日、1696 分離課税区分、1697 分離対象家屋物件番号、 1698 分離対象号番、1699 分離対象室番、1700 平米当再建築費評点数、1701 閉鎖区分、1702 方書、1703 方書外字フラグ、 1704 法人種別コード、1705 法人種別位置区分、1706 法人番号、1707 法人分持分合計分子、1708 法人分持分合計分母、

1709 本支店区分、1710 本人区分、1711 本籍地、1712 本年度価格、1713 本年度帳簿価額、1714 本年度評価額、1715 未完成 コード、1716 未償却残高1、1717 未償却残高2、1718 未償却残高3、1719 未償却残高4、1720 未償却残高5、1721 未償却残高 6、1722 未償却残高7、1723 未償却残高合計、1724 未調査区分、1725 未登記区分、1726 名義人カナ氏名、1727 名義人宛名番 号、1728 名義人漢字氏名、1729 名義人氏名、1730 名義人持分番号、1731 名義人住所、1732 明細SEQ番号、1733 明細延床面 積、1734 明細屋根コード1、1735 明細屋根コード2、1736 明細屋根コード3、1737 明細階層地下、1738 明細階層地上、1739 明細 原因事由コード、1740 明細原因年月日、1741 明細構造コード、1742 明細構造コード2、1743 明細種類コード1、1744 明細種類 コード2、1745 明細種類コード3、1746 明細床面積一階、1747 明細床面積地下、1748 明細床面積二階以上、1749 明細数、1750 明細数1、1751 明細数2、1752 明細数3、1753 明細数4、1754 明細数5、1755 明細数6、1756 明細数7、1757 明細数合計、 1758 明細都市計画区分、1759 明細番号、1760 明細用途コード、1761 明細用途コード2、1762 免税点判定、1763 木非区分、 1764 猶予免除コード、1765 郵便番号、1766 予備フラグ1、1767 予備フラグ2、1768 予備フラグ3、1769 予備フラグ4、1770 予備 フラグ5、1771 予備数字1、1772 予備数字10、1773 予備数字11、1774 予備数字12、1775 予備数字13、1776 予備数字14、 1777 予備数字15、1778 予備数字2、1779 予備数字3、1780 予備数字4、1781 予備数字5、1782 予備数字6、1783 予備数字7、 1784 予備数字8、1785 予備数字9、1786 予備文字1、1787 予備文字2、1788 予備文字3、1789 予備文字4、1790 予備文字5、 1791 予備領域、1792 様式-ビルマンション名など、1793 様式-氏名法人名称カナ、1794 様式-氏名法人名称漢字、1795 様式-事業所電話番号、1796 様式ー事業所名、1797 様式ー事業所名力ナ、1798 様式ー自宅電話番号、1799 様式ー住所コード、1800 様式-住所所在地、1801 様式-照会番号、1802 様式-申告先税目-県市区分、1803 様式-申告先税目-事業所住所、1804 様 式一申告先税目一事業所所在地、1805 様式一申告先税目一事業所名、1806 様式一申告先税目一受付日時、1807 様式一申告先 税目一受付番号、1808 様式一申告先税目一税事務所、1809 様式一申告先税目一税目区分、1810 様式一申告先税目一税目有効 区分、1811 様式一申告先税目一地方公共団体、1812 様式一申告先税目一入力区分、1813 様式一前後区分、1814 様式一送付先 ービル名など、1815 様式一送付先一氏名、1816 様式一送付先一住所、1817 様式一送付先一住所コード、1818 様式一送付先一所 属役職など、1819 様式-送付先-郵便番号、1820 様式-他有、1821 様式-代表者-ビル名など、1822 様式-代表者-氏名、 1823 様式ー代表者-氏名カナ、1824 様式-代表者-住所、1825 様式-代表者-住所コード、1826 様式-代表者-電話番号、 1827 様式一代表者一郵便番号、1828 様式一代理人属性、1829 様式一電子証明一認証局区分、1830 様式一法人格、1831 様式 - 法人格名、1832 様式-法人個人区分、1833 様式-本支店区分、1834 様式-郵便番号、1835 様式-利用届出受付日時、1836 様式一利用届出受付番号、1837 用途変更経過年数、1838 用途変更年、1839 利用者ID、1840 利用者一氏名名称、1841 利用者 ー氏名名称カナ、1842 利用者ー事業所名、1843 利用者ー事業所名カナ、1844 利用者代表者ー代表者住所、1845 利用者代表者 - 代表者電話番号、1846 利用者代表者一代表者名、1847 利用者代表者一代表者名カナ、1848 利用者代表者一代表者郵便番号、 1849 利用者一代理人属性、1850 利用者一届出受付番号、1851 利用者一本支店区分、1852 利用者本店一所在地、1853 利用者 本店-電話番号1、1854 利用者本店-電話番号2、1855 利用者本店-郵便番号、1856 利用者-利用者ID、1857 履歴修正区分、 1858 履歴修正項目、1859 履歴番号、1860 理論評価額、1861 類似土地物件番号、1862 連動エラーフラグ、1863 連動ファイルID、 1864 連動済フラグ、1865 連動処理時刻、1866 連動処理端末名、1867 連動処理日、1868 連動連番、1869 連番、1870 連絡先開 始理由コード、1871 連絡先区分、1872 連絡先最優先区分、1873 連絡先終了理由コード、1874 連絡先名称、1875 連絡先有無フラ グ、1876 連絡先連番、1877 和暦生年月日

【軽自動車税】データ項目数:558

1 DVフラグ、2 FAX番号、3 カナ支店名、4 カナ氏名、5 カナ世帯主名、6 カナ通称名、7 カナ名、8 クレジット区分、9 レコード区 分、10 宛名グループ番号、11 宛名採番区分、12 宛名消除事由コード、13 宛名消除事由コードー判定用、14 宛名消除日、15 宛 名番号、16 宛名履歴番号、17 依頼書発行済フラグ、18 異動レコード区分、19 異動区分、20 異動後データ、21 異動事由コード、 22 異動事由コードー判定用、23 異動時刻、24 異動受付フラグ、25 異動情報、26 異動前データ、27 異動日、28 異動年月日、29 異動理由コード、30 運行経路、31 運行目的、32 運転免許証番号、33 課税区分、34 課税状況コード、35 課税年度、36 解除処理 支所コード、37 解除処理年月日、38 解除日、39 解除年月日、40 解除理由コード、41 開始期、42 開始処理支所コード、43 開始 処理年月日、44 開始日、45 開始年月日、46 開始理由コード、47 格納種別、48 漢字支店名、49 漢字氏名、50 漢字世帯主名、 51 漢字通称名、52 漢字名、53 還付口座有無フラグ、54 関連フラグ1、55 関連フラグ10、56 関連フラグ11、57 関連フラグ12、 58 関連フラグ13、59 関連フラグ14、60 関連フラグ15、61 関連フラグ2、62 関連フラグ3、63 関連フラグ4、64 関連フラグ5、65 関連フラグ6、66 関連フラグ7、67 関連フラグ8、68 関連フラグ9、69 関連宛名有無フラグ、70 関連事由コード、71 関連相手先宛 名番号、72 義務者宛名番号、73 旧宛名番号、74 旧標識コード、75 旧標識記号、76 旧標識番号、77 許可開始日、78 許可終了日、79 共有構成員有無フラグ、80 共有者数、81 共有有無フラグ、82 業務コード、83 業務手続ー業務区分、84 業務手続ー作成区 分、85 業務手続ー受付行政機関名称、86 業務手続ー所属コード、87 業務手続ー税務事務所コード、88 業務手続ー税目区分、89 業務手続一税目情報格納日時、90 業務手続一利用者ID、91 金融機関コード、92 型式、93 型式指定番号、94 軽課判定情報、95 検索力ナ氏名、96 検索漢字氏名、97 原動機型式、98 減免額、99 個人番号、100 個人法人区分、101 個人法人詳細区分、102 口 座種別、103 口座振替済通知有無フラグ、104 口座申込日、105 口座通知済フラグ、106 口座番号、107 口座有無フラグ、108 ロ 振種別、109 更新アクセスコード、110 更新プログラムID、111 更新後一WLTC-H27基準、112 更新後一WLTC-H32基準、 113 更新後ーその他検査事項等1、114 更新後ーその他検査事項等2、115 更新後ーその他検査事項等3、116 更新後ーその他検 査事項等4、117 更新後ーその他検査事項等5、118 更新後ー型式、119 更新後ー型式ID文字、120 更新後ー型式指定番号、121 更新後一軽課判定情報、122 更新後一原動機型式、123 更新後一後軸重、124 更新後一交付年月日、125 更新後一高さ、126 更 新後一使用の本拠位置具体名、127 更新後一使用者の氏名又は名称、128 更新後一使用者住所具体名、129 更新後一自家用事 業用の別、130 更新後一車体の形状、131 更新後一車台番号、132 更新後一車名、133 更新後一車両重量、134 更新後一車両総 重量1、135 更新後一車両総重量2、136 更新後一車両番号、137 更新後一重課判定情報、138 更新後一初度検査年月、139 更新 後一所有者の氏名又は名称、140 更新後一所有者住所具体名、141 更新後一積載量1、142 更新後一積載量2、143 更新後一前 軸重、144 更新後一総排気量又は定格出力、145 更新後一長さ、146 更新後一定員1、147 更新後一定員2、148 更新後一燃費基 準一H22基準、149 更新後一燃費基準一H27基準、150 更新後一燃費基準一H32基準、151 更新後一燃費値一JC08、152 更新 後一燃費値一WLTC、153 更新後一燃料の種類、154 更新後一排出ガス適合、155 更新後一幅、156 更新後一抹消状態表示文 字、157 更新後一有効期間の満了する日、158 更新後一用途、159 更新後一類別区分番号、160 更新時刻、161 更新所属コード 162 更新所属自治体コード、163 更新職員番号、164 更新前-WLTC-H27基準、165 更新前-WLTC-H32基準、166 更新前 ーその他検査事項等1、167 更新前ーその他検査事項等2、168 更新前ーその他検査事項等3、169 更新前ーその他検査事項等 4、170 更新前ーその他検査事項等5、171 更新前ー型式、172 更新前ー型式ID文字、173 更新前ー型式指定番号、174 更新前・ 軽課判定情報、175 更新前一原動機型式、176 更新前一後軸重、177 更新前一交付年月日、178 更新前一高さ、179 更新前一使 用の本拠位置具体名、180 更新前ー使用者の氏名又は名称、181 更新前ー使用者住所具体名、182 更新前ー自家用事業用の別、 183 更新前一車体の形状、184 更新前一車台番号、185 更新前一車名、186 更新前一車両重量、187 更新前一車両総重量1、188 更新前一車両総重量2、189 更新前一車両番号、190 更新前一重課判定情報、191 更新前一初度検査年月、192 更新前一所有者 の氏名又は名称、193 更新前一所有者住所具体名、194 更新前一積載量1、195 更新前一積載量2、196 更新前一前軸重、197 更 新前-総排気量又は定格出力、198 更新前-長さ、199 更新前-定員1、200 更新前-定員2、201 更新前-燃費基準-H22基 準、202 更新前一燃費基準一H27基準、203 更新前一燃費基準一H32基準、204 更新前一燃費值一JC08、205 更新前一燃費值 -WLTC、206 更新前-燃料の種類、207 更新前-排出ガス適合、208 更新前-幅、209 更新前-抹消状態表示文字、210 更新 前一有効期間の満了する日、211 更新前一用途、212 更新前一類別区分番号、213 更新端末ID、214 更新年月日、215 構成一構 成管理情報版番号、216 構成一手続ID、217 構成一手続名称、218 構成一受付行政機関ID、219 行政区コード、220 国籍コード、 221 最終宛名番号、222 最終通知書番号、223 最新宛名番号、224 在留の資格コード、225 在留期間開始日、226 在留期間終了 日、227 作成所属コード、228 作成所属自治体コード、229 削除フラグ、230 産業分類コード、231 使用の本拠の位置住所具体名、 232 使用禁止フラグ、233 使用禁止異動日、234 使用者の氏名又は名称、235 使用者宛名番号、236 使用者氏名、237 使用者住 所具体名、238 市外住所コード、239 市内市外区分、240 支所コード、241 支店コード、242 氏名異動フラグ、243 氏名外字フラグ 244 事業所グループ番号異動フラグ、245 事業所区分、246 自家用事業用の別、247 自治体コード、248 自治体識別コード、249 車 種コード、250 車体の形状、251 車台番号、252 車名、253 車名コード、254 車両コード、255 車両番号、256 車両履歴番号、257 取込済フラグ、258 取込年月日、259 取込連番、260 受付一国内所在地、261 受付一商号名称、262 受付年月日、263 受付番号、 264 受付ー法人番号、265 終了期、266 終了日、267 住所、268 住所異動フラグ、269 住所枝番3コード、270 住所枝番コード、271 住所自治体コード、272 住所小枝番コード、273 住所町名コード、274 住所番地コード、275 住所番地編集区分、276 住所方書、277 住定届出日、278 住定日、279 住民届出日、280 住民日、281 住民番号、282 住民票コード、283 重課判定情報、284 処理済年月 日、285 処理事由コード、286 処理時刻、287 処理停止メッセージ、288 処理停止期限、289 処理停止状態区分、290 処理停止職 員番号、291 処理停止端末名、292 処理停止日、293 処理停止理由区分、294 処理年月日、295 初度検査年月、296 所属コード、 297 所有形態コード、298 所有者の氏名又は名称、299 所有者宛名番号、300 所有者氏名、301 所有者住所具体名、302 小学校区コード、303 消除事由コード、304 消除事由コードー判定用、305 消除届出日、306 消除日、307 障害者宛名番号、308 職員番号、 309 信頼性フラグ、310 審査更新一最終更新日、311 振替口座有無フラグ、312 申告書属性一申告書様式ID、

313 申告書属性-申告書様式名称、314 申告書連番、315 申込日、316 申請者宛名番号、317 申請者氏名名称、318 申請者住 所、319 申請者生年月日、320 申請年月日、321 人的非課税区分一軽自、322 人的非課税区分一固定、323 人的非課税区分事由 コードー軽自、324 人的非課税区分事由コードー固定、325 世帯区分、326 世帯識別番号、327 世帯番号、328 世帯有無フラグ 329 性別、330 生年月日、331 税目コード、332 税率、333 設置届出日、334 設置日、335 設定日、336 選挙区コード、337 前回更 新アクセスコード、338 前回更新プログラムID、339 前回更新時刻、340 前回更新職員番号、341 前回更新端末ID、342 前回更新 年月日、343 前市外住所コード、344 前市内市外区分、345 前住所、346 前住所枝番3コード、347 前住所枝番コード、348 前住所 自治体コード、349 前住所小枝番コード、350 前住所町名コード、351 前住所番地コード、352 前住所番地編集区分、353 前住所方 書、354 送付先開始理由コード、355 送付先区分、356 送付先終了理由コード、357 送付先有無フラグ、358 続柄1、359 続柄2、 360 続柄3、361 続柄4、362 代表者宛名番号、363 代表者宛名番号異動フラグ、364 代表者個人法人区分、365 端末ID、366 団 体内統合宛名番号、367 中学校区コード、368 調定年月日、369 調定年度、370 通称名外字フラグ、371 通称名区分、372 通称名 優先区分、373 通知書採番区分、374 通知書作成年月日、375 通知書番号、376 通知書番号付加番号、377 通知税額、378 通知 年月日、379 定格出力、380 定置場区分、381 定置場枝番3コード、382 定置場枝番コード、383 定置場自治体コード、384 定置場 小枝番コード、385 定置場町名コード、386 定置場番地コード、387 定置場番地編集区分、388 点字フラグ、389 電子申告利用届出 異動事由、390 電話番号、391 電話番号区分、392 電話番号内線、393 登録元コード、394 登録自治体コード、395 登録処理支所 コード、396 登録処理年月日、397 登録生年月日、398 登録税目コード、399 登録日、400 登録年月日、401 登録理由コード、402 特宛人宛名番号、403 特記重要度区分、404 特記情報、405 特記情報有無フラグ、406 特記連番、407 特例区分、408 届出日、 409 認定番号、410 年式、411 年税額、412 年度、413 燃料の種類、414 燃料の種類コード、415 納期限、416 納期限区分、417 納税義務者区分、418 納税者ID、419 納税組合番号、420 納組開始日、421 納組終了日、422 納組有無フラグ、423 納付種別、 424 廃止届出日、425 廃止日、426 廃車処理支所コード、427 廃車処理年月日、428 廃車年月日、429 廃車理由コード、430 排気 量、431 排他フラグ、432 発行禁止解除理由コード、433 発行禁止設定理由コード、434 発行禁止有無フラグ、435 発行制限条件 コード、436 判定不能区分、437 被特宛人有無フラグ、438 備考、439 筆頭者名、440 標識コード、441 標識回収区分、442 標識記 号、443 標識番号、444 表示フラグ、445 賦課異動フラグー過年1、446 賦課異動フラグー過年2、447 賦課異動フラグー過年3、 448 賦課異動フラグー過年4、449 賦課異動フラグー過年5、450 賦課異動フラグー過年6、451 賦課異動フラグー過年7、452 賦課 異動フラグー現年、453 賦課異動処理年月日、454 賦課異動年月日、455 賦課異動理由コード、456 賦課履歴番号、457 返納状態 コード、458 返納年月日、459 保留減免解除フラグ、460 保留減免開始フラグ、461 保留減免有無フラグ、462 保留減免履歴番号、 463 方書、464 方書外字フラグ、465 法人種別コード、466 法人種別位置区分、467 法人番号、468 本支店区分、469 本人区分、 470 本籍地、471 名義人カナ氏名、472 名義人漢字氏名、473 郵便番号、474 予定決定区分、475 様式ービルマンション名など、 476 様式-氏名法人名称カナ、477 様式-氏名法人名称漢字、478 様式-事業所電話番号、479 様式-事業所名、480 様式-事業所名カナ、481 様式-自宅電話番号、482 様式-住所コード、483 様式-住所所在地、484 様式-照会番号、485 様式-申告先 税目-県市区分、486 様式-申告先税目-事業所住所、487 様式-申告先税目-事業所所在地、488 様式-申告先税目-事業 所名、489 様式-申告先税目-受付日時、490 様式-申告先税目-受付番号、491 様式-申告先税目-税事務所、492 様式-申 告先税目一税目区分、493 様式一申告先税目一税目有効区分、494 様式一申告先税目一地方公共団体、495 様式一申告先税目 - 入力区分、496 様式-前後区分、497 様式-送付先-ビル名など、498 様式-送付先-氏名、499 様式-送付先-住所、500 様式-送付先-住所コード、501 様式-送付先-所属役職など、502 様式-送付先-郵便番号、503 様式-他有、504 様式-代 表者ービル名など、505 様式ー代表者一氏名、506 様式ー代表者ー氏名カナ、507 様式ー代表者ー住所、508 様式ー代表者ー住 所コード、509 様式ー代表者ー電話番号、510 様式ー代表者ー郵便番号、511 様式ー代理人属性、512 様式ー電子証明ー認証局 区分、513 様式-法人格、514 様式-法人格名、515 様式-法人個人区分、516 様式-本支店区分、517 様式-郵便番号、518 様式-利用届出受付日時、519 様式-利用届出受付番号、520 用途、521 利用者ID、522 利用者-氏名名称、523 利用者-氏名 名称カナ、524 利用者-事業所名、525 利用者-事業所名カナ、526 利用者代表者-代表者住所、527 利用者代表者-代表者電 話番号、528 利用者代表者-代表者名、529 利用者代表者-代表者名カナ、530 利用者代表者-代表者郵便番号、531 利用者-代理人属性、532 利用者一届出受付番号、533 利用者一本支店区分、534 利用者本店一所在地、535 利用者本店一電話番号1、 536 利用者本店一電話番号2、537 利用者本店一郵便番号、538 利用者一利用者ID、539 履歷修正区分、540 履歷修正項目、541 履歴番号、542 臨時標識番号、543 連動エラーフラグ、544 連動ファイルID、545 連動済フラグ、546 連動処理時刻、547 連動処理 端末名、548 連動処理日、549 連動連番、550 連番、551 連絡先開始理由コード、552 連絡先区分、553 連絡先最優先区分、554 連絡先終了理由コード、555 連絡先名称、556 連絡先有無フラグ、557 連絡先連番、558 和暦生年月日

【事業所税】データ項目数:654

1 4項以外非課税、2 DVフラグ、3 FAX番号、4 カナ支店名、5 カナ氏名、6 カナ世帯主名、7 カナ通称名、8 カナ名、9 クレジット 区分、10 レコード区分、11 宛名グループ番号、12 宛名採番区分、13 宛名消除事由コード、14 宛名消除事由コードー判定用、15 宛名消除日、16 宛名番号、17 宛名番号1、18 宛名番号10、19 宛名番号11、20 宛名番号12、21 宛名番号13、22 宛名番号1 4、23 宛名番号15、24 宛名番号2、25 宛名番号3、26 宛名番号4、27 宛名番号5、28 宛名番号6、29 宛名番号7、30 宛名番 号8、31 宛名番号9、32 宛名履歴番号、33 依頼書発行済フラグ、34 異動レコード区分、35 異動区分、36 異動事由コード、37 異 動事由コードー判定用、38 異動時刻、39 異動受付フラグ、40 異動情報、41 異動日、42 異動年月日、43 異動理由コード、44 屋 内駐車場床面積、45 加算金額、46 加算金区分、47 家屋の延床面積、48 家屋の名称、49 家屋所在地外筆、50 家屋所在地漢 字、51 家屋所在地枝番1、52 家屋所在地枝番2、53 家屋所在地枝番3、54 家屋所在地枝番4、55 家屋所在地字コード、56 家屋 所在地町丁コード、57 家屋所在地編集コード、58 家屋所在地本番、59 家屋番号漢字、60 家屋番号枝番1、61 家屋番号枝番2、 62 家屋番号枝番3、63 家屋番号枝番4、64 家屋番号字コード、65 家屋番号町丁コード、66 家屋番号編集コード、67 家屋番号本 番、68 課税共用床面積、69 課税対象従業者数、70 課税年度、71 課税標準事業所床面積7、72 課税標準事業所床面積8、73 課 税標準事業所床面積9、74 課税標準従業者給与総額15、75 課税標準面積、76 過年件数、77 過年減免件数、78 過年減免稅額、 79 過年資産割件数、80 過年資産割算出税額、81 過年資産割床面積、82 過年従業者割給与、83 過年従業者割件数、84 過年従 業者割算出稅額、85 過年申告合計確定稅額、86 過年申告合計件数、87 過年調定額、88 過年度減分調定額、89 解除日、90 開 始期、91 開始日、92 階数、93 漢字支店名、94 漢字氏名、95 漢字世帯主名、96 漢字税理士名、97 漢字通称名、98 漢字名、99 還付口座有無フラグ、100 関連フラグ1、101 関連フラグ10、102 関連フラグ11、103 関連フラグ12、104 関連フラグ13、105 関連 フラグ14、106 関連フラグ15、107 関連フラグ2、108 関連フラグ3、109 関連フラグ4、110 関連フラグ5、111 関連フラグ6、112 関連フラグ7、113 関連フラグ8、114 関連フラグ9、115 関連宛名有無フラグ、116 関連事由コード、117 関連相手先宛名番号、118 既確定した減免事業所税額、119 旧宛名番号、120 居住専用床面積、121 共有構成員有無フラグ、122 共有者数、123 共有有無フ ラグ、124 共用床面積、125 強修月割減免対象床面積、126 強修減免対象給与総額、127 強修資産割減免区分、128 強修従業者 割減免区分、129 強制修正フラグ、130 業務コード、131 業務手続ー業務区分、132 業務手続ー作成区分、133 業務手続ー受付行 政機関名称、134 業務手続ー所属コード、135 業務手続ー税務事務所コード、136 業務手続ー税目区分、137 業務手続ー税目情報 格納日時、138 業務手続ー利用者ID、139 金融機関コード、140 決算月1、141 決算月2、142 決算日1、143 決算日2、144 月割 後課税される面積、145 月割後減免対象床面積、146 建築年月日、147 建築年次、148 検索カナ氏名、149 検索漢字氏名、150 減 免される給与総額、151 減免される給与総額1、152 減免される給与総額2、153 減免される給与総額3、154 減免される給与総額 4、155 減免される資産割、156 減免される資産割額、157 減免される資産割合計1、158 減免される資産割合計2、159 減免される 資産割合計3、160 減免される事業所税額、161 減免される従業者割額、162 減免区分、163 減免区分1、164 減免区分2、165 減 免区分3、166 減免区分4、167 減免決議日、168 減免後事業所税額、169 減免申請書、170 減免申請年月日、171 減免対象給与 総額1、172 減免対象給与総額2、173 減免対象給与総額3、174 減免対象給与総額4、175 減免対象床面積、176 減免通知日、 177 減免明細連番、178 現年件数、179 現年減免件数、180 現年減免税額、181 現年資産割件数、182 現年資産割算出税額、183 現年資産割床面積、184 現年従業者割給与、185 現年従業者割件数、186 現年従業者割算出税額、187 現年申告合計確定税額、 188 現年申告合計件数、189 現年調定額、190 個人番号、191 個人法人区分、192 個人法人詳細区分、193 固定延床面積、194 固定資産延床面積、195 口座種別、196 口座振替済通知有無フラグ、197 口座申込日、198 口座通知済フラグ、199 口座番号、 200 口振種別、201 控除事業所床面積5、202 控除事業所床面積6、203 控除従業者給与総額14、204 更新アクセスコード、205 更新プログラムID、206 更新時刻、207 更新所属コード、208 更新所属自治体コード、209 更新職員番号、210 更新端末ID、211 更 新年月、212 更新年月日、213 更新有無フラグ、214 更正決議日、215 更正事由コード、216 更正請求日、217 更正通知日、218 構成-構成管理情報版番号、219 構成-手続ID、220 構成-手続名称、221 構成-受付行政機関ID、222 行政区コード、223 号 番、224 合計共用床面積、225 合計面積、226 国籍コード、227 再借受者宛名番号、228 最終宛名番号、229 最終通知書番号、 230 最新宛名番号、231 歳出還付税額、232 歳入還付税額、233 歳入歳出還付判定フラグ、234 在留の資格コード、235 在留期間 開始日、236 在留期間終了日、237 作成所属コード、238 作成所属自治体コード、239 作成年月日、240 削除フラグ、241 産業分類 コード、242 使用開始年月日、243 使用禁止フラグ、244 使用禁止異動日、245 市外住所コード、246 市内市外区分、247 指定納期 限、248 支所コード、249 支店コード、250 氏名異動フラグ、251 氏名外字フラグ、252 資産割額10、253 資産割額従業者割額合計 額18、254 資産割免税点判定区分、255 事業所グループ番号異動フラグ、256 事業所区分、257 事業所床面積1、258 事業所床 面積2、259 事業所税額20、260 事業所税床面積、261 事業所専用床面積、262 事業年度開始年月日、263 事業年度算定期間、 264 事業年度終了年月日、265 自治体コード、266 自治体識別コード、267 室番、268 車両コード、269 借受共用床面積、270 借受 者宛名番号、271 借受者宛名番号連番、272 借受情報区分、273 借受専用床面積、274 借受物件判定コード、275 受付ー国内所 在地、276 受付一商号名称、277 受付年月日、278 受付番号、279 受付一法人番号、280 収納異動連番、281 収納受渡調定額、 282 収納申告連番、283 収容台数、284 終了期、285 終了日、286 住所、287 住所異動フラグ、288 住所枝番3コード、289 住所枝 番コード、290 住所自治体コード、291 住所小枝番コード、292 住所町名コード、293 住所番地コード、294 住所番地編集区分、295 住所方書、296 住定届出日、297 住定日、298 住民届出日、299 住民日、300 住民番号、301 住民票コード、302 従業者割額16、 303 従業者割免税点判定区分、304 従業者給与総額12、305 従業者数、306 従業者数1、307 従業者数10、308 従業者数11、 309 従業者数12、310 従業者数13、311 従業者数14、312 従業者数15、313 従業者数2、314 従業者数3、315 従業者数4、 316 従業者数5、317 従業者数6、318 従業者数7、319 従業者数8、320 従業者数9、321 処理停止メッセージ、322 処理停止期 限、323 処理停止状態区分、324 処理停止職員番号、325 処理停止端末名、326 処理停止日、327 処理停止理由区分、328 処理 年月日、329 所属コード、330 所有者宛名番号、331 所有者氏名漢字、332 小学校区コード、333 床面積1、334 床面積10、335 床面積11、336 床面積12、337 床面積13、338 床面積14、339 床面積15、340 床面積2、341 床面積3、342 床面積4、

343 床面積5、344 床面積6、345 床面積7、346 床面積8、347 床面積9、348 消除事由コード、349 消除事由コードー判定用、 350 消除届出日、351 消除日、352 消防用非課税、353 消滅年月日、354 情報元区分1、355 情報元区分10、356 情報元区分1 1、357 情報元区分12、358 情報元区分13、359 情報元区分14、360 情報元区分15、361 情報元区分2、362 情報元区分3、 363 情報元区分4、364 情報元区分5、365 情報元区分6、366 情報元区分7、367 情報元区分8、368 情報元区分9、369 情報日 1、370 情報日10、371 情報日11、372 情報日12、373 情報日13、374 情報日14、375 情報日15、376 情報日2、377 情報日 3、378 情報日4、379 情報日5、380 情報日6、381 情報日7、382 情報日8、383 情報日9、384 職員番号、385 信頼性フラグ、 386 審査更新-最終更新日、387 振替口座有無フラグ、388 申告により減免事業所税額、389 申告区分、390 申告書属性-申告書 様式ID、391 申告書属性一申告書様式名称、392 申告情報年月日、393 申告年月日、394 申告番号、395 申告連番、396 申込 日、397人的非課税区分一軽自、398人的非課税区分一固定、399人的非課税区分事由コード一軽自、400人的非課税区分事由 コードー固定、401 世帯区分、402 世帯識別番号、403 世帯番号、404 世帯有無フラグ、405 性別、406 生年月日、407 税目コー ド、408 税理士電話番号、409 設置届出日、410 設置日、411 設定日、412 専用床面積、413 選挙区コード、414 前回更新アクセス コード、415 前回更新プログラムID、416 前回更新時刻、417 前回更新職員番号、418 前回更新端末ID、419 前回更新年月日. 420 前市外住所コード、421 前市内市外区分、422 前住所、423 前住所枝番3コード、424 前住所枝番コード、425 前住所自治体 コード、426 前住所小枝番コード、427 前住所町名コード、428 前住所番地コード、429 前住所番地編集区分、430 前住所方書、431 送付先開始理由コード、432 送付先区分、433 送付先終了理由コード、434 送付先有無フラグ、435 続柄1、436 続柄2、437 続柄 3、438 続柄4、439 貸付応答者、440 貸付者宛名番号、441 貸付者電話番号、442 貸付者特記情報、443 貸付者利用者ID、444 貸付情報区分、445 退出年月日、446 代表者宛名番号、447 代表者宛名番号異動フラグ、448 代表者個人法人区分、449 端末ID、 450 団体内統合宛名番号、451 中学校区コード、452 調査年月日、453 調定年月、454 調定年度、455 通称名外字フラグ、456 通 称名区分、457 通称名優先区分、458 通知書更正事由、459 通知書採番区分、460 通知書番号付加番号、461 点字フラグ、462 電 子申告利用届出異動事由、463 電話番号、464 電話番号区分、465 電話番号内線、466 登録元コード、467 登録自治体コード、 468 登録生年月日、469 登録税目コード、470 登録日、471 登録年月日、472 棟番、473 特宛人宛名番号、474 特記重要度区分、 475 特記情報、476 特記情報有無フラグ、477 特記連番、478 特殊関係人番号、479 特殊関係人名称、480 特例給与コード1、481 特例給与コード2、482 特例給与コード3、483 特例給与額1、484 特例給与額2、485 特例給与額3、486 特例給与人数1、487 特 例給与人数2、488 特例給与人数3、489 特例区分1、490 特例区分2、491 特例控除される床面積1、492 特例控除される床面積 2、493 特例控除床面積、494 特例対象床面積1、495 特例対象床面積2、496 届出日、497 年度、498 納税者ID、499 納税組合 番号、500 納組開始日、501 納組終了日、502 納組有無フラグ、503 納付の確定した資産割額11、504 納付の確定した事業所税額 19、505 納付の確定した従業者割額17、506 納付種別、507 廃止届出日、508 廃止日、509 排他フラグ、510 発行禁止解除理由 コード、511 発行禁止設定理由コード、512 発行禁止有無フラグ、513 発行制限条件コード、514 発送区分、515 被特宛人有無フラ グ、516 非課税給与コード1、517 非課税給与コード2、518 非課税給与コード3、519 非課税給与額1、520 非課税給与額2、521 非課税給与額3、522 非課税給与人数1、523 非課税給与人数2、524 非課税給与人数3、525 非課税共用床面積、526 非課税区 分1、527 非課税区分2、528 非課税区分3、529 非課税事業所床面積3、530 非課税事業所床面積4、531 非課税従業者給与総 額13、532 非課税従業者数、533 非課税床面積、534 非課税対象床面積1、535 非課税対象床面積2、536 非課税対象床面積3、 537 筆頭者名、538 表示フラグ、539 物件算定月数、540 物件特記情報、541 物件判定区分、542 物件番号、543 別表-1号、544 別表-2号、545 別表-3号、546 別表-4号、547 変更年月日、548 方書、549 方書外字フラグ、550 法人種別コード、551 法人 種別位置区分、552 法人番号、553 法定納期限、554 防火施設全部、555 防火施設半分、556 防火対象物区分、557 本支店区 分、558 本人区分、559 本籍地、560 名義人力ナ氏名、561 名義人漢字氏名、562 明細階層地下、563 明細階層地上、564 明細 構造コード、565 明細種類コード1、566 明細種類コード2、567 明細種類コード3、568 明細番号、569 免税点以下件数、570 郵便 番号、571 様式ービルマンション名など、572 様式ー氏名法人名称カナ、573 様式ー氏名法人名称漢字、574 様式ー事業所電話番 号、575 様式-事業所名、576 様式-事業所名カナ、577 様式-自宅電話番号、578 様式-住所コード、579 様式-住所所在地、 580 様式一照会番号、581 様式一申告先税目一県市区分、582 様式一申告先税目一事業所住所、583 様式一申告先税目一事業所 所在地、584 様式一申告先税目一事業所名、585 様式一申告先税目一受付日時、586 様式一申告先税目一受付番号、587 様式一 申告先税目一税事務所、588 様式一申告先税目一税目区分、589 様式一申告先税目一税目有効区分、590 様式一申告先税目一 地方公共団体、591 様式一申告先税目一入力区分、592 様式一前後区分、593 様式一送付先一ビル名など、594 様式一送付先一 氏名、595 様式-送付先-住所、596 様式-送付先-住所コード、597 様式-送付先-所属役職など、598 様式-送付先-郵便 番号、599 様式ー他有、600 様式ー代表者ービル名など、601 様式ー代表者ー氏名、602 様式ー代表者ー氏名カナ、603 様式ー 代表者-住所、604 様式-代表者-住所コード、605 様式-代表者-電話番号、606 様式-代表者-郵便番号、607 様式-代理 人属性、608 様式一電子証明一認証局区分、609 様式一法人格、610 様式一法人格名、611 様式一法人個人区分、612 様式一本 支店区分、613 様式一郵便番号、614 様式一利用届出受付日時、615 様式一利用届出受付番号、616 利用開始年月日、617 利用 者ID、618 利用者-氏名名称、619 利用者-氏名名称カナ、620 利用者-事業所名、621 利用者-事業所名カナ、622 利用者代 表者一代表者住所、623 利用者代表者一代表者電話番号、624 利用者代表者一代表者名、625 利用者代表者一代表者名カナ、626 利用者代表者一代表者郵便番号、627 利用者一代理人属性、628 利用者一届出受付番号、629 利用者一本支店区分、630 利 用者本店一所在地、631 利用者本店一電話番号1、632 利用者本店一電話番号2、633 利用者本店一郵便番号、634 利用者一利 用者ID、635 利用終了年月日、636 履歴修正区分、637 履歴修正項目、638 履歴番号、639 連動エラーフラグ、640 連動ファイルI D、641 連動済フラグ、642 連動処理時刻、643 連動処理端末名、644 連動処理日、645 連動連番、646 連番、647 連絡先開始理 由コード、648 連絡先区分、649 連絡先最優先区分、650 連絡先終了理由コード、651 連絡先名称、652 連絡先有無フラグ、653 連 絡先連番、654 和暦生年月日

【諸税】データ項目数:654

1 12歳未満課税免除人数、2 65歳以上課税免除人数、3 DVフラグ、4 FAX番号、5 カナ支店名、6 カナ氏名、7 カナ世帯主名、8 カナ通称名、9 カナ名、10 クレジット区分、11 その他課税標準人数1、12 その他課税標準人数2、13 その他課税標準人数3、14 その他課税免除人数1、15 その他課税免除人数2、16 その他課税免除人数3、17 その他区分、18 その他入湯税額1、19 その他 入湯税額2、20 その他入湯税額3、21 データ種別、22 プレ申告作成年月日、23 プレ申告送信有無フラグ、24 メッセージコード、25 レコード区分、26 宛名グループ番号、27 宛名採番区分、28 宛名消除事由コード、29 宛名消除事由コードー判定用、30 宛名消除日、31 宛名番号、32 宛名履歴番号、33 依頼書発行済フラグ、34 異動レコード区分、35 異動区分、36 異動事由コード、37 異動 事由コードー判定用、38 異動時刻、39 異動受付フラグ、40 異動情報、41 異動届整理番号、42 異動日、43 異動年月日、44 異動 理由コード、45 延長月数、46 延長納期限、47 延長法定納期限、48 仮装経理有無フラグ、49 加算金額、50 加算金区分、51 課税 区分、52 課税対象人数合計、53 課税年月、54 課税年度、55 課税標準1、56 課税標準2、57 課税標準人数合計、58 課税免除 区分1、59 課税免除区分2、60 課税免除区分3、61 課税免除区分4、62 課税免除区分5、63 課税免除区分6、64 課税免除人数 合計、65 課税免除税額合計、66 解除日、67 開始期、68 開始日、69 開設閉鎖事由コード、70 開設閉鎖年月日、71 外国関係控 除額差額、72 外国税調定額、73 外国税調定額歳出分、74 外国税調定額歳入分、75 外国税適用区分、76 確定申告書、77 確定 申告日、78 漢字支店名、79 漢字氏名、80 漢字世帯主名、81 漢字税理士名、82 漢字代表者名、83 漢字通称名、84 漢字名、85 還付口座有無フラグ、86 関連フラグ1、87 関連フラグ10、88 関連フラグ11、89 関連フラグ12、90 関連フラグ13、91 関連フラグ 14、92 関連フラグ15、93 関連フラグ2、94 関連フラグ3、95 関連フラグ4、96 関連フラグ5、97 関連フラグ6、98 関連フラグ7、 99 関連フラグ8、100 関連フラグ9、101 関連宛名有無フラグ、102 関連事由コード、103 関連相手先宛名番号、104 寄附金控除額 差額、105 寄附先、106 寄附年月日、107 既に納付した金額、108 既納付均等割額、109 既納付税割額、110 既納付又還付税額、 111 義務者区分、112 休止開始年月日、113 休止終了年月日、114 旧宛名番号、115 旧税率軽減返還控除数量、116 旧税率本則 返還控除数量、117 旧法人番号、118 共有構成員有無フラグ、119 共有者数、120 共有有無フラグ、121 業務コード、122 業務手 続一業務区分、123 業務手続一作成区分、124 業務手続一受付行政機関名称、125 業務手続一所属コード、126 業務手続一税務 事務所コード、127 業務手続ー税目区分、128 業務手続ー税目情報格納日時、129 業務手続ー利用者ID、130 均割歳出過、131 均割歳出現、132 均割税率ランク、133 均割税率時期区分、134 均割前年歳入過、135 均割前年歳入現、136 均割滞繰減、137 均 割適用税率、138 均割当年歳入過、139 均割当年歳入現、140 均割標準税率、141 均等割月数、142 均等割従業者数、143 均等 割申告書、144 均等割調定額、145 金融機関コード、146 繰戻還付有無フラグ、147 軽減課税標準数量、148 軽減課税免除税額、 149 軽減課税免除本数、150 軽減税額、151 軽減返還控除金額、152 軽減返還控除数量、153 決算区分、154 決算月日、155 検 索力ナ氏名、156 検索漢字氏名、157 県税番号、158 見込納付額、159 元事業年度開始日、160 元事業年度区分、161 元申告区 分、162 元申告連番、163 減免均等割額、164 減免事由コード、165 減免税割額、166 現年過年区分、167 個人番号、168 個人法 人区分、169 個人法人詳細区分、170 口座種別、171 口座振替済通知有無フラグ、172 口座申込日、173 口座通知済フラグ、174 口座番号、175 口振種別、176 更新アクセスコード、177 更新プログラムID、178 更新時刻、179 更新所属コード、180 更新所属自 治体コード、181 更新職員番号、182 更新端末ID、183 更新年月日、184 更正後均等割税額、185 更正後税割税額、186 更正後本 税額、187 更正事由コード、188 更正前均等割税額、189 更正前税割税額、190 更正前本税額、191 更正通知日、192 更正連番、 193 構成-構成管理情報版番号、194 構成-手続ID、195 構成-手続名称、196 構成-受付行政機関ID、197 行政機関ID、198 行政区コード、199 項目エラー情報、200 合併相手先コード、201 合併年月日、202 合併理由コード、203 国籍コード、204 差引税 額、205 差引税割額、206 差引納付市民税額、207 最終宛名番号、208 最終異動処理日、209 最終異動年月日、210 最終異動理 由コード、211 最終申告処理日、212 最終申告申告区分、213 最終申告申告日、214 最終調定年月、215 最終通知書番号、216 最 終届出年月日、217 最新宛名番号、218 最新履歴番号、219 歳出還付額、220 歳入還付額、221 在留の資格コード、222 在留期間 開始日、223 在留期間終了日、224 作成所属コード、225 作成所属自治体コード、226 作成年月日、227 削除フラグ、228 産業分類 コード、229 算出均等割額、230 算出税割額1、231 算出税割額2、232 使用禁止フラグ、233 使用禁止異動日、234 市外住所コー ド、235 市内市外区分、236 市内従業者数、237 市内代表宛名番号、238 指定都市均割税率ランク、239 指定都市均等割額差額、 240 指定都市均等割月数、241 指定都市算出均等割額、242 指定都市自治体コード、243 指定都市従業者数、244 指定納期限、 245 支所コード、246 支店コード、247 施設所在地宛名番号、248 施設面積、249 氏名異動フラグ、250 氏名外字フラグ、251 資本 合計、252 資本出資額、253 資本準備金等、254 資本積立額、255 事業所グループ番号異動フラグ、256 事業所区分、257 事業年 度開始日、258 事業年度区分、259 事業年度終了日、260 事業名、261 自治体コード、262 自治体識別コード、263 車両コード、 264 手持品軽減分税額、265 手持品軽減分本数、266 手持品合計税額、267 手持品本則分税額、268 手持品本則分本数、269 受 付一国内所在地、270 受付一商号名称、271 受付番号、272 受付一法人番号、273 収納データ作成フラグ、274 収納データ作成時 間、275 収納データ作成日、276 収納宛名番号、277 収納異動区分、278 収納異動連番、279 収納延滞金除算期間開始日、280 収納延滞金除算期間終了日、281 収納延長申告期限、282 収納加算金、283 収納加算金種類、284 収納課税年度、285 収納確定 申告日、286 収納更正決定通知日、287 収納更正元更正決定通知日、288 収納更正元事業年度開始日、289 収納更正元申告基礎 区分、290 収納更正元申告区分、291 収納更正元申告年月日、292 収納更正元申告連番、293 収納更正元調定年度、294 収納更 正元通知書番号、295 収納更正事由コード、296 収納更正請求日、297 収納更正日、298 収納指定納期限、299 収納事業年度開 始日、300 収納事業年度終了日、301 収納自治体コード、302 収納受渡調定額、303 収納申告基礎区分、304 収納申告基礎年月 日、305 収納申告区分、306 収納申告書税額、307 収納申告書法人均等割額、308 収納申告書法人税割額、309 収納申告年月 日、310 収納申告連番、311 収納調定年月、312 収納調定年度、313 収納通知書番号、314 収納低率終了日、315 収納年税額、 316 収納納期限、317 収納法人均等割額、318 収納法人税割額、319 収納法定納期限、320 収納法定納期限等、321 修学旅行課 税免除人数、322 修正キー、323 終了期、324 終了日、325 住所、326 住所異動フラグ、327 住所枝番3コード、328 住所枝番コ-ド、329 住所自治体コード、330 住所小枝番コード、331 住所町名コード、332 住所番地コード、333 住所番地編集区分、

334 住所方書、335 住定届出日、336 住定日、337 住民届出日、338 住民日、339 住民番号、340 住民票コード、341 宿泊課税標 準人数、342 宿泊定員、343 宿泊入湯税額、344 処理停止メッセージ、345 処理停止期限、346 処理停止状態区分、347 処理停止 職員番号、348 処理停止端末名、349 処理停止日、350 処理停止理由区分、351 処理年月日、352 所持場宛名番号、353 所属 コード、354 小学校区コード、355 消除事由コード、356 消除事由コードー判定用、357 消除届出日、358 消除日、359 職員番号、 360 信頼性フラグ、361 審査更新一最終更新日、362 振替口座有無フラグ、363 申告案内書、364 申告延長有無フラグ、365 申告 基礎区分、366 申告基礎年月日、367 申告期限延長月数、368 申告区分、369 申告件数、370 申告種別、371 申告受付日時、372 申告書書式ID、373 申告書整理番号、374 申告書属性一申告書様式ID、375 申告書属性一申告書様式名称、376 申告提出期限、 377 申告日、378 申告入力税割税率、379 申告年月日、380 申告番号、381 申告分割区分、382 申告連番、383 申込日、384 親 法人宛名番号、385 人的非課税区分一軽自、386 人的非課税区分一固定、387 人的非課税区分事由コード一軽自、388 人的非課 税区分事由コードー固定、389 世帯区分、390 世帯識別番号、391 世帯番号、392 世帯有無フラグ、393 性別、394 生年月日、395 税額控除1、396 税額控除2、397 税額控除3、398 税額控除4、399 税額控除5、400 税額合計、401 税割歳出過、402 税割歳出 現、403 税割税率ランク、404 税割税率時期区分、405 税割前年歳入過、406 税割前年歳入現、407 税割滞繰減、408 税割調定 額、409 税割適用税率、410 税割当年歳入過、411 税割当年歳入現、412 税割標準税率、413 税務署ID、414 税目コード、415 税 理士宛名番号、416 税理士住所、417 税理士電話番号、418 税理士郵便番号、419 設置届出日、420 設置日、421 設定日、422 設立登記日、423 選挙区コード、424 前回更新アクセスコード、425 前回更新プログラムID、426 前回更新時刻、427 前回更新職員 番号、428 前回更新端末ID、429 前回更新年月日、430 前市外住所コード、431 前市内市外区分、432 前住所、433 前住所枝番3 コード、434 前住所枝番コード、435 前住所自治体コード、436 前住所小枝番コード、437 前住所町名コード、438 前住所番地コ-ド、439 前住所番地編集区分、440 前住所方書、441 全従業者数、442 租税条約控除額差額、443 租税条約有無フラグ、444 送付 先開始理由コード、445 送付先区分、446 送付先終了理由コード、447 送付先有無フラグ、448 続柄1、449 続柄2、450 続柄3、 451 続柄4、452 代表者宛名番号、453 代表者宛名番号異動フラグ、454 代表者個人法人区分、455 大法人区分、456 端末ID、 457 団体内統合宛名番号、458 中学校区コード、459 中間申告区分、460 中間申告要否、461 徴収猶予税額、462 調定区分、463 調定年月、464 調定年度、465 通称名外字フラグ、466 通称名区分、467 通称名優先区分、468 通知書採番区分、469 通知書発送 日、470通知書番号付加番号、471通知日、472添付有無フラグ、473点字フラグ、474電子申告利用届出異動事由、475電話番 号、476 電話番号区分、477 電話番号内線、478 登録元コード、479 登録自治体コード、480 登録生年月日、481 登録税目コード、 482 登録日、483 登録年月日、484 同封区分、485 特宛人宛名番号、486 特記事項、487 特記重要度区分、488 特記情報、489 特記情報有無フラグ、490 特記有無フラグ、491 特記連番、492 特定寄附金の額、493 届出日、494 日帰り課税標準人数、495 日 帰り入湯税額、496 入湯定員、497 入力年月、498 年度、499 納期限延長区分、500 納税者ID、501 納税組合番号、502 納組開 始日、503 納組終了日、504 納組有無フラグ、505 納付すべき税額、506 納付均等割額、507 納付市民税額、508 納付種別、509 納付税割額、510 廃止届出日、511 廃止日、512 廃止年月日、513 排他フラグ、514 売渡年月、515 発行禁止解除理由コード、516 発行禁止設定理由コード、517 発行禁止有無フラグ、518 発行制限条件コード、519 発送保留、520 被特宛人有無フラグ、521 筆頭 者名、522 標準基礎1、523 標準基礎2、524 標準基礎3、525 標準基礎4、526 標準基礎調整額1、527 標準基礎調整額2、528 標準利用料金、529 表示フラグ、530 部屋数、531 分割区分、532 変更年月日、533 返還控除金額合計、534 方書、535 方書外字 フラグ、536 法源番号、537 法人区分、538 法人種別コード、539 法人種別位置区分、540 法人税1、541 法人税2、542 法人税繰 戾発生額、543 法人税調整額1、544 法人税調整額2、545 法人税調整額3、546 法人番号、547 法定納期限、548 法定納期修正 フラグ、549 本支店区分、550 本人区分、551 本籍地、552 本則課税標準数量、553 本則課税免除税額、554 本則課税免除本数、 555 本則税額、556 本則返還控除金額、557 本則返還控除数量、558 本来納期限、559 本来法定納期限、560 名義人カナ氏名、 561 名義人漢字氏名、562 明細番号、563 郵便番号、564 予定申告案内書、565 予定申告書、566 様式ービルマンション名など、 567 様式-氏名法人名称カナ、568 様式-氏名法人名称漢字、569 様式-事業所電話番号、570 様式-事業所名、571 様式-事 業所名カナ、572 様式ー自宅電話番号、573 様式ー住所コード、574 様式ー住所所在地、575 様式ー照会番号、576 様式ー申告先 税目-県市区分、577 様式-申告先税目-事業所住所、578 様式-申告先税目-事業所所在地、579 様式-申告先税目-事業 所名、580 様式-申告先税目-受付日時、581 様式-申告先税目-受付番号、582 様式-申告先税目-税事務所、583 様式-申 告先税目一税目区分、584 様式一申告先税目一税目有効区分、585 様式一申告先税目一地方公共団体、586 様式一申告先税目 一入力区分、587 様式一前後区分、588 様式一送付先一ビル名など、589 様式一送付先一氏名、590 様式一送付先一住所、591 様式-送付先-住所コード、592 様式-送付先-所属役職など、593 様式-送付先-郵便番号、594 様式-他有、595 様式-代 表者ービル名など、596 様式ー代表者ー氏名、597 様式ー代表者ー氏名カナ、598 様式ー代表者ー住所、599 様式ー代表者ー住 所コード、600 様式ー代表者ー電話番号、601 様式ー代表者ー郵便番号、602 様式ー代理人属性、603 様式ー電子証明ー認証局 区分、604 様式-法人格、605 様式-法人格名、606 様式-法人個人区分、607 様式-本支店区分、608 様式-郵便番号、609 様式-利用届出受付日時、610 様式-利用届出受付番号、611 浴槽数、612 利用者ID、613 利用者-氏名名称、614 利用者-氏 名名称カナ、615 利用者一事業所名、616 利用者一事業所名カナ、617 利用者代表者一代表者住所、618 利用者代表者一代表者 電話番号、619 利用者代表者一代表者名、620 利用者代表者一代表者名カナ、621 利用者代表者一代表者郵便番号、622 利用者 一代理人属性、623 利用者一届出受付番号、624 利用者一本支店区分、625 利用者本店一所在地、626 利用者本店一電話番号 1、627 利用者本店一電話番号2、628 利用者本店一郵便番号、629 利用者一利用者ID、630 履歷修正区分、631 履歷修正項目、 632 履歴番号、633 連結の承認、634 連結区分、635 連結子法人区分、636 連結親子、637 連結親法人区分、638 連結法人税申 告、639 連動エラーフラグ、640 連動ファイルID、641 連動済フラグ、642 連動処理時刻、643 連動処理端末名、644 連動処理日、 645 連動連番、646 連番、647 連絡先開始理由コード、648 連絡先区分、649 連絡先最優先区分、650 連絡先終了理由コード、651 連絡先名称、652 連絡先有無フラグ、653 連絡先連番、654 和暦生年月日

【収納管理】データ項目数:719

1 DVフラグ、2 FAX番号、3 カナ支店名、4 カナ氏名、5 カナ世帯主名、6 カナ通称名、7 カナ名、8 クレジット区分、9 コンビニ受 付店コード、10 コンビニ用自治体コード、11 コンビニ用自治体コードフラグ、12 データ番号、13 宛先識別番号、14 宛名グループ番 号、15 宛名採番区分、16 宛名消除事由コード、17 宛名消除事由コードー判定用、18 宛名消除日、19 宛名番号、20 宛名履歴番 号、21 依頼書発行済フラグ、22 異動レコード区分、23 異動延滞金、24 異動額合計、25 異動区分、26 異動事由コード、27 異動 事由コードー判定用、28 異動時刻、29 異動受付フラグ、30 異動情報、31 異動申告加算金、32 異動督促手数料、33 異動日、34 異動年月日、35 異動本税額、36 異動理由コード、37 延滞金仮消込額、38 延滞金過誤納額、39 延滞金過誤納処理中額、40 延滞 金計算日、41 延滞金減免区分、42 延滞金執行日、43 延滞金収入額、44 延滞金調定額、45 延滞金補正区分、46 延滞金未納 額、47 延長申告期限、48 仮消込有無フラグ、49 加算金計算始期、50 加算金計算終期、51 加算金計算日数、52 加算金除算始 期、53 加算金除算終期、54 加算金除算日数、55 加算金通知書発行日、56 課税状況コード、57 課税年度、58 課税年度フラグ 59 過誤納延滞金分、60 過誤納還付加算金分、61 過誤納期別、62 過誤納金額、63 過誤納区分、64 過誤納子番、65 過誤納状態 区分、66 過誤納申告加算金分、67 過誤納督促手数料分、68 過誤納発生日、69 過誤納番号、70 過誤納本税分、71 過納誤納区 分、72 解除日、73 回数、74 開始期、75 開始日、76 確定申告期限、77 確定申告日、78 確認前領収日、79 確認番号、80 括束 番号、81 括束連番、82 完納日、83 漢字支店名、84 漢字氏名、85 漢字世帯主名、86 漢字通称名、87 漢字名、88 管理子番、89 還付延滞金加算金、90 還付加算金、91 還付加算金計算区分、92 還付金額、93 還付元宛名番号、94 還付元延滞金分、95 還付 元課税年度、96 還付元期別、97 還付元月別、98 還付元事業年度開始日、99 還付元消込子番、100 還付元申告加算金分、101 還付元申告区分、102 還付元申告連番、103 還付元税目コード、104 還付元調定年度、105 還付元通知書番号、106 還付元督促 手数料分、107 還付元本税分、108 還付口座有無フラグ、109 還付支払自治体コード、110 還付支払日、111 還付支払予定日、 112 還付時効日、113 還付充当通知書発行日、114 還付充当停止区分、115 還付請求日、116 還付先宛名番号、117 還付方法、 118 還付本税加算金、119 還付理由自由入力、120 関連フラグ1、121 関連フラグ10、122 関連フラグ11、123 関連フラグ12、124 関連フラグ13、125 関連フラグ14、126 関連フラグ15、127 関連フラグ2、128 関連フラグ3、129 関連フラグ4、130 関連フラグ5、 131 関連フラグ6、132 関連フラグ7、133 関連フラグ8、134 関連フラグ9、135 関連宛名有無フラグ、136 関連事由コード、137 関 連相手先宛名番号、138 期月、139 期月フラグ、140 期別、141 機械処理日、142 記号番号、143 記事番号、144 旧宛名番号、145 共有宛名番号、146 共有構成員有無フラグ、147 共有者数、148 共有有無フラグ、149 強制作成フラグ、150 業務コード、151 業務手続ー業務区分、152 業務手続ー作成区分、153 業務手続ー受付行政機関名称、154 業務手続ー所属コード、155 業務手続 一税務事務所コード、156 業務手続一税目区分、157 業務手続一税目情報格納日時、158 業務手続一利用者ID、159 金融機関 コード、160 繰越年度、161 決裁書発行日、162 決裁書番号、163 決裁日、164 決算処理待区分、165 月別、166 検索力ナ氏名、 167 検索漢字氏名、168 減免日、169 個人基本種別コード、170 個人番号、171 個人法人区分、172 個人法人詳細区分、173 公示 フラグ、174公示日、175公示入力日、176口座種別、177口座振替区分、178口座振替済通知有無フラグ、179口座振替日、 180 口座申込日、181 口座通知済フラグ、182 口座番号、183 口座名義人カナ、184 口座名義人漢字、185 口振種別、186 口振不 能回数、187 口振不能理由コード、188 更新アクセスコード、189 更新プログラムID、190 更新時刻、191 更新所属コード、192 更新 所属自治体コード、193 更新職員番号、194 更新端末ID、195 更新年月日、196 更正決定通知日、197 更正元申告区分、198 更正 元申告年月日、199 更正事由コード、200 更正請求日、201 更正日、202 構成一構成管理情報版番号、203 構成一手続ID、204 構 成一手続名称、205 構成一受付行政機関ID、206 行政区コード、207 国籍コード、208 国保記号番号、209 国保徴収区分、210 催 告書発行日、211 催告納期、212 最終宛名番号、213 最終更正日、214 最終収入日、215 最終調定本税、216 最終通知書番号、 217 最終領収日、218 最新宛名番号、219 歳出還付支払日、220 歳入還付支払日、221 歳入歳出区分、222 在留の資格コード、 |223 在留期間開始日、224 在留期間終了日、225 作成所属コード、226 作成所属自治体コード、227 削除フラグ、228 産業分類コ-ド、229 使用禁止フラグ、230 使用禁止異動日、231 子番、232 市外住所コード、233 市内市外区分、234 指定納期限、235 指定番 号、236 支所コード、237 支店コード、238 支払済報奨金、239 支払済報奨金予備、240 支払予定日、241 氏名異動フラグ、242 氏 名外字フラグ、243 事業所グループ番号異動フラグ、244 事業所区分、245 事業年度開始日、246 事業年度開始日フラグ、247 事 業年度終了日、248 時効予定日、249 自治体コード、250 自治体識別コード、251 自動処理フラグ、252 車検有無フラグ、253 車両 コード、254 車両履歴番号、255 取消区分、256 取消日、257 受付ー国内所在地、258 受付一商号名称、259 受付番号、260 受付 ー法人番号、261 授命年月日、262 収入総本税、263 収入日、264 収入日フラグ、265 収納異動連番、266 収納更正元子番、267 収納更正日、268 収納種別、269 収納種別フラグ、270 修正区分、271 修正前宛名番号、272 修正前課税年度、273 修正前回数、 274 修正前確認番号、275 修正前括束番号、276 修正前括束連番、277 修正前期月、278 修正前子番、279 修正前事業年度開始 日、280 修正前自治体コード、281 修正前収入日、282 修正前収納種別、283 修正前消込延滞金、284 修正前消込金額、285 修正 前消込申告加算金、286 修正前消込退職税額、287 修正前消込督促手数料、288 修正前消込報奨金、289 修正前消込本税額、 290 修正前申告区分、291 修正前申告連番、292 修正前税目コード、293 修正前調書番号、294 修正前調定年度、295 修正前通知 書番号、296 修正前年金保険者□一ド、297 修正前納付区分、298 修正前納付書種類、299 修正前納付番号、300 修正前領収日、 301 終了期、302 終了日、303 住所、304 住所異動フラグ、305 住所枝番3コード、306 住所枝番コード、307 住所自治体コード、 308 住所小枝番コード、309 住所町名コード、310 住所番地コード、311 住所番地編集区分、312 住所方書、313 住定届出日、314 住定日、315 住民届出日、316 住民日、317 住民番号、318 住民票コード、319 充当延滞金加算金、320 充当加算金、321 充当金 額、322 充当元宛名番号、323 充当元延滞金分、324 充当元課税年度、325 充当元期別、326 充当元月別、327 充当元事業年度 開始日、328 充当元消込子番、329 充当元申告加算金分、330 充当元申告区分、331 充当元申告連番、332 充当元税目コード、 333 充当元調定年度、334 充当元通知書番号、335 充当元督促手数料分、336 充当元本税分、337 充当子番、338 充当執行日、 339 充当処理日、340 充当先宛名番号、341 充当先延滞金分、342 充当先課税年度、343 充当先期別、344 充当先月別、345 充 当先事業年度開始日、346 充当先消込子番、347 充当先申告加算金分、348 充当先申告区分、349 充当先申告連番、

350 充当先税目コード、351 充当先調定年度、352 充当先通知書番号、353 充当先督促手数料分、354 充当先納期限、355 充当先 本税分、356 充当先未納延滞金分、357 充当先未納申告加算金分、358 充当先未納督促手数料分、359 充当先未納本税分、360 充当本税加算金、361 処理停止メッセージ、362 処理停止期限、363 処理停止状態区分、364 処理停止職員番号、365 処理停止端 末名、366 処理停止日、367 処理停止理由区分、368 所属コード、369 所得税更正通知日、370 除算期間開始日、371 除算期間終 了日、372 小学校区コード、373 消込エラーコード、374 消込延滞金、375 消込延滞金フラグ、376 消込回数フラグ、377 消込括束 番号フラグ、378 消込括束連番フラグ、379 消込金額、380 消込金額フラグ、381 消込子番、382 消込消込退職税額フラグ、383 消込申告加算金、384 消込申告加算金フラグ、385 消込退職税額、386 消込退職税額フラグ、387 消込調書番号フラグ、388 消込督 促手数料、389 消込督促手数料フラグ、390 消込報奨金、391 消込報奨金フラグ、392 消込本税額、393 消込本税額フラグ、394 消失認定日、395 消除事由コード、396 消除事由コードー判定用、397 消除届出日、398 消除日、399 職員番号、400 信頼性フラ グ、401 審査更新一最終更新日、402 振替宛名番号、403 振替課税年度、404 振替期別、405 振替金額、406 振替口座有無フラ グ、407 振替事業年度開始日、408 振替処理日、409 振替消込子番、410 振替申告区分、411 振替申告連番、412 振替税目コ-ド、413 振替調定年度、414 振替通知書番号、415 振替理由コード、416 申告加算金仮消込額、417 申告加算金過誤納額、418 申 告加算金過誤納処理中額、419 申告加算金種類、420 申告加算金収入額、421 申告加算金調定額、422 申告加算金未納額、423 申告基準日、424 申告基礎区分、425 申告基礎年月日、426 申告区分、427 申告区分フラグ、428 申告書属性一申告書様式ID、 429 申告書属性ー申告書様式名称、430 申告年月日、431 申告連番、432 申告連番フラグ、433 申込日、434 人的非課税区分ー 軽自、435 人的非課税区分一固定、436 人的非課税区分事由コードー軽自、437 人的非課税区分事由コードー固定、438 世帯区 分、439 世帯識別番号、440 世帯番号、441 世帯有無フラグ、442 性別、443 生年月日、444 税保コード、445 税目コード、446 税目コードフラグ、447 設置届出日、448 設置日、449 設定日、450 選挙区コード、451 前回更新アクセスコード、452 前回更新プログ ラムID、453 前回更新時刻、454 前回更新職員番号、455 前回更新端末ID、456 前回更新年月日、457 前市外住所コード、458 前 市内市外区分、459 前住所、460 前住所枝番3コード、461 前住所枝番コード、462 前住所自治体コード、463 前住所小枝番コード、 464 前住所町名コード、465 前住所番地コード、466 前住所番地編集区分、467 前住所方書、468 前納報奨金、469 前納報奨金予 備、470 送付先開始理由コード、471 送付先区分、472 送付先氏名、473 送付先終了理由コード、474 送付先住所、475 送付先方 書、476 送付先有無フラグ、477 送付先郵便番号、478 続柄1、479 続柄2、480 続柄3、481 続柄4、482 滞繰調定本税、483 退 職市区町村民税差額、484 退職人員数、485 退職調定入力フラグ、486 退職通知書発付日、487 退職都道府県民税差額、488 退 職納入申告日、489 代表者宛名番号、490 代表者宛名番号異動フラグ、491 代表者個人法人区分、492 端末ID、493 団体内統合 宛名番号、494 中学校区コード、495 調査票出力年月日、496 調書番号、497 調定年月、498 調定年度、499 調定年度フラグ、500 調定履歴有無フラグ、501 通称名外字フラグ、502 通称名区分、503 通称名優先区分、504 通知時還付方法、505 通知書採番区分、506 通知書種類、507 通知書番号、508 通知書番号フラグ、509 通知書番号付加番号、510 低率終了日、511 点字フラグ、 512 電子申告利用届出異動事由、513 電話番号、514 電話番号区分、515 電話番号内線、516 登録元コード、517 登録自治体コー ド、518 登録生年月日、519 登録税目コード、520 登録日、521 都市計画税区分、522 特宛人宛名番号、523 特記重要度区分、 |524 特記情報、525 特記情報有無フラグ、526 特記連番、527 特徴事業所宛名番号、528 特土徴収区分、529 督促確認番号、530 督促公示日、531 督促取消日、532 督促手数料仮消込額、533 督促手数料過誤納額、534 督促手数料過誤納処理中額、535 督促 手数料収入額、536 督促手数料調定額、537 督促手数料未納額、538 督促状停止理由コード、539 督促状発行日、540 督促停止 区分、541 督促納期、542 督促納付番号、543 届出日、544 内訳調定額1、545 内訳調定額2、546 内訳調定額3、547 内訳調定 額4、548 内訳調定額5、549 内訳調定額6、550 入金データ種別、551 年金保険者コード、552 年金保険者コードフラグ、553 年調 定額、554 年度、555 納期限、556 納期特例区分、557 納税者ID、558 納税組合番号、559 納組開始日、560 納組終了日、561 納組有無フラグ、562 納付区分、563 納付区分フラグ、564 納付時年金保険者コード、565 納付種別、566 納付書種類、567 納付 書種類フラグ、568 納付書番号フラグ、569 納付番号、570 農地変更日、571 廃止届出日、572 廃止日、573 排他フラグ、574 発行 禁止解除理由コード、575 発行禁止設定理由コード、576 発行禁止有無フラグ、577 発行制限条件コード、578 発生元収入日、579 発生元領収日、580 発生収入延滞金分、581 発生収入申告加算金分、582 発生収入督促手数料分、583 発生収入本税分、584 発 生調定延滞金分、585 発生調定申告加算金分、586 発生調定督促手数料分、587 発生調定本税分、588 被特宛人有無フラグ、589 備考、590 筆頭者名、591 表示フラグ、592 不納欠損区分、593 不納欠損事由コード、594 不納欠損処理日、595 不納欠損本税、 596 賦課時年金保険者□一ド、597 分納回数、598 文書作成日、599 文書発行日、600 変更締切日、601 変更納期限、602 返戻年 月日、603 返戻理由コード、604 方書、605 方書外字フラグ、606 法人種別コード、607 法人種別位置区分、608 法人番号、609 法 定納期限、610 法定納期限等、611 本支店区分、612 本人区分、613 本税仮消込額、614 本税過誤納額、615 本税過誤納処理中 額、616 本税収入額、617 本税調定額、618 本税未納額、619 本籍地、620 未処理延滞金分、621 未処理還付加算金分、622 未 処理金額、623 未処理申告加算金分、624 未処理督促手数料分、625 未処理本税分、626 名義人力ナ氏名、627 名義人漢字氏 名、628 免除認定日、629 郵便番号、630 予備1、631 予備2、632 予備3、633 予備4、634 予備5、635 様式ービルマンション名 など、636 様式-氏名法人名称カナ、637 様式-氏名法人名称漢字、638 様式-事業所電話番号、639 様式-事業所名、640 様 式ー事業所名力ナ、641 様式ー自宅電話番号、642 様式ー住所コード、643 様式ー住所所在地、644 様式一照会番号、645 様式・ 申告先税目一県市区分、646 様式一申告先税目一事業所住所、647 様式一申告先税目一事業所所在地、648 様式一申告先税目 -事業所名、649 様式一申告先税目一受付日時、650 様式一申告先税目一受付番号、651 様式一申告先税目一税事務所、652 様 式一申告先税目一税目区分、653 様式一申告先税目一税目有効区分、654 様式一申告先税目一地方公共団体、655 様式一申告 先税目-入力区分、656 様式-前後区分、657 様式-送付先-ビル名など、658 様式-送付先-氏名、659 様式-送付先-住 所、660 様式-送付先-住所コード、661 様式-送付先-所属役職など、662 様式-送付先-郵便番号、663 様式-他有、664 様 式ー代表者ービル名など、665 様式ー代表者ー氏名、666 様式ー代表者ー氏名カナ、667 様式ー代表者ー住所、

668 様式一代表者一住所コード、669 様式一代表者一電話番号、670 様式一代表者一郵便番号、671 様式一代式一電子証明一認証局区分、673 様式一法人格、674 様式一法人格名、675 様式一法人個人区分、676 様式様式一郵便番号、678 様式一利用届出受付日時、679 様式一利用届出受付番号、680 利用者ID、681 利用者用者一氏名名称力ナ、683 利用者一事業所名、684 利用者一事業所名力ナ、685 利用者代表者一代表者住所、一代表者電話番号、687 利用者代表者一代表者名、688 利用者代表者一代表者名力ナ、689 利用者代表者一倍90 利用者一代理人属性、691 利用者一届出受付番号、692 利用者一本支店区分、693 利用者本店一所在地電話番号1、695 利用者本店一電話番号2、696 利用者本店一郵便番号、697 利用者一利用者ID、698 履歴修修正項目、700 履歴番号、701 領収時間、702 領収日、703 領収日フラグ、704 連動エラーフラグ、705 連動プラグ、707 連動処理時刻、708 連動処理端末名、709 連動処理日、710 連動連番、711 連番、712 連絡先	:一本支店区分、677 「一氏名名称、682 利 、686 利用者代表者 代表者郵便番号、 2、694 利用者本店一 多正区分、699 履歴 ファイルID、706 連動 5開始理由コード、713
連絡先区分、714 連絡先最優先区分、715 連絡先終了理由コード、716 連絡先名称、717 連絡先有無フラグ、719 和暦生年月日	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

(1)市民税データファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申告・申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申告書や申請書の内容をシステムへ入力後、入力内容の照合を行い、確認を行う。 ※審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX) ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)の確認・検証ができる。 また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、公的年金等支払者から電子的に提出された情報を格納しており、記録された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)がは、公的年金等支払者から電子的に提出された情報を格納しており、記録された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。 ・国税連携システム(eLTAX)は接続先が固定されており、国税庁及び他市区町村としか繋がっておらず、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外を入手することはできない。						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	を防止するための措置の内 eLIAXは、利用者から法令等により定められた様式で受視することから、必要な情報以外を入手することがら、必要な情報以外を入手することがある。 とを防止している。また、国税連携システムについても、国税庁から、法令等により定められた様式で送						
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する場合は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・アクセスログを取得している。 ・あらかじめ許可されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ※審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX) ・利用者が、eLTAXで地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを送信する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、利用者本人は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を送信することとなる。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。

・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権 の確認書類の提示を受ける。

※審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)

・本人又は本人の代理人

番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。

入手の際の本人確認の措置 の内容

・給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)、国税庁

特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・他市区町村

国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する所得税申告書等データは、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様である。)

▶・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。

・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。

※審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)

・本人又は本人の代理人

市税システムは、中間サーバと連携した統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。

個人番号の真正性確認の措 置の内容 データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。
・給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)、国税庁

特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。

•他市区町村

国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する所得税申告書等データは、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。

・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。

・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管している。

・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。

・入力した原本(申告書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。

※審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)

・本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)

eLTAXは、申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付を行い、審査システム(eLTAX)が、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。審査システム(eLTAX)で保管している情報は、市税システムに連携し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容

•公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)

eLTAXは、公的年金等支払報告書等について、書面に代えて電子的な方法で受付を行い、審査システム(eLTAX)が、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。

また、審査システム(eLTAX)で保管している情報は、税務システムに連携し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。

•国税庁

正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。

•他市区町村

国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する所得税申告書等データは、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。

その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛てに返送するようにする。 ・申告書や申請書については、施錠付きの部屋・書庫に保管している。 ・業務間の連携システムでは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、連携システム外への漏えい・紛失に備えている。 ※審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) 審査システム(eLTAX)において給与支払報告書等を入手するに当たっては、利用者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)まではインターネット回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)がらは、接続先が固定された閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、暗号化された情報を受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。・国税庁、他市区町村国税連携システム(eLTAX)において所得税申告書等データ等を入手するに当たっては、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)において所得税申告書等データ等を入手するに当たっては、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)において所得税申告書等データ等を入手するに当たっては、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)がらは、接続先が固定されたLGWANが利用され、暗号化通信がされている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

,,,,		7、予切にとなるのでは、11年代にの「血」は、17、11月7月でのラススク					
宛名きの内容		システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。					
	事務で使用するその他のシス 市民税の賦課徴収事務に使用するシステムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要 テムにおける措置の内容 のない情報との紐付け等が行われることはない。						
その化	その他の措置の内容 -						
リスク	リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーサ	げ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	具体的な管理方法	業務上システムを使用する者について、所管課からの申請に基づきユーザID、パスワードを発行している。なお、パスワードは定期的に当該職員により変更しなければならないように設定している。					
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない					
	具体的な管理方法	アクセス権限の発行・失効の管理は、所管課による異動届け及び人事データとの突合により実施している。また、その記録については管理簿によって管理している。					
アクセ	ス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	具体的な管理方法	定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。					

特定值	固人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない				
	具体的な方法	操作ログを記録し、一定期間サーバ上に保持し、不正な操作等を適宜確認している。 記録項目は以下のとおり。 <記録項目> 端末ID、職員ID、処理開始時刻、対象住民ID、プログラムID、画面ID 等				
その作	也の措置の内容	離席時等の措置として、一定時間操作がない場合はコンピュータのロック等により、パソコン等の端末のディスプレイに情報が表示されない状態にすることで第三者による不正な操作を防止している。				
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	3: 従業者が事務外で	使用するリスク				
リスク	に対する措置の内容	操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 現場(市税事務所)の職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。				
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	4: 特定個人情報ファイ	/ルが不正に複製されるリスク				
リスク	に対する措置の内容	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにするとともに、ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。また、システム上、クライアントからのデータファイルのダウンロードができない仕組みとしている。バックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。サーバ上での情報の複製は、システム管理者以外実施できないほか、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。				
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定值	特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

- 1 機密性の高い情報を大量に取扱うことに精通している者を最優先に選定する。
- 2 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。
- ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守
- •機密保持
- ・再委託の禁止又は制限
- ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止
- ・情報の複写及び複製の禁止
- ・情報の帰属
- ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等
- ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室
- ・事故発生時における報告義務
- 情報保護管理体制の確認 ·事故時等の公表
 - ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項
 - 3 委託する業務で取扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持 等に関する誓約書を提出させる。

※審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)

国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。

当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。

	国人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[制限している]	<選択版> 1)制限している	2) 制限していない
	具体的な制限方法	·委託作業?		要最小限 やパスワ	!に限定すること。 ード施錠など情報セキュリラ!察の受入れや報告を行うこ	
特定値いの記	国人情報ファイルの取扱 は録	[已録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	委託先にお	いて、特定個人情報	それ 利用原	覆歴について、当該委託業	務契約期間まで記録する。
特定個	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	委託先から必要があれる	ら他者への特定個人 れば、当市職員が現	.情報の扱 地調査を	是供は一切認めないことをき 行うことも可能とする。	契約書上明記する。
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法		!供する際、日付など 5年保管する。	を記録し	た受渡しの確認印を押印し	てもらい、本市税務当局が確認す
特定個	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・情報の複型 ・業務終了復	写及び複製を行なわ	ないこと。 発当局に	こ情報を返却しなければなる	
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	関する適市情・機会をはいる。一川崎保証ののでは、一川崎保証ののでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	事項を説明する。 報セキュリティ基準 禁止又は制限 外の使用及び第三者 写及び複製の禁止 国授受、搬送、保管、 般システムの使用や 時における報告義務	」等の遵守 古への提信 、廃棄等 その設置	守 供の禁止 遺場所への入退室 事項	吉にあたり本市の情報セキュリティに
	も先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[+	-分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 3) 十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法	書面による。施することと		禁止する	るとともに、再委託先におい	ては委託先と同等のリスク対策を実
その他	也の措置の内容				核再々委託先等についても同じます。	及び確認するため、委託先及び再 同じ。)に対して、監査又は検査を行
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託に	おけるその他のリスク	ク及びその	のリスクに対する措置	
_						

5. 特定個人情報の提供・移転	転 (委託や情報提供ネットワー ■	クシステムを通じた提供を除く	。) []提供・移転しない				
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している	<選択肢> 1)記録を残してい	る 2) 記録を残していない				
具体的な方法	は、特定個人情報の提供・移 ※審査システム(eLTAX)、国 ・本人又は本人の代理人 審査システム(eLTAX)を利用 日や送信状況等の当該提供: ・給与支払者 審査システム(eLTAX)を利用 況等の当該提供記録をシスラ・公的年金等支払者(日本年: 審査システム(eLTAX)を利用 信状況等の当該提供記録をジステム(eLTAX)を利用 信状況等の当該提供記録をジュラ・国税庁、他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)・国税連携システム(eLTAX)・	転日時及び提供・移転先につい 利連携システム(eLTAX) 用して本人又は本人の代理人へ 記録をシステム上で管理をしてい 用して給与支払者へ提供する特別 テム上で管理をしている。 金機構、地方公務員共済組合等 用して公的年金支払者へ提供する システム上で管理をしている。 を利用して国税庁及び他市区町	提供する特定個人情報については、送信 いる。 定個人情報については、送信日や送信状				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	こ [定めている	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない				
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	また、システム連携基盤では施しており、不適切な方法で物業審査システム(eLTAX)、国・本人又は本人の代理人、給審査システム(eLTAX)を利用の情報の格納、地方税ポータに基づき提供処理を行ってい・国税庁、他市区町村国税連携システム(eLTAX)をムへの情報の格納、地方税ポそれに基づき提供処理を行っまた、国税連携システム(eLT	:、各利用システムごとにIDとパス特定個人情報がやりとりされるこれ連携システム(eLTAX) 合与支払者、公的年金等支払者は日した特定個人情報の提供についる。 を利用した特定個人情報の提供はついている。 を利用した特定個人情報の提供はでいる。 でいる。 TAX)では、特定個人情報の提供についている。	に規定される事項に限り提供又は移転する。 スワードによる認証及びアクセス制御を実 ことを防止している。 (日本年金機構、地方公務員共済組合等) いて、提供するデータの作成やシステムへ 去が操作手引書等に記載されており、それ について、提供するデータの作成やシステ 言方法が操作手引書等に記載されており、 は、番号法施行規則第20条第3号の規定 として、内閣総理大臣が定める基準に従っ				
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	ている 2) 十分である ている				

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ・サーバにはシステム管理者以外はアクセスできない。 ・ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録・管理している。また、システム連携基盤に おいて、あらかじめ設定された提供・移転先のみが連携可能となっており、また、すべての情報を連携す ることはできない仕組みとなっている。 ※審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX) 本人又は本人の代理人、給与支払者 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以 外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、そ れにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には接続先が固定された LGWANを用いており、また、利用者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を 用いているが、eLTAX対応ソフトウェアを使用して地方税ポータルセンタ(eLTAX)にログインをして確認 している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ·公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) リスクに対する措置の内容 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以 外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、そ れにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には接続先が固定された LGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者による提供の場合には、地方税共同機構と 公的年金支払者の間で交わされている覚書により、提供方法が定められている。 国税庁、他市区町村 国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機 能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない 仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は接続先が固定されたLGWAN、地方税ポータルセ ンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線(KWAN)を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えい や紛失のリスクが軽減されている。 なお、国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定 に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従っ て行っている。 <選択肢> Ε 十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク 税務職員への特定個人情報保護についての周知徹底や提供・移転の際、別職員との二重チェック等を 行う。 閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で管理している。庁内連携システム等によるデータ 提供は、システム上、許可された提供先のみに提供されるよう制限している。 ※審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX) 本人又は本人の代理人、給与支払者 審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能 以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステ ムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入 手することを防止している。 •公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能 以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステ リスクに対する措置の内容 ムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先 以外の者が入手することを防止している。 国税庁、他市区町村 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、 安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うことと 本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することは できない仕様になっている。本市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利 用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線 (KWAN)が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担 保している。 なお、他市区町村との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他市区町村まで は、接続先が固定されたLGWAN回線が利用されているほかは、同様である。 <選択肢> Γ 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(入手)]接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウ トを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑 止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を 担保している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証 の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情 報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つま り、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティ リスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログア リスクに対する措置の内容 ウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切な オンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機 能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・ 提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人 情報へのアクセス制御を行う機能。 【中間サーバーの運用における措置】 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適 宜反映することで、その正確性を担保している。 1 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク 【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施 できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネット ワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保され リスクに対する措置の内容 ている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した 行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで安全性を確保している。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してイ ンタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよ う設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行わ リスクに対する措置の内容 れることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネット ワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人 情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

リスクへの対策は十分か

十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 【システム連携基盤における措置】 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削 除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログア ウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを 抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性 を担保している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するた め、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組 みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機 能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン リスクに対する措置の内容 ライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する 特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した 行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応し ている。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害 対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 【中間サーバーの運用における措置】 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適 宜反映することで、その正確性を担保している。 <選択肢> Γ 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク5: 不正な提供が行われるリスク 【システム連携基盤における措置】 ・慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動 応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を 管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリス クに対応している。 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログア ウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを 抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性 を担保している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供 ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リ ストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワー リスクに対する措置の内容 システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した 情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定 し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定 個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う 機能。 【中間サーバーの運用における措置】 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適 宜反映することで、その正確性を担保している。 <選択肢> 十分である] 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク
リスクに対する措置の内容	【システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 【中間サーバー・ブラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号にすることで漏えい・紛失のリスクに対応している。 「中間サーバーの運用における措置】 中間サーバーの運用における措置】 中間サーバーの電別に記い権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供し	してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【システム連携基盤における措置】

- ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
- ・システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、 安全性が担保されている。
- ・システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。

【中間サーバー·プラットフォームにおける措置】

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

【中間サーバーの運用における措置】

中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない						
②安全管理体制	[十分に整備している <選択肢>] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない						
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない						
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[十分に周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない						
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
具体的な対策の内容	【市税システム、システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。						

⑥技術的対策		[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)十分に行ってい		2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いる。 「アントでう。では、 「アント行うでう。では、 テム・連携基本の・ ア・イナー・ ア・イナー ア・イナー ア・イナー ア・イナー ア・イナー ア・イナ	アントは、不下で、大きな、大きな、大きな、で、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、	部と	ムに対応するために ンストールは不可とり り操作はシステム管 り操作はシステム管 り発情等のリスク対象 の暗号化により、アクログラムに対応する る措置】 M(コンピュータウイ/ 等を導入し、アクセ/ サイルス対策ソフトを いて、必要に応じても	ウイルス対策の は 対	・入防止対策を行っている。 ス対策ソフトを導入し、パター ングなどの脅威からネットワー 検知及び侵入防止を行うととも -ンファイルの更新を行う。
⑦バッ	クアップ	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)十分に行ってい		2) 十分に行っている
⑧事問 周知	女発生時手順の策定・	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)十分に行ってい		2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	:	2) 発生なし
	その内容							
	再発防止策の内容							
⑩死者	音の個人番号	[保管し ⁻	ている]	<選択肢> 1) 保管している		2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者	おと同じ方法で	で、法令に	定める期間	保管する。		
その他の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[十分で	ぎある]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて		2) 十分である

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスク	リスクに対する措置の内容 税情報は課税年度単位で管理されており、また、その情報は随時更新される。 基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により毎日更新される。						
リスク	2への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	73:特定個人情報が消	去されずいつ	までも存在するリス	ク			
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	手順の内容	バッチ処理(i ・データ保管 は内容の消・ ・帳票は要領	こおいて、削除処理を 媒体は要領・手順書 去、破壊等を行う。	を実行し 等に基 を、授受	、結果を職員が確認している。 づき、授受、保管、廃棄を行い 、保管及び廃棄を実施し、適時	をデータを確認の上、システムの 、管理台帳にて管理する。廃棄時 その運用について点検を実施し、	
そのイ	その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か			十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定	個人情報の保管・消去に	おけるその他	ロリスク及びそのリ	スクに対	対する措置		
-							

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)固定資産税データファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを诵じた入手を除く。)

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申告・申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申告書や申請書の内容をシステムへ入力後、入力内容の照合を行い、確認を行う。 ※審査システム(eLTAX) ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)の確認・検証ができる。 また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・固定資産税の賦課事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・本人又は代理人が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項となっており、必要な情報 以外は入手できないようにしている。 ※審査システム(eLTAX) eLTAXは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手するこ とを防止している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する場合は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・アクセスログを取得している。 ・あらかじめ許可されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ※審査システム(eLTAX) ・利用者が、eLTAXで地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの申告書、各種申請・届出のデータを送信する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、利用者本人は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を送信することとなる。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人性	青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。 ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。 ※審査システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人 番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。 ※審査システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人 市税システムは、中間サーバと連携した統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告 データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。

	■人情報の正確性確保 むの内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管している。 ・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 ・入力した原本(申告書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。 ※審査システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人 eLTAXは、申告書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付を行い、審査システム(eLTAX)が、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。 審査システム(eLTAX)で保管している情報は、市税システムに連携し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。						
その他	也の措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	【選択肢> 【 十分である 】 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク	4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスク	に対する措置の内容	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛てに返送するようにする。 ・申告書や申請書については、施錠付きの部屋・書庫に保管している。 ・業務間の連携システムでは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、連携システム外への漏えい・紛失に備えている。 ※審査システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人 審査システム(eLTAX)において償却資産申告書等を入手するに当たっては、利用者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)まではインターネット回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)がは、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)からは、接続先が固定されたLGWANが利用され、暗号化通信がされている。						
リスク	への対策は十分か	【選択肢> 【 十分である 】 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
特定個	固人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
- ***								
	定個人情報の使用							
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
宛名シ の内容		システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。						
	で使用するその他のシ における措置の内容	固定資産税の賦課徴収事務に使用するシステムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、 必要のない情報との紐付け等が行われることはない。						
その他	也の措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク						
ユーサ	デ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
	具体的な管理方法	業務上システムを使用する者について、所管課からの申請に基づきユーザID、パスワードを発行している。なお、パスワードは定期的に当該職員により変更しなければならないように設定している。						

アクセス権限の発効・失効の 管理		択肢> fっている	2) 行っていない
具体的な管理方法	アクセス権限の発行・失効の管理は、所管課に る。また、その記録については管理簿によって「	管理している。	一タとの突合により実施してい
アクセス権限の管理		択肢> fっている	2) 行っていない
具体的な管理方法	定期的にアクセス権限を確認し、不要となった。		の見直しを実施している。
特定個人情報の使用の記録		択肢> !録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	操作ログを記録し、一定期間サーバ上に保持し 記録項目は以下のとおり。 <記録項目> 端末ID、職員ID、処理開始時刻、対象住民ID、		認している。
その他の措置の内容	離席時等の措置として、一定時間操作がない場 ディスプレイに情報が表示されない状態にする	ことで第三者による不正な	
リスクへの対策は十分か	<mark> </mark>	択肢> テに力を入れている ミ題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で	使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、と 現場(市税事務所)の職員への研修等において	、事務外利用の禁止等に	
リスクへの対策は十分か	し	択肢> テに力を入れている ミ題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイ	イルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	EUCデータについて、職員に対して適切な権限 ルを自由に作成できないようにするとともに、ユ きる情報を制限している。また、システム上、クロ 仕組みとしている。 バックアップファイルの取得は入退室管理をして サーバ上での情報の複製は、システム管理者は れた者以外、情報の複製は行えない仕組みとな 職員・委託先等に指導する。	.一ザ所属部署によりアクセライアントからのデータファ でいる庁舎内の電算室での以外実施できないほか、シ する。また、バックアップ以	2ス権限を管理し、アクセスでイルのダウンロードができない ク作業に限定している。 ステム上、管理権限を与えら
リスクへの対策は十分か	L	択肢> ドニカを入れている <り 提動が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用における	るその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

- 1 機密性の高い情報を大量に取扱うことに精通している者を最優先に選定する。
- 2 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリ ティに関する遵守事項を説明する。
- ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守
- •機密保持
- 再委託の禁止又は制限
- ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止
- ・情報の複写及び複製の禁止 情報保護管理体制の確認
 - ・情報の帰属

 - ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室
 - ・事故発生時における報告義務
 - 事故時等の公表
 - ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項
 - 3 委託する業務で取扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持 等に関する誓約書を提出させる。

	国人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[制限している]	<選択版> 1)制限している	2) 制限していない			
	具体的な制限方法	·委託作 ·委託作		を要最小限 でパスワ	艮に限定すること。 フード施錠など情報セキュ! 見察の受入れや報告を行う				
特定値 いの記	国人情報ファイルの取扱 録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない			
	具体的な方法	委託先に	こおいて、特定個人情!	報の利用	履歴について、当該委託美	業務契約期間まで記録する。			
特定個	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない			
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法		委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。						
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法		□提供する際、日付な。 は5年保管する。	どを記録し		してもらい、本市税務当局が確認す			
特定個	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	情報の業務終	複写及び複製を行って	ていないこ 税務当局	に情報を返却しなければな 。				
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	規定の内容	関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	守事項を説明する。 5情報セキュリティ基準 持 の禁止又は制限 的外の使用及び第三 複写及び複製の禁止	』等の遵 者への提 な、廃棄等 やその設け 後	守 供の禁止 : 置場所への入退室	お結にあたり本市の情報セキュリティに			
	£先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	ている 2) 十分に行っている 4) 再委託していない			
	具体的な方法	施するこ		定個人情	情報ファイルの適切な取扱 し	いては委託先と同等のリスク対策を実 いが確保されていることを検証及び確			
その他	也の措置の内容				該再々委託先等についても	証及び確認するため、委託先及び再 ら同じ。)に対して、監査又は検査を行			
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託	におけるその他のリス	くク及びそ	のリスクに対する措置				

5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が	が行われるリスク
特定個人情報の提供・移転 の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
具体的な方法	閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で管理している。 ※審査システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人 審査システム(eLTAX)を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法第9条第2項及び番号法第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ※審査システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへ の情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それ に基づき提供処理を行っている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	・サーバにはシステム管理者以外はアクセスできない。 ・ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録・管理している。 ※審査システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人、給与支払者 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には接続先が固定されたLGWANを用いており、また、利用者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、eLTAX対応ソフトウェアを使用して地方税ポータルセンタ(eLTAX)にログインをして確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	税務職員への特定個人情報保護についての周知徹底や提供・移転の際、別職員との二重チェック等を行う。 閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で管理しており、データ提供は、システム上、許可された提供先のみに提供されるよう制限している。 ※審査システム(eLTAX)・本人又は本人の代理人、給与支払者 審査システムで提供する電子データについては、本市と提供者との間の情報連携については、本市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは接続先が固定されたLGWAN回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から利用者までは、インターネット回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(する措置	委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対
_	

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続 []接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
リスクに対する措置の内容	【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報規会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 【中間サーバーの運用における措置】中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	【選択肢】 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない7	方法によって入手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバー・は、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	「 十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク
リスクに対する措置の内容	【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	(選択肢> [十分である] (選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	[システム連携基盤における措置] ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 【中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。「中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバーの運用における措置】 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。					
リスクへの対策は十分か	【					
リスク5: 不正な提供が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【システム連携基盤における措置】

- ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
- ・システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、 安全性が担保されている。
- ・システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

【中間サーバーの運用における措置】

中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性 を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	<選択肢> <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない			
②安全管理体制	<選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない			
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢>] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない			
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[十分に周知している] <選択肢>] 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない			
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
具体的な対策の内容	【市税システム、システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。			
⑥技術的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
具体的な対策の内容	【市税システムにおける措置】 ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・クライアントでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、ソフトウェアのインストールは不可とし、接続できる機器を限定している。・情報はサーバで一元管理しており、その操作はシステム管理者のみ可能とし、また、セキュリティゾーン内でのみ実施可能とすることで、滅失、毀損等のリスク対策を行っている。 [システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤では、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】・・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。・・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・・申間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。			

7/19	ックアップ	[十分に行	行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	5 2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に行	行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	5 2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容						
	再発防止策の内容						
⑩死者	者の個人番号	[保管	している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存和	皆と同じ方法	で、法令に	定める期間	保管する。	
その他	也の措置の内容	-					
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 特定個人情報が古	い情報	のまま保管	され続ける!	Jスク		
リスクに対する措置の内容						り、また、その情報は随時更新で 我存住基システムとの連携により	
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去され	ずいつまで:	も存在するリ	Iスク		
消去	手順	[定め	ている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	バッチ ・デー 時は ・帳票	・処理におい タ保管媒体 内容の消去、 は要領・手	て、削除処 は要領・手川 、破壊等を行 順書等に基	理を実行し 頂書等に基 うう。 づき、授受、	ついては、あらかじめ削除対象、結果を職員が確認している。 、結果を職員が確認している。 づき、授受、保管、廃棄を行い、 保管及び廃棄を実施し、適時 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
その他の措置の内容 -		-					
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におり			その他のリ	スク及びその	のリスクに対	する措置	
-							

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 1. 特定個人情報ファイル名

(3)軽自動車税データファイル				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)				
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク			
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申告・申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申告書や申請書の内容をシステムへ入力後、入力内容の照合を行い、確認を行う。			
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・軽自動車税の賦課事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・本人又は代理人が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項となっており、必要な情報 以外は入手できないようにしている。			
その他の措置の内容	_			
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク2: 不適切な方法で入事	手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する場合は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・アクセスログを取得している。 ・あらかじめ許可されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。			
リスクへの対策は十分か	<選択肢> <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク3: 入手した特定個人情				
入手の際の本人確認の措置 の内容	・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。			
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。			
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管している。 ・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 ・入力した原本(申告書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。			
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛てに返送するようにする。 ・申告書や申請書については、施錠付きの部屋・書庫に保管している。 ・業務間の連携システムでは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、連携システム外への漏えい・紛失に備えている。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
-				

3. 猴	f定個人情報の使用				
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名3 の内容		システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事 異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。			
	で使用するその他のシス おける措置の内容	軽自動車税の賦課徴収事務に使用するシステムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。			
その作	也の措置の内容	-			
リスク	への対策は十分か	【			
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーサ	げ認証の管理	(選択肢>(すっている) (力っていない)			
	具体的な管理方法	業務上システムを使用する者について、所管課からの申請に基づきユーザID、パスワードを発行している。なお、パスワードは定期的に当該職員により変更しなければならないように設定している。			
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
	具体的な管理方法	アクセス権限の発行・失効の管理は、所管課による異動届け及び人事データとの突合により実施している。また、その記録については管理簿によって管理している。			
アクセ	ス権限の管理	(選択肢> (方っている] (3) 行っている (2) 行っていない			
	具体的な管理方法	定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。			
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない			
	具体的な方法	操作ログを記録し、一定期間サーバ上に保持し、不正な操作等を適宜確認している。 記録項目は以下のとおり。 <記録項目> 端末ID、職員ID、処理開始時刻、対象住民ID、プログラムID、画面ID等			
その作	也の措置の内容	離席時等の措置として、一定時間操作がない場合はコンピュータのロック等により、パソコン等の端末のディスプレイに情報が表示されない状態にすることで第三者による不正な操作を防止している。			
リスク	への対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク	3: 従業者が事務外で	吏用するリスク			
リスクに対する措置の内容		操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 現場(市税事務所)の職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。			
リスクへの対策は十分か		【			
リスク4: 特定個人情報ファイ		ルが不正に複製されるリスク			
リスク	に対する措置の内容	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにするとともに、ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。また、システム上、クライアントからのデータファイルのダウンロードができない仕組みとしている。 がックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。サーバ上での情報の複製は、システム管理者以外実施できないほか、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。			
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
特定個	特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託			[]委託しない
委託先による特定個人情報の 委託先による特定個人情報の 委託先による特定個人情報の 委託契約終了後の不正な使 再委託に関するリスク	の保管・消去に関するリスク	「るリスク		
情報保護管理体制の確認	に関する遵守事項を説明する ・「川崎市情報セキュリティ基 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保 ・本故発生時における報告事 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必	引げるものに る。 三者 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	関する事項を明記し、契約組守 中 共の禁止 登場所への入退室 事項 を考慮し、委託先の責任者や	に選定する。 帝結にあたり本市の情報セキュリティ や実施者から必要に応じ、機密保持
特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書に以下の規程を ・委託作業を行う作業員数を ・委託作業場所について、監 ・委託作業内容や場所につい	必要最小限 視やパスワ	ード施錠など情報セキュリテ	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	・ 記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先において、特定個人情	青報の利用履		务契約期間まで記録する。
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	・委託先から他者への特定個・必要があれば、当市職員が			紀約書上明記する。
委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	を託先に提供する際、日付たる。記録は5年保管する。	ょどを記録し		てもらい、本市税務当局が確認す
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	委託契約上、以下の措置をという。 ・情報の複写及び複製を行った。 ・業務終了後は速やかに本て ・返却の際、受渡票等の書類	っていないこ。 市税務当局に	と。 に情報を返却しなければなら	っないこと。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない

	規定の内容	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> [十分に行っている] 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている] 3)十分に行っていない 4)再委託していない
	具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を実施することとしている。また、特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、監査又は検査を行っている。
その他	也の措置の内容	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定值	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_		

5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	・ワークシステム	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が	行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残してい	る]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	閲覧、データ提供等につ	いては、許可書	書、依頼書等で管理している	o.
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法第9条第2項及び	番号法第19条第	第11号に基づく条例に規定:	される事項に限り提供又は移転する。
その他の措置の内容	-			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提供	共・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・操作ログを記録し、誰が	Pクセス権限を いつ、どの端:	管理し、アクセスできる情報 未から、どの情報を参照した 書、依頼書等で記録・管理	こかを把握している。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤っ	た相手に提供	・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	行う。	いては、許可書	書、依頼書等で管理しており	転の際、別職員との二重チェック等を 、データ提供は、システム上、許可さ
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(する措置	き託や情報提供ネットワー	クシステムを通	通じた提供を除く。)における	その他のリスク及びそのリスクに対す
_				

6. 情報提供ネットワークシ	・ステムとの接続 []接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
リスクに対する措置の内容	【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供計可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 【中間サーバーの運用における措置】 中間サーバーの運用における措置】 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	「
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人性	•
リスクに対する措置の内容	【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク								
リスクに対する措置の内容	【システム連携基盤における措置】 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端未操作や情報照会などを担保している。 「押はしている。 「中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバー・パーで、中間サーバーの職員認証をしている。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンディン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーでは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。【中間サーバー・ブラットフォームにおける措置】・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置】・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバーの運用における措置】・中間サーバーの運用における措置】 中間サーバーの運用における措置】 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク5: 不正な提供が行われ	ทอบุรว							
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク							
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	「 <選択肢>							
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク							
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【システム連携基盤における措置】

- ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
- ・システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。
- ・システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

【中間サーバーの運用における措置】

中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性 を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去								
リスク	11: 特定個人情報の漏	えい・滅失・	設損リスク					
①NISC政府機関統一基準群		[政府機関ではない]	<選択肢> 1)特に力を入れて選 3)十分に遵守してい	遵守している いない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制		[.	十分に整備している]	1) 特に刀を入れ (型 3) 十分に整備してい		2) 十分に整備している	
③安全管理規程		[.	十分に整備している]	3)十分に整備してい		2) 十分に整備している	
④安全 への居	全管理体制・規程の職員 引知	[.	十分に周知している]	1) 特に力を入れては 3) 十分に周知してい	見知している いない	2) 十分に周知している	
⑤物理的対策		[-	十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな		2) 十分に行っている	
	具体的な対策の内容	・システムで理を行って・監視設備中間サール・施錠管理を	いる部屋(サーバ室 備え、災害時の非常 として監視カメラ等を バー・プラットフォーム ヾー・プラットフォーム	ティゲート ()に設置し 京用電源装 を設置して ムにおける なをデータ	にて入退館管理をして したサーバ内に保管すり 長置等を付設している。 いる。 る措置】 センターに構築し、設置	る。 置場所への入	ンター内で、さらに入退室管 退室者管理、有人監視及び)領域とし、他テナントとの混	
⑥技 術	· 析的対策	[-	十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな		2) 十分に行っている	
	具体的な対策の内容	サーバ及クラファッククラファック内でステラスクラスステーク中間中での中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の<	。 小では、新種の不正 行う。また、ソフト・ 一バで一元管理して 民施可能とすることで 連携基盤では、F/V 連携基盤では、新種 の更新がプラットフォー。 いー・プラットフォー。 かつ包括的に保護 解析を行う。 バー・プラットフォー。	プログラ ウェアのイ におり、その 、滅失、輩 Wや不正 いで不正には いでな装 といてなまして といてなまして といて、こ	ムに対応するためにウンストールは不可とし、 の操作はシステム管理 投損等のリスク対策を行いまり、アクセログラムに対応するため る措置】 M(コンピュータウイルス)等を導入し、アクセスに アクセスにないて、必要に応じてセキ	イルス対策ソ 接続みでする。 オープーでいる。 ストリウイルス ストリウィル・ストリウィル・ストリー・ストリー・ストリウィル・ストリー・ストリー・ストリー・ストリー・ストリー・ストリー・ストリー・ストリー	とし、また、セキュリティゾーン 、防止対策を行っている。 対策ソフトを導入し、パター グなどの脅威からネットワー 知及び侵入防止を行うととも レファイルの更新を行う。	
⑦/ ້ "	- ックアップ	[-	十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行 3)十分に行っている		2) 十分に行っている	
知	故発生時手順の策定·周 	[-	十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行 3)十分に行っていな	テっている にい	2) 十分に行っている	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生	生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2)	発生なし	
	その内容							
	再発防止策の内容				✓ \e2 +□ n+ \			
⑩死者	者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2)	保管していない	
	具体的な保管方法	生存者と同]じ方法で、法令に定	≧める期間	保管する。			
その作	也の措置の内容	_						

リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
リスク	に対する措置の内容	税情報は課税年度単位で管理されており、また、その情報は随時更新される。 基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により毎日更新される。						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク							
消去	消去手順		定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	手順の内容	バッチ処理 ・データ保 ⁶ は内容の3 ・帳票は要	目において、削除処 管媒体は要領・手 肖去、破壊等を行う	!理を実行し 順書等に基 う。 :づき、授受、	、結果を職員が確認している づき、授受、保管、廃棄を行 保管及び廃棄を実施し、適	対象データを確認の上、システムの う。 い、管理台帳にて管理する。廃棄時 時その運用について点検を実施し、		
その他	也の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
_								

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(4)事業所税データファイル

(4)事業所税データファイル							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク						
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申告・申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申告書や申請書の内容をシステムへ入力後、入力内容の照合を行い、確認を行う。 ※審査システム(eLTAX) ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)の確認・検証ができる。 また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・事業所税の賦課事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・本人又は代理人が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項とし、必要な情報以外は 入手できないようにしている。 ※審査システム(eLTAX) eLTAXは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。						
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 「 十分である						
リスク2: 不適切な方法で入	- 手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する場合は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・アクセスログを取得している。 ・あらかじめ許可されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ※審査システム(eLTAX) ・利用者が、eLTAXで地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの申告書、各種申請・届出のデータを送信する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、利用者本人は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を送信することとなる。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク						
入手の際の本人確認の措置 の内容	・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。 ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。 ※審査システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人 番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。						
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。 ※審査システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人 市税システムは、中間サーバと連携した統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。						

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管している。 ・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 ・入力した原本(申告書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。 ※審査システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人eLTAXは、申告書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付を行い、審査システム(eLTAX)が、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。 審査システム(eLTAX)で保管している情報は、市税システムに連携(利用届出情報)し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<選択肢> <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛てに返送するようにする。 ・申告書や申請書については、施錠付きの部屋・書庫に保管している。 ・業務間の連携システムでは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、連携システム外への漏えい・紛失に備えている。 ※審査システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人 審査システム(eLTAX)において事業所税申告書等を入手するに当たっては、利用者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)まではインターネット回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)からは、接続先が固定されたLGWANが利用され、暗号化通信がされている。
リスクへの対策は十分か	[十分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用									
リスク	71: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に	に必要のな	い情報との	紐付けが行	[・] われるリスク			
宛名:の内容	システム等における措置 [§]	異動やステム	権限変更等 連携基盤で	が生じた場は、各利用	合は、人事 システムご	情報を適宜反	び映することで、 フードによる認言	操作や情報照会などを その正確性を担保す 証及びアクセス制御を	る。また、シ
	で使用するその他のシス こおける措置の内容		税の賦課徴 情報との紐				・等に基づく必	要な情報のみを保持し	ており、必要
その化	他の措置の内容	-							
リスク	7への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を. 3) 課題が残		2) 十分である	
リスク	72: 権限のない者(元職	員、アク	7セス権限の	ない職員等	等)によって		れるリスク		
ユー・	ザ認証の管理	[1	行っている]		<選択肢> 1) 行っている	5	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	業務上る。なお	システムをない、パスワー	使用する者 ドは定期的	について、	所管課からの! 員により変更し	申請に基づきコ	L一ザID、パスワードを いように設定している	·発行してい 。
アクt 管理	2ス権限の発効・失効の	[1	行っている]		<選択肢> 1) 行っている	3	2) 行っていない	
	具体的な管理方法					よって管理して		₹データとの突合により	実施してい
アクセ	2ス権限の管理	[1	行っている]		<選択肢> 1) 行っている	5	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	定期的	にアクセス	権限を確認	し、不要とな			5等の見直しを実施し ⁻	ている。
特定值	個人情報の使用の記録	[記録を残	している]	<選択肢> 1)記録を残	ている	2) 記録を残してい	ない
	具体的な方法	記録項 <記録	目は以下の 項目>	とおり。		保持し、不正な		『確認している。	
その作	他の措置の内容							ック等により、パソコン Eな操作を防止してい	
リスク	7への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を, 3) 課題が残		2) 十分である	
リスク	73: 従業者が事務外で	使用する	りスク						
リスク	に対する措置の内容	操作口 現場(で	グを記録し、 †税事務所)	、誰がいつ、	どの端末が の研修等に	おいて、事務を	を参照したかを ト利用の禁止等	を把握している。 等について指導する。	
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を, 3) 課題が残		2) 十分である	
リスク	74: 特定個人情報ファイ	ルが不	正に複製さ	れるリスク					
リスク	パに対する措置の内容	ルを自 る情報 バックフ サーバ た者以	由に作成で を制限してい している。 アップファイル 上での情報	きないよう! いる。また、 ルの取得は の複製は、 複製は行え	こするととも システム上 入退室管理 システム管	に、ユーザ所)、クライアントゥ 、クライアントゥ 里をしている庁 理者以外実が メとする。また、	属部署によりア からのデータフ 舎内の電算室 嘘できないほか	を上に特定個人情報を クセス権限を管理し、 アイルのダウンロードが での作業に限定してい 、システム上、管理権 し外にファイルを複製し	アクセスでき ができない仕 いる。 限を与えられ
リスク	7への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を。 3) 理題が建	入れている	2) 十分である	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

]委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

1 機密性の高い情報を大量に取扱うことに精通している者を最優先に選定する。 2 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティ

- に関する遵守事項を説明する。
- ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守
- •機密保持
- ・再委託の禁止又は制限
- ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止
 - ・情報の複写及び複製の禁止
- 情報保護管理体制の確認 情報の帰属
 - ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等
 - ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室
 - ・事故発生時における報告義務
 - 事故時等の公表
 - ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項
 - 3 委託する業務で取扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持

等に関する誓約書を提出させる。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲覧 [制限している 1)制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 委託契約書に以下の規程を設ける。 ・委託作業を行う作業員数を必要最小限に限定すること。 具体的な制限方法 ・委託作業場所について、監視やパスワード施錠など情報セキュリティを強化すること。 ・委託作業内容や場所について、現地視察の受入れや報告を行うこと。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取扱 Γ 記録を残している 1 1) 記録を残している 2) 記録を残していない

いの記録

具体的な方法

委託先において、特定個人情報の利用履歴について、当該委託業務契約期間まで記録する。

特定個	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていなし	,1
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	・委託先 ・必要が	から他者への特 あれば、当市職」	定個人情 員が現地	報の提 調査を行	供は一切認めな テうことも可能とす	いことを契約書 ける。	小川田 ままりまた。	
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法		こ提供する際、日 は5年保管する。		記録した	≥受渡しの確認印	を押印しても	らい、本市税務当	i局が確認す
特定個	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていなし	۸,
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	情報の業務終	複写及び複製を	行っていた本市税務	ないこと	へ必要に応じて³。 。 情報を返却しない		にと。	
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていなし	, v
	規定の内容	関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	守事項を説明す 方情報セキュリテ 持 の禁止又は制限 的外の使用及び 複写及び複製の	る。 イ基準」等 (第三年 三年 三年 三年 一年 一年 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名	を の 連 の 提供 を 乗 等 の 設置	の禁止 場所への入退室 項	契約締結にあ	あたり本市の情報	セキュリティに
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行ってい	いる]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って		2) 十分に行って 4) 再委託してい	
	具体的な方法	施するこ		た、特定値	固人情報			委託先と同等の! 保されていること	
その他	也の措置の内容					々委託先等につい		確認するため、雰 こ対して、監査又I	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され	にいる にいる	2) 十分である	
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託	におけるその他の	のリスクス	とびその	リスクに対する措	置		

l

5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない			
リスク	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定(記録	固人情報の提供・移転の 	[]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない			
	具体的な方法							
	固人情報の提供・移転に	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法							
その作	也の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク	2: 不適切な方法で提供	せ・移転が行われるリスク						
リスク	に対する措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った村	目手に提供・	移転してしまうリスク				
リスク	に対する措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
特定(る措置		託や情報提供ネットワークシ	ステムを通	じた提供を除く。)におけるその	の他のリスク及びそのリスクに対す			

リスク1:目的外の入手が行われる リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か		J 1	<選択肢>) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	0) 1 // 5 + 7		
	よって入手が行われるリスク	J 1) 特に力を入れている	0) 1 // 5 + 7		
リスクへの対策は十分か	こよって入手が行われるリスク	J 1) 特に力を入れている	0) 1 ハデキュ		
	よって入手が行われるリスク		3)	2) 十分である		
リスク2: 安全が保たれない方法に						
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か		J 1	<選択肢>) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク3: 入手した特定個人情報が	「不正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か		1	<選択肢>) 特に力を入れている) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク4: 入手の際に特定個人情報	⊌が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か		J 1	<選択肢>) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク5: 不正な提供が行われるリ	スク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か		J 1	<選択肢>) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク6: 不適切な方法で提供され	るリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か		J 1	<選択肢>) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク7: 誤った情報を提供してしる	まうリスク、誤った相手に提供し	してしまう	リスク			
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か		J 1	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
情報提供ネットワークシステムとの	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去								
リスク	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	1)特に刀を入れて遵守しているい3)十分に遵守していない	vる 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない			
②安全	全管理体制	[十分に整備している]	1)特に刀を入れて登偏しているい3)十分に整備していない	いる 2) 十分に整備している			
③安全	全管理規程	[十分に整備している]	1) 特に力を入れて登偏している) 十分に整備していない	いる 2) 十分に整備している			
④安全 への周	全管理体制・規程の職員 知	[十分に周知している]	3) 十分に周知していない	いる 2) 十分に周知している			
⑤物理	里的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	5 2) 十分に行っている			
	具体的な対策の内容	理を行 ・停電 ^を)に設置し 用電源装	したサーバ内に保管する。 き置等を付設している 。	タセンター内で、さらに入退室管			
⑥技術	斯的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	ら 2) 十分に行っている			
	具体的な対策の内容	行って ・クライ ルの更 ・情報!	いる。 'アントでは、新種の不正 !新を行う。 また、ソフトウ はサーバで一元管理して	プログラ. ェアのイ おり、そ(ンストールは不可とし、接続でき	策ソフトを導入し、パターンファイ る機器を限定している。 「能とし、また、セキュリティゾーン			
⑦バッ	クアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	5 2) 十分に行っている			
⑧事品 知	女発生時手順の策定・周	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	5 2) 十分に行っている			
機関に	3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし			
	その内容								
	再発防止策の内容								
⑩死者	音の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない			
	具体的な保管方法	生存者	がと同じ方法で、法令に定	める期間	引保管する。				
その他	也の措置の内容	-							
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			

リス	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
リス	クに対する措置の内容	税情報は課税年度単位で管理されており、また、その情報は随時更新される。 基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により毎日更新される。						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リス	ク3: 特定個人情報が消	去されず	いつまでも存在するリス	スク				
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	手順の内容	バッチ ・データ は内容 ・帳票に	・保管期間を過ぎたサーバ上のデータについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムの バッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認している。 ・データ保管媒体は要領・手順書等に基づき、授受、保管、廃棄を行い、管理台帳にて管理する。廃棄時 は内容の消去、破壊等を行う。 ・帳票は要領・手順書等に基づき、授受、保管及び廃棄を実施し、適時その運用について点検を実施し、 記録を残す。廃棄時は裁断、焼却、融解等を行う。					
その	他の措置の内容	-						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
_								

ı

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(5)その他諸税データファイル							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申告・申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申告書や申請書の内容をシステムへ入力後、入力内容の照合を行い、確認を行う。						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・その他諸税の賦課事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・本人又は代理人が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項とし、必要な情報以外は 入手できないようにしている。						
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク2: 不適切な方法で入	- 手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する場合は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・アクセスログを取得している。 ・あらかじめ許可されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク3: 入手した特定個人性	- 青報が不正確であるリスク						
入手の際の本人確認の措置 の内容	・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。						
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。						
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管している。 ・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 ・入力した原本(申告書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。						
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛てに返送するようにする。 ・申告書や申請書については、施錠付きの部屋・書庫に保管している。 ・業務間の連携システムでは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、連携システム外への漏えい・紛失に備えている。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用						
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
宛名システム等における措置 の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人 事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、 システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施して おり、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。					
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	、市たばこ税及び入湯税の賦課徴収事務に使用するシステムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持 しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。					
その他の措置の内容	-					
リスクへの対策は十分か	[十分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク2: 権限のない者(元耶	・ 競員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
具体的な管理方法	業務上システムを使用する者について、所管課からの申請に基づきユーザID、パスワードを発行している。なお、パスワードは定期的に当該職員により変更しなければならないように設定している。					
アクセス権限の発効・失効の 管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
具体的な管理方法	アクセス権限の発行・失効の管理は、所管課による異動届け及び人事データとの突合により実施している。また、その記録については管理簿によって管理している。					
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
具体的な管理方法	定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。					
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない					
具体的な方法	操作ログを記録し、一定期間サーバ上に保持し、不正な操作等を適宜確認している。 記録項目は以下のとおり。 <記録項目> 端末ID、職員ID、処理開始時刻、対象住民ID、プログラムID、画面ID 等					
その他の措置の内容	離席時等の措置として、一定時間操作がない場合はコンピュータのロック等により、パソコン等の端末のディスプレイに情報が表示されない状態にすることで第三者による不正な操作を防止している。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク3: 従業者が事務外で	使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 現場(市税事務所)の職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。					
リスクへの対策は十分か	【					
リスク4: 特定個人情報ファイ	イルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにするとともに、ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。また、システム上、クライアントからのデータファイルのダウンロードができない仕組みとしている。 バックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。 サーバ上での情報の複製は、システム管理者以外実施できないほか、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の使用における	るその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
-						
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託 []委託しない					
委託先による特定個人情報の 委託先による特定個人情報の	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク					
1 機密性の高い情報を大量に取扱うことに精通している者を最優先に選定する。 2 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の標写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 3 委託する業務で取扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機等に関する誓約書を提出させる。						
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1)制限している 2)制限していない					
具体的な制限方法	委託契約書に以下の規程を設ける。 ・委託作業を行う作業員数を必要最小限に限定すること。 ・委託作業場所について、監視やパスワード施錠など情報セキュリティを強化すること。 ・委託作業内容や場所について、現地視察の受入れや報告を行うこと。					

特定個いの記	国人情報ファイルの取扱 録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
	具体的な方法	委託先において、特定個人情報の利用履歴について、当該委託業務契約期間まで記録する。
特定個	固人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	委託先に提供する際、日付などを記録した受渡しの確認印を押印してもらい、本市税務当局が確認する。記録は5年保管する。
特定個	固人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定し、必要に応じて現地調査 ・情報の複写及び複製を行っていないこと。 ・業務終了後は速やかに本市税務当局に情報を返却しなければならないこと。 ・返却の際、受渡票等の書類により行う。
	忍約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	<選択肢> [定めている] 1)定めている 2)定めていない
	規定の内容	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている [十分に行っている] 3)十分に行っていない 4)再委託していない
	具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を実施することとしている。
その他	也の措置の内容	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_		

5. 特定個人情報の提係	供・移転	云 (委託や情報提供ネットワ・	ークシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供・利 の記録	移転	[]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない		
具体的な方法							
特定個人情報の提供・利関するルール	移転に	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
ルールの内容及 ルール遵守の確 法							
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分が	か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク2: 不適切な方法	まで提供	供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内	内容						
リスクへの対策は十分が	か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク3: 誤った情報を	提供∙≉	移転してしまうリスク、誤ったを	相手に提供・	移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内	内容						
リスクへの対策は十分が	か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の提供・ する措置	移転(委	き託や情報提供ネットワークシ	レステムを通	じた提供を除く。)におけるその	の他のリスク及びそのリスクに対		

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれないフ	方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供し	してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	びそのリスクに対する措置	

7. 特	定個人情報の保管・済	肖去					
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損リス	ク				
1)NIS	C政府機関統一基準群	[政府機	関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守してい 3) 十分に遵守していない	る 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない	
②安全	全管理体制	[十分に塾	怪備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	る 2) 十分に整備している	
③安全	全管理規程	[十分に塾	怪備している]	<選択肢> 1)特に力を入れて整備してい 3)十分に整備していない	る 2) 十分に整備している	
④安á 員への	全管理体制・規程の職 周知	[十分に原	目知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知してい 3) 十分に周知していない	る 2) 十分に周知している	
⑤物理	里的対策	[十分に行	っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
	具体的な対策の内容	・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。					
⑥技 術	前的対策	[十分に行	っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
	具体的な対策の内容	・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情行っている。 ・クライアントでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入しルの更新を行う。また、ソフトウェアのインストールは不可とし、接続できる機器を限定し・情報はサーバで一元管理しており、その操作はシステム管理者のみ可能とし、また、セン内でのみ実施可能とすることで、滅失、毀損等のリスク対策を行っている。					
⑦バッ	クアップ	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている	
⑧事战 周知	女発生時手順の策定・	[十分に行	っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
機関に	3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容						
	再発防止策の内容						
⑩死者	番の個人番号	[保管し	ている]	<選択肢> 1)保管している	2) 保管していない	
	具体的な保管方法	生存者と同じ方法で	で、法令に定め	うる期間 [・]	保管する。		
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスクに対する措置の内容		税情報は課税年度単位で管理されており、また、その情報は随時更新される。 基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により毎日更新される。					
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク	3:特定個人情報が消	去されずい	つまでも存在するリ	スク			
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	手順の内容	バッチ処 ³ ・データ保 は内容の ・帳票は	里において、削除処理 管媒体は要領・手順 消去、破壊等を行う。	理を実行し 連等に基 がき、授受	、結果を職員が確認している。 づき、授受、保管、廃棄を行い 、保管及び廃棄を実施し、適時	象データを確認の上、システムの。 、、管理台帳にて管理する。廃棄時 寺その運用について点検を実施し、	
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定值	固人情報の保管・消去に	:おけるその	他のリスク及びその	リスクに対	対する措置		
_							

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(6)収納管理データファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
リスク1: 目的外の入手が行	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	・各税目において、窓口や郵送における申告・申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行っている。 ・各税目で賦課対象者をシステムへ入力した後、対象者を追加・訂正・削除することはできない。					
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	収納管理事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。					
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク2: 不適切な方法で入						
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する場合は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・アクセスログを取得している。 ・あらかじめ許可されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク3: 入手した特定個人情						
入手の際の本人確認の措置 の内容	・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。					
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。					
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管している。 ・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 ・入力した原本(申告書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。					
その他の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛てに返送するようにする。 ・申告書や申請書については、施錠付きの部屋・書庫に保管している。 ・業務間の連携システムでは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、連携システム外への漏えい・紛失に備えている。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

3. 犑	持定個人情報の使用					
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要の	のない情報との紐	付けが行	うわれるリスク	
宛名: の内容	ンステム等における措置	異動や権限変 ステム連携基施	更等が生じた場合 盤では、各利用シス	·は、人事 ステムご	事情報を適宜反映することで、	作や情報照会などを抑止し、人事 その正確性を担保する。また、シ E及びアクセス制御を実施してお
	で使用するその他のシス おける措置の内容		用するシステムは われることはない。		に基づく必要な情報のみを保	持しており、必要のない情報との
その作	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[-	├分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権	限のない職員等)	によって		
ユーサ	デ認証の管理	[行ってい	いる]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法				所管課からの申請に基づきユ 員により変更しなければならな	ーザID、パスワードを発行してい
アクセ 管理	zス権限の発効·失効の	[行ってい	いる]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法				よって管理している。	データとの突合により実施してい
アクセ	ス権限の管理	[行ってい	いる]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	定期的にアクイ	セス権限を確認し、	不要とな	なったアクセス権限を削除する	等の見直しを実施している。
特定值	固人情報の使用の記録	[記録	を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	
	具体的な方法	記録項目は以 <記録項目>	下のとおり。		保持し、不正な操作等を適宜 民ID、プログラムID、画面ID ⁽	
その作	也の措置の内容				ぶい場合はコンピュータのロッ こすることで第三者による不正	ック等により、パソコン等の端末の Eな操作を防止している。
リスク	への対策は十分か	[+	ト分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 従業者が事務外で	吏用するリスク				
リスク	に対する措置の内容	操作ログを記録 現場(市税事系)	録し、誰がいつ、ど 务所)の職員への破	の端末が	から、どの情報を参照したかを おいて、事務外利用の禁止等	把握している。 について指導する。
リスク	への対策は十分か	[+	├分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	4:特定個人情報ファイ	ルが不正に複	製されるリスク		- <u> </u>	
リスク	に対する措置の内容	ルを自由に作りる情報を制限し 組みとしている バックアップフ サーバ上での ⁴	成できないようにす している。また、シン 。 アイルの取得は入 情報の複製は、シ 報の複製は行えな	るととも ステム上 退室管理 ステム管	に、ユーザ所属部署によりア 、クライアントからのデータファ 里をしている庁舎内の電算室で 理者以外実施できないほか、	上に特定個人情報を含むファイクセス権限を管理し、アクセスできァイルのダウンロードができない仕での作業に限定している。システム上、管理権限を与えられ外にファイルを複製しないよう、職
リスク	への対策は十分か	[-	├分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定值	 固人情報の使用における	その他のリスク	及びそのリスクに	対する指		
-						

4. 狩	定個人情報ファイル(ル耿玻	いの委託			L	」委託しない	
委託党 委託党	による特定個人情報の による特定個人情報の による特定個人情報の 型約終了後の不正な使用 ほに関するリスク	不正な保管・消	提供に関するリスク 肖去に関するリスク	るリスク				
情報仍	R護管理体制の確認	2 実別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	条委託契約書に次に掲 る遵守事項を説明する 計市情報セキュリティ基 保持 民の禁止又は制限 目的複写及の複製の禁 の帰属 資産の授受、搬送、保 の情報システムの報告 発生時による報告義 は、保 のを は、保 の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	は は は は は は に は に は に に に に に に に に に に に に に	守 供の禁止 : 置場所への入退室 事項	契約締結にあ	する。 たり本市の情報セキュリ ・ から必要に応じ、機密保	
	国人情報ファイルの閲覧 断者の制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2)	制限していない	
	具体的な制限方法	·委託(·委託(必要最小り 視やパスワ	艮に限定すること。 フード施錠など情報セキ 見察の受入れや報告を		こすること。	
特定値いの記	国人情報ファイルの取扱 録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2)	記録を残していない	
	具体的な方法	委託先	;において、特定個人情	手報の利用	履歴について、当該委	託業務契約期	間まで記録する。	
特定個	国人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2)	定めていない	
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法				提供は一切認めないこ を行うことも可能とする。		明記する。	
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法		に提供する際、日付な 録は5年保管する。	どを記録し	した受渡しの確認印を排	甲印してもらい	、本市税務当局が確認す	-
特定個	国人情報の消去ルール]	定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2)	定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	·情報(·業務	の複写及び複製を行っ	ていないこ 抗税務当局	に情報を返却しなけれ		٥	

	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていない	
	規定の内容	関「機再指情情本事事が開発を表現では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	整守事項を説明する。 市情報セキュリティ基 持 の禁止又は制限 的外の使用及び第 複写及び複製の禁	三者への提 上 三者への提 止 に で、廃棄等 目やその設置 義務	守 共の禁止 登場所への入退室	契約締結にあ	らたり本市の情報セキ:	ュリティに
	も 毛先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って		2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
	具体的な方法		はる許諾の無い再委 こととしている。	託を禁止する	るとともに、再委託会	先においては	委託先と同等のリスク	対策を実
その他	也の措置の内容						確認するため、委託先 対して、監査又は検査	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され		2) 十分である	
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託	におけるその他のリ	スク及びその	のリスクに対する措	置		

5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転が	行われるリスク			
特定(記録	固人情報の提供・移転の 	[]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法				
	固人情報の提供・移転に	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				
その作	也の措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 不適切な方法で提供	せ・移転が行われるリスク			
リスク	に対する措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った村	目手に提供・	移転してしまうリスク	
リスク	に対する措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定(る措置		託や情報提供ネットワークシ	ステムを通	じた提供を除く。)におけるその	の他のリスク及びそのリスクに対す

リスク1:目的外の入手が行われる リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か		J 1	<選択肢>) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	0) 1 // 5 + 7
	よって入手が行われるリスク	J 1) 特に力を入れている	0) 1 // 5 + 7
リスクへの対策は十分か	こよって入手が行われるリスク	J 1) 特に力を入れている	0) 1 ハデキュ
	よって入手が行われるリスク		3)	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法に				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か		J 1	<選択肢>) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が	「不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か		1	<選択肢>) 特に力を入れている) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報	⊌が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か		J 1	<選択肢>) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリ	スク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か		J 1	<選択肢>) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供され	るリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か		J 1	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしる	まうリスク、誤った相手に提供し	してしまう	リスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か		J 1	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの	接続に伴うその他のリスク及び	バそのリス	スクに対する措置	

7. 特	定個人情報の保管・	消去			
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損リスク			
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機関ではない)]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守してい。 3) 十分に遵守していない	る 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全	全管理体制	[十分に整備している	გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい。 3) 十分に整備していない	る 2) 十分に整備している
③安全	全管理規程	[十分に整備している	გ]	3) 十分に整備していない	る 2) 十分に整備している
④安全 への周	全管理体制・規程の職員 知	[十分に周知している	გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知してい。 3) 十分に周知していない	る 2) 十分に周知している
⑤物理	里的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	・システム連携基盤はセキュリ理を行っている部屋(サーバ等)・停電等に備え、災害時の非常・監視設備として監視カメラ等	室)に設置し 常用電源装	置等を付設している。	センター内で、さらに入退室管
⑥技術	斯的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	行っている。 ・クライアントでは、新種の不I ルの更新を行う。また、ソフト ・情報はサーバで一元管理し	正プログラ <i>』</i> ウェアのイン ており、その	れた専用回線(庁内)のみに接続 ムに対応するためにウイルス対策 ンストールは不可とし、接続できる り操作はシステム管理者のみ可能 段損等のリスク対策を行っている。	ミソフトを導入し、パターンファイ る機器を限定している。 能とし、また、セキュリティゾーン
⑦バッ	クアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事战 知	女発生時手順の策定・周	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容				
	再発防止策の内容				
⑩死者	皆の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者と同じ方法で、法令に	定める期間	保管する。	
その他	也の措置の内容	_			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスクに対する措置の内容		税情報は課税年度単位で管理されており、また、その情報は随時更新される。 基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により毎日更新される。					
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	[いる 2) 十分でる [いる	ある	
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも	存在するリスク				
消去	手順	[定め	ている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めてし	いない	
	手順の内容	バッチ処理におい・データ保管媒体に は内容の消去、破・帳票は要領・手順	て、削除処理を実行 は要領・手順書等に 壊等を行う。	テし、結果を職員が確認 基づき、授受、保管、廃 受、保管及び廃棄を実施	が削除対象データを確認 している。 〕棄を行い、管理台帳に 施し、適時その運用につ	て管理する。廃棄時	
その作	也の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 課題が残されて		ある	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
_							

Ⅳ その他のリスク対策※

<u> 10</u>	ての他のリスク	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
1. 監	査	
①自记	己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	・1年に1回、チェックシート等により自己点検を行うこととしている。 ・国税連携システム(eLTAX)にあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	<u> </u>	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	【内部監査】 ・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施します。 ・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施します。 【外部監査】 ・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施します。 ・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施します。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 彼	業者に対する教育・	· 答 発
従業者	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	現場(市税事務所)の職員に対して、特定個人情報を取扱う初年度においては、番号制度全体の知識習得と合わせて特定個人情報に特化した研修を行う。また、次年度以降については、毎年度行っている研修に特定個人情報の安全管理の内容を盛り込み、継続して安全かつ適正な運営を行う。また、担当者を、地方税共同機構が実施しているセキュリティ研修会に参加させている。【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

3. その他のリスク対策

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
①請求先		 ・財政局税務部税制課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2192 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108 						
②請え		個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。						
	特記事項	_						
③手数	牧料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)						
④個ノ	、情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
	個人情報ファイル名	宛名管理業務ファイル、市税システム再構築開発室の利用者ファイル、納税奨励業者ファイル、市民税データファイル、事業所税ファイル、電子申告利用申請ファイル、入湯税ファイル、その他諸税ファイル、共有ファイル、固定資産税データファイル、土地ファイル、家屋ファイル、償却資産ファイル、電子申告償却資産データファイル、収納管理データファイル、市税収納業務ファイル、市税滞納整理業務ファイル、市税滞納処分業務ファイル、軽自動車税ファイル						
	公表場所	川崎市ホームページ (https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html)						
⑤法令	うによる特別の手続	_						
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等		_						
2. 特定個人情報ファイルの		り取扱いに関する問合せ						
①連絡先		財政局税務部税制課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2192						
②対原	5方法	_						

VI 評価実施手続

VI 計圖美胞子树	
1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年3月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	かわさき情報プラザ、公文書館、各区役所市政資料コーナー、川崎市ホームページ及び財政局税務部 税制課において全項目評価書を公開し、ファクス、郵送、持参、専用フォームにて意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和3年1月19日から2月18日までの30日間
③期間を短縮する特段の理 由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	_
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年3月3日
②方法	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)において第三者点検を実施した。
③結果	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)から、次のとおり結果通知あり。 「地方税法等による地方税の賦課徴収等に係る特定個人情報保護評価に関し、提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ基準に則り、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置がとられているものと考えます。」
4. 個人情報保護委員会の)承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更箇所

変更日)変更箇所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I基本情報(5. 個人番号の 利用 法令上の根拠)	(省略) ・番号法第9条第2項の条例	(省略) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	法令の題名等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	I基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会 番号法第19条第7号 別表第二の第27の項 ・情報提供 番号法第19条第7号 別表第二の第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,7 1,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,1 08,113,114,115,116,117,120の項	・情報照会 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 (主務省令を定める命令第20条) ・情報提供 番号法第19条第7号 別表第二の1の項(主 務省令を定める命令第1条)、2の項(主務省令 を定める命令第2条)、・・・以下省略	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年8月12日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎個人住民税関係事務 (他団体との情報連携事務を 含む))	(省略)	・「2 納税通知書・不許可通知書」の矢印を実 ・「個大の記載中「札幌市職員共済組合、川崎 市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古 屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大 阪島市職員共済組合、本戸市職員共済組合、広 島市職員共済組合、本戸市職員共済組合、広 協同市職員共済組合、「2を削除(2箇所) ・「備考)の2の記載中「(個人番号は印字しな い)」を削除	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎固定資産税関係事務 (他団体との情報連携事務を 含む))	(省略)	・「7 価格決定通知書(土地・家屋)」、「8 申告書送付」、「12 納税通知書・税額変更通知書書」、「13減免申請書・非課税申請書」、「17審査申出」の矢印を実線から点線に変更「固定資産税システム」と「宛名管理システム」の間に「26 課税台帳情報」と「27 任基台帳情報」の矢印(実線)を追加・「国税庁」の枠とその枠外下に「28 法人基本3情報の確認」を追加し、「国税庁」と「宛名管理システム」との間に矢印(点線)を追加・(備考)の7の記載中「紙・」を削除・「6備考)の7の記載中「紙・」を削除・「6備考)の25の次に「26」、「27」、「28」の記載を追加	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎軽自動車税関係事務 (他団体との情報連携事務を 含む))	(省略)	・「3 納税通知書等各種通知書」、「4 免除申請書」、「6 決定・不許可通知書」の矢印を実線から点線に変更 ・「国稅庁」の枠とその枠外左に「14 法人基本3情報の確認」を追加し、「国税庁」と「宛名管理システム」の間に矢印(点線)を追加・(備考)の2の記載中「(個人番号は印字しない)」を削除(2箇所)・(備考)の9の記載中「(個人番号は含まない)」を削除・(備考)の13の次に「14」の記載を追加	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎諸税関係事務(事業 所税))	(省略)	・「2 申告書送付」、「7一① 更正請求書」、「7 一④ 更正・決定通知書」の矢印を実線から点 線に変更	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎諸税関係事務(市た ばこ税))	(省略)	・「1 申告書送付」、「5 — ① 更正請求書提出」、「5 — ④ 更正・決定通知書」、「9 手持品課税申告書送付」、「12 更正請求書」、「13 更正・決定通知書」の矢印を実線から点線に変更	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎諸税関係事務(入湯 税))	(省略)	・「2 申告書送付」、「3 申告書提出」、「6-① 更正請求書」、「6-③ 更正・決定通知書」の 矢印を実線から点線に変更	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 基本情報((別添1)事務の 内容 ◎収納管理事務)	(省略)	・「7 納税相談等」の矢印を実線から点線に変 更	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 2. 基本情報 ④記載され る項目 その妥当性)	(省略) 〇業務関係情報 ・国税関係情報: 賦課処分の課税資料の名寄せや調査を適正に行うため必要 ・地方税関係情報: 賦課処分の課税資料の名寄せや調査を適正に行うため必要 ・生活保護・社会福祉関係情報: 賦課処分を適正に行うため必要 ・年金関係情報: 賦課処分を適正に行うため必要	(省略) ○業務関係情報・賦課処分の課税資料の名寄せや調査を適正に行うため必要・地方税関係情報・賦課処分の課税資料の名寄せや調査を適正に行うため必要・障害者福祉関係情報・賦課処分を適切に行うため必要・生活保護・社会福祉関係情報・賦課処分を適正に行うため必要・年金関係情報・賦課処分を適正に行うため必要	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ①入手元)		評価実施機関内の他部署(市民文化局、健康 福祉局)	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ①使用の主体 使用部 署)	策課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課 税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税 課 財政局こすぎ市税分室市民税担当、管理担 当、納税担当	財政局税務部税制課、市民税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課 税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税 課 財政局こすぎ市税分室市民税担当、管理担 当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課 財政局し納労策部収納対策課、債権管理課	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名)	株式会社 アルファーシステム	シティコンピュータ株式会社 東京支社	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名)	株式会社 アプリコット	株式会社 アルファーシステム	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無)	提供を行っている(60)件 移転を行っている(32)件	提供を行っている(62)件 移転を行っている(33)件	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2)	·地方公務員共済組合連合会を経由して地方 職員共済組合、地方職員共済組合団体共済 部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組 合、川崎市職員共済組合、人村、市職員共済組 合、名古屋市職員共済組合、神戸市市職員共済 組合、太島市職員共済組合、北九州市職員共済 組合、広島市職員共済組合、公立学校共済 組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済 組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組 台連合会	・地方公務員共済組合連合会を経由して地方 職員共済組合、地方職員共済組合団体共済 部、東京都職員共済組合、公立学校共済組 合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合 連合会	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5、特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先61 ①~⑦)	(新規)	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二第38項 ②提供先における用途 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税法その他の地方税に関する法律に基づ条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の数10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養額族等本市の賦課徴収に関連する者 情報提供方法 情報提供オットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先62 ①~⑦)	(新規)	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び 管理を行う都道府県知事又は市町村長 ①法令上の解決第7項 別表第二第85の2項 ②提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法 特に侵負賃貸住宅の供給の促進に関する法 律による賃貸住宅の無 地方税法その他の地方税に関する法律に基 づ〈条例の規定により算定した税額若しくはそ の算定の基礎となる事項に関する情報であって 主務省令情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 の提供する情報の対象となる本人の範囲 本市に居住する者、本市に存在する資産・事 業所、家屋敷を有する者、その他相続人や扶養 億提供方は「報の対象となる本人の範囲 本市に居住する者、本市に存在する資産・事 業所、家屋敷を有する者、その他相続人や扶養 億提供方法 情報提供ネットワークシステム (7)時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1、2、3、4、18、19、 20)	市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課	こども未来局こども支援部こども保険福祉課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5、28)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当	健康福祉局保健所感染症対策課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8、12)	まちづくり局市街地開発部住宅管理課	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9、14、15)	総務局人事務共済課	総務企画局人事部共済課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13、21、22、24、2 5)	市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課	こども未来局こども支援部こども家庭課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先30)	(省略)、市民・こども局こども本部こども支援部 こども家庭課	(省略)、こども未来局こども支援部こども家庭 課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先31)	市民・こども局こども本部子育て施策部こども・ 子育て支援新制度準備担当	こども未来局子育て推進部保育課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1~32 ①法令上の 根拠)	番号法第9条第2項(条例による利用)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	□ 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先33 ①~⑦)	(新規)	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条 第2項又は第3項 ②移転先における用途 番号法第19条第7号別表第二第85の2項に 規定される事務(特定優良賃貸住宅の供給の 促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務のって主務省令で定めるもの) ③移転する情報 地方税法その他の地方税に関する法律に基づぐ条例の規定により算定した税額若しくはそ の算定の基礎となる事項に関する情報であって (多移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人以未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 本市に居住する者、本市に存在する資産・事 業所・家屋敷を有する者、その他相続人 の移転する情報の対象となる本人の範囲 来市に零極数で表していた。 第一次の表表の表表の一位相続 (多移転する情報の対象となる本人の範囲 来市に存在する方と本人の表表 (多移転する情報の対象となる本人の範囲 来市に存在する者、未での他相続 表情にする者、本市に存在する資産・事 業所・家屋敷を有する者、その他相続 (予を対策を本市の賦課徴収に関連する者 (多移転方法 (予を対策を本市の財課後以に関連する者 (多移転方法 (予を対策を本市の財課後、アウッシュ メモリを除く。) ()の時期・頻度	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 3. 特定個人情報の 入手・使用 ①入手元)	[O]行政機関·独立行政法人等(法務局)	[]行政機関・独立行政法人等()	事後	リスクを明らかに軽減させる変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	I 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 3. 特定個人情報の 入手・使用 ③入手の時期・頻 度)	(省略) 〇当初賦課事務以外における入手 ・法務局から登記異動通知の受付をする都度、 所有者の変更の受付をする都度 ・国税情報、地方稅情報及び生活保護情報は、 賦課事務の各種調査時	(省略) ○当初賦課事務以外における入手 ・国税情報、地方税情報及び生活保護情報は、 賦課事務の各種調査時	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 3. 特定個人情報の 入手・使用 ①使用の主体 使用部署)	財政局税務部税制課、資産税管理課、収納対策課 財政局かわさき市税事務所法人課税課、市民 税課、資産税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、資産 税課、納税課 財政局こすぎ市税分室管理担当、資産税担 当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、資産税 課、納税課	財政局税務部税制課、資産税管理課 財政局かわさき市税事務所法人課税課、市民 税課、資産税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、資産 税課、納税課 財政局こすぎ市税分室管理担当、資産税担 当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、資産税 課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委 託事項1 ⑥委託先名)	株式会社 アイネス 公共営業第二部	東洋印刷株式会社 神奈川営業所	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除。) 移転先1 (2)移転先 における用途)	番号法第9条第26項に規定される事務	番号法第19条第7項(別表第二の第26の項)に 規定される事務	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先2 (2移転先 における用途)	番号法第9条第48項に規定される事務	番号法第19条第7項(別表第二の第48の項)に 規定される事務	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除。) 移転先1、2 ①法令 上の根拠)	番号法第9条第2項(条例による利用)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2 項又は第3項	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 2. 基本情報 ④記 載される項目 その妥当性)	(省略) 〇業務関係情報 ・地方税関係情報: 賦課処分や調査を適正に行 ・生活保護・社会福祉関係情報: 賦課処分を適 切に行うため必要	(省略) ○業務関係情報 ・地方税関係情報: 賦課処分や調査を適正に行うため必要 ・障害者福祉関係情報: 賦課処分を適正に行うため必要 ・生活保護・社会福祉関係情報: 賦課処分を適切に行うため必要	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	□ 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 3.特定個人情報の 入手・使用 ①使用の主体 使用部署)	財政局税務部税制課、市民税管理課、収納対策課 財政局かわさき市税事務所市民税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税 課 財政局こすぎ市税分室管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課	財政局税務部税制課、市民税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税 課 財政局こすぎ市税分室管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委 記事項4 (多委託先への特定 個人情報ファイルの提供方 法)	[O]紙 []その他()	[]紙 [O]その他(本人又は代理人から直接申告書を受け付けるため、本市から特定個人情報ファイルの提供は行わない)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要((3)軽自動車税データファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除。) 移転先1(2)移転先における用途)	番号法第9条第26項に規定される事務	番号法第19条第7項(別表第二の第26の項)に 規定される事務	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先2 (2移転先 における用途)	番号法第9条第48項に規定される事務	番号法第19条第7項(別表第二の第48の項)に 規定される事務	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 5.特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除。) 移転先1,2 ①法令 上の根拠)	番号法第9条第2項(条例による利用)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 特定個人情報ファイルの 概要((4)事業所税データファ イル 3. 特定個人情報の入 手・使用 ①使用の主体 使 用部署)	財政局税務部税制課、市民税管理課、収納対 策課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課 税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税 課 財政局こすぎ市税分室管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課	財政局税務部税制課、市民税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課 税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税 課 財政局こすぎ市税分室管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民稅課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日			(省略) ・鉱泉浴場の経営者は、鉱泉浴場に入湯する入 湯客から入湯税を徴収するに当たり、経営開始 の日の前日までに、その氏名又は名称及び住 所等の事項を記載した申告書を本市へ提出。 申告書等を入手する都度、個人番号を取得す る。	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((5)その他諸税データ ファイル 3. 特定個人情報の 入手・使用 ④入手に係る妥 当性)	入湯税の特別徴収義務者は、入湯税の課税標準額及び税額その他必要な事項を申告し、納入しなければならない。(地方税法第701条の4)	鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書に記載した事項に異動を生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。 (1)鉱泉浴場を経営しようとする者の住所及び氏名又は名称 (2)鉱泉浴場の所在地 (3)その他市長が必要と認める事項 (川崎市市税条例第93条の7の9)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((5)その他諸税データ ファイル 3. 特定個人情報の 入手・使用 ⑤本人への明示)	地方税法第701条の4、番号法第9条第1項及 び番号法第19条第7号、第8号	川崎市市税条例第93条の7の9、番号法第9条 第1項及び番号法第19条第7号、第8号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((5)その他諸税データ ファイル 3. 特定個人情報の 入手・使用 ①使用の主体 使用部署)	財政局税務部税制課、市民税管理課、収納対策課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課 税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税 課 財政局こすぎ市税分室管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課	財政局税務部税制課、市民税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課 税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税 課 財政局こすぎ市税分室管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	I 特定個人情報ファイルの概要((6)収納管理データファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示)		地方税法第319条の2、地方税法第321条の5、第321条の7の6、地方税法第364条、地方税法第564条、地方税法第416条、地方税法第473条、地方税法第701条の4、地方税法第701条の4、番号法第9条第1項及び番号法第19条第7号、第8号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((6)収納管理データファ イル 3. 特定個人情報の入 手・使用 ①使用の主体 使 用部署)	財政局税務部税制課、市民税管理課、資産税 管理課、収納対策課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課 税課、資産税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、資産 税課、納税課 財政局こすぎ市税分室市民税担当、管理担 当、資産税担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、資産税 課、納税課	財政局税務部税制課、市民税管理課、資産税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課 税課、資産税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、資産 税課、納税課 財政局こすぎ市税分室市民税担当、管理担 当、資産税担当、執税担当 財政局しかりり市税事務所市民税課、資産税 課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((7)口座管理データファ イル 3. 特定個人情報の入 手・使用 ⑤本人への明示)	第371条の7の6、地方税法第364条、地方税法	地方税法第319条の2、地方税法第321条の5、 第21条の7の6、地方税法第364条、地方税法 第446条、地方税法第473条、地方税法第701条 の4、地方税法第701条の4、番号法第9条第1 項及び番号法第19条第7号、第8号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((7)口座管理データファ イル 3. 特定個人情報の入 手・使用 ①使用の主体 使 用部署)	財政局税務部税制課、市民税管理課、資産税管理課、収納対策課 財政局かわさき市税事務所市民税課、資産税 課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、資産 税課、納税課 財政局局こすぎ市税分室市民税担当、管理担 当、資産税担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、資産税 課、納税課	財政局税務部税制課、市民税管理課、資産税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、資産税 課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、資産 税課、納税課 財政局こすぎ市税分室市民税担当、管理担 当、資産税担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民稅課、資産税 誤納税課 財政局しん物り市税事務所市民稅課、資産税 課人納税課 財政局した解析、資産税 財政局以納対策部収納対策課、債権管理課	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年8月12日	概要((8)滞納管理データファ イル 3. 特定個人情報の入	地方税法第331条、地方税法第373条、地方税法第459条、地方税法第459条、地方税法第485条の4、地方税法第701条の65、番号法第9条第1項及び番号法第19条第7号、第8号	法第459条、地方税法第485条の3、地方税法第	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	概要((8)滞納管理データファ イル 3. 特定個人情報の入 手・使用 ①使用の主体 使	財政局税務部税制課、収納対策課 財政局かわさき市税事務所納税課 財政局みぞのくち市税事務所納税課 財政局こすぎ市税分室納税担当 財政局しんゆり市税事務所納税課	財政局税務部税制課 財政局かわさき市税事務所納税課 財政局みぞのな市税事務所納税課 財政局こすぎ市税分室納税担当 財政局しんゆり市税事務所納税課 財政局しんゆり市税事務所納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((9)証明発行データファ イル 3、特定個人情報の入 手・使用 ①使用の主体 使 用部署)	財政局税務部税制課、市民税管理課、資産税管理課、収納対策課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課 税課、資産税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、資産 税課、納税課 財政局こすぎ市税分室市民税担当、管理担 当、資産税担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、資産税 課、納税課	財政局税務部税制課、市民税管理課、資産税 管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課 税課、資産税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、資産 税課、納税課 財政局こすぎ市税分室市民税担当、管理担 当、資産税担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、資産税 課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要((別添2)特定個人情報 ファイルの記録項目)	(省略)	・「〈所得控除1レコード〉」に「初年度仮徴収相当額」、「寄附金申告特例控除市」、「寄附金申告特例控除県」、「寄附金特例区分」、「税額変更区分」を追加	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日		(省略) ・国税庁、他市区町村 (省略) ・国税庁、他市区町村 (省略) また、国税連携システム(eLTAX)では、特定個 人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2 号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保 するために必要な基準として、内閣総理大臣が 定める基準に従って行っている。	(省略) ・国税庁、他市区町村 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個 また、国税連携システム(eLTAX)では、特定個 人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3 号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保 するために必要な基準として、内閣総理大臣が 定める基準に従って行っている。	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年8月12日	Ⅲリスク対策((1)市民税データファイル 5. 特定個人情報 の提供・移転(委託や情報提 供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	(省略) ・国税庁、他市区町村 (省略) ・国税庁、他市区町村 (省略) なお、国税連携システム(eLTAX)では、特定個 人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2 号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保 するために必要な基準として、内閣総理大臣が 定める基準に従って行っている。	(省略) ・国税庁、他市区町村 (省略) なお、国税連携システム(eLTAX)では、特定個 人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3 号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保 するために必要な基準として、内閣総理大臣が 定める基準に従って行っている。	事後	法令の題名等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	皿リスク対策((1)市民税データファイル 5.特定個人情報 タファイル 5.特定個人情報 の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く、リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容)	ては、番号法施行規則第20条第2号の規定に 基づく、安全性及び信頼性を確保するために必	(省略) ・国税庁、他市区町村 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に伐って行うこととする。(以下省略)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年8月12日	Ⅲリスク対策((1)市民税データファイル~(9)証明発行 データファイル 7. 特定個人 情報ファイルの保管・消去 ③ 過去3年以内に、評価実施機 関において、個人情報に関す る重大事故が発生したか そ の内容)	(省略)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を 参照 (別紙に事案1及び事案2に加えて事案3~5を 追加記載)	事後	法令の題名等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	Ⅲリスク対策((1)市民税データファイル~(9)証明発行 データファイル~(9)証明発行 データファイル 7. 特定個人 情報ファイルの保管・消去 ③ 過去3年以内に、評価実施機 関において、個人情報に関す る重大事故が発生したか 再 発防止策の内容)	(省略)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を 参照 (別紙に事業1及び事案2に加えて事業3~5を 追加記載)	事後	法令の題名等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	Ⅳその他のリスク対策(1.監査 ②監査 具体的な内容)	【内部監査】 ・総務局の情報セキュリティを所管する部署に おいて監査計画を策定し、情報統括管理者 (CIO)の責任において定期的に監査を実施しま す。 (以下省略)	【内部監査】 ・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括管理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施します。 (以下省略)	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	V 開示請求、問合せ(1. 特定 個人情報の開示・訂正・利用 停止請求 ①請求先)	(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担 当) (以下省略)	(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公 開担当) (以下省略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	V開示請求、問合せ(1. 特定 個所報の開示・訂正・利用 停止請求 ②個人情報ファイ ル簿の公表 公表場所)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/160/page/000004 7748.html)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/000004 7748.html)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 10 ③他のシステムとの接続	税務システム[O]	税務システム[]	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ③他のシステムとの接続	税務システム[〇]	税務システム[]	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	・情報照会 (略) ・情報提供 (略)、9の項、(略)、35の項、(略)、38の 項、(略)、48の項、(略)、70の項、(略)、84 の項、85の2の項、(略)、91の項、(略)、101 の項、(略)、106の項、(略)、116の項、119 の項	・情報照会 (略)・情報提供 (略)、9の項(主務省令を定める命令第8 条)、略)、35の項(主務省令を定める命令第 22条の2)、(略)、38の項(主務省令を定める 命令第24条)、(略)、48の項(主務省令を定める 命令第26条の3)、(略)、70の項(主務省 を定める命令第39条)、(略)、84の項(主務省 令を定める命令第43条の3)、85の2の項(主 務省令を定める命令第43条の4)、(略)、91 の項(主務省令を定める命令第44条の2)、 (略)、101の項(主務省令を定める命令第49 条の2)、(略)、106の項(主務省令を定める命令第5 令第53条)、(略)、116の項(主務省令を定める命令第59条の2)、、117の項、120の項	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成29年7月31日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎個人住民税関係事務 (他団体との情報連携事務を 含む))	(省略)	別添1のとおり	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更 に当たらない
平成29年7月31日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎諸税関係事務(事業 所税))	(省略)	別添1のとおり	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更 に当たらない
平成29年7月31日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎諸税関係事務(市た ばこ税))	(省略)	別添1のとおり	事後	誤字脱字の修正等の形式的 な変更であるため重要な変更 に当たらない
平成29年7月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ⑤本人への明示)		地方税法第317条の2、地方税法第317条の6、番号法第9条第1項及び番号法第19条第7号、第9号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	の取扱いの委託 委託事項1	短期間で大量の納税通知書やチラン等を封入 封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難 であるため、委託が必要となる。	短期間で大量の納税通知書やチラシ等を封入 封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難 であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間 は個人番号を提供しない。	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 4.特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名)	株式会社 アイネス 公共営業第二部	株式会社 アイネス 首都圏営業第二部	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名)	株式会社 東計電算	東洋印刷株式会社 神奈川営業所	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日		する業務であり、庁内だけでの対応は困難であ	短期間で大量の申告書やチラシ等を封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名)	NPP 株式会社	株式会社 アイネス 首都圏営業第二部	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名)	シティコンピュータ株式会社 東京支社	株式会社 アプリコット	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 4.特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項6 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法)	[〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [〇]紙	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [〇]フラッシュメモリ []紙	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル ル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名)	株式会社 アルファーシステム	システムズ・デザイン株式会社	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名)	株式会社 アイネス 公共営業第二部	株式会社 アイネス 首都圏営業第二部	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無)	[O]提供を行っている(62件) [O]移転を行っている(33件)	[O]提供を行っている(62件) [O]移転を行っている(38件)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑦時期・頻度)	·年金特徵停止通知 年12回 ·特別徵収税額通知 年1回(7月)	·年金特徵停止通知 年11回 ·年金特徵変更通知 年9回 ·特別徵収税額通知 年1回(7月)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3・4 ①法令上の根 拠)	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除る。) 提供先4 ③提供する情報)	本市で賦課しない者に係る給与支払報告書、 公的年金等支払報告書、所得税申告書等デー 夕、所得金額	本市で賦課しない者に係る給与支払報告書、 公的年金等支払報告書、所得税申告書等データ、所得金額、地方税法第294条第3項の規定 に基づく通知	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	ル 5. 特定個人情報の提供・	健康保険法第5条第2項又は第123条第2項の 規定により厚生労働大臣が行うこととされた健 康保険に関する事務であって主務省令で定め るもの	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働 大臣が行うこととされた健康保険に関する事務 であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ②提供先におけ る用途)	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費者しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要((1)市民税データファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11)	市町村長	都道府県知事	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	概要((1)市民税データファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。)			事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5・7・8・10・11・13・ 16・25・27 ⑦時期・頻度)	必要に応じて都度	おおむね毎月(1年間に12回程度)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5.特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ②移転先におけ る用途)	番号法第19条第7号別表第二第42項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法第19条第7号別表第二第42項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)又は国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要((1)市民税データファイル 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先における用途)	番号法第19条第7号別表第二第61項に規定される事務(老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)	老人福祉法による福祉の措置に関する事務で あって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転(表記に伴うものを除く。) 移転大におけ る用途)	番号法第19条第7号別表第二第62項に規定される事務(老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	老人福祉法による費用の徴収に関する事務で あって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18)	こども未来局こども支援部こども保険福祉課	こども未来局こども支援部こども家庭課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先30 ⑦時期・頻度)	必要に応じて都度	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 おおむね毎月(1年間に12回程度) その他 必要に応じて都度	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転(表34~38)	(新規)	移転先34~38に記載のとおり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 3. 特定個人情報の 入手・使用 ③入手の時期・頻 度)	〇当初賦課事務における入手 ・償却資産申告書受付(毎年1月 ※eLTAXに よる入手)	○当初賦課事務における入手 ・償却資産申告書受付(毎年1月)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日		固定資産の納税義務がある償却資産の所有者は、地方税法上価格の決定に必要な事項を市 町村に申告しなければならない。	固定資産の納税義務がある償却資産の所有者は、地方税法上価格の決定に必要な事項を市町村に申告しなければならない。(地方税法第383条)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 3. 特定個人情報の 入手・使用 ⑤本人への明示)	地方税法第382条、地方税法第383条、地方税 法第387条、番号法第9条第1項及び番号法第 19条第7号、第8号	地方税法第382条、地方税法第383条、地方税法第387条、番号法第9条第1項及び番号法第19条第7号、第9号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要((2)固定資産税データファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲(その妥当性))	短期間で大量の納税通知書やチラン等を封入 封織する業務であり、庁内だけでの対応は困難 であるため、委託が必要となる。	短期間で大量の納税通知書やチラシ等を封入 封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難 であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間 は個人番号を提供しない。	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 特定個人情報ファイルの概要((2)固定資産税データファイル 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 要託事項2(②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲(その妥当性))	短期間で大量の課税資料をデータ入力する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。	短期間で大量の課税資料をデータ入力する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 3.特定個人情報の 入手・使用 ②入手方法)	[]その他()	[O]その他(総合行政ネットワーク(LGWAN))	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 3. 特定個人情報の 入手・使用 ③入手の時期・頻 度)	が発生した際に、その都度、申告書等を受付。	車両の新規登録、廃車及び名義変更等の異動が発生した際に、その都度、申告書等を受付。申告書等を入手する都度、個人番号を取得する。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号の記載を求めない。	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取扱い事務において使用するシステム、システム10 ②システムの機能)	(略)一般社団法人地方税電子化協議会(略)	(略)一般社団法人地方税電子化協議会(当時)(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取扱い事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能)	(略)一般社団法人地方税電子化協議会(略)	(略)一般社団法人地方税電子化協議会(当時)(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会 (略) ・情報提供 ・情報提供 ・情報提供 ・命令第22条の2)、(略)、39の項、40の項、 (略)、59の項、(略)、120の項	・情報照会 (略) ・情報提供 (額)、34の項(主務省令を定める命令第22条 の3)、略)、39の項(主務省令を定める命令 第24条の2)、40の項(主務省令を定める命令 第24条の3)、(略)、59の項(主務省令を定 める命令第31条の3)、(略)、119の項(主務 省令を定める命令第59条の3)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I基本情報(7. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名)	山崎 陽史	税制課長	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I基本情報((別添1)事務の 内容 個人住民税関係事務 (備考)	(略)地方税電子化協議会(略)	(略)地方税共同機構(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I ファイルの概要((1)市民 税データファイル 4、特定個 人情報ファイルの取扱いの委 託 委託の有無)	9件	10件	事前	
令和2年3月30日	I ファイルの概要(1)市民 税データファイル 4、特定個 人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 市民税・県民 税・普通徴収)納税通知書製 本・封入及び封緘業務 ⑦再 委託の有無 ⑧再委託の許諾 方法 ⑨再委託事項)	⑦再委託しない ⑧- ⑨-	⑦再委託する ⑧委託業者からの書面による申請に基づき、妥 当性を考慮し書面により許諾を回答する ⑨現在の委託先においては、再委託を行ってい ない。	事前	
令和2年3月30日	Ⅱ ファイルの概要((1)市民	⑥東洋印刷株式会社 神奈川営業所 ⑦再委託しない ⑧- ⑨-	⑥株式会社 TLP 横浜営業所 ⑦再委託する ⑧委託業者からの書面による申請に基づき、妥 当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨現在の委託先においては、再委託を行ってい ない。	事前	
令和2年3月30日	託 委託事項3 市民税·県 民税申告書封入封緘業務 ⑥		⑥NPP 株式会社 ⑦再委託する ⑧委託業者からの書面による申請に基づき、妥 当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨現在の委託先においては、再委託を行っていない。	事前	
令和2年3月30日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 4、特定個 人情報ファイルの取扱いの委 託 委託事項4 市民税・県民 税(普通徴収)データ入力業務 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の 許諾方法 ⑨再委託事項)	8-	⑦再委託する ⑧委託業者からの書面による申請に基づき、妥 当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨データ入力業務の一部を再委託	事前	
令和2年3月30日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 4、特定個 人情報ファイルの取扱いの委 託 委託事項5 市民税・県民 税(特別徴収)データ入力業務 ⑥委託先名 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委 託事項)	⑦再委託しない ⑧-	⑥株式会社東計電算 ⑦再委託する ⑧委託業者からの書面による申請に基づき、妥 当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨データ入力業務の一部を再委託	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	釺 悉釺車頂6 市早粉,但早	8-	⑥株式会社 ワイシーシーデータサービス ⑦再委託する ⑧委託業者からの書面による申請に基づき、妥 当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨データ入力業務の一部を再委託	事前	
令和2年3月30日	(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)運用支援業務 ② 取扱いを委託する特定個人情	⑦再委託しない	②その妥当性 地方税共同機構(略) ⑦再委託する ⑧委託業者からの書面による申請に基づき、妥 当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨現在の委託先においては、再委託を行っていない。	事前	
令和2年3月30日	I ファイルの概要((1)市民 税データファイル 4、特定個 人情報ファイルの取扱いの委 託 委託事項10)	(新規)	委託事項10 移行データ抽出業務 ①委託内容 新システム構築に向けた移行 データの作成 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの 範囲特定個人情報ファイルの人情報ファイルの が無理特定個人情報ファイルの人情報ファイルの が動田特定個人情報ファイルの人未満)、対象となる本人の数[10万人以上100万人未満)、対象となる本人の範囲 本市の税の賦課徴収に関連する者 その妥当性 新システムの構築作業を円滑に行うため専門的な知識を有する民間業者であるから ③委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方環・()子の他(運用・保守専用のシステム環境) ⑤委託先名の確認方法 川崎市ホームページ より「入札情報かわさき」にて確認可能 ⑥委託先名 株式会社 アイネス 首都圏営業 第二部 ②再委託の有無 [再委託する] ⑧再委託の有無 [再委託する] ⑧再委託の有無 [再委託する] ⑧再委託の有無である。 ②再委託の有無である。 ③再委託の有無である。 ②再委託の有無である。 ③再委託の有無である。 ③再委託の書面により 計誌を回答する。 ③の再委託事務 移行データ抽出業務の一部を 再委託	事前	
令和2年3月30日	I ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 提供・移転 の有無)	[〇]提供を行っている(62件) [〇]移転を行っている(38件)	[〇]提供を行っている(61件) [〇]移転を行っている(40件)	事前	
令和2年3月30日	I ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 提供先40 ②提供先における用途)	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用 の安定及び職業生活の充実等に関する法律に よる職業転換給付金の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 提供先52 ②提供先における用途)	独立行政法人日本学生支援機構法による学資 の貸与に関する事務であって主務省令で定め るもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資 の資与及び支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 提供先59)	省略	(削除)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 提供先60 ①法令上の根拠)	提供先60 番号法第19条第7号 別表第二第120項	提供先59 号法第19条第7号 別表第二第119項	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 提供先61・ 62)	提供先61 提供先62	提供先60 提供先61	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 移転先10・ 11・29・32)	健康福祉局地域福祉部保険年金課	健康福祉局医療保険部保険年金課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 移転先26)	健康福祉局地域福祉部地域福祉課	健康福祉局地域包括ケア推進室	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 移転先39)	(新規)	移転先39 こども未来局こども支援部こども家庭課 ①川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの ③地方税その他の地方税に関する法律に基づく集例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 ⑤10万人以上100万人未満 ⑥本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、本市に存在する資産・事親族等本市の賦課徴収に関連する者 ⑦[〇]庁内連携システム(略)(〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	
令和2年3月30日	I ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 移転先40)	(新規)	移転先40 こども未来局こども支援部こども家庭課 ①川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの ③地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 ⑤10万人以上100万人未満 ⑥本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 ⑦[〇]庁内連携システム(略)〔〇〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。〕	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要((2)固定資産税データファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	4件	5件	事前	
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委 託事項1 ⑥委託先名 ⑦再 委託の有無 ⑧再委託の許諾 方法 ⑨再委託事項)	⑥東洋印刷株式会社 神奈川営業所 ⑦再委託しない ⑧- ⑨-	⑥株式会社 アイネス 首都圏営業第一部 ⑦再委託する ⑧委託業者からの書面による申請に基づき、妥 当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨現在の委託先においては、再委託を行っていない。	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要((2)固定資産税データファイル 4. 特定個人情報ファイルの 現状の受託 委託事項2 ④委託先への特定 個人情報ファイルの提供方法 ⑦再表の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項)		④[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ⑤事務担当課への問い合わせによる ⑦再委託する ⑧委託業者からの書面による申請に基づき、妥 当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨現在の委託先においては、再委託を行ってい ない。	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)固定資産税データ ファイル 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委 託事項4 ②取扱いを委託す る特定個人情報ファイルの範 囲 その妥当性 ②用委託の 有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項)	⑦再委託しない ⑧-	②その妥当性 地方税共同機構(略) ⑦再委託する ⑧委託業者からの書面による申請に基づき、妥 当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨現在の委託先においては、再委託を行ってい ない。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)固定資産税データファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5)	(新規)	委託事項5 移行データ抽出業務 ①委託内容 新システム構築に向けた移行データの作成 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲(特定個人情報ファイルの範囲(特定個人情報ファイルの全体) 対象となる本人の範囲 本市の税の賦課徴収に関連する者 その妥当性 新システムの構築作業を円滑に行うため専門的な知識を有し、かつ開発でもある民間業者であるから ③委託先における取扱者数 [10人未満] ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [〇]その他(運用・保守専用のシステム環境) ⑤委託先の特定個人情報ファイルの提供方法 [〇]その他(運用・保守専用のシステム環境) ⑤委託先名の確認方法 川崎市ホームページより入礼情報かわさき」にて確認可能 ⑥委託先名 富士通 再委託可引能 ○委託先の有無 [再委託可前に多手にの事業にあります。 妥当性を考慮し書面により計誌を回答する。	事前	
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先2)	健康福祉局地域福祉部保険年金課	健康福祉局医療保険部保険年金課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要((3)軽自動車税データファイル 3.特定個人情報の入手・使用 (4)入手に係る妥当性(5)本人への明示)	地方税法第447条(略)	地方税法第463条の19(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	4件	5件	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要((3)軽自動車税データファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託事項10再委託の有無⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項)	⑦再委託しない ⑧- ⑨-	⑦再委託する ⑧委託業者からの書面による申請に基づき、妥 当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨現在の委託先においては、再委託を行ってい ない。	事前	
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要((3)軽自動車税データファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法	②その妥当性 (略)地方税法第447条(略) ⑦再委託しない ③- ⑨-	②その妥当性 (略)地方税法第463条の19 (略) ⑦再委託する ③委託業者からの書面による申請に基づき、妥 当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ③現在の委託先においては、再委託を行っていない。	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要((3)軽自動車税データファイル 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5)	(新規)	委託事項5 移行データ抽出業務 ①委託内容 新システム構築に向けた移行データの作成 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの 範囲[特定個人情報ファイルの全体] 対象となる本人の数[10万人以上100万人未満)、対関連する者 その妥当性 新システムの構築作業を円滑に行うため専門的な知識を有する民間業者であるから ③委託先への特定個人情報ファイルの提供方法[〇]その他(連用・保守専用のシステム環境) ⑤委託先の時定個人情報ファイルの提供方法[〇]その他(連用・保守専用のシステム環境) ⑤委託先名の確認方法 川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能 ⑥委託先名 株式会社 アイネス 首都圏営業第二部 ②再委託の有無 [再委託する] ⑧再委託の計誌方法 委託業者からの書面により許諾を回答する。 ③再委託事務 移行データ抽出業務の一部を再委託	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先2)	健康福祉局地域福祉部保険年金課	健康福祉局医療保険部保険年金課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要((4)事業所税データファ イル 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託の有 無)	2件	3件	事前	
令和2年3月30日	I 特定個人情報ファイルの概要((4)事業所税データファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託の許諾方法		②その妥当性 地方税共同機構(略) ⑦再委託する ⑧委託業者からの書面による申請に基づき、妥 当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨現在の委託先においては、再委託を行ってい ない。	事前	
令和2年3月30日	I 特定個人情報ファイルの 概要((4)事業所税データファ イル 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事項 3)	(新規)	委託事項3 移行データ抽出業務 ①委託内容 新システム構築に向けた移行データの作成 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの 館囲(特定人情報ファイルの全体) 対象となる本人の数[1万人未満]、対象となる本人の範囲 本市の税の賦課物収に関連する者 その 要当性 新システムの構築作業を再滑に行うため専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者であるから ③委託先における取扱者数 [10人未満] ④委託先にの特定個人情報ファイルの提供方法 [〇]その他(運用・保守専用のシステム環境) ⑤委託先名の確認方法 川崎市ホームページより入札情報かわさき」にて確認可能 ⑥委託先名 富士通 株式会社 川崎支店 ⑦再委託の持諾方法 委託業者からの書面により手活方法 妥当性を考慮し書面により 計話を同事表話の書話の書、妥当性を考慮し書面により 計話を同事表話の書がある。 ③再委託事務 移行データ抽出業務の一部を再委託	事前	
令和2年3月30日	I 特定個人情報ファイルの 概要((6)収納管理データファ イル 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託の有 無)	2件	3件	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要((6)収納管理データファイル 4. 特定個人情報ファイル 2. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3)	(新規)	委託事項3 移行データ抽出業務 ①委託内容 新システム構築に向けた移行データの作成 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲(特定個人情報ファイルの全体) 対象となる本人の範囲 本市の税の賦課徴収に関連する者 その妥当性 新システムの構築作業を日滑に行うため専門的な知識を有する民間業者であるから ③委託先における取扱者数 [10人以上50人未必季託先における取扱者数 [10人以上50人未送] [2] 委託先における取扱者数 [10人以上50人未必季託先における取扱者数 [10人以上50人未必季託先における取扱者数 [10人以上50人未必季託先名の確認方法 川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能 [6] 委託先名 株式会社 アイネス 首都圏営業の再委託の許諾方法 委託業者からの書面により計議との計画に基づき、妥当性を考慮し書面により計議を回答する。	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要((7)口座管理データファ イル 3. 特定個人情報の入 手・使用 ⑤本人への明示)	地方税法第446条(路)	地方税法第463条の18(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要((7)口座管理データファ イル 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託の有 無)	2件	3件	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要((7)口座管理データファ イル 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事項 3)	(新規)	委託事項3 移行データ抽出業務 ①委託内容 新システム構築に向けた移行データの作成 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの 範囲 対象となる本人の数[10万人以上100万人未満]、対象となる本人の範囲 本市の税の 無課徴収に関連する者 その妥当性 新システムの構築作業を円滑に行うため専門的な知識 を有する民間業者であるから ③委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [〇〕その他(運用・保守専用のシステム環境) ⑤委託先名の確認方法 川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能 ⑥委託先名 株式会社 アイネス 首都圏営業第二部 ⑦再委託の持諾方法 委託業者からの書面により 許諾を回答する。 ③再委託事務 移行データ抽出業務の一部を再委託	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要((8)滞納管理データファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	(略)地方税法第459条(略)	(略)地方税法第463条の27(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要((8)滞納管理データファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	2件	3件	事前	
令和2年3月30日	I 特定個人情報ファイルの概要((8)滞納管理データファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3)		要託事項3 移行データ抽出業務 ①委託内容 新システム構築に向けた移行データの作成 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの 範囲[特定個人情報ファイルの全体] 対象となる本人の範囲 本市の税の賦課機以に関連する者 その妥当性 新システム機築作業を円滑に行うため専門的な知識を有する民間業者であるから ③委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先名の特定個人情報ファイルの提供方境) ⑤委託先名の確認方法 川崎市ホームページ より「入札情報かわさき」にて確認可能 ⑥委託先名 株式会社 アイネス 首都圏営業 第二部 ②再委託の許諾方法 委託業者からの書面により下表を記事務を可言する。 ⑤再委託の許諾方法 委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要((9)証明発行データファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	2件	3件	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要((9)証明発行データファイル、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3)	(新規)	委託事項3 移行データ抽出業務 ①委託内容 新システム構築に向けた移行データの作成 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの 範囲[特定個人情報ファイルの全体] 対象となる本人の数[10万人以上100万人末課徴収に関連する者 その妥当性 新システムの構築作業を円滑に行うため専門的な知識を有する民間業者であるから ③委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [〇〕その他(運用・保守専用のシステム環境) ⑤委託先名の確認方法 川崎市ホームページより入れ情報かわさき」にて確認可能 ⑥委託先名 株式会社 アイネス 首都圏営業第二部 ⑦再委託の許諾方法 委託業者からの書面により許諾を回答する。 ③再委託の許諾方法 委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を与る。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対 扱いプロセスにおけるリスク対 第((1)市民税データファイル 2.特定個人情報の入手 リス ク4 リスクに対する措置の内容)	(略)一般社団法人地方税電子化協議会(略)	(略)地方税共同機構(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策((1)市民税データファイル4.特定個人情報織ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認)	(略)一般社団法人地方税電子化協議会(略)	(略)地方税共同機構(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策((1)市民税データファイル5. 特定個人情報の提供・移転リスク2 リスクに対する措置の内容)	(略)一般社団法人地方税電子化協議会(略)	(略)地方税共同機構(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	IV その他のリスク対策(2. 従 業者に対する教育・啓発 従 業者に対する教育・啓発 具 体的な方法)	(略)一般社団法人地方税電子化協議会(略)	(略)地方税共同機構(略)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和2年3月30日	V 開示請求、問合せ(1. 特定 個人情報の開示・訂正・利用 停止請求 ④個人情報ファイ ル等の公表 公表場所)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/160/page/000004 7748.html)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/000004 7748.html)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	表紙 特記事項	(略)万全を期している。	(略)万全を期している。なお、本評価書は令和 5年1月以降の事務内容について宣言する。	事前	
令和3年3月31日	I基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム (1)~(2)	収に係る関連者の情報を管理する	①宛名システム ②1 住民基本台帳に登録している者、住民基 本台帳に登録していない者その他市税の賦課 徴収に係る関連者の情報を管理する。 2 納税者の申請により口座振替納付の対象と なる口座情報を管理する。 3 各種証明書の作成を行う。	事前	
令和3年3月31日	I基本情報(2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①)	①市民税システム	①個人住民税システム	事前	
令和3年3月31日		①固定資産税システム ②1 法務局(登記所)の登記異動通知等や宛 名管理システムの情報をもとに、賦課決定の年 度・対象者(共有者を含む。)を特定する。 2 調査した項目を評価情報(登録する。 3 評価情報をもとに、土地、家屋、償却資産の 評価計算を行い、各資産、課税客体の課税標 準額や軽減税額を決定し、賦課決定を行う。 4 減免等により税額の変更を行う。 5 納税通知書や納付書の作成を行う。	①国税連携支援システム ②1 国税連携システムから取得した確定申告 書データ(e-Taxの国税連携データ)を取込み、 個人住民税システム用にデータ変換を行う。 2 資料番号を採番する。	事前	
令和3年3月31日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①~③)	決定の年度・対象者を特定する。 2 本市に主たる定置場を有する軽自動車等の 所有者などから提出される軽自動車税申告書 により、新規登録、修正、廃車の登録を行う。 3 課税資料の名寄せを行い、税額を決定し、 賦課決定を行う。 4 滅免等により税額の変更を行う。 5 納税通知書や納付書の作成を行う。	①固定資産税システム ②1 法務局(登記所)の登記異動通知等や宛名システムの情報をもとに、賦課決定の年度・対象者(共有者を含む。)を特定する。 2 調査した項目を評価情報に登録する。 3 評価情報をもとに、土地、家屋、償却資産の評価計算を行い、各資産・課税客体の課税標準額や軽減税額を決定し、賦課決定を行う。 4 減免等により税額の変更を行う。 5 納稅通知書や納付書の作成を行う。 ③(略)[○]宛名システム等(略)[○]その他(家屋評価システム)	事前	
令和3年3月31日	I基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①及び②)	①事業所税システム ②1 本市内の事業所等で事業を行う者及び市 内の事業所用家屋を貸し付けている者などから 提出される事業所税申告書等をもとに、宛名管 理ンステムの登録・修正・確認や課税資料内容 (納付額等)を登録する。 2 更正等により税額の変更を行う。	①家屋評価システム ②1 建築確認申請情報及び固定資産税システムから連携した登記異動通知情報等を基に調査対象家屋を特定する。 2 調査対象家屋所有者に送付する実地調査依頼書の作成を行う。 3 実地調査、建築図面等を基に家屋の図面描画、評価計算を行う。 4 算出した再建築費標点数等評価情報の固定資産税システムへの連携データを作成する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	報ファイルを取り扱う事務にお	録・更新を行う。		事前	
令和3年3月31日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用さらシステムシステム7 ①及び②)	となる口座情報を管理する。	①事業所税システム ②1 本市内の事業所等で事業を行う者及び市 内の事業所用家屋を貸し付けている者などから 提出される事業所税申告書等をもとに、宛名管 理システムの登録・修正・確認や課税資料内容 (納付額等)を登録する。 2 更正等により税額の変更を行う。	事前	
令和3年3月31日		①滞納管理システム ②1 市民税システム、固定資産税システム、 案自動車税システム、事業所税システム及びそ の他諸税(紙媒体)の納税情報による滞納情報 を管理する。 2 滞納者の調査や折衝情報等の記録を行う。 3 執行停止等を行う。 4 督促状や納付書の作成を行う。		事前	
令和3年3月31日	I基本情報(2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム ①及び②)		①収納システム ②1 市民税システム、固定資産税システム、 軽自動車税システム、事業所税システム及びそ の他籍税(紙媒体)の賦課情報を受け取り、収 納管理情報(納税情報)に登録する。 2 金融機関等により受け取った納税情報の登 領事を行う。 3 過誤納等の処理のため還付及び充当や不 納欠損処理を行う。 4 納付書の作成を行う。	事前	
令和3年3月31日	I基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続)	(略)[]税務システム(略)	(略)[〇]税務システム(略)	事前	
令和3年3月31日	I基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ③他のシステムとの接続)	(略)[]税務システム(略)	(略)[〇]税務システム(略)	事前	
令和3年3月31日			[○]情報提供ネットワークシステム[○]庁 内連携システム(略)[○]宛名システム等[○]税務システム(略)	事前	
令和3年3月31日	I 基本情報(3. 特定個人情報ファイル名)	(略)(5) その他諸税データファイル、(6) 口座 管理データファイル、(7) 滞納管理データファイ ル、(8) 収納管理データファイル、(9) 明発行 データファイル	(略)(5) その他諸税データファイル、(6) 収納 管理データファイル	事前	
令和3年3月31日	報ファイルを取り扱う理由 ①	(略) 4 事業所税データファイル、 (略) 7 口座管理データファイル 効率的かつ正確な口座管理ができる。 8 滞納管理データファイル 効率的かつ正確な徹収事務や調査ができる。 9 証明発行データファイル 効率的かつ正確な証明発行事務ができる。	(略) 4 事業所税データファイル (略) (削除)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	条)、23の項、(略)、48の項(主務省令を定める命令第26条の3)、54の項(主務省令を定める命令第28条)、(略)、61の項、62の項、63の項(主務省令を定める命令第34条)、(略)、	27条)、54の項(主務省令を定める命令第28 条)、(略)、61の項(主務省令を定める命令第 32条)、62の項(主務省令を定める命令第33 条)、63の項(主務省令を定める命令第34 条)、(略)、102の項、103の項(主務省令を	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ◎ 個人住民税関係事務(他 団体との情報連携事務を含む)	名管理システム (一)	(削除) 個人住民税システム、収納システム、宛名システム イメージ管理システム、国税連携支援システム (特定個人情報以外の矢印)収納システムから 滞納管理システムへ	事前	
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ◎ 個人住民税関係事務(他 団体との情報連携事務を含む)(備考)	書を受付、申告内容を市民税システムに入力する。	13-③ 国税連携システム(eLTAX)から所得税申告書等データ等を取得し、国税連携支援システムにより資料番号を付番した上で税務シス	事前	
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ⑤ 固定資産税関係事務(他 団体との情報連携事務を含む)	滞納管理ファイル、口座管理ファイル、収納管理ファイル、固定資産税ファイル、宛名管理ファイル、証明発行ファイル、住民基本台帳ファイル 収納・口座管理システム (一)、宛名管理システム (特定個人情報の矢印)収納・口座管理システムから滞納管理システムへ (特定個人情報の矢印) (一)	(削除) 収納システム、家屋評価システム、宛名システム (特定個人情報以外の矢印)収納システムから 滞納管理システムへ (特定個人情報の矢印) 固定資産税システムと家屋評価システムの間 双方向	事前	
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ◎ 固定資産税関係事務(他 団体との情報連携事務を含 む)(備考)	28 法人基本3情報を確認し、宛名管理システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。 (一)	28 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。 29 登記異動通知情報等を家屋評価システムに取り込み、実地調査依頼書の作成を行う。 30 家屋の図面描画、評価計算を行い、算出した再建築費標点数等評価情報を連携する。	事前	
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ◎ 軽自動車税関係事務(他 団体との情報連携事務を含む)	滞納管理ファイル、口座管理ファイル、収納管理ファイル、軽自動車税ファイル、宛名管理ファイル、証明発行ファイル、住民基本台帳ファイル、収納・口座管理システム、宛名管理システム(特定個人情報の矢印)収納・口座管理システムから滞納管理システムへ	(削除) 収納システム、宛名システム (特定個人情報以外の矢印)収納システムから 滞納管理システムへ (特定個人情報の矢印)固定資産税システムと 家屋評価システムの双方向	事前	
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ③ 軽自動車税関係事務(他 団体との情報連携事務を含 む)(備考)	14 法人基本3情報を確認し、宛名管理システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。	14 法人基本3情報を確認し、宛名システムへ の法人番号の登録、必要に応じて修正入力を 行う。	事前	
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ◎ 諸税関係事務(事業所税)	滞納管理ファイル、収納管理ファイル、事業所 税ファイル、宛名管理ファイル、証明発行ファイル、住民基本台帳ファイル 収納・口座管理システム、宛名管理システム (特定個人情報の矢印)収納・口座管理システムから滞納管理システムへ	(削除) 収納システム、宛名システム (特定個人情報以外の矢印)収納システムから 滞納管理システムへ	事前	
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ◎ 諸税関係事務(事業所税) (備考)		10 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ◎ 諸税関係事務(市たばこ 税)	滞納管理ファイル、収納管理ファイル、宛名管理ファイル、住民基本台帳ファイル 収納・口座管理システム、宛名管理システム (特定個人情報の矢印)収納・口座管理システムから滞納管理システムへ	(削除) 収納システム、宛名システム (特定個人情報以外の矢印)収納システムから 滞納管理システムへ		
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ② 諸税関係事務(市たばこ 税)(備考)	入力を行う。 7 法人基本3情報を確認し、宛名管理システ	3 調定データを作成、収納システムへの入力を 行う。 7 法人基本3情報を確認し、宛名システムへ の法人番号の登録、必要に応じて修正入力を 行う。		
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ◎ 諸税関係事務(入湯税)	滞納管理ファイル、収納管理ファイル、宛名管理ファイル、住民基本台帳ファイル 収納・口座管理システム、宛名管理システム (特定個人情報の矢印)収納・口座管理システムから滞納管理システムへ	(削除) 収納システム、宛名システム (特定個人情報以外の矢印)収納システムから 滞納管理システムへ	事前	
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ② 諸税関係事務(入湯税) (備考)	入力を行う。 8 法人基本3情報を確認し、宛名管理システム	3 調定データを作成、収納システムへの入力を 行う。 8 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの 法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行 う。	事前	
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ③ 収納管理事務	滞納管理ファイル、収納管理ファイル、その他 諸税ファイル、口座管理ファイル、宛名管理ファ イル、住民基本台帳ファイル 収納・口座管理システム、宛名管理システム (特定個人情報の矢印) 収納・口座管理システムから滞納管理システム 官公署(略)と滞納管理システム間	(削除)その他諸税ファイル(削除) 収納システム、宛名システム (特定個人情報以外の矢印) 収納システムから滞納管理システムへ 官公署(略)と滞納管理システム間	事前	
令和3年3月31日	(別添1)事務の内容 ◎ 収納管理事務(備考)	【収納管理システム・宛名管理システム】	【収納システム・宛名システム】	事前	
令和3年3月31日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 4. 特定個 人情報ファイルの取扱いの委 託 委託の有無)	10件	8件	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((1)市民 税データファイル 4.特定個 人情報ファイルの取扱いの委 託 委託事項5 ⑥委託先名)	株式会社 東計電算	シティコンピュータ 株式会社	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 4、特定個 人情報ファイルの取扱いの委 託 委託事項7)	市税システム運用・保守委託 ①アプリケーション・データベースの保守・管理、ログ監視・解析、トラブル対応等 ②(略)その妥当性 市税システムの安定的な稼働のため専門的な 知識を有する民間業者であるから ③10人以上50人未満 ④(略) ⑤(略) ⑥株式会社 アイネス 首都圏営業第二部 ⑦~⑨(略)	市税システム再構築・運用保守業務 ①市税システムの再構築及び運用保守に係る 業務 ②(略)その妥当性 市税システムの円滑な再構築作業及び安定的 な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発元 である民間業者であるから ③50人以上100人未満 ④(略) ⑤(略) ⑥(富士通Japan 株式会社 ⑦~⑨(略)	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((1)市民 税データファイル 4.特定個 人情報ファイルの取扱いの委 託 委託事項8)	市税システム運用・保守委託 ①(略)~⑨(略)	(削除)	事前	
令和3年3月31日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 4. 特定個 人情報ファイルの取扱いの委 託 委託事項9)	委託事項9 ①~⑤(略) ⑥委託先名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ ⑦~⑨(略)	委託事項8 ①~⑤(略) ⑥委託先名 株式会社 TKC ⑦~⑨(略)	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((1)市民 税データファイル 4. 特定個 人情報ファイルの取扱いの委 託 委託事項10)		(削除)	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスク を明らかに軽減させる変更の ため重要な変更には当たらな い
令和3年3月31日	I ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。)提供・移転の 有無	(略)61件(略)40件(略)	(略)64件(略)42件(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 提供先59 ①法令上の根拠))	番号法第19条第7号 別表第二第119項	番号法第19条第7号 別表第二第120項	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5、特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 提供先61 ①法令上の根拠))	番号法第19条第7項(略)	番号法第19条第7号(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	□ ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 人件3ものを除く。) 提供先62 ①~⑦)	(新規)	市町村長 ①番号法19条第7項 別表第二第20項 ②身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は 費用の徴収に関する事務で宛て主務省令で定めるもの ③地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ④10万人以上100万人未満 ⑤本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 ⑥[〇]情報提供ネットワークシステム(略) ⑦照会を受けた都度	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 件予ものを除く。) 提供先63 ①~⑦)	(新規)	市町村長 ①番号法19条第7項 別表第二第53項 ②知的障害者福祉法による障害福祉サービ ス、障害者支援施設等への入所等の措置又は 費用の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの ③地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって 主務省令で定めるもの ④10万人以上100万人未満 ⑤本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 ⑥[〇]情報提供ネットワークシステム(略) ⑦照会を受けた都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 提供先64 ①~⑦)	(新規)	厚生労働大臣 ①番号法19条第7項 別表第二第117項 ②年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する。 ③地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ④10万人以上100万人未満 ⑤本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者 ⑥[〇]情報提供ネットワークシステム(略) ⑦照会を受けた都度	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	□ ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 移転先1~ 4、19、20)	こども未来局こども支援部こども保険福祉課	こども未来局こども支援部こども保健福祉課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	I ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 移転先10、 11、29、32)	健康福祉局医療保険部保険年金課	健康福祉局医療保険部医療保険課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 移転先31、 34)	こども未来局子育で推進部保育課	こども未来局子育て推進部保育対策課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 件子ものを除く。) 移転先41 ①~⑦)	(新規)	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 ①川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 第2項又は第3項 ②番号法第19条第7号別表第二第20項に規定される事務(身体障害者福祉法による障害福祉 世でに入、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの) ③地方税その他の地方税に関する法律に基づ 〈条体の規定により算定した税額若しくはその 算定の基礎となる事項に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、を100万人共養 親族等本市の賦課徴収に関連する者 ⑥[〇]情報提供ネットワークシステム(略) ⑦必要に応じて	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。) 移転先42 ①~⑦)	(新規)	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課①川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項(②番号法第19条第7号別表第二第120項に規定される事務(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する法律による特定医療費の支給に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報②10万人以上100万人未満(⑤本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者(⑥[〇]情報提供ネットワークシステム(略)⑦必要に応じて	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日)変更固所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	II ファイルの概要((1)市民 税データファイル 6. 特定個 人情報の保管・消去 ②保管 期間)	期間 6年以上10年未満 その妥当性 地方税法の更正、決定の期間制 限	期間 10年以上20年未満 その妥当性 地方税法の更正、決定の期間制 限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく 期間	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((2)固定 資産税データファイル 4.特 定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託の有無)	5件	4件	事前	
令和3年3月31日	II ファイルの概要((2)固定 資産税データファイル 5. 特 定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項3 ⑥委託 先名)	市税システム運用・保守委託 ①アプリケーション、データベースの保守・管理 ログ監視・解析、トラブル対応等 ②(略)その妥当性 市税システムの安定的な稼働のため専門的な 知識を有する民間業者であるから ③10人以上50人未満 ④(略) ⑤(略) ⑥富士通 株式会社 川崎支店 ⑦~⑨(略)	市税システム再構築・運用保守業務 ①市税システムの再構築及び運用保守に係る 業務 ②(略)その妥当性 市税システムの円滑な再構築作業及び安定的 な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発 元である民間業者であるから ③50人以上100人未満 ④(略) ⑤(略) ⑥(富士通Japan 株式会社 ⑦~⑨(略)	事前	
令和3年3月31日	II ファイルの概要((2)固定 資産税データファイル 5.特 定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項4 ⑥委託 先名)	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社 TKC	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((2)固定 資産税データファイル 4.特 定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項5)	移行データ抽出業務 ①(略)~⑨(略)	(削除)	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスク を明らかに軽減させる変更の ため重要な変更には当たらな い
令和3年3月31日	II ファイルの概要((2)固定 資産税データファイル 5.特 定個人情報の提供・移転(委 託に伴うものを除く。) 移転 先1 ②移転先における用 途)	番号法第19条第7項(略)	番号法第19条第7号(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	II ファイルの概要((2)固定 資産税データファイル 5.特 定個人情報の提供・移転(会 託に伴うものを除く。) 移転 先2 ②移転先における用 途)	健康福祉局医療保険部保険年金課 番号法第19条第7項(略)	健康福祉局医療保険部医療保険課 番号法第19条第7号(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	II ファイルの概要((2)固定 資産税データファイル 6.特 定個人情報の保管・消去 ② 保管期間)	期間 6年以上10年未満 その妥当性 地方税法の更正、決定の期間制 限	期間 10年以上20年未満 その妥当性 地方税法の更正、決定の期間制 限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく 期間	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((3)軽自 動車税データファイル 4.特 定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託の有無)	5件	3件	事前	
令和3年3月31日	動車税データファイル 4.特 定個人情報ファイルの取扱い	務であり、庁内だけでの対応は困難であるた	短期間で大量の納税通知書やチラシ等を封入 封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困 難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間 は個人番号を提供しない。	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	II ファイルの概要((3)軽自動車税データファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2)	市税システム運用・保守委託 ①アプリケーション、データベースの保守・管理、ログ監視・解析、トラブル対応等 ②(略)その妥当性 市税システムの安定的な稼働のため専門的な知識を有する民間業者であるから ③10人以上50人未満 ④(略) ⑤(株式会社 アイネス 首都圏営業第二部 ⑦~⑨(略)	市税システム再構築・運用保守業務 ①市税システムの再構築及び運用保守に係る 業務 ②(略)その妥当性 市税システムの円滑な再構築作業及び安定的 な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発 元である民間業者であるから ③50人以上100人未満 ④(略) ⑤(高) ⑥(高) ⑥(高) ⑥(高)	事前	
令和3年3月31日	II ファイルの概要((3)軽自動車税データファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3)	市税システム運用・保守委託 ①アプリケーション、データベースの保守・管理、ログ監視・解析、トラブル対応等 ②(略)その妥当性 市税システムの安定的な稼働のため専門的な知識を有する民間業者であるから ③10人以上50人未満 ④(略) ⑤(略) ⑥(富士通 株式会社 川崎支店 ⑦~⑨(略)	(削除)	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((3)軽自 動車税データファイル 4.特 定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項4)	委託事項4	委託事項3	事前	

変更日)変更箇所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I ファイルの概要((3)軽自 動車税データファイル 4.特 定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項5)	移行データ抽出業務 ①(略)~⑨(略)	(削除)	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスク を明らかに軽減させる変更の ため重要な変更には当たらな い
令和3年3月31日	II ファイルの概要((3)軽自動車税データファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途)	番号法第19条第7項(略)	番号法第19条第7号(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	II ファイルの概要((3)軽自動車税データファイル 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ②移転先における用途)	健康福祉局医療保険部保険年金課 番号法第19条第7項(略)	健康福祉局医療保険部医療保険課 番号法第19条第7号(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	□ ファイルの概要((3)軽自 動車税データファイル 6.特 定個人情報の保管・消去 ② 保管期間)	期間 6年以上10年未満 その妥当性 地方税法の更正、決定の期間制 限	期間 10年以上20年未満 その妥当性 地方税法の更正、決定の期間制 限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく 期間	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((4)事業 所税データファイル 4. 特定 個人情報ファイルの取扱いの 委託 委託の有無)	3件	2件	事前	
令和3年3月31日	II ファイルの概要((4)事業 所税データファイル 4. 特定 個人情報ファイルの取扱いの 委託 委託事項1)	市税システム運用・保守委託 ①アプリケーション、データベースの保守・管理ログ監視・解析、トラブル対応等 ②(略)その妥当性 市税システムの安定的な稼働のため専門的な知識を有する民間業者であるから ③10人以上50人未満 ④(略) ⑤(路) ⑥(高) ⑥(高士通 株式会社 川崎支店 ⑦~③(略)	市税システム再構築・運用保守業務 ①市税システムの再構築及び運用保守に係る 業務 ②(略)その妥当性 市税システムの円滑な再構築作業及び安定的 な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発 元である民間業者であるから ③50人以上100人未満 ④(略) ⑤(略) ⑥(富士通Japan 株式会社 ⑦~⑨(略)	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((4)事業 所税データファイル 4. 特定 個人情報ファイルの取扱いの 委託 委託事項2 ⑥委託先 名)	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社 TKC	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((4)事業 所税データファイル 4. 特定 個人情報ファイルの取扱いの 委託 委託事項3)	移行データ抽出業務 ①(略)~⑨(略)	(削除)	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスク を明らかに軽減させる変更の ため重要な変更には当たらない
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((4)事業 所税データファイル 6. 特定 個人情報の保管・消去 ②保 管期間)	期間 6年以上10年未満 その妥当性 地方税法の更正、決定の期間制 限	期間 10年以上20年未満 その妥当性 地方税法の更正、決定の期間制 限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく 期間	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((5)その 他諸税データファイル 4.特 定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託の有無)	2件	1件	事前	
令和3年3月31日	II ファイルの概要((5)その 他諸税データファイル 4.特 定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項1)	市税システム運用・保守委託 ①アプリケーション、データベースの保守・管理、ログ監視・解析、トラブル対応等 ②(略)その妥当性 市税システムの安定的な稼働のため専門的な 知識を有する民間業者であるから ③10人以上50人未満 ④(略) ⑤(略) ⑥株式会社 アイネス 首都圏営業第二部 ⑦~⑨(略)	市税システム再構築・運用保守業務 ①市税システムの再構築及び運用保守に係る 業務 ②(略)その妥当性 市税システムの円滑な再構築作業及び安定的 な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発 元である民間業者であるから ③50人以上100人未満 ④(略) ⑤(略) ⑥(い) ⑥(い)	事前	
令和3年3月31日	□ ファイルの概要((5)その 他諸税データファイル 4.特 定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項2)		(削除)	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((5)その 他諸税データファイル 6.特 定個人情報の保管・消去 ② 保管期間)	期間 6年以上10年未満 その妥当性 地方税法の更正、決定の期間制 限	期間 10年以上20年未満 その妥当性 地方税法の更正、決定の期間制 限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく 期間	事前	

変更日)変更箇所	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II ファイルの概要((6)収納 管理データファイル 2. 基本 情報 ④記録される項目)	主な記録項目 (略) ・業務関係情報 (略)[]地方税関係情報(略)	主な記録項目 (略) ・業務関係情報 (略)[〇]地方税関係情報(略) その妥当性 〇識別情報	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((6)収納 管理データファイル 3、特定 個人情報の入手・使用 ①入 手元)		[〇]本人又は本人の代理人 (略)	事前	
令和3年3月31日	II ファイルの概要((6)収納 管理データファイル 3.特定 個人情報の入手・使用 ⑤本 人への明示)	(略)、地方税法第446条、(略)	(略)、地方税法第463条の18、(略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	II ファイルの概要((6)収納 管理データファイル 3. 特定 個人情報の入手・使用 ⑧使 用方法)	・収納情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報を基に、市税 の収納管理事務を行う。 情報の突合 収納情報における他の情報の突合は行わない。 (略)	・収納情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報を基に、市税 の収納管理事務を行う。 ・市税システムに登録された口座情報を基に、 市税の還付事務を行う。 情報の突合 収納情報における他の情報の突合は行わな い。 口座情報における他の情報の突合は行わな い。 (路)	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((6)収納 管理データファイル 4. 特定 個人情報ファイルの取扱いの 委託 委託の有無)	3件	1件	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((6)収納 管理データファイル 4.特定 個人情報ファイルの取扱いの 委託 委託事項1)	市税システム運用・保守委託 ①アプリケーション、データベースの保守・管理・ログ監視・解析、トラブル対応等 ②(略)その妥当性 市知版を有するの安定的な稼働のため専門的な 知臓を有する民間業者であるから ③10人以上50人未満 ④(略) ⑤(略) ⑥(略) ⑥(株式会社 アイネス 首都圏営業第二部 ⑦~③(略)	市税システム再構築・運用保守業務 ①市税システムの再構築及び運用保守に係る 業務 ②(略)その妥当性 市税システムの円滑な再構築作業及び安定的 な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発 元である民間業者であるから ③50人以上100人未満 ④(略) ⑤(略) (6)富士通Japan 株式会社 ⑦~⑨(略)	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((6)収納 管理データファイル 4. 特定 個人情報ファイルの取扱いの 委託 委託事項2)		(削除)	事前	
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((6)収納 管理データファイル 4. 特定 個人情報ファイルの取扱いの 委託 委託事項3)		(削除)	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスク を明らかに軽減させる変更の ため重要な変更には当たらない
令和3年3月31日	Ⅱ ファイルの概要((6)収納 管理データファイル 6. 特定 個人情報の保管・消去 ②保 管期間)	期間 6年以上10年未満 その妥当性 地方税法の更正、決定の期間制 限	期間 10年以上20年未満 その妥当性 地方税法の更正、決定の期間制 限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく 期間	事前	
令和3年3月31日	II ファイルの概要(1.(略)~7.(略))	(7)口座管理データファイル	(削除)	事前	
令和3年3月31日	II ファイルの概要(1.(略)~7.(略))	(8)滞納管理データファイル	(削除)	事前	
令和3年3月31日	II ファイルの概要(1.(略)~7.(略))	(9)証明発行データファイル	(削除)	事前	
令和3年3月31日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	●市税システム 全データ項目数:5828 (略) [口座]データ項目数:48 (該当全て) (略) [滞納管理]データ項目数:446 (該当全て) [証明]データ項目数:21 (該当全て)	●市税システム 全データ項目数:5022 (略) (削除)	事前	

変更日)変更箇所 _{項目}	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((1)市民税データファ イル 2. 特定個人情報の入 手(情報提供ネットワークシス テムを通じた入手を除く。) リ スク2: 不適切な方法で入手 が行われるリスク)	リスクに対する措置の内容 (略) ・アクセスログを取得している。また、同一IDIC よる複数のログインを不許可にしている。 (略)	リスクに対する措置の内容 (略) ・アクセスログを取得している。 (略)	事前	
令和3年3月31日	皿 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((1)市民税データファ イル 2. 特定個人情報の人 手(情報提供ネットワークシス テムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手の際の本人確 認の措置の内容)	・(略) ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。(略) ・本人又は本人の代理人 番号法施行規則第4条(略) ・(略) ・(略)	・(略) ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。(略) ・本人又は本人の代理人 番号法施行規則第3条(略) ・(略) ・(略)	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((1)市民税データファ イル 2. 特定個人情報の入 手「情報提供ネットワークシス テムを通じた入手を除く。) リ スク4: リスクに対する措置 の内容)	・窓口の場合は、職員が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所を明記して、当該住所宛に返送するようにする。(略)	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛に返送するようにする。(路)	事後	誤字脱字の修正等の形式的 な変更であるため重要な変更 に当たらない
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((1)市民税データファ イル 3. 特定個人情報の使 用 リスク2: 権限のない者 (元職員、アクセス権限のな い職員等)によって不正使用 されるリスク)	(略) 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 (略)画面ID	(略) 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 (略)画面ID 等	事前	
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策((1)市民税データファイル 3. 特定個人情報の情報 リスクは・特定個人情報の情報ファイルが不正に複製されるリスク(リスクに対する措置の内容))	サーバ上でのデータの複製は、システム管理者のみ実施できる。 ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 市税システム上、クライアントからのデータファイルのダウンロード自体が不可である。	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにしている。 がックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。	事前	
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((2)固定資産税デー タファイル 2.特定個人情報 の入手(情報提供ホットワーク システムを通じた入手を除 く。)リスク2: 不適切な方 法で入手が行われるリスク)	リスクに対する措置の内容 (略) ・アクセスログを取得している。また、同一IDに よる複数のログインを不許可にしている。 (略)	リスクに対する措置の内容 (略) ・アクセスログを取得している。 (略)	事前	
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((2)固定資産税デー タファイル 2.特定個人情報 の入手(情報提供ホッヤワーク システムを通じた入手を除 く。) リスク3: 入手の際の 本人確認の措置の内容)	・・(略) ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。(略)・本人又は本人の代理人番号法施行規則第4条(略)・・(略)	・(略) ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。(略)・本人又は本人の代理人番号法施行規則第3条(略)・(略)	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((2)固定資産税デー タファイル 2.特定個人情報 の入手(情報提供ホットワーク システムを通じた入手を除 く。) リスク4: リスクに対す る措置の内容)		・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛に返送するようにする。(路)	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((2)固定資産税デー タファイル 3.特定個人情報 の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限 のない職員等)によって不正 使用されるリスク)	(略) 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 (略)画面ID	(略) 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 (略)画面ID 等	事前	
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((2)固定資産税デー タファイル 3.特定個人情報 の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製さ れるリスク (リスクに対する 措置の内容))	アクセスできる情報を制限している。	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにしている。バックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。	事前	

変更日)変更箇所	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((3)軽自動車税デー	リスクに対する措置の内容 (略) ・アクセスログを取得している。また、同一IDによる複数のログインを不許可にしている。 (略)	リスクに対する措置の内容 (略) ・アクセスログを取得している。 (略)	事前	
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((3)軽自動車税デー タファイル 2.特定個人情報 の入手(情報提供ネットワーク システムを通じた入手を除 く。) リスク3: 入手の際の 本人確認の措置の内容)	・(略) ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。	・(略) ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((3)軽自動車税デー タファイル 2.特定個人情報 の入手(情報提供ホットワーク システムを通じた入手を除 く。) リスク4: リスクに対す る措置の内容)	・窓口の場合は、職員が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所を明記して、当該住所宛に返送するようにする。(略)	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛に返送するようにする。(路)	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((3)軽自動車税デー タファイル 3.特定個人情報 の使用 リスク2: 権限のな い者(元職員、アクセス権限 のない職員等)によって不正 使用されるリスク)	(略) 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 (略)画面ID	(略) 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 (略)画面ID 等	事前	
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策((3)軽自動車税データファイル 3.特定個人情報の使用 リスク4:特定個大電報では、特定のでは、特定のでは、特定のでは、サイン・ロスクに対する措置の内容))	サーバ上でのデータの複製は、システム管理 者のみ実施できる。 ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、 アクセスできる情報を制限している。 市税システム上、クライアントからのデータファ イルのダウンロード自体が不可である。	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにしている。 バックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。	事前	
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((3)軽自動車税デー タファイル 7.特定個人情報 の保管・消去 リスク1 90 長3年以内に、評価実施機関 において、個人情報に関する 重大事故が発生したか)	[発生あり] -	[発生あり] 別紙(個人情報に関する重大事故について)を 参照 別紙(個人情報に関する重大事故について)を 参照	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((4)事業所税データ ファイル 2. 特定個人情報の 入手(情報提供ネットークシ ステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入 手が行われるリスク)	リスクに対する措置の内容 (略) ・アクセスログを取得している。また、同一IDに よる複数のログインを不許可にしている。 (略)	リスクに対する措置の内容 (略) ・アクセスログを取得している。 (略)	事前	
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((4)事業所税データ ファイル 2. 特定個人情報の 入手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手の際の本人確 認の措置の内容)	・(略) ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。 (略) ・本人又は本人の代理人 番号法施行規則第4条(略)	・(略) ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。 (略) ・本人又は本人の代理人 番号法施行規則第3条(略)	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((4)事業所税データ ファイル 2. 特定個人情報の 入手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。) リスク4: リスクに対する措 置の内容)		・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛に返送するようにする。(格)	事後	誤字脱字の修正等の形式的 な変更であるため重要な変更 に当たらない
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((4)事業所税データ ファイル 3. 特定個人情報の 使用 リスク2: 権限のない 者(元職員、アクセス権限の ない職員等)によって不正使 用されるリスク)	(略) 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 (略)画面ID	(略) 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 (略)画面ID 等	事前	

変更日)変更箇所 _{項目}	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((4)事業所税データ ファイル 3. 特定個人情報の 使用 リスク4: 特定個人情報の 報ファイルが不正に優別され るリスク (リスクに対する措 置の内容))	サーバ上でのデータの複製は、システム管理者のみ実施できる。 ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 市税システム上、クライアントからのデータファイルのダウンロード自体が不可である。	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにしている。パックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。	事前	
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((5)その他諸税デー タファイル 2. 特定個人情報 の入手(情報提供ネットワーシステムを通じた入手を除 く。) リスク2: 不適切な方 法で入手が行われるリスク)	リスクに対する措置の内容 (略) ・アクセスログを取得している。また、同一IDによる複数のログインを不許可にしている。 (略)	リスクに対する措置の内容 (略) ・アクセスログを取得している。 (略)	事前	
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((5)その他諸税デー タファイル 2. 特定個人情報 の入手(情報提供ネットワーシステムを通じた入手を除 く。) リスク3: 入手の際の 本人確認の措置の内容)	・(略) ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。	・(略) ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。	事後	誤字脱字の修正等の形式的 な変更であるため重要な変更 に当たらない
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((5)その他諸税デー タファイル 2. 特定個人情報 の入手(情報提供ネットワーク システムを通じた入手を除 く。) リスク4: リスクに対す る措置の内容)	-窓口の場合は、職員が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所を明記して、当該住所宛に返送するようにする。(略)	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛に返送するようにする。(格)	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((5)その他諸税デー タファイル 3.特定個人情報 の使用 リスク2: 権限のの い者(元職員、アクセス権限 のない職員等)によって不正 使用されるリスク)	(略) 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 (略)画面ID	(路) 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 (路)画面ID 等	事前	
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((5)その他諸税デー タファイル 3. 特定個人情報 の使用 リスク4: 特定個 情報ファイルが不正に複製さ れるリスク (リスクに対する 措置の内容))	アクセスできる情報を制限している。	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにしている。 バックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。	事前	
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((6)収納管理データ ファイル 2. 特定個人情報の 入手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入 手が行われるリスク)	リスクに対する措置の内容 (略) ・アクセスログを取得している。また、同一IDに よる複数のログインを不許可にしている。 (略)	リスクに対する措置の内容 (略) -アクセスログを取得している。 (略)	事前	
令和3年3月31日		・(略) ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。	・(略) ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更 に当たらない
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((6)収納管理データ ファイル 2.特定個人情報の 入手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。) リスク4: リスクに対する措 置の内容)	-窓口の場合は、職員が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所を明記して、当該住所宛に返送するようにする。(略)	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛に返送するようにする。(格)	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((6)収納管理データ ファイル 3.特定個人情報の 使用 リスク2:権限のない 者(元職員、アクセス権限の ない職員等)によって不正使 用されるリスク)	(略) 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 (略)画面ID	(略) 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 (略)画面ID 等	事前	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス		EUCデータについて、職員に対して適切な権限		
ク対策((6)収納管理データファイル 3.特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク (リスクに対する措置の内容))	サーバ上でのデータの複製は、システム管理者のみ実施できる。 ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 市税システム上、クライアントからのデータファイルのダウンロード自体が不可である。	を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにしている。 バックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。	事前	
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(1.(略)~7.(略))	(7)口座管理データファイル	(削除)	事前	
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(1.(略)~7.(略))	(8)滞納管理データファイル	(削除)	事前	
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(1.(略)~7.(略))	(9)証明発行データファイル	(削除)	事前	
V 開示請求、問合せ 1. 特 定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求 ④個人情報ファ イル簿の公表	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/00000 47748.html)	川崎市ホームページ (https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000 047748.html)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13 ②システムの機能)	本市CS端末	本市統合端末	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
I 基本情報(6.情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会 番号法第19条第7号 ・情報提供 番号法第19条第7号 91の項(主務省令を定める命令第44条の 2)	・情報照会 番号法第19条第8号 ・情報提供 番号法第19条第8号 91の項(主務省令を定める命令第44条の 3)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
I 基本情報((別添1)事務 の内容 ◎個人住民税関係 事務)	CS端末	統合端末	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
I 基本情報((別添1)事務 の内容 ◎固定資産税関係 事務)	CS端末	統合端末	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
I 基本情報((別添1)事務 の内容 ◎軽自動車税関係 事務)	CS端末	統合端末	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
I 基本情報((別添1)事務 の内容 ◎諸税関係事務(事 業所税))	CS端末	統合端末	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
I 基本情報((別添1)事務 の内容 ◎諸税関係事務(市 たばこ税))	CS端末	統合端末	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
I 基本情報((別添1)事務 の内容 ◎諸税関係事務(入 湯税))	CS端末	統合端末	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
I 基本情報((別添1)事務 の内容 ◎収納管理事務)	CS端末 16 住登外者の照会・検索 17 本人確認情報	統合端末 11 住登外者の照会・検索 12 本人確認情報	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ⑤本人への明示)	番号法第19条第7号、第9号	番号法第19条第8号、第10号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
I 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先3、4 ①法令上 の根拠)	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先5~64 ①法令 上の根拠)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
	置の内容) I 取扱い (1 を	置の内容)) Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1.(略)~7.(略)) Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1.(略)~7.(略)) Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1.(略)~7.(略)) Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1.(略)~7.(略)) Ⅵ 開示請求、問合せ 1.特別用係止請求 ④個人情報ファイル第の公表 Ⅰ 基本情報(2.特定個人情報ファイルの報力(1.4元)を取り扱う事務において使用するシステムの規能がである。 Ⅰ 基本情報(2.特定個人情報ファイルの限力(1.4元)を取り扱う事務において使用するシステムの機能) Ⅰ 基本情報((1.4元)事務の内容 ⑥個人住民稅関係事務) Ⅰ 基本情報((1.4元)事務の内容 ⑥個人住民稅関係事務) Ⅰ 基本情報((1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅関係事務(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間係事務(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間係事務(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間の添加・事務の内容 ⑥ 直接稅間係事務(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間係事務(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間係事務(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間係事務(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間係事務(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間係事務(1.4元)事務の内容 ⑥ 直接稅間報の入手、使用 ⑤ 本人への明示) Ⅰ 特定個人情報のアイルの概要(1.1市民稅データファイルの概要(1.1市民稅データファイルの概要(1.1市民稅データファイルの概要(1.1市民稅データファイルの概要(1.1市民稅データファイルの概要(1.1市民稅データファイルの概要(1.1市民稅データファイルの概要(1.1年度稅十分の之除、人。提供1.5、本人への明示) Ⅰ 特定個人情報のアイルの概要(1.1年度稅 情報のアイルの概要(1.1年度稅 情報)アイルの概要(1.1年度稅 行報の提供 後稅 使我に供給 の定額 中級 前別	国の内容))	国 特定億人情報 アイルの

変更日)変更箇所	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 5. 特定個人情報の提供・	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 3. 特定個人情報の 入手・使用 ⑤本人への明 示)	番号法第19条第7号、第9号	番号法第19条第8号、第10号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年9月10日	II 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先1、2 ②移転 先における用途)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 3. 特定個人情報の 入手・使用 ⑤本人への明 示)	番号法第19条第7号、第9号	番号法第19条第8号、第10号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
14104-37 IOD	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 5.特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 提供・移転(委託に伴うものを 除(。) 移転先1、2 ②移転 先における用途)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年9月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((4)事業所税データファ イル 3. 特定個人情報の入 手・使用 ⑤本人への明示)	番号法第19条第7号、第9号	番号法第19条第8号、第10号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年9月10日	II 特定個人情報ファイルの 概要((5)その他諸税データ ファイル 3. 特定個人情報の 入手・使用 ⑤本人への明示)	番号法第19条第7号、第9号	番号法第19条第8号、第10号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年9月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((6)収入管理データファ イル 3. 特定個人情報の入 手・使用 ⑤本人への明示)	番号法第19条第7号、第9号	番号法第19条第8号、第10号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((1)市民税データファ イル 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 その他の 措置の内容)	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため委託先及び確認するため委託先及び再次委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行っている。	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託 た及び再委託先(再々委託以降を行う場合の 当該再々委託先等についても同じ。)に対し て、監査又は検査を行う。	事後	誤字脱字の修正等の形式的 な変更であるため重要な変更 に当たらない
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策((())市民税データファイル 5. 特定個人情報の提供・移転会託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供・移転が行われるリスク特定個人情報の提供・移転が行われば・移転に関するルールルールの内を及びルール遵守の確認方法)	番号法第19条第10号	番号法第19条第11号	事後	法令の題名等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
令和3年9月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((1)市民税データファ イル 6. 情報提供ネットワー クシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリス ク リスクに対する措置の内 容)	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法令の題名等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
令和3年9月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((2)固定資産税デー タファイル 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 そ の他の措置の内容)	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため委託先及び確認するため委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行っている。	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託 先及び再委託先、再々委託以降を行う場合の 当該再々委託先等についても同じ。)に対し て、監査又は検査を行う。	事後	誤字脱字の修正等の形式的 な変更であるため重要な変更 に当たらない

変更日)変更箇所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((2)固定資産税デー タファイル 5. 特定個人情報 の提供・移転(委託や情報以 サカルワーのシステーとを通り	番号法第19条第10号	番号法第19条第11号	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和3年9月10日	II 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((2)固定資産税デー タファイル 6.情報提供ネット ワークシステムとの接続・リス ク1:目的外の入手が行われ るリスク リスクに対する措置 の内容)	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和3年9月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((3)軽自動車税デー タファイル 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 そ の他の措置の内容)	されていることを検証及び確認するため委託先	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託 先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の 当該再々委託先等についても同じ。)に対し て、監査又は検査を行う。	事後	誤字脱字の修正等の形式的 な変更であるため重要な変更 に当たらない
令和3年9月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策((3)軽自動車税データファイル 5.特定個人情報 の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除ぐ。)リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク特定個人情報の提供・移転に関するルールルの内容及びルール遵守の確認方法)	番号法第19条第10号	番号法第19条第11号	事後	法令の題名等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
令和3年9月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((3)軽自動車税デー タファイル 6.情報提供ネット ワークシステムとの接続 リス ク1:目的外の入手が行われ るリスク リスクに対する措置 の内容)	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和3年9月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((4)事業所税データ ファイル 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 そ の他の措置の内容)	されていることを検証及び確認するため委託先	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託 先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の 当該再々委託先等についても同じ。)に対し て、監査又は検査を行う。	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和3年9月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((5)その他諸税デー タファイル 4、特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 そ の他の措置の内容)	されていることを検証及び確認するため委託先 及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託 先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の 当該再々委託先等についても同じ。)に対し て、監査又は検査を行う。	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和3年9月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策((6)収納管理データ ファイル 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 そ の他の措置の内容)	されていることを検証及び確認するため委託先 及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託 先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の 当該再々委託先等についても同じ。)に対し て、監査又は検査を行う。	事後	誤字脱字の修正等の形式的な変更であるため重要な変更 に当たらない
令和4年9月16日	I 基本情報(2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14)	(新規)	①市たばこ税システム ②1 製造たばこの卸売販売業者等から提出されるたばこ税申告書及び小売販売業者等から提出されるたばこ税の手持品課税申告書等をもとに、宛名管理システムの登録・修正・確認や課税資料内容(納付額等)を登録する。 2 更正等により税額の変更を行う。 ③[○]税務システム	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

(別添3)変更簡所

変更日)変更箇所 _{項目}	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月16日	I 基本情報(2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15)	(新規)	①入湯税システム ②1 本市内の鉱泉浴場の特別徴収義務者から提出される入湯税納入申告書等をもとに、宛名管理システムの登録・修正・確認や課税資料内容(納付額等)を登録する。 2 更正等により税額の変更を行う。 ③[○]税務システム	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎個人住民税関係事 務(他団体との情報連携事務 を含む))	(省略)	別添1のとおり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎固定資産税関係事 務(他団体との情報連携事務 を含む))	(省略)	別添1のとおり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎軽自動車税関係事 務(他団体との情報連携事務 を含む))	(省略)	別添1のとおり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	I 基本情報((別添1)事務の 内容 ◎諸税関係事務(事業 所税))	(省略)	別添1のとおり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎諸税関係事務(市た ばこ税))	(省略)	別添1のとおり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎諸税関係事務(入湯 税))	(省略)	別添1のとおり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎収納管理事務)	(省略)	別添1のとおり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル ル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項 1)	・「委託事項1:市民税・県民税(普通徴収)納税通知書製本・封入及び封緘業務」・①納税通知書製本・封入及び封緘作業の他、(路) 仕分けを行い、各市税事務所及び市税分室に納品する。・②その妥当性:短期間で大量の納税通知書のチラン等を封入封緘する業務・④[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	・「委託事項1:市民税・県民税(普通徴収)納税通知書印字・製本・封入及び封緘業形・①納税通知書印字・製本・封入及び封緘業にの他、(略)仕分けを行い、郵送する。・②その妥当性:短期間で大量の納税通知書の印字やチラシ等を封入封緘する業務・・④[〇]電子記錄媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項 2)	·④[O]紙	•④[]紙	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル ル 4.特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項 4)	・①市民税・県民税申告書、給与支払報告書 (普通徴収)確定申告書、年金支払報告書、そ の他課税資料を市税システムに登録するため の入力データを作成する。	市民税・県民税申告書、確定申告書、年金支 払報告書、その他課税資料を市税システムに 登録するための入力データを作成する。	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイ ル 4.特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項 5)		・①給与支払報告書その他課税資料 ・④[〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除 く。)、[〇]フラッシュメモリ、[]紙 ・⑥株式会社 東計電算	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項 7)	·③50人以上100人未満	・③100人以上500人未満	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの 概要((1)市民税データファイル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項 8)	・③10人未満	·③50人以上100人未満	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

(別添3)変更簡所

変更日)変更箇所 _{項目}	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
- X X H	- XH		・「委託事項1:固定資産税納税通知書印字・製	- PC TT 6/1 34/1	2CE W 2011-24 20 (2013)
令和4年9月16日	I 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委 託事項1)	*・「安託事項1: 固定貨産税納税通知書製本・封入 入封緘業務」 ・①: 固定資産税納税通知書製本・封入及び封 緘作業の他、 ・②その妥当性: 短期間で大量の納税通知書 やチラン等を封入封緘する業務 ・④[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除 く。)、[○]紙	*・・安計争項1:回定貨産税納税通知書印字・製本・封入封緘業務] ・①:固定資産税納税通知書の印字・製本・封入及び封緘作業の他、・②その妥当性:短期間で大量の納税通知書やチラン等を印字・封入封緘する業務・④[〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、[]紙	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの 概要((2)固定資産税データ ファイル 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委 託事項3)	・③50人以上100人未満	- ③100人以上500人未満	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	I 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 2.基本情報)	・③その必要性:軽自動車税	・③その必要性:軽自動車税(種別割)	事後	誤字脱字の修正等の形式的 な変更であるため重要な変更 に当たらない
令和4年9月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 3.特定個人情報の 入手・使用)	・④軽自動車税の納税義務者は、軽自動車税の賦課徴収に関し ・⑥滅免事務その他軽自動車税の ・⑧軽自動車税の賦課及び徴収	- ④種別割の納税義務者は、種別割の賦課徴収に関し ・ ⑥滅免事務その他軽自動車税(種別割)の ・ ⑧軽自動車税(種別割)の賦課及び徴収	事後	誤字脱字の修正等の形式的 な変更であるため重要な変更 に当たらない
令和4年9月16日	I 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委 託事項1)	・委託事項1:軽自動車税納税通知書製本・封入封緘業務 ・①軽自動車税納税通知書製本・封入及び封 織作業の他、 ・②対象となる本人の範囲:軽自動車税の課税 対象者 ・②その妥当性:短期間で大量の納税通知書 やチラン等を封入封緘する業務 ・④[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	・委託事項1:軽自動車税(種別割)納税通知書 印字・製本・封入封緘業務 ・①軽自動車税(種別割)納税通知書印字・製 本・封入及び封緘作業の他、 ・②対象となる本人の範囲:軽自動車税(種別割)の課税対象者 ・②その妥当性:返期間で大量の納税通知書 の印字やチラシ等を封入封緘する業務 ・④[〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	誤字脱字の修正等の形式的 な変更であるため重要な変更 に当たらない
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委 託事項2)	・③50人以上100人未満	•③100人以上500人未満	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの 概要((3)軽自動車税データ ファイル 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委 託事項3)	・委託事項3:軽自動車税申告書の受付事務 ・①軽自動車税申告書の受理 ・②対象となる本人の範囲:軽自動車税の申告 書を届出する者	・委託事項3:軽自動車税(種別割)申告書の受付事務 ・①軽自動車税(種別割)申告書の受理 ・②対象となる本人の範囲:軽自動車税(種別 割)の申告書を届出する者	事後	誤字脱字の修正等の形式的 な変更であるため重要な変更 に当たらない
令和4年9月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((4)事業所税データファ イル 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事 項1)	・③50人以上100人未満	・③100人以上500人未満	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの 概要((4)事業所税データファ イル 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事 項2)	・③10人以上50人未満	•③50人以上100人未満	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	II 特定個人情報ファイルの 概要((5)その他諸税データ ファイル 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委 託事項1)	•③50人以上100人未満	•③100人以上500人未満	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((6)収納管理データファ イル 4.特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事 項1)	・③50人以上100人未満	・③100人以上500人未満	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要((別添2)特定個人情報 ファイル記録項目)	(省略)	別添2のとおり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年9月16日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	(省略)	宛名管理業務ファイル、市税システム再構築開発室の利用者ファイル、納税奨励業務ファイル、ホたばこ税ファイルを追加	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年1月27日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎収納管理事務)	(省略)	別添1のとおり	事前	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日)変更箇所 _{項目}	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月27日	II 特定個人情報ファイルの 概要((6)収納管理データファ イル 3. 特定個人情報の入 手・使用)	・①[]行政機関・独立行政法人等 ・②[]情報提供ネットワークシステム	・①[○]行政機関・独立行政法人等(デジタル 庁) ・②[○]情報提供ネットワークシステム	事前	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎個人住民税関係事 務(他団体との情報連携事務 を含む))	(省略)	別添1のとおり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎収納管理(他団体と の情報連携事務を含む))	(省略)	別添1のとおり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅱ ファイルの概要(市民税) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5	市民税・県民税(特別徴収)データ入力業務 ①委託内容 給与支払報告書その他課税資料を市税システムに登録するための入力データを作成する。 ⑥委託先名 株式会社 東計電算	市民税・県民税(給報・年報)データ入力業務 ①委託内容 総与支払報告書・年金支払報告書、その他課 税資料を市税システムに登録するための入力 データを作成する。 ⑥委託先名 シティコンピュータ 株式会社	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II ファイルの概要(市民税) 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	移転先1 こども未来局こども支援部こども保健福祉課移転先2 こども未来局こども支援部こども保健福祉課移転先3 こども未来局こども支援部こども保健福祉課移転先4 こども未来局こども支援部こども保健福祉課移転先6 健康福祉局保健所感染症対策課移転先6 健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター 移転先5 こども未来局こども支援部こども家庭課移転先18 こども未来局こども支援部こども家庭課移転先18 こども未来局こども支援部こども保健福祉課移転先20 こども未来局こども支援部こども保健福祉課移転先20	移転先1 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 移転先2 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 移転先2 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 移転先3 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 移転先6 健康福祉局保険医療政策部 移転先6 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 移転先13 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 移転先18 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 移転先19 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 移転先20 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 ち転先20 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II ファイルの概要(市民税) 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ※上記続き		福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉 局障害保健福祉部精神保健課、健康福祉局総	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	9過去3年以内に、評価実施	発生あり 【その内容】 別紙(個人情報に関する重大事故について) を参照 【再発防止策の内容】 【間発防止策の内容】 数据(個人情報に関する重大事故について) を参照	発生なし 【その内容】 【再発防止策の内容】	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	⑨過去3年以内に、評価実施	発生あり 【その内容】 別紙(個人情報に関する重大事故について) を参照 【再発防止策の内容】 別紙(個人情報に関する重大事故について) を参照	発生なし 【その内容】 【再発防止策の内容】	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	9過去3年以内に、評価実施	発生あり 【その内容】 別紙(個人情報に関する重大事故について) を参照 【用発防止策の内容】 別紙(個人情報に関する重大事故について) を参照	発生なし 【その内容】 【再発防止策の内容】	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日)変更固加 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(事業所税) 7. 特定個人情報の保管・消去 週過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり 【その内容】 別紙(個人情報に関する重大事故について) を参照 【用発防止策の内容】 別紙(個人情報に関する重大事故について) を参照	発生なし 【その内容】 【再発防止策の内容】	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	⑨過去3年以内に、評価実施	発生あり 【その内容】 別紙(個人情報に関する重大事故について) を参照 【再発防止策の内容】 別紙(個人情報に関する重大事故について) を参照	発生なし 【その内容】 【再発防止策の内容】	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	皿 リスク対策(プロセス)(収 納管理) 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	発生あり 【その内容】 別紙(個人情報に関する重大事故について) を参照 【再発防止策の内容】 別紙(個人情報に関する重大事故について) を参照	発生なし 【その内容】 【再発防止策の内容】	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	①請求先 ・財政局税務部税制課 住 所: 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) ②請求方法 川崎市個人情報尺度条例に基づく開示・訂正等の調査を受け付ける。 ④個人情報ファイル第の公表 【個人情報ファイルを】 発名管理業務ファイル、市税システム再構築開発室の利用者ファイル、・市民税・県民税課税業務ファイル、事民税で、電子申告利用・計算ファイル、市民税・県民税課税業務ファイル、東イファイル、市にばこ税ファイル、共有ファイル、市とはご税ファイル、共力ファイル、東子申告利用・画税、課税ファイル、、電子申告同和資産データファイル、、税カフィル、、家屋ファイル、規約資産ファイル、、電子申告同知資産データファイル、税務ファイル、・電子申告同知資産データファイル、税務ファイル、・電子等とでは、財政を関立を対し、市税、対策を対し、市税、対策を対し、市税、対策を対し、市税、対策を対し、市税、対策を対し、市税、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対策を対象を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対策を対し、対策を対策を対し、対策を対策を対し、対策を対策を対策を対し、対策を対し、対策を対策を対象を対し、対策を対策を対策を対し、対策を対策を対し、対策を対策を対し、対策を対策を対し、対策を対し、対策を対策を対象を対し、対策を対し、対策を対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対象を対し、対策を対象を対し、対策を対象を対し、対策を対象を対し、対策を対し、対策を対象を対し、対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	①請求先 ・財政局税務部税制課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 ・総務企園局コンプライアンス推進・行政情報 管理部行政情報課(情報公開担当) ②請求方法 個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開 示・訂正等の請求を受け付ける。 ④個人情報ファイル為の公表 【個人情報ファイル名】 宛名管理業務ファイル、市税ンステム再構築開 発室の利用者ファイル、市税システム内構築開 発室の利用書ファイル、共有ファイル、定子中告利用申請ファイル、共有ファイル、京をの地話税ファイル、共有ファイル、市成データファイル、共有ファイル、市税データファイル、共和ファイル、京を直接でデータファイル、収納で選手を受ファイル、市税滞納整理業務ファイル、市税滞納を理業がファイル、市税滞納を理業務ファイル、市税滞納を理業をファイル 【公表場所】 https://www.city.kawasaki,jp/170/page/00001 52460.html	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	①連絡先 住 所:〒210-0006 川崎市川崎区砂子1 -8-9 川崎御幸ビル5階	①連絡先 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1番地	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない